

医療機器の保険適用について（平成25年4月収載予定）

区分C1（新機能）

	販売名		企業名	保険償還価格	算定方式	補正加算等	外国平均価格との比
①	アクティブアーティキュレーションE1		バイオメット・ジャパン株式会社	79,200 円	類似機能区分 比較方式	有用性加算(イ) 5%	0.47
②	リストレーション ADM	寛骨臼カップ	日本ストライカー株式会社	153,000 円	類似機能区分 比較方式	有用性加算(イ) 5%	0.89
		寛骨臼インサート	日本ストライカー株式会社	79,200 円	類似機能区分 比較方式	有用性加算(イ) 5%	0.84

医療機器に係る保険適用決定区分及び価格（案）

販売名 アクティブアーティキュレーション E 1

保険適用希望企業 バイオメット・ジャパン株式会社

販売名	決定区分	主な使用目的
アクティブアーティキュレーション E 1	C 1（新機能）	本品は、人工股関節置換術において使用されるライナーであり、寛骨臼カップ及び大腿骨ステムのヘッドと組み合わせて内面・外面に摺動面を有する二重可動システムを形成する。原材料の超高分子量ポリエチレンにガンマ線を照射して架橋処理を施し、ビタミン E に浸漬させている。

○ 保険償還価格

販売名	償還価格	類似機能区分	外国平均価格との比	暫定価格
アクティブアーティキュレーション E 1	79,200 円	057 人工股関節用材料（1） 骨盤側材料 ⑤ライナー(Ⅲ) 73,700 円 有用性加算(イ) 5 %	0.47	73,700 円

[参考]

○ 企業希望価格

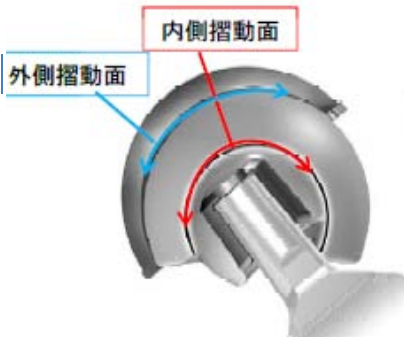
販売名	償還価格	類似機能区分	外国平均価格との比	暫定価格
アクティブアーティキュレーション E 1	158,000 円	057 人工股関節用材料（2）大 腿骨側材料 ④人工骨頭用 イ バイポーラカップ 127,000 円 有用性加算 30%	0.94	127,000 円

○ 諸外国におけるリストプライス

アメリカ 合衆国	連合王国	ドイツ	フランス	オーストラリ ア	外国平均 価格
232,813 円 (2,947 米ドル)	164,300 円 (1,325 ポンド)	122,400 円 (1,200 ユーロ)	販売実績 なし	148,716 円 (1,836 豪ドル)	167,057 円

1 ドル = 79 円 1 ポンド=124 円
1 ユーロ=102 円 1 オーストラリアドル=81 円
(平成 23 年 12 月～平成 24 年 11 月の日銀による為替レートの前平均)

製品概要

1 販売名	アクティブアーティキュレーションE 1											
2 希望業者	バイオメット・ジャパン株式会社											
3 使用目的	本品は、人工股関節置換術において使用されるライナーであり、寛骨臼カップ及び大腿骨ステムのヘッドと組み合わせて内面・外面に摺動面を有する二重可動システムを形成する。											
4 構造・原理	本品写真  製品外観 寛骨臼カップと本品、ステムヘッドと組み合わせた図 二重摺動面の位置											
	本品の主な有用性 ○ 摺動面が内側と外側の二重になっているため、関節可動域が大きくなり、そのことによって脱臼抵抗性が向上する。											
	臨床データ ○ 従来品に比べて脱臼率が低減											
	<table><tr><th>臨床評価成績</th><th>本品 (二重可動システム)</th><th>従来型THA (メタルon ポリエチレン)</th><th>P値</th></tr><tr><td>脱臼率 (n:症例数)</td><td>0.0% (n=42)</td><td>14.3% (n=56)</td><td>p<0.05 (p=0.01)</td></tr><tr><td colspan="4">フォローアップ期間：1年間</td></tr></table> * Tarasevicius, S et al, Dual mobility cup reduces dislocation rate after arthroplasty for femoral neck fracture. BMC Musculoskeletal Disorders. 2010;11:175-8.	臨床評価成績	本品 (二重可動システム)	従来型THA (メタルon ポリエチレン)	P値	脱臼率 (n:症例数)	0.0% (n=42)	14.3% (n=56)	p<0.05 (p=0.01)	フォローアップ期間：1年間		
臨床評価成績	本品 (二重可動システム)	従来型THA (メタルon ポリエチレン)	P値									
脱臼率 (n:症例数)	0.0% (n=42)	14.3% (n=56)	p<0.05 (p=0.01)									
フォローアップ期間：1年間												

医療機器に係る保険適用決定区分及び価格（案）

販売名 リストレーション ADM
 保険適用希望企業 日本ストライカー株式会社

販売名	決定区分	主な使用目的
リストレーション ADM (寛骨臼カップ)	C 1（新機能）	本品は、人工股関節置換術において使用される寛骨臼カップと寛骨臼インサートよりなるデュアルモビリティシステムのうち、セメントレス固定の寛骨臼カップである。寛骨臼カップの内側はライナーの機能も有し、寛骨臼インサートとの摺動面を形成する。
リストレーション ADM (寛骨臼インサート)	C 1（新機能）	本品は、人工股関節置換術において使用される寛骨臼カップと寛骨臼インサートよりなるデュアルモビリティシステムのうち、寛骨臼インサートである。本品の内側は大腿骨ステムのヘッドに接し、外側は寛骨臼カップの内面と関節接合面を形成するため、本品は2つの関節表面を持つバイポーラヘッドの役割を果たす。また、架橋処理された超高分子量ポリエチレンが使用されている。

○ 保険償還価格

販売名	償還価格	類似機能区分	外国平均価格との比	暫定価格
リストレーション ADM (寛骨臼カップ)	153,000 円	057 人工股関節用材料 (1) 骨盤側材料 ①臼蓋形成用カップ(I) ア 標準型 145,000 円 有用性加算(イ) 5 %	0.89	145,000 円
リストレーション ADM (寛骨臼インサート)	79,200 円	057 人工股関節用材料 (1) 骨盤側材料 ⑤ライナー(Ⅲ) 73,700 円 有用性加算(イ) 5 %	0.84	73,700 円

※留意事項案

本寛骨臼カップと本インサートを組み合わせて使用した場合に、それぞれの機能区分の価格を算定する。

[参考]

○ 企業希望価格

販売名	償還価格	類似機能区分	外国平均価格との比	暫定価格
リストラেশヨ ンADM (寛骨臼 カップ)	195,000 円	057 人工股関節用材料 (1) 骨 盤側材料 ①臼蓋形成用カップ (I) ア 標準型 145,000 円 有用性加算(イ、ロ) 30%	1.13	145,000 円
リストラেশヨ ンADM (寛骨臼 インサート)	107,000 円	057 人工股関節用材料 (1) 骨 盤側材料 ⑤ライナー(Ⅲ) 73,700 円 有用性加算(イ、ロ) 30%	1.13	73,700 円

○ 諸外国におけるリストプライス

販売名	アメリカ 合衆国	連合王国	ドイツ	フランス	オーストラ リア	外国平均 価格
リストラ ーシヨ ンADM (寛 骨臼カッ プ)	348,706 円 (4,414 米 ドル)	158,100 円 (1,275 ポン ド)	71,894 円 (698 ユーロ)	63,315 円 (614.71 ユー ロ)	218,700 円 (2,700 豪 ドル)	172,143 円
リストラ ーシヨ ンADM (寛 骨臼イン サート)	186,756 円 (2,364 米 ドル)	94,240 円 (760 ポン ド)	34,299 円 (333 ユーロ)	9,763 円 (94.79 ユー ロ)	148,716 円 (1,836 豪 ドル)	94,755 円

1 ドル = 79 円 1 ポンド=124 円
 1 ユーロ=103 円 1 オーストラリアドル=81 円
 (平成 23 年 11 月～平成 24 年 10 月の日銀による為替レートの平均)

製品概要

1 販売名	リストレーションADM																									
2 希望業者	日本ストライカー株式会社																									
3 使用目的	本品は、人工股関節置換術において使用される寛骨臼カップと寛骨臼インサートよりなるデュアルモビリティシステムである。インサートは架橋処理された超高分子量ポリエチレンが使用されている。																									
4 構造・原理	本品写真 製品外観(カップ) 製品外観(インサート) カップとインサートを組み合わせた図(2つの赤矢印が二重摺動面)																									
	本品の主な有用性 ○ 摺動面が内側と外側の二重になっているため、関節可動域が大きくなり、そのことによって脱臼抵抗性が向上する。																									
	臨床データ 従来品と本製品との脱臼発生率比較評価																									
	<table><thead><tr><th></th><th>従来型</th><th>デュアルモビリティ</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>手術時の平均年齢</td><td>74.2±5.9歳(53-87歳)</td><td>76.6±5.65歳(53-93歳)</td></tr><tr><td>男女比</td><td>男性:52例、女性:56例</td><td>男性:45例、女性:60例</td></tr><tr><td>フォローアップ期間</td><td>52±8ヶ月 (範囲:38-67ヶ月)</td><td>28±8.1ヶ月 (範囲:14-43ヶ月)</td></tr><tr><td>術後脱臼</td><td>108関節中 5関節</td><td>105関節中 0関節</td></tr><tr><td>脱臼発生率</td><td>4.63%</td><td>0%</td></tr><tr><td>p値</td><td colspan="2">p=0.0597</td></tr></tbody></table> Bouchet R, Mercier N, Saragaglia D. Posterior approach and dislocation rate: a 213 total hip replacements case-control study comparing the dualmobility cup with a conventional 28-mm metal head/polyethylene prosthesis. Orthop Traumatol Surg Res. 2011 Feb;97(1):2-7. Epub 2010 Dec 21.				従来型	デュアルモビリティ				手術時の平均年齢	74.2±5.9歳(53-87歳)	76.6±5.65歳(53-93歳)	男女比	男性:52例、女性:56例	男性:45例、女性:60例	フォローアップ期間	52±8ヶ月 (範囲:38-67ヶ月)	28±8.1ヶ月 (範囲:14-43ヶ月)	術後脱臼	108関節中 5関節	105関節中 0関節	脱臼発生率	4.63%	0%	p値	p=0.0597
	従来型	デュアルモビリティ																								
手術時の平均年齢	74.2±5.9歳(53-87歳)	76.6±5.65歳(53-93歳)																								
男女比	男性:52例、女性:56例	男性:45例、女性:60例																								
フォローアップ期間	52±8ヶ月 (範囲:38-67ヶ月)	28±8.1ヶ月 (範囲:14-43ヶ月)																								
術後脱臼	108関節中 5関節	105関節中 0関節																								
脱臼発生率	4.63%	0%																								
p値	p=0.0597																									

平成 24 年度 DPC 評価分科会における特別調査について(案)

1. 背景

- 診断群分類のコーディングは、DPC/PDPS の診療報酬算定の根拠となる重要な役割を担っているにもかかわらず、コーディングの質が医療機関ごとに大きな差があることや、不適切なコーディング例が存在することが指摘されているところ。
- 平成 26 年度診療報酬改定に向けて適切なコーディングを推進するための体制を検討するにあたり、実際の医療現場におけるコーディングの現状や、現在 DPC 評価分科会で議論されている DPC コーディングマニュアル案に対する医療現場の意見について、特別調査を実施することとしてはどうか。

2. 調査方法 (案)

調査に当たっては、調査対象とする医療機関の状況を踏まえて、当分科会へ医療機関を招聘して行うヒアリング調査と、対象医療機関へ調査票を配布して行うアンケート調査を組み合わせる行うこととしてはどうか。

(1) ヒアリング調査

DPC/PDPS の適切なコーディングに向けて先進的な取り組みを行っている医療機関について、当該医療機関でのコーディング手順や、適切なコーディングを行うための取り組み、及びコーディングマニュアル案に対する意見について、当分科会でヒアリング調査を実施することとしてはどうか。

○ 調査対象となる医療機関について

調査対象となる医療機関については、関係団体より DPC 病院の主な施設特性(大学病院、専門病院、ケアミックス病院、病床規模など)に配慮しつつ、適切なコーディングに向けて先進的な取り組みを行っている医療機関を推薦していただくこととしてはどうか。

(2) アンケート調査

現時点のコーディングマニュアル案において、「医学的に疑問だとされる可能性のある傷病名選択」の例としてあげられている項目について、平成 23 年度退院患者調査のデータに基づき、他の医療機関と傾向が著しく異なる医療機関に対し、アンケート調査を実施してはどうか。

なお、本アンケート調査の結果については医療機関に不利な情報が含まれる可能性もあることから、医療機関名は非公開としてはどうか。

① 調査対象となる医療機関について

コーディングマニュアル案では、医学的に疑問だとされる可能性がある傷病名として下記の 5 項目を掲載している。

- 1) 「050130 心不全」
- 2) 「040130 呼吸不全(その他)」
- 3) 「180040 手術・処置等の合併症」
- 4) 「130100 播種性血管内凝固症候群」
- 5) 症状、徴候および異常臨床所見・異常検査等で他に分類されないもの(Rコード)

これらの 5 つのコーディングについて、コーディングマニュアル案の記載を踏まえて下記の基準に従って調査対象医療機関(約 130 件)を選定してはどうか。

＜参考:平成 24 年 12 月 7 日 DPC 評価分科会_松田委員提出資料より一部改変＞

1) 医学的に疑問だとされる可能性のある傷病名選択のいくつかの例

(1) 例:「心不全」を医療資源病名とする場合

原疾患として、心筋症、心筋梗塞等が明らかな場合は、心不全として処理せず、原疾患を医療資源病名として選択する。

※最終的に診断がつかない場合も、原疾患の鑑別のために同様の検査行為等があった場合は、疑診として選択する。

(2) 例:「呼吸不全(その他)」を医療資源病名とする場合

前例と同様に、原疾患として、肺の悪性新生物や肺炎等が明らかな場合は、原疾患を医療資源病名として選択する。

(3) 例:「手術・処置等の合併症」を医療資源病名とする場合

IVH カテ先の感染、創部感染等の本来の治療の対象ではない処置に伴う疾患は、原則的に原疾患に優先して、医療資源病名になり得ないので注意したい。「手術・処置等の合併症」を医療資源病名として選択する場合は、相応の理由が必要である。

※同様に、手術の有無が問われる分類において、本来の治療となる外科的処置等がないことは、通常ありえないので注意したい。

※レセプト作成する場合は、その根拠をコメント欄、症状詳記への記載することが望ましい。

－ 中略 －

(4) 例: DIC 等の続発症を医療資源傷病名とする場合

医療資源病名としての選択にあたっては、診療内容からして医療資源の投入量等の根拠に乏しいものであってはならない。選択する場合は、DIC 等を選択するにたる相応の理由が必要である。

※厚生労働省の規定する診断基準に準拠しているか否か。具体的には、出血症状の有無、臓器症状の有無、血清 FDP 値、血小板数、血漿フィブリノゲン濃度、プロトロンビン時間比等の検査結果が基準を満たしているかどうかによる。したがって、通常はこれらの診療行為が一連の診療経過に含まれており、医師の診療記録に適正に記録されている必要がある。

※レセプト作成する場合は、その根拠をコメント欄、症状詳記へ記載することが望ましい。

(5) 例: 症状、徴候および異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの (R コード) の多用について

診断が確定しているにも関わらず、漠然とした兆候による傷病名の選択をしてはならない。例えば、DPC の分類として、それ以上の診断がつかない、もしくは他に原因疾患がない場合を除いて、鼻出血、喀血、出血、等の傷病名の頻用があってはならない。原則として、治療行為として部位や病態が確定している場合は、R コードは使用しない。

1) 「050130 心不全」について

○ 心不全は一般的に他の疾患に関連して発生するとともに、循環器疾患の 1 分野としても治療が行われていることから、全 DPC コーディングにおける「心不全」のコーディングが多い医療機関を抽出した場合、単に循環器疾患を多く診療している医療機関が抽出される可能性が高く、よりコーディングマニュアル案に即した方法で医療機関を抽出する必要がある。

○ DPC コーディングマニュアル案では、「心不全」のコーディングについて、原疾患として、心筋症、心筋梗塞等が明らかな場合は、原疾患を医療資源病名として選択することとされていることから、下記の双方を満たす医療機関を対象としてはどうか。

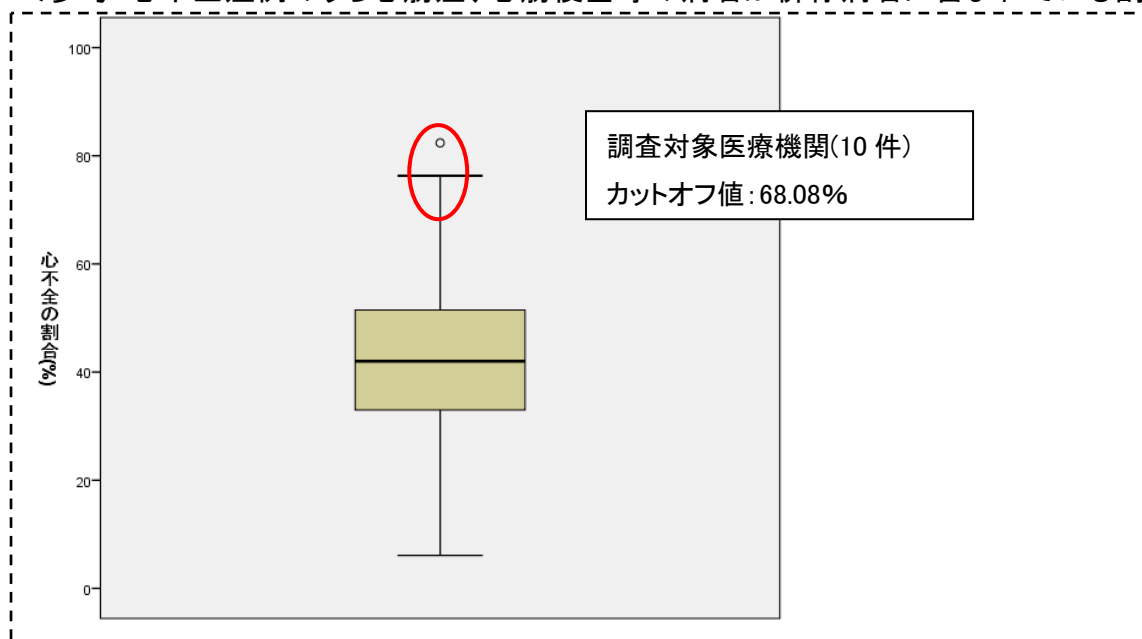
- ・ 「050130 心不全」の症例が 1 年間で 120 症例を超えている医療機関
- ・ 「050130 心不全」でコーディングされている症例のうち、心筋症、心筋梗塞に関連する病名(注 1)が併存病名(注 2)に含まれている割合が高い 10 医療機関(注 3)

注 1: 心筋症、心筋梗塞に関連する病名については、DPC コーディング上「050030 急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞」、「050040 急性心筋梗塞の続発性合併症」、「050050 狭心症、虚血性心疾患」、「050060 心筋症」、「050065 拡張型心筋症」に該当する病名とする。

注2: 併存病名とは様式1における病名を記載する項目のうち、医療資源病名以外の項目に記載された病名とする。

注3: 心不全コーディング症例のうち心筋症、心筋梗塞等の病名が併存病名に含まれている割合について箱ひげ図を作成したところ、他の医療機関と比較して極端に割合が高い医療機関が見られなかったため。

<参考: 心不全症例のうち心筋症、心筋梗塞等の病名が併存病名に含まれている割合>



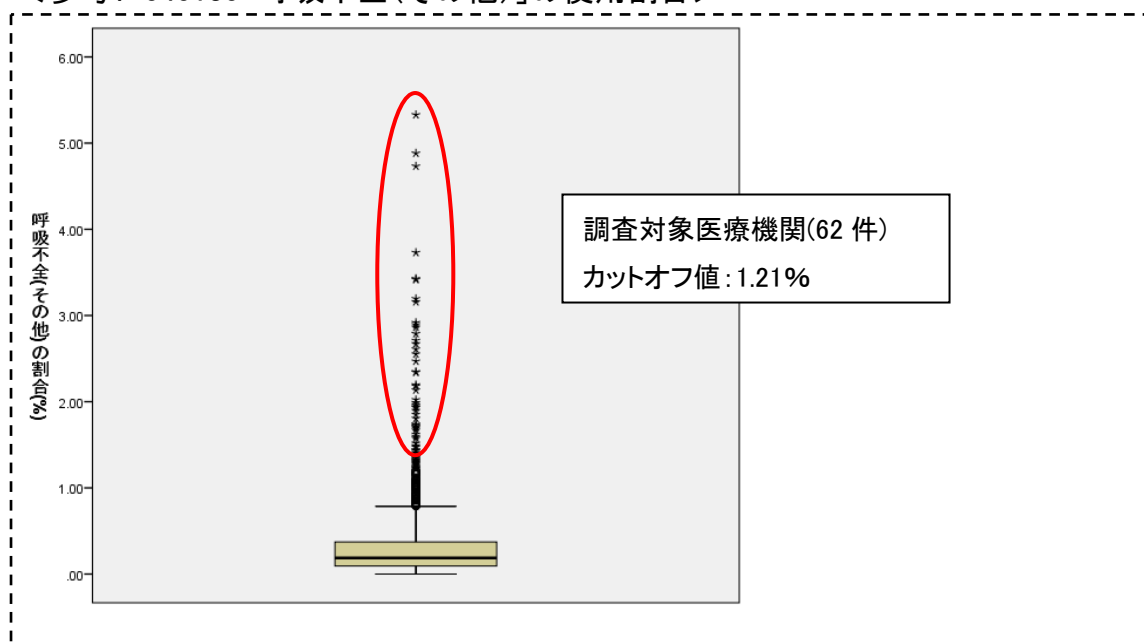
2～4) 「040130 呼吸不全(その他)」、「180040 手術・処置等の合併症」、「130100 播種性血管内凝固症候群」について

○「呼吸不全(その他)」、「手術・処置等の合併症」、「播種性血管内凝固症候群」の各コーディングは、DPC 参加病院全体の全症例に占める割合がそれぞれ 0.26～0.62%と低いことから、これらのコーディングの使用割合が他の医療機関と比較して著しく高い医療機関(箱ひげ図上で極値(箱の上端または下端から箱の長さの 3 倍を超える値、*で表示)を示す医療機関)を調査対象としてはどうか。

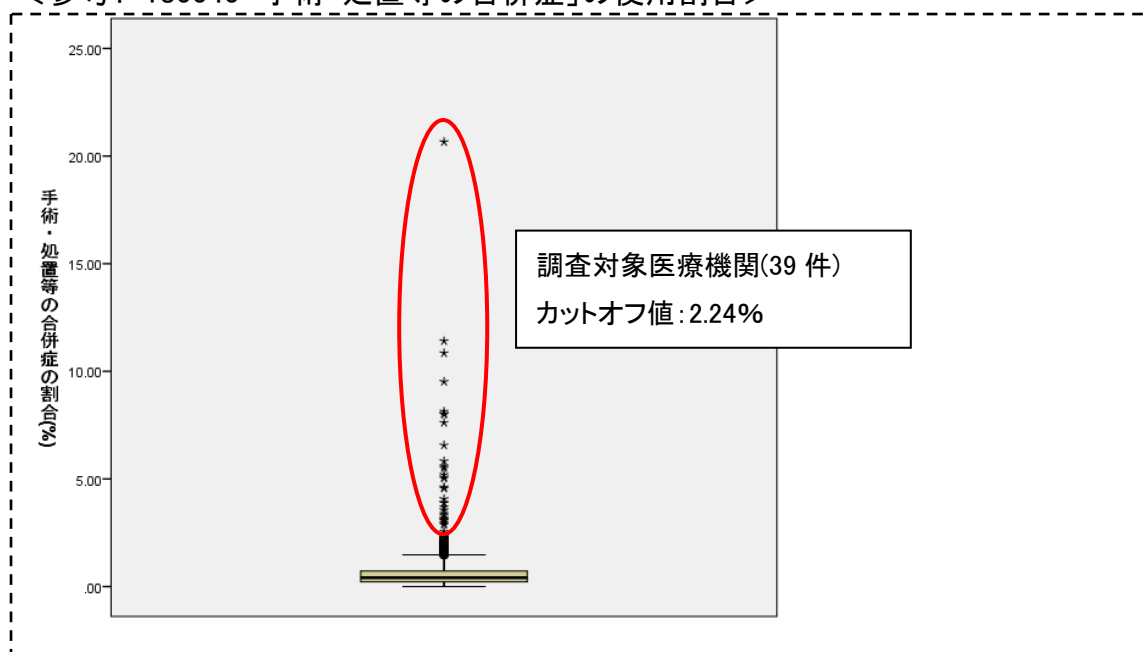
<参考: 全 DPC コーディングに占める各 DPC の割合>

	呼吸不全 (その他)	手術・処置等の 合併症	播種性血管内 凝固症候群
DPC 参加病院	0.31%	0.62%	0.26%
DPC 準備病院	0.25%	0.70%	0.10%

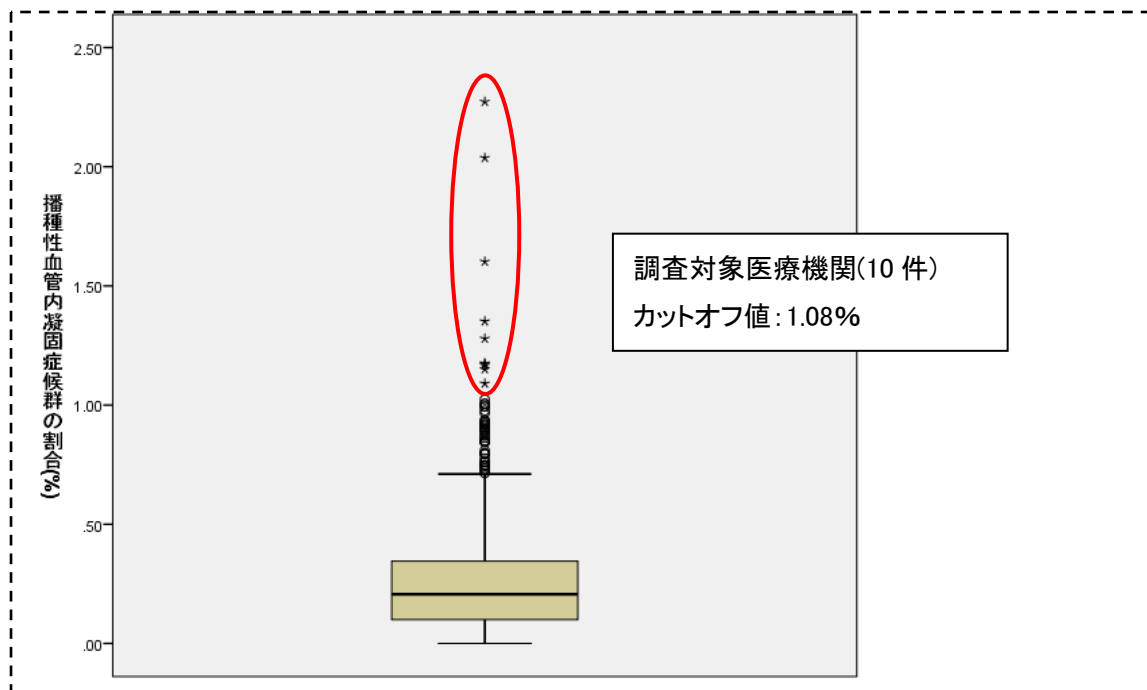
<参考:「040130 呼吸不全(その他)」の使用割合>



<参考:「180040 手術・処置等の合併症」の使用割合>



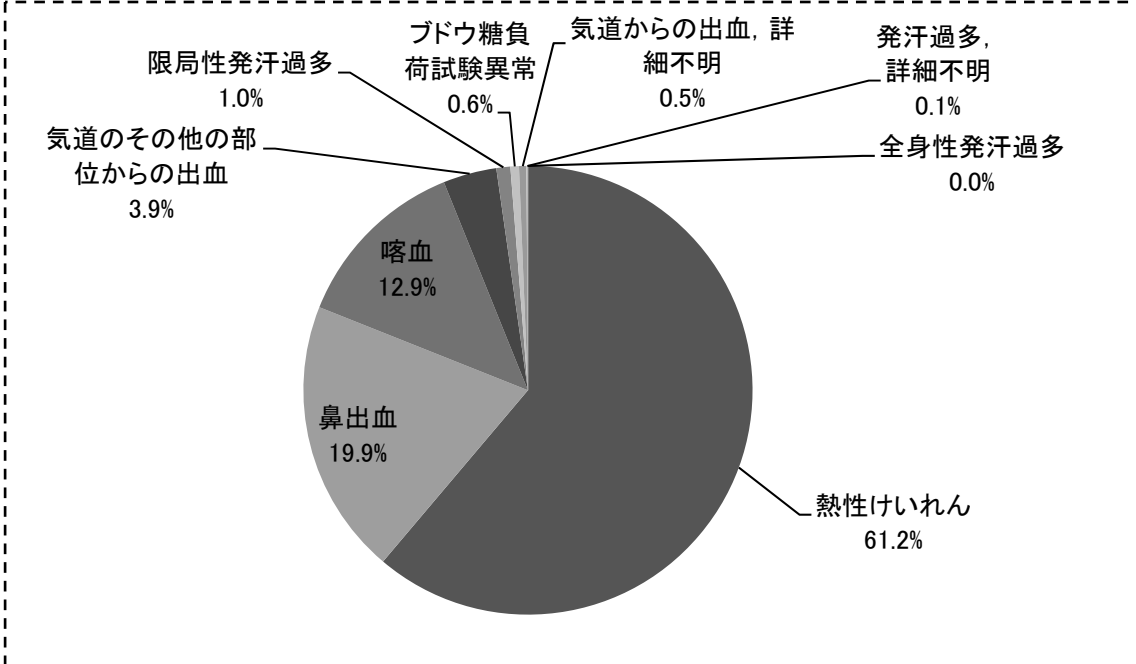
＜参考:「130100 播種性血管内凝固症候群」症例の割合＞



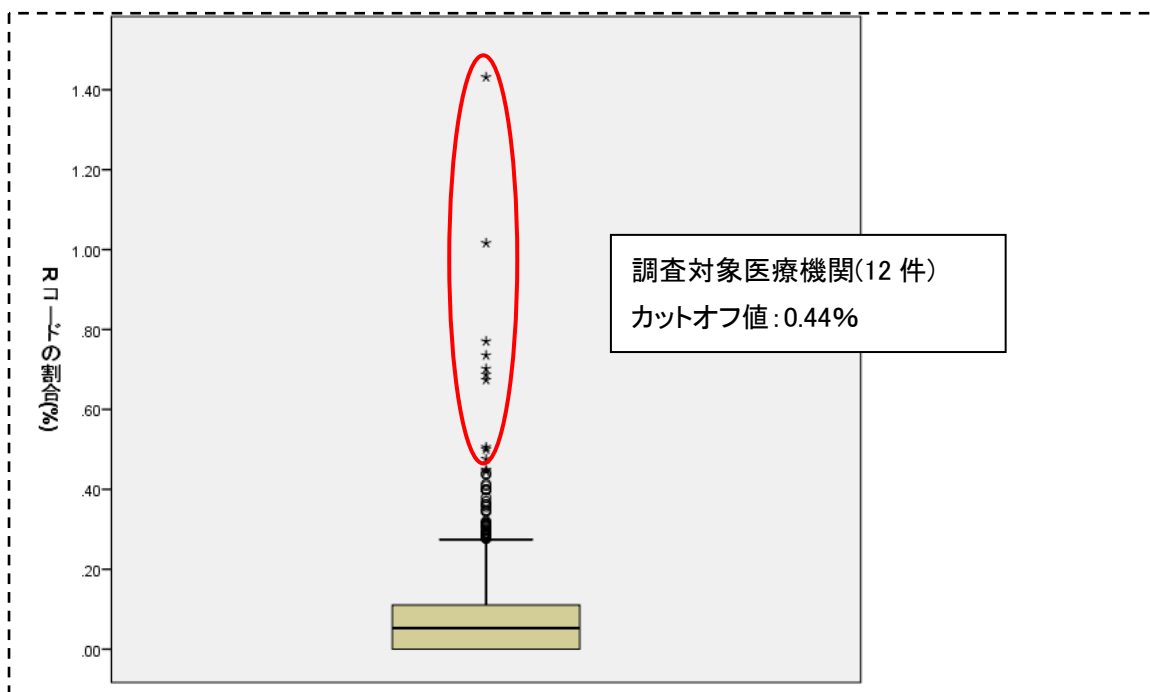
5) Rコードについて

- 現在、Rコードについては、Rコードのほとんどが病名ではなく、徴候や症状であることから、一部のRコードを除き入力を認めていない。
- 入力が認められているRコードの中には、(R560)熱性けいれんのように病名をさすコードも含まれていることから、コーディングマニュアル案の記載を踏まえ、他の原因疾患が存在する可能性がある(R040)鼻出血、(R042)咯血、(R048)気道のその他の部位からの出血、(R049)気道からの出血、詳細不明の割合が著しく高い医療機関(箱ひげ図上で極値を示す医療機関)を調査対象としてはどうか。

<参考:入力が認められているRコードとその割合>



<参考:Rコード症例の割合>



② 調査方法について

該当医療機関については、下記の内容についてアンケート調査を行うこととしてはどうか（アンケートでの回答で詳細が明らかではない場合は事務局から別途、確認を行う）。

- ・ 調査対象となった理由に関する DPC/PDPS コーディング
- ・ コーディングマニュアル案に対する意見
- ・ DPC/PDPS コーディングの手順、体制
- ・ コーディングの状況が他の医療機関と異なっていた理由
- ・ 適切な DPC/PDPS コーディングを推進するための取り組み

平成 24 年度特別調査

DPC/PDPS コーディングに関する調査票

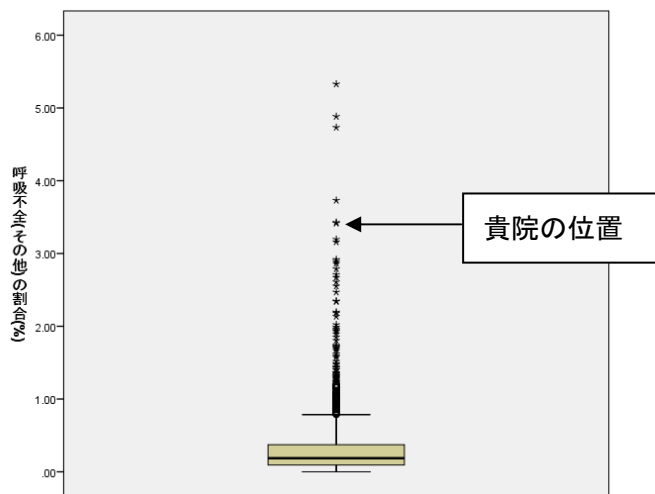
施設コード								施設機関名

この度、DPC/PDPS のコーディングについて、下記の理由により貴院に対しアンケート調査を実施することとなりました。別添のコーディングマニュアル案を参照いただいた上で、貴院の DPC/PDPS コーディングに関する体制や中央社会保険医療協議会 DPC 評価分科会で検討中のコーディングマニュアル案に対するご意見を記入欄にご記入ください。

アンケート調査の対象となった理由

コーディングマニュアル案で「医学的に疑問だとされる可能性のある傷病名選択」としてあげられた「〇〇〇〇」が他の医療機関に比べて高いため。

参考データ（例）



記載方法の留意事項

- ・ 記載内容についてはできるだけ詳細に記載してください。
- ・ 記入欄が足りない場合は記入欄を拡大して記載してください。書式は自由です。
- ・ 資料については別途添付してください。
- ・ ご記入いただいた内容は医療機関名が特定できない形で中央社会保険医療協議会及び DPC 評価分科会で公表される可能性があります。
- ・ 本調査表はヒアリング調査を目的としたものではないため、記載内容にかかわらず DPC 評価分科会への出席を求めることはありませんが、記載内容が不明確な場合等、より詳細な情報が必要な場合には別途厚生労働省保険局医療課より連絡をさせていただく場合があります。

1 記載内容のお問い合わせ先をご記入ください。

氏名	役職	連絡先(電話番号)

記載内容が不明確な場合等、別途ご連絡をさせていただく場合があります。

2 調査対象となった理由に関する DPC/PDPS コーディング及びコーディングマニュアル案についてお伺いいたします。

問 2-1 貴院が調査対象となった理由となった「〇〇〇〇」の症例について、コーディングマニュアル案の記載を踏まえて、再度コーディングを行った場合にコーディングが変更となる症例について最も近いものを選んでください(概算でかまいません)。(回答必須)	
1	概ね 9 割以上の症例のコーディングが変更となる
2	概ね 7～8 割程度の症例のコーディングが変更となる
3	概ね 4～6 割程度の症例のコーディングが変更となる
4	概ね 2～3 割程度の症例のコーディングが変更となる
5	コーディングが変更となる症例は概ね 2 割以下である
問 2-2 貴院が調査対象となった「〇〇〇〇」のコーディングが他の医療機関と比較して著しく多い結果となった理由について、貴院の診療の特徴や DPC/PDPS コーディングに関する認識等を踏まえて記載してください。(回答必須)	

問 2-3 貴院が調査対象となった「〇〇〇〇」の症例について、コーディングマニュアル案の記載を踏まえて、コーディングを行った場合に生じる問題や疑問等があれば記載してください。(回答任意)

問 2-4 コーディングマニュアル案全体について、ご意見があれば記載してください。(回答任意)

3 貴院の DPC/PDPS コーディングの手順、体制について伺います。

問 3-1 貴院の DPC/PDPS コーディング手順について、具体的に記載してください(コーディングを行うタイミング、実際の入力を行う職員の職種、医師の確認方法、チェック体制等)。また、コーディングの際に参考になっている情報やマニュアル等があれば記載又は添付してください。(回答必須)

問 3-2 平成 25 年 2 月時点での貴院の診療録情報を管理する部門の人員配置及び勤務時間についてご記入ください。(回答必須)						
勤務職員の数	人	うち専任職員の数	人	うち診療情報管理士の数	人	
		うち専従職員の数	人	うち診療情報管理士の数	人	
		うち常勤職員の数	人	うち診療情報管理士の数	人	
		うち非常勤職員の数	人	うち診療情報管理士の数	人	
常勤職員全体の 1 週間当たり平均勤務時間			時間			
非常勤職員全体の 1 週間当たり平均勤務時間			時間			
問 3-3 貴院における平成 24 年度の「適切なコーディングに関する委員会」が開催された月及び年間の開催回数についてご記入ください。(回答必須)						
平成 24 年度の開催月を○で囲んでください(予定を含む)		4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 8 ・ 9 ・ 10 ・ 11 ・ 12 ・ 1 ・ 2 ・ 3			合計	回
問 3-4 直近に開催された「適切なコーディングに関する委員会」に参加した職員の所属部門、役職、人数についてご記入ください。(回答必須)						
所属部門		役職			人数	
(記入例) 診療部門		診療科責任医師、医師、研修医			5 人	
					人	
					人	
					人	
					人	
					人	
					人	
問 3-5 直近に開催された「適切なコーディングに関する委員会」の内容について記入してください。その際の資料等があれば添付してください。(回答必須)						

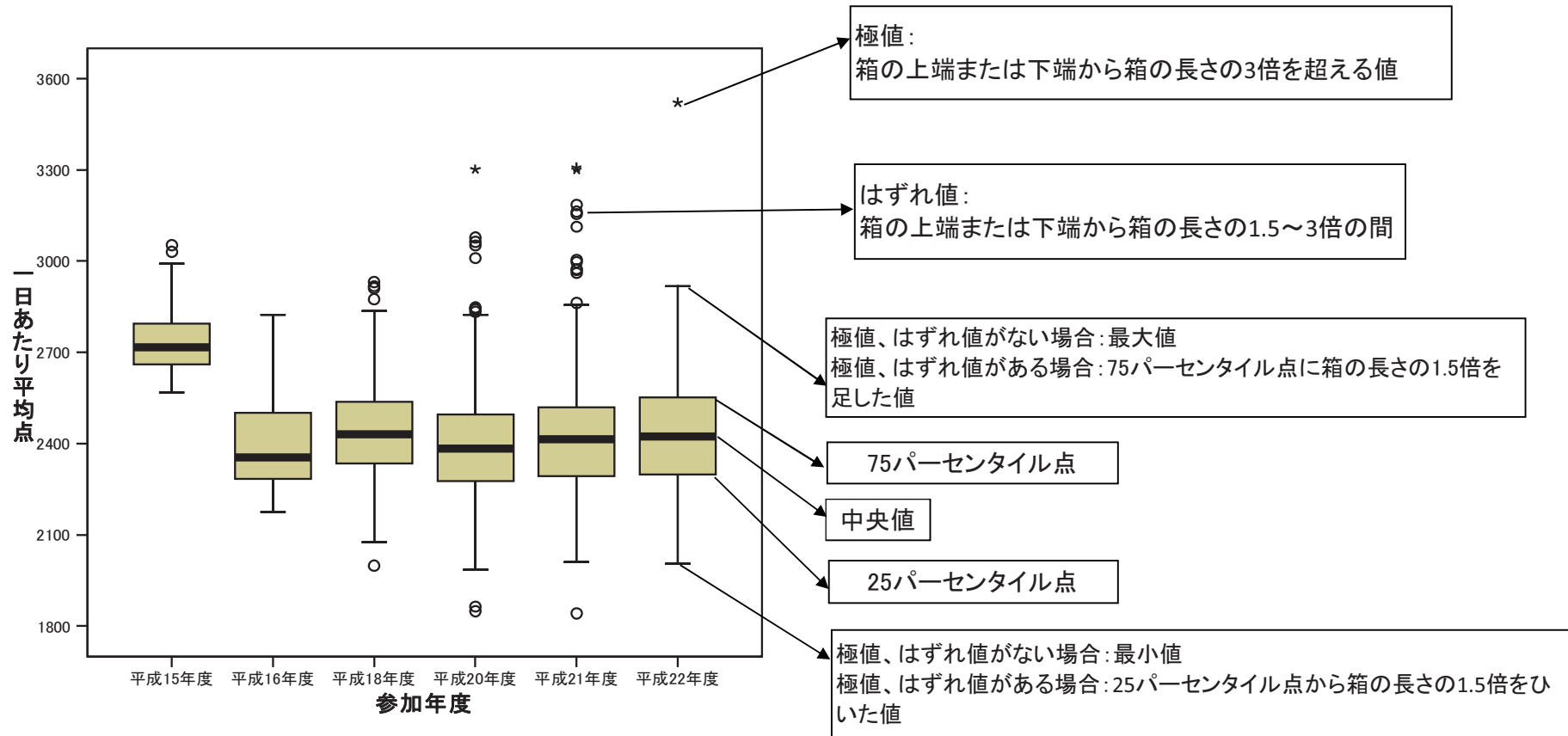
4 適切な DPC/PDPS コーディングを推進するための取り組みについてお伺いいたします。

問 4-1 適切な DPC/PDPS コーディングを推進するために行っている又は検討している取り組みがあれば自由にご記入ください。(回答任意)

問 4-2 適切な DPC/PDPS コーディングを行う上で、日常적으로困りのことや DPC 制度として対応してほしいことがあれば自由にご記入ください。(回答任意)

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

(参考資料) 箱ひげ図の見方について



平成26年度診療報酬改定に向けた医療技術の評価・再評価 に係る評価方法等について（案）

概要

これまでの診療報酬改定では、新規医療技術の評価及び既存技術の再評価にあたり、学会等から提出された技術評価提案書を参考に、中央社会保険医療協議会診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会において検討を進め、中央社会保険医療協議会総会へ報告を行ってきた。

平成26年度改定においても、学会等から新たな医療技術や再評価すべき既存技術について、有効性・安全性等を踏まえた技術評価提案書の提出を求め、それらを参考に、医療技術評価分科会において評価・検討を進めてはどうか。

その際、平成26年度改定では、従前と同様の評価を行うこととするが、対象技術の範囲の拡大や、新しい技術と相対的に古い技術を整理する観点等から様式の一部変更を行うこととしてはどうか。

【評価の方法】

関係学会提案



参考：前回改定時は985件（重複を含む）

医療技術評価分科会

【会議の事前作業】

- ・外部有識者の意見を踏まえ専門的観点から当該技術に関する評価案を作成する。



【会議】

- ・医療技術評価分科会において、技術の概要と評価案を示し、分野横断的な幅広い観点から評価を実施する。



中医協へ報告

【具体的内容】

1. 評価の対象技術

医療技術評価分科会における評価対象技術は、原則、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第2部（在宅医療）から第13部（病理診断）、又は歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第2部（在宅医療）から第14部（病理診断）に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術とする。

ただし、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部 医学管理等及び歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部 医学管理等の中で、評価及び再評価すべきとエビデンスをもって提案できる技術も対象に加えることとする。

医学管理等の提案は、原則として、医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができるものに限る。

2. 医療技術評価提案書の提出

新たな医療技術や再評価が必要と考えられる医療技術について、有効性、安全性、技術的成熟度、倫理性・社会的妥当性、普及性、既存の技術と比較した効率性等に関して、根拠を含め記載した評価提案書の提出を学会等（*）に求める。

* 学会等とは、日本医学会分科会、内科系学会社会保険連合、外科系学会社会保険委員会連合又は日本歯科医学会分科会（認定分科会含む）の何れかに属する学会、日本薬学会、並びに看護系学会等社会保険連合とする。

提案書様式の変更点

前回の医療技術評価提案書の様式から、今回変更した主な点は以下の通りである。

- ① 担当者氏名、連絡先等を提案書本体から分離し、表紙に移行
- ② 提案した技術に関連して、減点や削除が可能な技術を記載する欄を設置
- ③ 【詳細版】に当該技術に使用する医薬品又は医療機器、体外診断薬について記載する欄を設置（体外診断薬を新たに追加）
- ④ 保険既収載技術用の【詳細版】を新たに設定

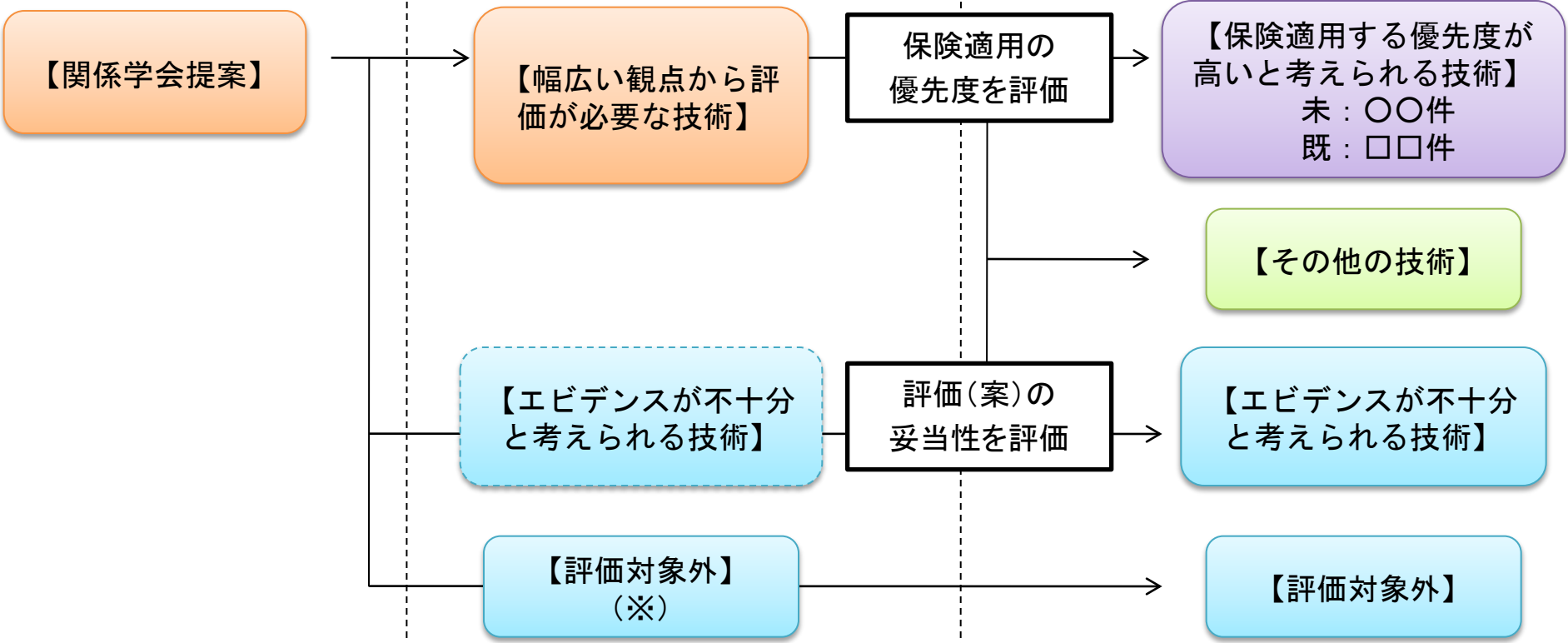
3. 実施スケジュール

学会等における評価提案書の作成、医療技術評価分科会での評価等に必要な時間を確保する観点から、下記のスケジュールで実施することとしてはどうか。

平成 25 年 3 月上旬	提案書配布
6 月中～下旬	提出締め切り、重複・薬事法承認などの確認
8～10 月	専門的観点を踏まえ、評価案を作成
10 月以降	評価案をもとに医療技術評価分科会で評価 評価結果を中央社会保険医療協議会総会に報告

平成26年度改定・医療技術評価分科会の進め方(案)

	会議の事前作業(事務局において評価案を作成)	医療技術評価分科会における評価
時期(予定)	8月～10月頃	10月以降～(結果を中医協総会へ報告)
評価内容	・評価(案)の作成 ・エビデンスが不十分と考えられる技術について、その理由を提示	・保険適用の優先度に関する評価及び ・評価(案)の妥当性に関する評価 ・必要に応じ、専門的観点から有識者の助言を得て評価



※ 薬事法上の承認が得られていない医薬品及び医療機器等を用いる技術
先進医療専門家会議において保険導入等について議論する技術 など

医療技術評価提案書（保険未収載技術用）^① **表紙**

提出年月日 平成 25 年 月 日

申請技術名：

1. 申請団体

申請団体名		
代表者氏名		
申請団体 事務連絡先 ※必ず連絡のとれる連絡先を記載すること。	郵便番号	
	住所	
	電話番号	
	E-Mail	
	FAX 番号 (無い場合は無しと記載)	
	担当者氏名	

2. 技術担当者（※当該技術の医学的内容について連絡をすることがある。）

担当者氏名		
担当者連絡先 ※必ず連絡のとれる連絡先を記載すること。	所属施設名・診療科	
	役職	
	所属施設住所	
	所属施設電話番号 (無い場合は自宅等)	
	FAX 番号 (無い場合は無しと記載)	
	E-Mail	

※ 必ず全ての空欄に記載すること。記載のない欄がある場合は受け付けない。

※ 1つの申請団体が複数の提案書を提出する場合には、「申請技術名」は同じにならないようにすること。類似の技術がある場合には、「〇〇術（××について）」「〇〇術（▽▽について）」などとし、区別できるように記載すること。

※ 本紙の左中央部にファイリング用の二つ穴を開けること。

医療技術評価提案書（保険未収載技術用）【概要版】

※ 各項目のポイントを簡潔に記載すること。

※ 技術の概要を平易な用語や図表を用いて、**A4用紙1枚でまとめた資料を添付**すること。

※ 既に記載されている様式を変更することなく、空欄を埋める形で記載し、**1枚**に収めること。1枚に収まらなかった場合には、受け付けられないことがあるので留意されたい。

※ 当該提案書は公開することがある。公開前提で記載すること。

※ 本紙の左中央部にファイリング用の二つ穴を開けること。

申請団体名	
技術名	
技術の概要	
対象疾患名	
保険収載が必要な理由	
【評価項目】	
I-①有効性 ・ 治癒率、死亡率、QOLの改善等 ・ 学会のガイドライン等 ・ エビデンスレベル	エビデンスレベル（別紙参照）（1つに○）； I II III IV V VI
I-②安全性 ・ 副作用等のリスクの内容と頻度	
I-③技術の成熟度 ・ 学会等における位置づけ ・ 難易度（専門性、施設基準等）	
I-④倫理性・社会的妥当性 （問題点があれば必ず記載）	
I-⑤普及性 ・ 年間対象患者数 ・ 年間実施回数等	年間対象患者数 人 年間実施回数 回
I-⑥効率性 ・ 新規性、効果等について既存の治療法、検査法等と比較	予想影響額 円 増・減 既存の技術；診療報酬の区分番号 技術名
I-⑦診療報酬上の取扱い ・ 妥当と思われる区分（一つに○をつける） ・ 妥当と思われる点数及びその根拠	B医学管理・C在宅・D検査・E画像・F投薬・G注射・Hリハビリ・I精神・J処置・K手術・L麻酔・M放射線・N病理・その他 点数 点（1点10円）
② ・ 関連して減点や削除が可能と考えられる医療技術	区分番号及び技術名

医療技術評価提案書（保険未収載技術用）【詳細版】

- ※ 概要版に記載した内容の背景、根拠、算術方式等について **4枚**を上限として記載する。
- ※ 本紙に既に記載されている内容を変更することなく、空欄を埋める形で記載すること。欄外には記載しないこと。
- ※ 必要があれば、海外のデータを用いることも可能。
- ※ 本紙の左中央部にファイリング用の二つ穴を開けること。

申請団体名	
技術名	
技術の概要	
対象疾患名	
保険収載が必要な理由	
【評価項目】	
Ⅱ-①有効性 ・ 治癒率、死亡率、QOL の改善等 ・ 学会のガイドライン等 ・ エビデンスレベル	エビデンスレベル（別紙参照）（1つに○）； I II III IV V VI
Ⅱ-②安全性 ・ 副作用等のリスクの内容と頻度	
Ⅱ-③技術の成熟度 ・ 学会等における位置づけ ・ 難易度（専門性等）	
・ 施設基準 （技術の専門性等を踏まえ、必要と考えられる要件を、項目毎に記載すること）	
<u>施設の要件</u> （標榜科、手術件数、検査や手術の体制等）	
<u>人的配置の要件</u> （医師、看護師等の職種や人数、専門性や経験年数等）	
<u>その他</u> （遵守すべきガイドライン等 <u>その他の要件</u> ）	
Ⅱ-④倫理性・社会的妥当性 （問題点があれば記載）	

II-⑤普及性 ・年間対象患者数 ・年間実施回数等	年間対象患者数 人 年間実施回数 回 推計の根拠：
II-⑥効率性 ・新規性等について既存の治療法、検査法等と比較 ・効果（安全性等を含む）の比較	
・対象疾患に対して現在行われている技術（当該技術が検査等であって、複数ある場合は全て列挙すること）	区分番号及び技術名
・費用の比較 （影響額算出の根拠を記載する。） ・予想される当該技術に係る医療費 ・当該技術の保険収載に伴い減少又は増加が予想される医療費 （費用－効果分析などの経済評価を実施していれば記載可）	予想影響額 円 増・減 予想影響額の根拠：
II-⑦診療報酬上の取扱	
・妥当と思われる診療報酬の区分 （1つに○をつける）	B医学管理・C在宅・D検査・E画像・F投薬・G注射・Hリハビリ・I精神・J処置・K手術・L麻酔・M放射線・N病理・その他
・妥当と思われる点数及びその根拠 （新設の場合）	点数 点（1点10円） 根拠：
② ・関連して減点や削除が可能と考えられる医療技術	区分番号及び技術名
③ II-⑧当該技術に使用する医薬品又は医療機器、体外診断薬	1. あり（別紙に記載、添付文書を添付する） 2. なし（別紙、添付文書ともに不要）
II-⑨当該技術の海外における公的医療保険（医療保障）への収載状況	
II-⑩当該技術の先進医療としての取扱	当該技術は先進医療として a. 承認を受けている b. 届出されたが承認されなかった c. 届出中 d. 届出はしていない e. 把握していない
II-⑪その他	
II-⑫当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等	

当該技術に使用する医薬品、医療機器又は体外診断薬について

※医薬品、医療機器又は体外診断薬については、当該技術の核となるものについて必ず具体的な薬品名、製品名を記載すること。

※該当する製品の添付文書を添付すること。

※薬事法内容等不明な場合は添付文書を読むか、製造販売会社等に問い合わせること。

※本紙の左中央部にファイリング用の二つ穴を開けること。

・医薬品について

名称（販売名、一般名、製造販売企業名）	薬事法の承認の有無	薬事法の「使用目的、効能又は効果」	薬価
	有・無 （承認番号）		_____円
	有・無 （承認番号）		_____円

・医療機器について

名称（販売名、一般名、製造販売企業名）	薬事法の承認の有無	薬事法の「使用目的、効能又は効果」	特定保険医療材料
	有・無 （承認番号）		該当・非該当 ↓ 番号： 名称： 価格：
	有・無 （承認番号）		該当・非該当 ↓ 番号： 名称： 価格：

③

・体外診断薬（検査用試薬）について

名称（販売名、一般名、製造販売企業名）	薬事法の承認の有無	薬事法の「使用目的、効能又は効果」
	有・無 （承認番号）	
	有・無 （承認番号）	

医療技術再評価提案書（保険既収載技術用）① 表紙

提出年月日 平成 2 5 年 月 日

申請技術名：

1. 申請団体

申請団体名		
代表者氏名		
申請団体 事務連絡先	郵便番号	
※必ず連絡のとれる連絡 先を記載すること。	住所	
	電話番号	
	E-Mail	
	FAX 番号 (無い場合は無しと記載)	
	担当者氏名	

2. 技術担当者（※当該技術の医学的内容について連絡をすることがある。）

担当者氏名		
担当者連絡先	所属施設名・診療科	
※必ず連絡のとれる連絡 先を記載すること。	役職	
	所属施設住所	
	所属施設電話番号 (無い場合は自宅等)	
	FAX 番号 (無い場合は無しと記載)	
	E-Mail	

※ 必ず全ての空欄に記載すること。記載のない欄がある場合は受け付けない。

※ 1つの申請団体が複数の提案書を提出する場合には、「申請技術名」は同じにならないようにすること。類いの技術がある場合には、「〇〇術(××について)」「〇〇術(▽▽について)」などとし、区別できるように記載すること。

※ 本紙の左中央部にファイリング用の二つ穴を開けること。

医療技術再評価提案書（保険既収載技術用）【概要版】

- ※ 各項目のポイントを簡潔に記載すること。
- ※ 技術の概要を平易な用語や図表を用いて、**A4 用紙 1 枚でまとめた資料を添付**すること。
- ※ 既に記載されている様式を変更することなく、空欄を埋める形で記載し、**1 枚**に収めること。1 枚に収まらなかった場合には、受け付けられないことがあるので留意されたい。
- ※ 当該提案書は公開することがある。公開前提で記載すること。
- ※ ページ番号は振らないこと。
- ※ 本紙の左中央部にファイリング用の二つ穴を開けること。

申請団体名	
技術名	
診療報酬区分（１つに○）	B医学管理・C在宅・D検査・E画像・F投薬・G注射・Hリハビリ・ I精神・J処置・K手術・L麻酔・M放射線・N病理・その他
診療報酬番号	
再評価区分（１つに○）	１．算定要件の見直し（適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等） ２．点数の見直し（増点） ３．点数の見直し（減点） ４．項目設定の見直し（別の技術料として評価） ５．保険収載の廃止 ６．その他（ ）
提案の具体的な内容	
【評価項目】	
Ⅲ-①再評価の理由 （根拠、有効性等について必ず記載すること。）	
点数の見直しの場合	_____ 点 → _____ 点
Ⅲ-②普及性の変化 ・年間対象患者数の変化 ・年間実施回数の変化等	年間対象患者数の変化 現在 _____ 人→ _____ 人 増・減・変化無し 年間実施回数の変化 現在 _____ 回→ _____ 回 増・減・変化無し
	※ <u>根拠</u>
Ⅲ-③予想される医療費へ影響（年間）	<u>予想影響額</u> 円 増・減
（影響額算出の根拠を記載する。） ・予想される当該技術に係る医療費 ・当該技術の保険収載に伴い減少又は増加すると予想される医療費	増点した場合に予想される当該技術にかかる医療費： 増点しない場合に予想される当該技術にかかる医療費：
Ⅲ-④関連して減点や削除が可能と考えられる医療技術	<u>区分番号及び技術名</u> _____
点数の見直しの場合	_____ 点 → _____ 点

医療技術再評価提案書（保険既収載技術用）【詳細版】

- ※ 概要版に記載した内容の背景、根拠、算術方式等について4枚を上限として記載する。
- ※ 本紙に既に記載されている内容を変更することなく、空欄を埋める形で記載すること。欄外には記載しないこと。
- ※ 必要があれば、海外のデータを用いることも可能。
- ※ 本紙の左中央部にファイリング用の二つ穴を開けること。

申請団体名	
技術名	
診療報酬区分（1つに○）	B医学管理・C在宅・D検査・E画像・F投薬・G注射・Hリハビリ・I精神・J処置・K手術・L麻酔・M放射線・N病理・その他
診療報酬番号	
再評価区分（1つに○）	1. 算定要件の見直し（適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等） 2. 点数の見直し（増点） 3. 点数の見直し（減点） 4. 項目設定の見直し（別の技術料として評価） 5. 保険収載の廃止 6. その他（ ）
提案の具体的な内容	
【評価項目】	
IV-①再評価の理由 （根拠、有効性を以下の欄に必ず記載する）	
点数の見直しの場合	点 → 点
再評価の根拠・有効性 ・ 治癒率、死亡率、QOLの改善等 ・ 学会のガイドライン等	・ エビデンスレベル エビデンスレベル（別紙参照）（1つに○）； I IV III IV V VI
IV-②安全性 ・ 副作用等のリスクの内容と頻度	
IV-③技術の成熟度 ・ 学会等における位置づけ ・ 難易度（専門性等）	
・ 施設基準 （技術の専門性等を踏まえ、必要と考えられる要件を、項目毎に記載すること）	
施設の要件 （標榜科、手術件数、検査や手術の体制等）	
人的配置の要件 （医師、看護師等の職種や人数、専門性や経験年数等）	
その他 （遵守すべきガイドライン等その他の要件）	

IV-④倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば記載)	
IV-⑤普及性の変化 ・年間対象患者数の変化 ・年間実施回数の変化等	年間対象患者数の変化 現在 人 → 人 増・減・変化無し 年間実施回数の変化 現在 回 → 回 増・減・変化無し ※根拠
IV-⑥予想される医療費へ影響(年間)	予想影響額 円 増・減
(影響額算出の根拠を記載する。) ・予想される当該技術に係る医療費 ・当該技術の保険収載に伴い減少又は増加すると予想される医療費	増点した場合に予想される当該技術にかかる医療費： 増点しない場合に予想される当該技術にかかる医療費：
② IV-⑦関連して減点や削除が可能と考えられる医療技術	区分番号及び技術名
点数の見直しの場合	点 → 点
③ IV-⑧算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬品又は医療機器、体外診断薬	1. あり(別紙に記載、添付文書を添付する) 2. なし(別紙、添付文書ともに不要)
IV-⑨その他	
IV-⑩当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等	

当該技術に使用する医薬品、医療機器又は体外診断薬について

※医薬品、医療機器又は体外診断薬については、当該技術の核となるものについて必ず具体的な薬品名、製品名を記載すること。

※該当する製品の添付文書を添付すること。

※薬事法内容等不明な場合は添付文書を読むか、製造販売会社等に問い合わせること。

※本紙の左中央部にファイリング用の二つ穴を開けること。

・医薬品について

名称（販売名、一般名、製造販売企業名）	薬事法の承認の有無	薬事法の「使用目的、効能又は効果」	薬価
	有・無 （承認番号）		_____円
	有・無 （承認番号）		_____円

・医療機器について

名称（販売名、一般名、製造販売企業名）	薬事法の承認の有無	薬事法の「使用目的、効能又は効果」	特定保険医療材料
	有・無 （承認番号）		該当・非該当 ↓ 番号： 名称： 価格：
	有・無 （承認番号）		該当・非該当 ↓ 番号： 名称： 価格：

③

・体外診断薬（検査用試薬）について

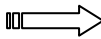
名称（販売名、一般名、製造販売企業名）	薬事法の承認の有無	薬事法の「使用目的、効能又は効果」
	有・無 （承認番号）	
	有・無 （承認番号）	

保険未収載技術 評価票（案）

番号：

評価対象技術：

評価者：

I. 評価					
評価項目	評価結果				
1. 当該技術の保険収載に係る必要性・妥当性について	1	2	3	4	5
	(低  高)				
2. 倫理性・社会的妥当性について	問題あり		問題なし		
3. 実施施設の限定について	1. 施設基準を設けるべき 2. 必要なし				
II. コメント					
(1)有効性について					
(2)安全性について					
(3)技術的成熟度について					
(4)普及性について					
(5)効率性について					
III. 自由記載欄					

（評価上の留意事項）

I. 評価結果について

- ・「1. 当該技術の保険収載に係る必要性・妥当性について」及び「2. 倫理性・社会的妥当性について」は、提案書①～⑥に記載された内容を、エビデンスレベル等のデータの質・信頼度、臨床的観点からの妥当性などから総合的に評価し、評価結果を○で囲むこと。
- ・「3. 実施施設の限定について」は、提案書①～⑤の記載を総合的に評価し、当該技術を実施する場合には、安全性等の観点から一定の施設に限定する必要がある、と判断した場合は、1を○で囲むこと。

II. コメントについて

- ・評価結果を1又は2とした場合は、提案書の内容が不十分と考えられる点
 - ・評価結果を5とした場合は、評価ができると考えられる点
- を少なくとも1項目について、(1)～(5)の「コメント」欄に記載する。（複数記載可）

III. 自由記載欄について

その他、当該技術に関して特記すべき事項がある場合は、記載すること。なお、事務局が提案書記載内容の確認を行った際等に気づいた点を記載することもあるで、評価の際に参考として用いること。

保険既収載技術 評価票（案）

番号：

評価対象技術：

評価者：

評価結果

I. 評価	
評価項目	評価結果
1. 再評価の必要性・妥当性について	1 2 3 4 5 (低 高)
II. コメント	
(1)有効性等について	
(2)普及性の変化について	
(3)予想される医療費の影響について	
(4)その他（安全性、技術の成熟度、倫理性・社会的妥当性について特記すべき事項があれば）	
III. 自由記載欄	

（評価上の留意事項）

I. 評価結果について

- ・「1. 再評価の必要性・妥当性について」は、提案書①～⑤に記載されている有効性等に関するデータの質・信頼度も含め総合的に評価し、評価結果を○で囲むこと。

II. コメントについて

- ・評価結果を1又は2とした場合は、提案書の内容が不十分と考えられる点
 - ・評価結果を5とした場合は、評価ができると考えられる点
- を少なくとも1項目について、(1)～(4)の「コメント」欄に記載する。（複数記載可）

III. 自由記載欄について

その他、当該技術に関して特記すべき事項がある場合は、記載すること。なお、事務局が提案書記載内容の確認を行った際等に気づいた点を記載することもあるで、評価の際に参考として用いること。

医療技術の評価について

平成２４年１月２７日

診療報酬調査専門組織・医療技術評価分科会

分科会長 吉田 英機

昨年２月に開催された中医協総会において、平成２４年改定に向けて、診療報酬における医療技術の適正な評価の観点から、診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下、「提案書」という。）に基づき、評価を行うこととされたところである。今般、医療技術の評価について、最終的な検討結果をとりまとめたことから、当分科会における評価結果を報告するものである。

１ 医療技術の評価に係る実施方法等

- （１）昨年２月下旬から６月にかけて、関係学会等から合計９８５（重複を含む）の提案書が厚生労働省に提出された。その後、学会等のヒアリングや重複の確認を行い、事務局において評価（案）を作成した。平成２３年１１月１６日に行われた平成２３年度第二回医療技術評価分科会において、評価（案）について検討し、①「幅広い観点から評価が必要な技術」、②「エビデンスが不十分と考えられる技術」、について、医療技術評価の対象とすることとされた。
- （２）医療技術評価の対象となった、６６７の技術について、平成２４年１月１３日に行われた平成２３年度第三回医療技術評価分科会において、専門的観点を踏まえた分野横断的な幅広い観点から評価を行い、最終的な評価結果をとりまとめた。
- （３）また、一部の胸腔鏡下・腹腔鏡下手術については、従来からの開腹・開胸手術と同等またはそれ以上の有効性・普及性を有する成熟した技術として扱っても差し支えないとの指摘があることから、安全性に配慮しつつ、一定の基準を満たす胸腔鏡下・腹腔鏡下手術について、原則として保険適用を行うこととした。併せて、既に保険適用されている腔鏡下等手術で、特に施設基準を設けていないものも含めた腹腔鏡等手術全般について、基本的な施設基準を設けることとした。

2 医療技術の評価結果の概要

(1) 平成23年度第二回医療技術評価分科会（平成23年11月16日）
における検討結果（概要）

項目	件数
医療技術評価・再評価提案件数	<u>793件</u> (重複分をカウントすると985件)
① 幅広い観点から評価が必要な技術	<u>564件</u> (新規技術 263件 既存技術 301件)
② エビデンスが不十分と考えられる技術 ・評価すべき有用性が十分に示されていないもの ・評価すべき技術の具体的な内容が十分に記載されていないもの 等	<u>103件</u>
③ 医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術（評価対象外）	<u>126件</u>
③—（1）基本診療料及び指導管理等に係る提案書、個別の技術評価ではなく制度に対する提案書等（注1）	97件
③—（2）使用する医薬品及び医療機器等の薬事法上の承認が確認できない技術（注2）	13件
③—（3）先進医療専門家会議において保険導入等について議論する技術（注3）	16件

注1：基本診療料、指導管理料等については、医療技術評価分科会の評価の対象外。

注2：薬事法上の承認が得られていないものは、保険診療において使用することができない。保険と併用する方法として高度医療（第3項先進医療）がある。

注3：先進医療については、先進医療専門家会議において、実績報告等に基づき、別途保険導入について評価が行われるため、医療技術評価分科会の評価の対象外。

(2) 平成23年度第三回医療技術評価分科会（平成24年1月13日）における最終的な評価のとりまとめ結果（概要）

項目	件数
A. 医療技術評価・再評価提案件数	<u>793件</u> (重複分をカウントすると985件)
① 新規保険収載等の評価を行う優先度が高いと考えられる技術（※）	<u>278件</u> (うち、新規技術128件、既存技術150件)
② 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術	<u>339件</u> (うち、新規技術131件、既存技術208件)
③ 医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術（評価対象外）	<u>176件</u>
③—（1）基本診療料及び指導管理等に係る提案書、個別の技術評価ではなく制度に対する提案書等	<u>106件</u>
③—（2）使用する医薬品及び医療機器等の薬事法上の承認が確認できない技術	<u>51件</u>
③—（3）先進医療専門家会議において保険導入等について議論する技術	<u>19件</u>
B. 新しい胸腔鏡下・腹腔鏡下手術で、保険導入検討に当たったの取り扱いについて議論の対象とした手術	<u>44件</u>
① 一定の基準を満たし、原則として保険適用を行うこととされた胸腔鏡下・腹腔鏡下手術	<u>37件</u> (うち、医療技術評価提案書の提出があり、A. ①に含まれるもの11件)
② 医療技術評価分科会としては保険適用を行わないこととされた胸腔鏡下・腹腔鏡下手術	<u>7件</u>
②—（1）外保連試案第8版における技術度区分がE群の手術	<u>1件</u>
②—（2）先進医療として行われている手術、及び先進医療として行われている手術に関連すると考えられる手術	<u>6件</u>

※ 評価の中には、新規保険収載、既収載技術の増点、減点、廃止、要件の見直し、適応疾患の拡大等が含まれる。

保険医が投薬することができる注射薬 (処方せんを交付することができる注射薬) 及び 在宅自己注射指導管理料の対象薬剤の追加について

第1 対象薬剤の現状

- 1 患者が在宅で使用する注射薬については、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行った上で、保険医が投薬することができる注射薬（処方せんを交付することができる注射薬）として、定められている（参考1）。

例）インスリン製剤

在宅中心静脈栄養法用輸液

自己連続携行式腹膜灌流用灌流液

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

アダリムマブ製剤

等

- 2 その上で、自己注射をすることができる薬剤については、

- ・ 患者の利便性の向上という利点
- ・ 病状の急変や副作用への対応の遅れという問題点

等を総合的に勘案して、長期にわたって頻回の注射が必要な薬剤ごとに、「1」保険医が投薬できる注射薬の中から

- ・ 欠乏している生体物質の補充療法や、生体物質の追加による抗ホルモン作用・免疫機能の賦活化等を目的としており、注射で投与しなければならないものであって、
- ・ 頻回の投与又は発作時に緊急の投与が必要なものであり、外来に通院して投与し続けることは困難と考えられるもの

について限定的に認めている（参考2）。

例）インスリン製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

アダリムマブ製剤

等

第2 対象薬剤の追加

- 1 抗TNF α 薬であるセルトリズマブペゴル製剤について、既存治療で効果不十分な関節リウマチに対する治療として使用するものであるが、外来に通院して投与し続けることは困難な者等もいると考えられるため、保険医が投薬できる注射薬に加えるとともに、在宅自己注射指導管理料の対象薬剤に追加する。
- 2 在宅自己注射については、「在宅自己注射を実施するに当たっての留意事項」（保医発第0427002号 平成17年4月27日）に留意して実施することとする。

<セルトリズマブペゴル製剤>

【販売名】 シムジア皮下注200mgシリンジ

【効能・効果】

既存治療で効果不十分な関節リウマチ（関節の構造的損傷の防止を含む）

【用法】

通常、成人にはセルトリズマブ ペゴル（遺伝子組換え）として、1回400mgを初回、2週後、4週後に皮下注射し、以後1回200mgを2週間の間隔で皮下注射する。なお、症状安定後には、1回400mgを4週間の間隔で皮下注射できる。

【薬理作用】

炎症性サイトカインであるTNF α に対する阻害作用により関節炎の進行を抑制する。

【主な副作用】

敗血症、肺炎、真菌感染症などの日和見感染症、結核、重篤なアレルギー反応 等

【承認状況】 平成24年12月薬事承認

(参考 1)

◎ 保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）（抄）

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 （略）

二 投薬

イ～ヘ （略）

ト 注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行い、厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができることとし、その投与量は、症状の経過に応じたものでなければならない、厚生労働大臣が定めるものについては当該厚生労働大臣が定めるものごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

三～七 （略）

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二 （略）

三 投薬

イ～ヘ （略）

ト 注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行い、別に厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができることとし、その投与量は、症状の経過に応じたものでなければならない、別に厚生労働大臣が定めるものについては当該別に厚生労働大臣が定めるものごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

四～八 （略）

◎ 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、人成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第七因子製剤、官総ジン血液凝固第八因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジン C 製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン I₂ 製剤、塩酸モルヒネ製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本表に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デキサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂ 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルスコポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流（かん）流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤及びアポモルヒネ塩酸塩製剤

二 （略）

(参考2)

◎ 特掲診療料の施設基準等

第四 在宅医療

- 六 在宅自己注射指導管理料，注入器加算，間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬
別表第九に掲げる注射薬

別表第九 在宅自己注射指導管理料，注入器加算，間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬

インスリン製剤
性腺刺激ホルモン製剤
ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
ソマトスタチンアナログ
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
グルカゴン製剤
グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト
ヒトソマトメジンC製剤
インターフェロンアルファ製剤
インターフェロンベータ製剤
エタネルセプト製剤
ペグビソマント製剤
スマトリプタン製剤
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤
アダリムマブ製剤
テリパラチド製剤
アドレナリン製剤
ヘパリンカルシウム製剤
アポモルヒネ塩酸塩製剤

(参考3) 在宅自己注射を実施するに当たっての留意事項

保医発第0427002号 平成17年4月27日

患者に対する注射は、医師等の有資格者が実施することが原則であるが、在宅自己注射を実施するに当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 在宅自己注射に係る指導管理は、当該在宅自己注射指導管理料の算定の対象である注射薬の適応となる疾患の患者に対する診療を日常の診療において行っており、十分な経験を有する医師が行うこと。
- (2) 在宅自己注射の導入前には、入院又は週2回若しくは3回以上の外来、往診若しくは訪問診療により、医師による十分な教育期間を取り、十分な指導を行うこと。
- (3) かかりつけ医師と異なる医師が在宅自己注射に係る指導管理を行う場合には、緊急時の対応等について当該かかりつけ医師とも十分な連携を図ること。
- (4) 在宅自己注射の実施に伴う廃棄物の適切な処理方法等についても、併せて指導を行うこと。

平成24年4～9月 医療費の動向のポイント

- 平成24年4～9月の医療費の伸び率（対前年同期比）は、計1.7%（稼働日数補正後1.8%）となった。受診延日数（延患者数）は入院、入院外及び歯科のいずれも減少した。（表1参照）

<平成24年4～9月の伸び率（対前年同期）>

	医療費	1日当たり医療費	受診延日数（延患者数）
計	1.7%（1.8%）	2.7%	▲1.0%
医科入院	2.6%（2.5%）	3.6%	▲1.0%
医科入院外	0.8%（1.0%）	2.2%	▲1.3%
歯科	1.9%（2.2%）	2.2%	▲0.3%
調剤	0.9%（1.2%）	▲0.1%	1.0%
※（ ）内は稼働日数補正後			

- 医療費及び1日当たり医療費の伸び率を平成23年度と比較してその差をみると、入院はプラスであるのに対し、入院外、調剤はマイナスとなっている。
また、歯科は医療費がマイナスであるのに対し、1日当たり医療費はプラスとなっている。（表1～表3参照）

<医療費の伸び率（対前年同期）>

	①平成24年4～9月	②平成23年度	差（①－②）
計	1.7%	3.1%	▲1.5%
医科入院	2.6%	2.1%	0.6%
医科入院外	0.8%	2.2%	▲1.4%
病院	1.7%	2.9%	▲1.2%
診療所	0.2%	1.8%	▲1.6%
歯科	1.9%	2.6%	▲0.6%
調剤	0.9%	7.9%	▲6.9%

<1日当たり医療費の伸び率（対前年同期）>

	①平成24年4～9月	②平成23年度	差（①－②）
計	2.7%	3.2%	▲0.5%
医科入院	3.6%	2.7%	0.9%
医科入院外	2.2%	2.5%	▲0.4%
病院	3.6%	3.7%	▲0.2%
診療所	1.4%	1.9%	▲0.5%
歯科	2.2%	1.3%	0.9%
調剤	▲0.1%	5.5%	▲5.6%

（参考） 平成24年度診療報酬改定

計：+0.004%

診療報酬改定（本体）：+1.38%

入院：+2.07%、入院外：+1.01%、歯科：+1.70%、調剤：+0.46%

薬価等：▲1.38%（薬価ベース：▲6.00%）

平成24年4～9月

〔 表 1 〕 診療種類別医療費の伸び率

(単位：％)

		平成 19年度 対前年度比	平成 20年度 対前年度比	平成 21年度 対前年度比	平成 22年度 対前年度比	平成 23年度 対前年度比			平成24年 4～9月 対前年 同期比			(参考) 平成23年度 の伸び率 との比較 ②-①
						①	4～9月	10～3月	②	8月	9月	
計	1日当医療費	4.1	3.2	4.1	3.8	3.2	3.4	3.1	2.7	3.5	2.5	▲ 0.5
	受診延日数	▲ 0.9	▲ 1.3	▲ 0.6	0.1	▲ 0.1	▲ 0.5	0.3	▲ 1.0	▲ 2.4	▲ 2.6	▲ 1.0
	医療費	3.1	1.9	3.5	3.9	3.1	2.9	3.4	1.7	1.0	▲ 0.2	▲ 1.5
医 科 計	1日当医療費	3.2	2.6	3.6	4.0	2.5	2.6	2.4	3.1	3.5	3.3	0.6
	受診延日数	▲ 0.9	▲ 1.5	▲ 0.6	0.1	▲ 0.4	▲ 0.8	0.1	▲ 1.2	▲ 2.2	▲ 3.0	▲ 0.9
	医療費	2.3	1.1	3.0	4.1	2.1	1.8	2.5	1.8	1.2	0.2	▲ 0.4
入 院	1日当医療費	3.6	3.0	3.2	5.5	2.7	2.8	2.5	3.6	3.5	2.7	0.9
	受診延日数	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 0.1	0.7	▲ 0.6	▲ 1.1	▲ 0.1	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 0.6	▲ 0.3
	医療費	2.8	1.9	3.1	6.2	2.1	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	0.6
入 院 外	1日当医療費	2.7	1.8	3.6	1.9	2.5	2.5	2.5	2.2	2.4	1.8	▲ 0.4
	受診延日数	▲ 0.9	▲ 1.6	▲ 0.8	▲ 0.0	▲ 0.3	▲ 0.7	0.1	▲ 1.3	▲ 2.5	▲ 3.7	▲ 1.1
	医療費	1.8	0.2	2.8	1.8	2.2	1.8	2.6	0.8	▲ 0.2	▲ 2.0	▲ 1.4
歯 科	1日当医療費	1.2	2.8	▲ 0.3	1.8	1.3	1.3	1.3	2.2	2.6	2.4	0.9
	受診延日数	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 0.1	1.2	0.9	1.6	▲ 0.3	▲ 3.5	▲ 0.7	▲ 1.5
	医療費	▲ 0.2	2.6	▲ 0.7	1.8	2.6	2.2	2.9	1.9	▲ 1.0	1.7	▲ 0.6
調 剤	1日当医療費	6.1	3.4	6.3	▲ 0.6	5.5	5.9	5.2	▲ 0.1	0.2	▲ 0.8	▲ 5.6
	受診延日数	2.6	1.8	1.5	4.3	2.2	2.2	2.2	1.0	0.6	▲ 2.1	▲ 1.2
	医療費	8.9	5.3	7.9	3.6	7.9	8.1	7.6	0.9	0.8	▲ 2.9	▲ 6.9

医療費総額の伸び率(休日数等の影響補正後・対前年同期比)

計	3.0	2.2	3.6	3.6	2.8	2.9	2.8	1.8	1.4	2.1	▲ 1.0
医科入院	2.6	2.2	3.2	6.1	1.8	1.7	1.8	2.5	2.6	3.1	0.8
医科入院外	1.7	0.6	2.9	1.5	1.9	1.8	2.0	1.0	0.4	0.9	▲ 0.9
歯科	0.1	2.8	▲ 0.6	1.4	2.3	2.2	2.3	2.2	0.3	3.9	▲ 0.1
調剤	8.9	5.8	8.1	3.3	7.6	8.1	7.0	1.2	1.0	1.1	▲ 6.3
対前年 同期差 (日)	日曜・祭日等	+ 1	0	0	- 1	0	0	0	+ 1	0	+ 1
	土曜日	0	+ 1	+ 1	0	0	0	0	- 2	0	0
	休日でない木曜日	-	-	-	- 1	0	0	0	0	+ 1	- 1

- 注1. 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）における審査分の医療費（算定ベース）を概算医療費として集計している。
注2. 医療費には入院時食事療養及び入院時生活療養の費用額が含まれる。医科分は「医科入院」に、歯科分は「歯科」に含まれる。
注3. 平成23年度の伸び率は大きな制度改正や診療報酬改定の影響を受けていないことから、比較対象として用いている。
注4. 閏日に係る影響補正係数は当月が閏月の場合3.6％、前年同月が閏月の場合▲3.4％とした。
注5. 平成21年度までの影響補正係数は従来の係数（平成21年度まで用いていたもの）を使用している。

平成24年4～9月

〔表2〕 経営主体別 医科病院 医療費の伸び率

		平成 19年度 対前年度比	平成 20年度 対前年度比	平成 21年度 対前年度比	平成 22年度 対前年度比	平成 23年度 対前年度比			平成24年 4～9月 対前年 同期比			(参考) 平成23年度 の伸び率 との比較
						①	4～9月	10～3月	②	8月	9月	②-①
医科計	1日当医療費	4.3	3.7	4.0	7.1	3.0	3.1	2.8	3.7	3.8	3.9	0.8
	受診延日数	▲ 1.8	▲ 2.2	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.6	▲ 1.0	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.6	▲ 2.8	▲ 0.7
	医療費	2.4	1.4	3.4	5.4	2.4	2.0	2.7	2.4	2.1	1.1	0.1
大学 病院	1日当医療費	4.0	4.9	4.6	11.8	3.6	4.1	3.1	4.7	4.5	6.3	1.2
	受診延日数	0.1	▲ 0.3	1.0	▲ 3.4	0.7	0.4	0.9	▲ 0.4	▲ 0.8	▲ 2.4	▲ 1.1
	医療費	4.2	4.6	5.6	7.9	4.3	4.5	4.0	4.3	3.6	3.8	0.1
公的 病院	1日当医療費	5.5	4.6	5.1	9.6	3.5	3.6	3.4	4.4	4.4	4.9	0.9
	受診延日数	▲ 3.9	▲ 4.4	▲ 1.7	▲ 3.7	▲ 1.3	▲ 1.8	▲ 0.8	▲ 1.5	▲ 1.9	▲ 3.9	▲ 0.2
	医療費	1.4	▲ 0.0	3.3	5.5	2.1	1.7	2.6	2.8	2.4	0.7	0.6
民間 病院	1日当医療費	3.7	3.1	3.2	5.0	2.5	2.6	2.4	3.0	3.2	3.0	0.5
	受診延日数	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.9	0.1	▲ 1.2	▲ 1.7	▲ 2.3	▲ 0.8
	医療費	2.8	1.8	3.1	4.7	2.1	1.7	2.5	1.8	1.5	0.6	▲ 0.3
医科入院	1日当医療費	3.5	2.8	3.1	5.4	2.6	2.8	2.4	3.5	3.5	2.7	0.9
	受診延日数	▲ 0.6	▲ 0.9	0.2	0.8	▲ 0.4	▲ 0.9	0.1	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.4	▲ 0.3
	医療費	2.9	1.9	3.3	6.3	2.2	1.8	2.5	2.7	2.5	2.3	0.5
大学 病院	1日当医療費	5.1	4.4	3.3	7.4	3.0	3.5	2.5	4.5	4.3	4.4	1.6
	受診延日数	▲ 1.0	▲ 0.4	1.1	1.0	0.5	0.2	0.8	▲ 0.2	▲ 0.8	1.0	▲ 0.7
	医療費	4.0	4.0	4.5	8.5	3.5	3.7	3.3	4.3	3.4	5.4	0.8
公的 病院	1日当医療費	4.7	3.8	4.2	6.3	3.1	3.5	2.8	4.3	4.3	3.1	1.2
	受診延日数	▲ 2.6	▲ 3.1	▲ 1.1	0.5	▲ 1.2	▲ 2.0	▲ 0.4	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 0.9	0.1
	医療費	1.9	0.6	3.0	6.8	1.9	1.4	2.4	3.1	2.9	2.2	1.3
民間 病院	1日当医療費	3.0	2.4	2.5	4.5	2.3	2.3	2.2	2.7	2.9	2.0	0.5
	受診延日数	0.3	0.0	0.6	0.9	▲ 0.2	▲ 0.6	0.2	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 0.4	▲ 0.5
	医療費	3.3	2.4	3.2	5.5	2.1	1.7	2.4	2.0	2.0	1.6	▲ 0.0
医科入院外	1日当医療費	4.2	3.6	5.3	7.2	3.7	3.8	3.6	3.6	3.5	3.2	▲ 0.2
	受診延日数	▲ 2.9	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 4.0	▲ 0.8	▲ 1.2	▲ 0.3	▲ 1.8	▲ 2.3	▲ 5.2	▲ 1.0
	医療費	1.2	0.0	3.9	2.9	2.9	2.6	3.3	1.7	1.0	▲ 2.2	▲ 1.2
大学 病院	1日当医療費	3.7	6.2	7.4	13.7	5.3	5.9	4.8	4.9	5.0	4.9	▲ 0.5
	受診延日数	0.9	▲ 0.2	0.9	▲ 6.2	0.8	0.6	1.0	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 4.5	▲ 1.3
	医療費	4.6	6.0	8.3	6.6	6.2	6.4	5.9	4.3	4.1	0.2	▲ 1.9
公的 病院	1日当医療費	5.1	4.1	6.1	9.9	4.2	4.2	4.2	3.8	3.6	3.7	▲ 0.4
	受診延日数	▲ 4.8	▲ 5.4	▲ 2.2	▲ 6.8	▲ 1.4	▲ 1.6	▲ 1.1	▲ 1.9	▲ 2.3	▲ 6.3	▲ 0.5
	医療費	0.0	▲ 1.5	3.8	2.4	2.7	2.5	3.0	1.8	1.3	▲ 2.9	▲ 0.9
民間 病院	1日当医療費	3.7	2.7	4.0	4.2	2.9	2.9	2.9	2.9	2.7	2.5	0.0
	受診延日数	▲ 2.1	▲ 2.8	▲ 1.0	▲ 1.8	▲ 0.6	▲ 1.2	▲ 0.0	▲ 1.9	▲ 2.7	▲ 4.7	▲ 1.3
	医療費	1.4	▲ 0.2	2.9	2.3	2.2	1.6	2.8	0.9	▲ 0.1	▲ 2.3	▲ 1.3

注1. 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）における審査分の医療費（算定ベース）を概算医療費として集計している。

注2. 入院医療費には入院時食事療養及び入院時生活療養の費用額が含まれる。

注3. 平成23年度の伸び率は大きな制度改正や診療報酬改定の影響を受けていないことから、比較対象として用いている。

平成24年4～9月

〔 表 3 〕 診療科の主たる診療科別 医科入院外医療費の伸び率

		平成 19年度 対前年度比	平成 20年度 対前年度比	平成 21年度 対前年度比	平成 22年度 対前年度比	平成 23年度 対前年度比			平成24年 4～9月 対前年 同期比			(参考) 平成23年度 の伸び率 との比較 ②-①
						①	4～9月	10～3月	②	8月	9月	
医科診療所	1日当医療費	2.3	1.2	2.7	▲ 0.3	1.9	1.9	1.9	1.4	1.5	1.4	▲ 0.5
	受診延日数	▲ 0.2	▲ 0.9	▲ 0.6	1.4	▲ 0.1	▲ 0.5	0.3	▲ 1.2	▲ 2.6	▲ 3.1	▲ 1.1
	医療費	2.2	0.3	2.1	1.1	1.8	1.3	2.2	0.2	▲ 1.1	▲ 1.8	▲ 1.6
内科	1日当医療費	3.2	1.5	3.4	▲ 0.1	2.3	2.5	2.2	1.6	1.7	1.9	▲ 0.7
	受診延日数	▲ 0.8	▲ 2.1	▲ 0.6	1.0	▲ 0.7	▲ 1.3	▲ 0.2	▲ 1.9	▲ 2.6	▲ 4.0	▲ 1.1
	医療費	2.3	▲ 0.6	2.8	0.8	1.6	1.2	2.0	▲ 0.3	▲ 0.9	▲ 2.2	▲ 1.8
小児科	1日当医療費	1.4	1.2	2.0	▲ 2.2	1.4	1.4	1.4	0.5	0.5	1.7	▲ 0.9
	受診延日数	▲ 3.8	1.1	▲ 2.2	4.8	0.6	1.0	0.3	▲ 4.5	▲ 6.3	▲ 7.1	▲ 5.1
	医療費	▲ 2.4	2.4	▲ 0.2	2.5	2.0	2.4	1.7	▲ 4.0	▲ 5.9	▲ 5.6	▲ 6.0
外科	1日当医療費	3.0	2.0	3.5	0.8	2.8	2.9	2.7	1.9	2.4	1.7	▲ 1.0
	受診延日数	▲ 3.0	▲ 4.3	▲ 2.3	▲ 4.3	▲ 2.6	▲ 3.1	▲ 2.0	▲ 5.0	▲ 7.2	▲ 7.0	▲ 2.4
	医療費	▲ 0.1	▲ 2.4	1.1	▲ 3.6	0.2	▲ 0.2	0.6	▲ 3.2	▲ 5.0	▲ 5.4	▲ 3.4
整形外科	1日当医療費	2.2	1.4	2.4	0.8	2.3	2.4	2.3	2.1	2.7	1.6	▲ 0.3
	受診延日数	2.1	0.4	1.9	0.3	1.4	0.7	2.1	0.1	▲ 3.2	▲ 1.7	▲ 1.2
	医療費	4.3	1.8	4.4	1.2	3.7	3.1	4.4	2.2	▲ 0.6	▲ 0.1	▲ 1.5
皮膚科	1日当医療費	0.2	0.3	0.2	▲ 1.4	0.1	0.0	0.1	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.7
	受診延日数	▲ 0.1	2.2	0.0	3.5	2.5	1.8	3.2	0.9	0.6	▲ 1.2	▲ 1.5
	医療費	0.1	2.5	0.3	2.1	2.5	1.8	3.3	0.3	▲ 0.1	▲ 2.1	▲ 2.2
産婦人科	1日当医療費	1.5	1.1	1.3	0.8	1.4	1.2	1.5	1.2	0.6	1.2	▲ 0.2
	受診延日数	▲ 0.6	▲ 1.9	▲ 2.9	▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 1.8	0.2	▲ 1.1	▲ 3.1	▲ 3.2	▲ 0.2
	医療費	1.0	▲ 0.9	▲ 1.7	▲ 0.1	0.6	▲ 0.6	1.7	0.1	▲ 2.5	▲ 2.0	▲ 0.4
眼科	1日当医療費	▲ 0.1	1.9	2.4	0.5	1.8	1.6	2.1	2.1	0.7	1.6	0.2
	受診延日数	0.9	▲ 0.1	▲ 1.6	1.4	▲ 0.2	▲ 0.9	0.5	1.1	▲ 0.5	1.1	1.3
	医療費	0.8	1.7	0.7	1.9	1.6	0.6	2.6	3.2	0.2	2.7	1.6
耳鼻咽喉科	1日当医療費	2.2	2.3	2.0	▲ 0.1	1.5	1.2	1.8	1.7	1.2	1.8	0.2
	受診延日数	▲ 1.2	▲ 0.6	▲ 4.0	6.4	▲ 2.1	▲ 0.6	▲ 3.3	▲ 2.0	▲ 2.4	▲ 3.8	0.1
	医療費	1.0	1.7	▲ 2.1	6.3	▲ 0.6	0.6	▲ 1.6	▲ 0.3	▲ 1.3	▲ 2.1	0.3
その他	1日当医療費	1.9	0.7	1.8	▲ 0.8	1.4	1.2	1.5	0.9	0.8	0.7	▲ 0.5
	受診延日数	3.5	0.7	1.1	2.3	1.5	0.7	2.4	0.5	▲ 0.8	▲ 2.0	▲ 1.0
	医療費	5.5	1.4	2.9	1.5	2.9	1.9	3.9	1.5	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.4

注1. 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）における審査分の医療費（算定ベース）を概算医療費として集計している。

注2. 医科診療所を主たる診療所別に分類して、それぞれの分類に属する医科診療所の医療費を集計している。

注3. 平成23年度の伸び率は大きな制度改正や診療報酬改定の影響を受けていないことから、比較対象として用いている。

平成24年4～9月

〔 表 4－1 〕 病床規模別 医科病院 医療費の伸び率（医科計）

（単位：％）

		平成 19年度 対前年度比	平成 20年度 対前年度比	平成 21年度 対前年度比	平成 22年度 対前年度比	平成 23年度 対前年度比			平成24年 4～9月 対前年 同期比			(参考) 平成23年度 の伸び率 との比較 ②-①
		①	4～9月	10～3月	②	8月	9月					
医科病院計	1日当医療費	4.3	3.7	4.0	7.1	3.0	3.1	2.8	3.7	3.8	3.9	0.8
	受診延日数	▲ 1.8	▲ 2.2	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.6	▲ 1.0	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.6	▲ 2.8	▲ 0.7
	医療費	2.4	1.4	3.4	5.4	2.4	2.0	2.7	2.4	2.1	1.1	0.1
200床 未満	1日当医療費	3.7	3.1	3.6	4.5	2.5	2.6	2.4	2.9	3.0	3.0	0.4
	受診延日数	▲ 1.4	▲ 1.7	0.1	▲ 0.3	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.3	▲ 2.1	▲ 2.6	▲ 3.3	▲ 1.2
	医療費	2.3	1.4	3.7	4.1	1.6	1.2	2.0	0.8	0.4	▲ 0.5	▲ 0.8
20床以上 50床未満	1日当医療費	4.3	3.1	3.8	4.2	0.9	1.1	0.7	2.9	3.4	3.9	2.0
	受診延日数	▲ 4.7	▲ 3.8	▲ 3.0	▲ 2.5	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 2.4	▲ 3.5	▲ 3.6	▲ 4.5	▲ 0.9
	医療費	▲ 0.6	▲ 0.8	0.7	1.6	▲ 1.6	▲ 1.6	▲ 1.6	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 0.8	0.9
50床以上 100床未満	1日当医療費	3.5	3.2	3.8	3.8	2.5	2.5	2.5	3.3	3.3	3.4	0.8
	受診延日数	▲ 2.0	▲ 2.6	▲ 0.6	▲ 1.5	▲ 1.8	▲ 2.6	▲ 0.9	▲ 2.3	▲ 2.9	▲ 3.6	▲ 0.5
	医療費	1.4	0.5	3.2	2.3	0.7	▲ 0.2	1.6	0.9	0.3	▲ 0.3	0.2
100床以上 200床未満	1日当医療費	3.4	2.9	3.3	4.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.8	2.6	0.2
	受診延日数	▲ 0.4	▲ 0.9	1.0	0.6	▲ 0.1	▲ 0.5	0.3	▲ 1.7	▲ 2.2	▲ 3.0	▲ 1.6
	医療費	3.1	2.0	4.3	5.3	2.4	2.1	2.7	0.9	0.5	▲ 0.5	▲ 1.5
200床 以上	1日当医療費	4.6	4.1	4.3	8.6	3.1	3.3	3.0	3.9	3.9	4.2	0.8
	受診延日数	▲ 2.0	▲ 2.6	▲ 0.9	▲ 2.4	▲ 0.4	▲ 0.8	0.0	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 2.5	▲ 0.4
	医療費	2.5	1.4	3.4	5.9	2.7	2.4	3.0	3.1	2.8	1.7	0.4
200床以上 300床未満	1日当医療費	3.8	3.3	2.9	5.4	2.4	2.5	2.3	2.7	3.1	2.9	0.3
	受診延日数	▲ 1.7	▲ 2.0	▲ 1.0	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.8	0.6	0.4	0.0	▲ 0.9	0.5
	医療費	2.0	1.3	1.9	4.7	2.3	1.7	3.0	3.2	3.1	2.0	0.8
300床以上 500床未満	1日当医療費	4.9	3.5	4.3	8.0	2.9	2.8	2.9	3.9	3.8	4.1	1.0
	受診延日数	▲ 2.0	▲ 3.2	▲ 0.8	▲ 2.5	▲ 0.5	▲ 1.1	0.1	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 2.2	▲ 0.2
	医療費	2.9	0.2	3.5	5.3	2.3	1.7	3.0	3.1	2.8	1.8	0.8
500床以上	1日当医療費	4.8	4.9	5.1	10.9	3.8	4.0	3.5	4.8	4.7	5.5	1.0
	受診延日数	▲ 2.2	▲ 2.4	▲ 1.1	▲ 3.5	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 1.7	▲ 2.1	▲ 3.8	▲ 1.1
	医療費	2.5	2.4	3.9	7.0	3.2	3.4	3.0	3.1	2.6	1.5	▲ 0.2

注1. 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）における審査分の医療費（算定ベース）を概算医療費として集計している。

注2. 病床数データは厚生労働省「医療施設調査」と突合することにより把握している。病床数には介護分の療養病床数が含まれる。

注3. 「医科病院計」には病床数不詳の医科病院が含まれる。

注4. 医療費には入院時食事療養及び入院時生活療養の費用額が含まれる。

注5. 平成23年度の伸び率（対前年度比）は、大きな制度改正や診療報酬改定の影響を受けていないことから、比較対象として用いている。

平成24年4～9月

〔 表 4－2 〕 病床規模別 医科病院 医療費の伸び率（医科入院）

（単位：％）

		平成 19年度 対前年度比	平成 20年度 対前年度比	平成 21年度 対前年度比	平成 22年度 対前年度比	平成 23年度 対前年度比			平成24年 4～9月 対前年 同期比			(参考) 平成23年度 の伸び率 との比較 ②-①
						①	4～9月	10～3月	②	8月	9月	
医科病院計	1日当医療費	3.5	2.8	3.1	5.4	2.6	2.8	2.4	3.5	3.5	2.7	0.9
	受診延日数	▲ 0.6	▲ 0.9	0.2	0.8	▲ 0.4	▲ 0.9	0.1	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.4	▲ 0.3
	医療費	2.9	1.9	3.3	6.3	2.2	1.8	2.5	2.7	2.5	2.3	0.5
200床 未満	1日当医療費	2.7	2.3	2.6	4.1	2.1	2.3	2.0	2.4	2.5	1.6	0.3
	受診延日数	0.3	0.2	1.3	1.2	▲ 0.4	▲ 0.8	0.1	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 0.8
	医療費	3.1	2.5	4.0	5.3	1.8	1.4	2.1	1.3	1.1	0.8	▲ 0.5
20床以上 50床未満	1日当医療費	4.0	2.6	3.0	4.4	0.5	0.7	0.3	3.0	2.8	3.4	2.5
	受診延日数	▲ 3.8	▲ 2.5	▲ 2.5	▲ 0.1	▲ 2.1	▲ 2.4	▲ 1.9	▲ 2.5	▲ 2.0	▲ 2.1	▲ 0.4
	医療費	0.1	0.0	0.5	4.3	▲ 1.6	▲ 1.7	▲ 1.6	0.4	0.7	1.2	2.1
50床以上 100床未満	1日当医療費	2.8	2.3	2.9	4.0	2.3	2.3	2.3	3.0	3.1	2.1	0.8
	受診延日数	▲ 0.4	▲ 0.3	0.8	▲ 0.3	▲ 1.7	▲ 2.4	▲ 1.0	▲ 1.8	▲ 1.6	▲ 1.0	▲ 0.1
	医療費	2.5	2.0	3.7	3.6	0.5	▲ 0.1	1.2	1.2	1.4	1.2	0.7
100床以上 200床未満	1日当医療費	2.6	2.2	2.5	4.1	2.2	2.4	2.1	2.2	2.2	1.3	▲ 0.1
	受診延日数	1.0	0.7	1.8	1.9	0.3	▲ 0.1	0.7	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 0.6	▲ 1.1
	医療費	3.6	2.9	4.4	6.1	2.5	2.3	2.8	1.4	1.1	0.6	▲ 1.2
200床 以上	1日当医療費	4.0	3.2	3.5	6.0	2.8	3.0	2.6	3.8	3.8	3.1	1.0
	受診延日数	▲ 1.1	▲ 1.5	▲ 0.4	0.6	▲ 0.4	▲ 0.9	0.1	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 0.1
	医療費	2.8	1.6	3.0	6.7	2.4	2.1	2.7	3.2	3.0	2.8	0.9
200床以上 300床未満	1日当医療費	2.9	2.7	1.9	4.4	2.3	2.3	2.3	2.8	3.2	2.3	0.5
	受診延日数	▲ 0.6	▲ 1.0	▲ 0.2	0.8	▲ 0.2	▲ 0.8	0.3	0.4	0.3	0.6	0.6
	医療費	2.4	1.7	1.7	5.3	2.1	1.5	2.6	3.3	3.5	2.9	1.2
300床以上 500床未満	1日当医療費	4.1	2.5	3.6	5.7	2.8	2.8	2.7	4.1	4.0	3.2	1.3
	受診延日数	▲ 0.6	▲ 1.5	▲ 0.2	0.5	▲ 0.4	▲ 1.2	0.3	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.2
	医療費	3.5	0.9	3.4	6.2	2.3	1.6	3.0	3.4	3.2	3.0	1.1
500床以上	1日当医療費	4.7	4.4	4.2	7.1	3.2	3.5	2.8	4.5	4.5	3.7	1.4
	受診延日数	▲ 2.1	▲ 2.0	▲ 0.9	0.7	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.4	▲ 1.4	▲ 1.9	▲ 1.1	▲ 0.8
	医療費	2.5	2.3	3.3	7.8	2.5	2.7	2.3	3.1	2.6	2.6	0.6

注1. 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）における審査分の医療費（算定ベース）を概算医療費として集計している。

注2. 病床数データは厚生労働省「医療施設調査」と突合することにより把握している。病床数には介護分の療養病床数が含まれる。

注3. 「医科病院計」には病床数不詳の医科病院が含まれる。

注4. 医療費には入院時食事療養及び入院時生活療養の費用額が含まれる。

注5. 平成23年度の伸び率（対前年度比）は、大きな制度改正や診療報酬改定の影響を受けていないことから、比較対象として用いている。

平成24年4～9月

〔 表 4－3 〕 病床規模別 医科病院 医療費の伸び率（医科入院外）

（単位：％）

		平成 19年度 対前年度比	平成 20年度 対前年度比	平成 21年度 対前年度比	平成 22年度 対前年度比	平成 23年度 対前年度比			平成24年 4～9月 対前年 同期比	8月	9月	（参考） 平成23年度 の伸び率 との比較 ②-①
						①	4～9月	10～3月	②			
医科病院計	1日当医療費	4.2	3.6	5.3	7.2	3.7	3.8	3.6	3.6	3.5	3.2	▲ 0.2
	受診延日数	▲ 2.9	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 4.0	▲ 0.8	▲ 1.2	▲ 0.3	▲ 1.8	▲ 2.3	▲ 5.2	▲ 1.0
	医療費	1.2	0.0	3.9	2.9	2.9	2.6	3.3	1.7	1.0	▲ 2.2	▲ 1.2
	200床 未満	1日当医療費	3.3	2.1	4.1	3.0	2.6	2.5	2.5	2.3	2.1	▲ 0.0
		受診延日数	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 0.9	▲ 1.6	▲ 1.2	▲ 1.8	▲ 2.9	▲ 3.7	▲ 5.6	▲ 1.6
		医療費	0.5	▲ 1.2	3.1	1.3	1.3	0.7	▲ 0.4	▲ 1.4	▲ 3.6	▲ 1.7
	20床以上 50床未満	1日当医療費	3.9	2.6	4.3	2.0	1.1	1.3	1.9	2.8	2.4	0.8
		受診延日数	▲ 5.1	▲ 4.3	▲ 3.2	▲ 3.4	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 3.9	▲ 4.3	▲ 5.4	▲ 1.2
		医療費	▲ 1.4	▲ 1.8	0.9	▲ 1.5	▲ 1.6	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 1.6	▲ 3.2	▲ 0.4
	50床以上 100床未満	1日当医療費	2.7	2.0	3.7	1.8	2.9	2.6	3.0	2.1	2.3	0.1
		受診延日数	▲ 3.1	▲ 4.0	▲ 1.5	▲ 2.3	▲ 1.9	▲ 2.8	▲ 2.7	▲ 3.8	▲ 5.4	▲ 0.9
		医療費	▲ 0.5	▲ 2.1	2.2	▲ 0.5	1.0	▲ 0.2	0.2	▲ 1.8	▲ 3.3	▲ 0.8
	100床以上 200床未満	1日当医療費	3.4	2.0	4.2	3.8	2.6	2.6	2.4	2.3	2.0	▲ 0.2
		受診延日数	▲ 1.8	▲ 2.5	0.0	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 0.9	▲ 2.7	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 2.2
		医療費	1.5	▲ 0.6	4.2	2.9	2.1	1.7	▲ 0.4	▲ 1.2	▲ 3.9	▲ 2.5
	200床 以上	1日当医療費	4.7	4.5	6.0	10.0	4.2	4.3	3.7	3.6	3.6	▲ 0.4
		受診延日数	▲ 2.9	▲ 3.7	▲ 1.5	▲ 5.7	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 5.0	▲ 0.6
		医療費	1.6	0.6	4.4	3.7	3.8	3.5	2.7	2.1	▲ 1.6	▲ 1.1
	200床以上 300床未満	1日当医療費	4.2	3.3	4.7	6.0	3.1	3.1	2.4	2.1	2.2	▲ 0.7
		受診延日数	▲ 3.3	▲ 3.4	▲ 2.2	▲ 2.9	0.1	▲ 0.8	0.5	▲ 0.3	▲ 3.2	0.4
		医療費	0.8	▲ 0.2	2.4	2.9	3.2	2.3	2.9	1.8	▲ 1.0	▲ 0.3
	300床以上 500床未満	1日当医療費	4.7	3.5	5.1	9.1	3.0	3.0	3.1	2.8	2.9	0.2
		受診延日数	▲ 3.4	▲ 4.9	▲ 1.4	▲ 5.8	▲ 0.6	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 1.2	▲ 4.8	▲ 0.2
		医療費	1.1	▲ 1.7	3.7	2.8	2.3	1.8	2.3	1.6	▲ 2.0	0.0
	500床以上	1日当医療費	4.8	5.6	7.1	12.8	5.6	5.8	5.0	5.0	5.0	▲ 0.6
		受診延日数	▲ 2.3	▲ 2.7	▲ 1.2	▲ 7.1	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 2.0	▲ 2.2	▲ 6.2	▲ 1.5
		医療費	2.4	2.8	5.7	4.8	5.1	5.4	2.9	2.6	▲ 1.5	▲ 2.2

注1. 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）における審査分の医療費（算定ベース）を概算医療費として集計している。

注2. 病床数データは厚生労働省「医療施設調査」と突合することにより把握している。病床数には介護分の療養病床数が含まれる。

注3. 「医科病院計」には病床数不詳の医科病院が含まれる。

注4. 平成23年度の伸び率（対前年度比）は、大きな制度改正や診療報酬改定の影響を受けていないことから、比較対象として用いている。

平成24年4～9月

〔 表 4－4 〕 病床規模別 医科病院 1施設当たり医療費の伸び率（医科計）

（単位：％）

		平成 19年度 対前年度比	平成 20年度 対前年度比	平成 21年度 対前年度比	平成 22年度 対前年度比	平成 23年度 対前年度比			平成24年 4～9月 対前年 同期比			(参考) 平成23年度 の伸び率 との比較 ②-①
		①	4～9月	10～3月	②	8月	9月					
医科病院計	1日当医療費	4.3	3.7	4.0	7.1	3.0	3.1	2.8	3.7	3.8	3.9	0.8
	1施設当日数	▲ 0.5	▲ 1.3	0.2	▲ 0.5	0.4	0.3	0.5	▲ 0.7	▲ 1.1	▲ 2.3	▲ 1.1
	1施設当医療費	3.7	2.3	4.2	6.6	3.4	3.4	3.4	3.0	2.7	1.6	▲ 0.4
200床 未満	1日当医療費	3.7	3.1	3.6	4.5	2.5	2.6	2.4	2.9	3.0	3.0	0.4
	1施設当日数	0.0	▲ 0.7	0.8	0.9	0.3	0.2	0.4	▲ 1.3	▲ 1.8	▲ 2.6	▲ 1.6
	1施設当医療費	3.7	2.4	4.4	5.4	2.8	2.8	2.8	1.5	1.2	0.3	▲ 1.2
20床以上 50床未満	1日当医療費	4.3	3.1	3.8	4.2	0.9	1.1	0.7	2.9	3.4	3.9	2.0
	1施設当日数	1.3	0.2	▲ 0.5	1.2	▲ 0.6	▲ 0.3	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 1.6	▲ 2.4	▲ 0.8
	1施設当医療費	5.7	3.3	3.3	5.4	0.3	0.8	▲ 0.3	1.4	1.7	1.4	1.1
50床以上 100床未満	1日当医療費	3.5	3.2	3.8	3.8	2.5	2.5	2.5	3.3	3.3	3.4	0.8
	1施設当日数	▲ 1.0	▲ 1.6	0.3	0.5	0.2	▲ 0.0	0.4	▲ 1.6	▲ 2.1	▲ 2.9	▲ 1.8
	1施設当医療費	2.5	1.5	4.1	4.3	2.7	2.5	3.0	1.7	1.2	0.4	▲ 1.0
100床以上 200床未満	1日当医療費	3.4	2.9	3.3	4.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.8	2.6	0.2
	1施設当日数	▲ 0.7	▲ 1.1	0.8	0.3	0.0	▲ 0.2	0.3	▲ 1.5	▲ 1.9	▲ 2.8	▲ 1.5
	1施設当医療費	2.7	1.8	4.2	4.9	2.5	2.4	2.6	1.2	0.8	▲ 0.3	▲ 1.4
200床 以上	1日当医療費	4.6	4.1	4.3	8.6	3.1	3.3	3.0	3.9	3.9	4.2	0.8
	1施設当日数	▲ 1.1	▲ 1.8	▲ 0.0	▲ 1.6	0.3	0.2	0.5	▲ 0.7	▲ 1.0	▲ 2.4	▲ 1.0
	1施設当医療費	3.4	2.2	4.3	6.8	3.5	3.5	3.5	3.2	2.8	1.8	▲ 0.3
200床以上 300床未満	1日当医療費	3.8	3.3	2.9	5.4	2.4	2.5	2.3	2.7	3.1	2.9	0.3
	1施設当日数	▲ 0.8	▲ 1.4	▲ 0.2	0.3	0.9	0.7	1.1	▲ 0.7	▲ 1.1	▲ 1.9	▲ 1.6
	1施設当医療費	2.9	1.8	2.7	5.7	3.4	3.2	3.5	2.0	1.9	0.9	▲ 1.4
300床以上 500床未満	1日当医療費	4.9	3.5	4.3	8.0	2.9	2.8	2.9	3.9	3.8	4.1	1.0
	1施設当日数	▲ 1.6	▲ 2.4	0.2	▲ 1.5	0.0	▲ 0.3	0.4	0.1	▲ 0.2	▲ 1.6	0.0
	1施設当医療費	3.3	1.0	4.4	6.4	2.9	2.4	3.3	3.9	3.6	2.4	1.0
500床以上	1日当医療費	4.8	4.9	5.1	10.9	3.8	4.0	3.5	4.8	4.7	5.5	1.0
	1施設当日数	▲ 0.4	▲ 0.9	0.0	▲ 3.2	0.1	▲ 0.2	0.4	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 2.3	▲ 0.4
	1施設当医療費	4.4	3.9	5.1	7.4	3.9	3.8	4.0	4.5	4.2	3.1	0.6

注1. 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）における審査分の医療費（算定ベース）を概算医療費として集計している。

注2. 病床数データは厚生労働省「医療施設調査」と突合することにより把握している。病床数には介護分の療養病床数が含まれる。

注3. 「医科病院計」には病床数不詳の医科病院が含まれる。

注4. 医療費には入院時食事療養及び入院時生活療養の費用額が含まれる。

注5. 1施設当たり医療費は医療費の総額を審査支払機関に審査支払請求を行った施設数で除して得た値である。

注6. 平成23年度の伸び率（対前年度比）は、大きな制度改正や診療報酬改定の影響を受けていないことから、比較対象として用いている。

平成24年4～9月

〔 表 4－5 〕 病床規模別 医科病院 1施設当たり医療費の伸び率（医科入院）

（単位：％）

		平成 19年度 対前年度比	平成 20年度 対前年度比	平成 21年度 対前年度比	平成 22年度 対前年度比	平成 23年度 対前年度比			平成24年 4～9月 対前年 同期比			(参考) 平成23年度 の伸び率 との比較 ②-①
		①	4～9月	10～3月	②	8月	9月					
医科病院計	1日当医療費	3.5	2.8	3.1	5.4	2.6	2.8	2.4	3.5	3.5	2.7	0.9
	1施設当日数	0.7	0.0	0.9	2.0	0.6	0.4	0.7	▲ 0.2	▲ 0.4	0.1	▲ 0.8
	1施設当医療費	4.2	2.9	4.0	7.5	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.8	0.1
200床 未満	1日当医療費	2.7	2.3	2.6	4.1	2.1	2.3	2.0	2.4	2.5	1.6	0.3
	1施設当日数	1.7	1.2	2.0	2.4	0.7	0.7	0.8	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.1	▲ 1.2
	1施設当医療費	4.5	3.5	4.7	6.6	2.9	3.0	2.9	2.0	2.0	1.5	▲ 0.9
20床以上 50床未満	1日当医療費	4.0	2.6	3.0	4.4	0.5	0.7	0.3	3.0	2.8	3.4	2.5
	1施設当日数	2.3	1.6	▲ 0.0	3.7	▲ 0.2	0.0	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.0	0.0	▲ 0.2
	1施設当医療費	6.4	4.2	3.0	8.2	0.3	0.8	▲ 0.2	2.5	2.7	3.4	2.3
50床以上 100床未満	1日当医療費	2.8	2.3	2.9	4.0	2.3	2.3	2.3	3.0	3.1	2.1	0.8
	1施設当日数	0.7	0.6	1.6	1.6	0.3	0.2	0.3	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 1.3
	1施設当医療費	3.5	3.0	4.6	5.7	2.6	2.5	2.6	2.0	2.3	1.9	▲ 0.6
100床以上 200床未満	1日当医療費	2.6	2.2	2.5	4.1	2.2	2.4	2.1	2.2	2.2	1.3	▲ 0.1
	1施設当日数	0.7	0.5	1.7	1.5	0.4	0.2	0.6	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.4	▲ 1.0
	1施設当医療費	3.3	2.7	4.2	5.7	2.7	2.6	2.7	1.6	1.4	0.9	▲ 1.1
200床 以上	1日当医療費	4.0	3.2	3.5	6.0	2.8	3.0	2.6	3.8	3.8	3.1	1.0
	1施設当日数	▲ 0.2	▲ 0.7	0.5	1.5	0.3	0.1	0.6	▲ 0.5	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.8
	1施設当医療費	3.7	2.5	3.9	7.6	3.1	3.1	3.2	3.3	3.1	2.9	0.2
200床以上 300床未満	1日当医療費	2.9	2.7	1.9	4.4	2.3	2.3	2.3	2.8	3.2	2.3	0.5
	1施設当日数	0.3	▲ 0.4	0.6	1.8	0.8	0.7	0.8	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.5	▲ 1.5
	1施設当医療費	3.3	2.3	2.5	6.2	3.1	3.0	3.2	2.0	2.3	1.8	▲ 1.1
300床以上 500床未満	1日当医療費	4.1	2.5	3.6	5.7	2.8	2.8	2.7	4.1	4.0	3.2	1.3
	1施設当日数	▲ 0.2	▲ 0.8	0.7	1.5	0.1	▲ 0.4	0.6	0.1	0.0	0.5	0.0
	1施設当医療費	3.9	1.7	4.4	7.3	2.9	2.4	3.4	4.2	4.0	3.7	1.3
500床以上	1日当医療費	4.7	4.4	4.2	7.1	3.2	3.5	2.8	4.5	4.5	3.7	1.4
	1施設当日数	▲ 0.3	▲ 0.5	0.2	1.0	0.0	▲ 0.4	0.5	0.0	▲ 0.3	0.5	▲ 0.0
	1施設当医療費	4.4	3.8	4.4	8.2	3.2	3.1	3.3	4.6	4.2	4.2	1.4

注1. 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）における審査分の医療費（算定ベース）を概算医療費として集計している。

注2. 病床数データは厚生労働省「医療施設調査」と突合することにより把握している。病床数には介護分の療養病床数が含まれる。

注3. 「医科病院計」には病床数不詳の医科病院が含まれる。

注4. 医療費には入院時食事療養及び入院時生活療養の費用額が含まれる。

注5. 1施設当たり医療費は医療費の総額を審査支払機関に審査支払請求を行った施設数で除して得た値である。

注6. 平成23年度の伸び率（対前年度比）は、大きな制度改正や診療報酬改定の影響を受けていないことから、比較対象として用いている。

平成24年4～9月

〔 表 4－6 〕 病床規模別 医療病院 1施設当たり医療費の伸び率（医科入院外）

（単位：％）

		平成 19年度 対前年度比	平成 20年度 対前年度比	平成 21年度 対前年度比	平成 22年度 対前年度比	平成 23年度 対前年度比			平成24年 4～9月 対前年 同期比	8月	9月	(参考) 平成23年度 の伸び率 との比較 ②-①
						①	4～9月	10～3月	②			
医科病院計	1日当医療費	4.2	3.6	5.3	7.2	3.7	3.8	3.6	3.6	3.5	3.2	▲ 0.2
	1施設当日数	▲ 1.6	▲ 2.6	▲ 0.5	▲ 2.9	0.2	0.1	0.3	▲ 1.2	▲ 1.8	▲ 4.8	▲ 1.5
	1施設当医療費	2.5	0.9	4.7	4.1	4.0	3.9	4.0	2.3	1.6	▲ 1.7	▲ 1.7
	200床 未満	1日当医療費	3.3	2.1	4.1	3.0	2.6	2.5	2.5	2.3	2.1	▲ 0.0
		1施設当日数	▲ 1.4	▲ 2.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 2.2	▲ 2.9	▲ 4.9	▲ 2.0
		1施設当医療費	1.9	▲ 0.2	3.8	2.5	2.4	2.3	0.3	▲ 0.6	▲ 2.9	▲ 2.1
	20床以上 50床未満	1日当医療費	3.9	2.6	4.3	2.0	1.1	1.3	1.9	2.8	2.4	0.8
		1施設当日数	0.9	▲ 0.3	▲ 0.7	0.2	▲ 0.8	▲ 0.4	▲ 1.2	▲ 2.3	▲ 3.4	▲ 1.0
		1施設当医療費	4.9	2.3	3.5	2.2	0.3	0.9	▲ 0.3	0.0	▲ 1.1	▲ 0.3
	50床以上 100床未満	1日当医療費	2.7	2.0	3.7	1.8	2.9	2.6	3.0	2.1	2.3	0.1
		1施設当日数	▲ 2.1	▲ 3.1	▲ 0.6	▲ 0.3	0.1	▲ 0.2	▲ 2.0	▲ 2.9	▲ 4.7	▲ 2.1
		1施設当医療費	0.6	▲ 1.2	3.1	1.5	3.1	2.4	1.0	▲ 0.9	▲ 2.6	▲ 2.0
	100床以上 200床未満	1日当医療費	3.4	2.0	4.2	3.8	2.6	2.6	2.4	2.3	2.0	▲ 0.2
		1施設当日数	▲ 2.2	▲ 2.7	▲ 0.2	▲ 1.1	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 2.5	▲ 3.1	▲ 5.5	▲ 2.1
		1施設当医療費	1.1	▲ 0.8	4.0	2.6	2.2	2.0	▲ 0.2	▲ 0.9	▲ 3.6	▲ 2.4
	200床 以上	1日当医療費	4.7	4.5	6.0	10.0	4.2	4.3	4.0	3.7	3.6	▲ 0.4
		1施設当日数	▲ 2.1	▲ 3.0	▲ 0.6	▲ 4.9	0.4	0.3	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 4.9	▲ 1.3
		1施設当医療費	2.5	1.4	5.3	4.6	4.6	4.6	2.8	2.2	▲ 1.5	▲ 1.8
	200床以上 300床未満	1日当医療費	4.2	3.3	4.7	6.0	3.1	3.1	2.4	2.1	2.2	▲ 0.7
		1施設当日数	▲ 2.4	▲ 2.9	▲ 1.4	▲ 2.0	1.1	0.7	▲ 0.7	▲ 1.5	▲ 4.2	▲ 1.8
		1施設当医療費	1.7	0.4	3.2	3.9	4.2	3.8	1.7	0.6	▲ 2.1	▲ 2.6
	300床以上 500床未満	1日当医療費	4.7	3.5	5.1	9.1	3.0	3.0	3.1	2.8	2.9	0.2
		1施設当日数	▲ 3.0	▲ 4.2	▲ 0.5	▲ 4.8	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 0.0	▲ 0.5	▲ 4.2	0.1
		1施設当医療費	1.5	▲ 0.9	4.6	3.8	2.9	2.6	3.1	2.3	▲ 1.4	0.2
	500床以上	1日当医療費	4.8	5.6	7.1	12.8	5.6	5.8	5.5	5.0	5.0	▲ 0.6
		1施設当日数	▲ 0.5	▲ 1.2	▲ 0.1	▲ 6.8	0.2	0.0	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 4.7	▲ 0.8
		1施設当医療費	4.3	4.3	6.9	5.2	5.8	5.9	4.4	4.2	0.0	▲ 1.4

注1. 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）における審査分の医療費（算定ベース）を概算医療費として集計している。

注2. 病床数データは厚生労働省「医療施設調査」と突合することにより把握している。病床数には介護分の療養病床数が含まれる。

注3. 「医科病院計」には病床数不詳の医科病院が含まれる。

注4. 1施設当たり医療費は医療費の総額を審査支払機関に審査支払請求を行った施設数で除して得た値である。

注5. 平成23年度の伸び率（対前年度比）は大きな制度改正や診療報酬改定の影響を受けていないことから、比較対象として用いている。

平成24年4～9月

〔 表 5 〕 制度別医療費の伸び率

(単位：％)

		平成 19年度 対前年度比	平成 20年度 対前年度比	平成 21年度 対前年度比	平成 22年度 対前年度比	平成 23年度 対前年度比			平成24年 4～9月 対前年 同期比			(参考) 平成23年度 の伸び率 との比較 ②-①
						①	4～9月	10～3月	②	8月	9月	
計	1人当医療費	3.0	1.8	3.5	3.9	3.4	3.1	3.7	1.9	1.2	0.0	▲ 1.5
	1人当受診延日数	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.6	0.1	0.2	▲ 0.3	0.6	▲ 0.9	▲ 2.2	▲ 2.4	▲ 1.0
	医療費	3.1	1.9	3.5	3.9	3.1	2.9	3.4	1.7	1.0	▲ 0.2	▲ 1.5
70歳未満	1人当医療費	1.6	1.9	2.8	3.4	2.6	2.4	2.8	1.4	0.7	▲ 0.4	▲ 1.2
	1人当受診延日数	▲ 2.0	▲ 1.5	▲ 1.1	0.1	▲ 0.3	▲ 0.7	0.2	▲ 1.3	▲ 2.6	▲ 2.7	▲ 1.1
	医療費	1.2	1.4	2.2	2.8	1.8	1.6	2.0	0.5	▲ 0.2	▲ 1.3	▲ 1.3
	被用者保険	1人当医療費	1.2	1.9	2.6	3.6	2.4	2.6	1.2	0.6	▲ 0.0	▲ 1.2
		1人当受診延日数	▲ 2.2	▲ 1.3	▲ 1.1	0.6	▲ 0.2	0.2	▲ 1.5	▲ 2.7	▲ 2.4	▲ 1.3
		医療費	2.1	2.3	2.0	3.2	2.1	1.9	1.0	0.4	▲ 0.3	▲ 1.0
	国民健康保険	1人当医療費	3.2	2.6	3.0	3.4	3.3	3.6	2.3	1.5	▲ 0.2	▲ 1.0
		1人当受診延日数	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 0.4	▲ 0.6	0.5	▲ 0.6	▲ 2.1	▲ 2.8	▲ 0.5
		医療費	0.1	0.3	2.4	2.2	1.5	1.7	▲ 0.1	▲ 0.8	▲ 2.6	▲ 1.6
	(再掲)未就学者	1人当医療費	/	-	1.0	9.9	1.4	1.3	0.2	▲ 0.3	0.6	▲ 1.1
		1人当受診延日数	/	-	▲ 4.0	6.3	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 2.1	▲ 4.0	▲ 3.6	▲ 1.1
		医療費	/	-	0.3	8.9	0.7	0.4	▲ 0.4	▲ 1.0	▲ 0.2	▲ 0.9
	70歳以上	1人当医療費	2.1	▲ 0.1	2.5	2.2	1.1	2.0	▲ 0.3	▲ 0.8	▲ 2.2	▲ 1.9
		1人当受診延日数	▲ 1.9	▲ 2.6	▲ 1.4	▲ 1.8	▲ 2.1	▲ 1.2	▲ 2.6	▲ 3.8	▲ 4.3	▲ 1.0
		医療費	5.4	2.1	4.6	4.7	3.9	4.9	2.8	2.2	0.9	▲ 1.6
	(再掲)75歳以上	1人当医療費	/	-	2.3	2.2	1.1	2.1	▲ 0.2	▲ 0.7	▲ 2.0	▲ 1.8
		1人当受診延日数	/	-	▲ 1.3	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.9	▲ 2.3	▲ 3.5	▲ 3.9	▲ 0.9
		医療費	/	-	5.5	5.5	4.3	4.9	2.7	2.1	0.8	▲ 1.9
公費	受診延日数	▲ 0.0	1.1	4.2	3.6	1.9	2.3	1.6	▲ 0.1	▲ 1.7	▲ 1.5	▲ 2.0
	医療費	3.3	4.4	8.0	7.7	5.3	5.8	4.8	2.8	1.8	1.6	▲ 2.6

- 注1. 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）における審査分の医療費（算定ベース）を概算医療費として集計している。
 注2. 「医療保険適用」の「70歳以上」には後期高齢者医療の対象（平成19年度以前は老人医療受給対象）となる65歳以上70歳未満の障害認定を受けた者に係るデータが含まれる。
 注3. 「公費」は医療保険適用との併用分を除く、公費負担のみのデータである。
 注4. 平成23年度の伸び率（対前年度比）は大きな制度改正や診療報酬改定の影響を受けていないことから、比較対象として用いている。

平成24年4～9月

〔 参考表 1 〕 経営主体別受診延日数の伸び率（医科入院）

（単位：％）

		平成 19年度 対前年度比	平成 20年度 対前年度比	平成 21年度 対前年度比	平成 22年度 対前年度比	平成 23年度 対前年度比 ①	4～9月	10～3月	平成24年 4～9月 対前年 同期比 ②	8月	9月	(参考) 平成23年度 の伸び率 との比較 ②-①
医 科 計	推計新規入院件数	▲ 0.5	▲ 0.4	0.9	2.4	0.9	▲ 0.2	1.9	0.8	1.3	▲ 0.7	▲ 0.1
	推計平均在院日数	▲ 0.3	▲ 0.7	▲ 1.0	▲ 1.7	▲ 1.4	▲ 0.9	▲ 2.0	▲ 1.7	▲ 2.4	0.1	▲ 0.2
	受診延日数	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 0.1	0.7	▲ 0.6	▲ 1.1	▲ 0.1	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 0.6	▲ 0.3
病院計	推計新規入院件数	▲ 0.4	▲ 0.2	1.5	2.8	1.2	0.1	2.2	1.1	1.6	▲ 0.6	▲ 0.1
	推計平均在院日数	▲ 0.2	▲ 0.7	▲ 1.3	▲ 1.9	▲ 1.6	▲ 1.0	▲ 2.1	▲ 1.8	▲ 2.5	0.1	▲ 0.3
	受診延日数	▲ 0.6	▲ 0.9	0.2	0.8	▲ 0.4	▲ 0.9	0.1	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.4	▲ 0.3
大学 病院	推計新規入院件数	2.6	2.6	3.9	3.9	2.8	2.0	3.6	2.0	2.7	0.8	▲ 0.8
	推計平均在院日数	▲ 3.6	▲ 3.0	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 2.2	▲ 1.7	▲ 2.8	▲ 2.2	▲ 3.4	0.1	0.1
	受診延日数	▲ 1.0	▲ 0.4	1.1	1.0	0.5	0.2	0.8	▲ 0.2	▲ 0.8	1.0	▲ 0.7
公的 病院	推計新規入院件数	▲ 1.7	▲ 1.4	1.6	2.4	0.9	▲ 0.3	2.2	1.0	1.5	▲ 1.2	0.1
	推計平均在院日数	▲ 0.9	▲ 1.7	▲ 2.7	▲ 1.9	▲ 2.1	▲ 1.8	▲ 2.5	▲ 2.1	▲ 2.8	0.3	0.0
	受診延日数	▲ 2.6	▲ 3.1	▲ 1.1	0.5	▲ 1.2	▲ 2.0	▲ 0.4	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 0.9	0.1
民間 病院	推計新規入院件数	0.1	0.4	0.7	2.8	0.9	▲ 0.1	2.0	0.9	1.4	▲ 0.3	▲ 0.0
	推計平均在院日数	0.2	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 1.8	▲ 1.1	▲ 0.5	▲ 1.8	▲ 1.6	▲ 2.2	▲ 0.1	▲ 0.4
	受診延日数	0.3	0.0	0.6	0.9	▲ 0.2	▲ 0.6	0.2	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 0.4	▲ 0.5
診療所	推計新規入院件数	▲ 1.0	▲ 2.5	▲ 3.9	▲ 1.1	▲ 2.2	▲ 2.7	▲ 1.6	▲ 2.5	▲ 2.2	▲ 2.5	▲ 0.3
	推計平均在院日数	▲ 3.0	▲ 2.2	▲ 1.1	▲ 1.6	▲ 2.4	▲ 2.1	▲ 2.8	▲ 2.6	▲ 2.3	▲ 2.1	▲ 0.2
	受診延日数	▲ 4.0	▲ 4.7	▲ 4.9	▲ 2.7	▲ 4.6	▲ 4.8	▲ 4.4	▲ 5.1	▲ 4.4	▲ 4.6	▲ 0.5

注1. 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）における審査分の医療費（算定ベース）を概算医療費として集計している。

注2. 推計平均在院日数は入院の1件当たり日数から推計した値である。推計新規入院件数は入院受診延日数を推計平均在院日数で除して得た値である。

注3. 平成23年度の伸び率は大きな制度改正や診療報酬改定の影響を受けていないことから、比較対象として用いている。

平成24年4～9月

〔 参考表 2 〕 病床規模別医科病院の1施設当たり日数の伸び率（医科入院）

（単位：％）

		平成 19年度 対前年度比	平成 20年度 対前年度比	平成 21年度 対前年度比	平成 22年度 対前年度比	平成 23年度 対前年度比			平成24年 4～9月 対前年 同期比			（参考） 平成23年度 の伸び率 との比較 ②-①
						①	4～9月	10～3月	②	8月	9月	
医科病院計	1施設当推計新規入院件数	0.8	0.7	2.2	3.9	2.2	1.4	2.9	1.6	2.2	▲ 0.1	▲ 0.5
	推計平均在院日数	▲ 0.2	▲ 0.7	▲ 1.3	▲ 1.9	▲ 1.6	▲ 1.0	▲ 2.1	▲ 1.8	▲ 2.5	0.1	▲ 0.3
	1施設当日数	0.7	0.0	0.9	2.0	0.6	0.4	0.7	▲ 0.2	▲ 0.4	0.1	▲ 0.8
	200床 未満	1施設当推計新規入院件数	0.7	0.3	1.7	3.9	1.5	0.8	0.2	1.1	▲ 1.3	▲ 1.2
		推計平均在院日数	1.0	0.9	0.3	▲ 1.5	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.5	1.2	0.1
		1施設当日数	1.7	1.2	2.0	2.4	0.7	0.8	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.1	▲ 1.2
	20床以上 50床未満	1施設当推計新規入院件数	4.4	2.8	0.5	5.7	0.3	0.1	1.7	3.2	1.6	1.4
		推計平均在院日数	▲ 2.0	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 2.0	▲ 0.1	▲ 1.0	▲ 2.1	▲ 3.1	▲ 1.6	▲ 1.6
		1施設当日数	2.3	1.6	▲ 0.0	3.7	▲ 0.2	0.0	▲ 0.4	▲ 0.0	0.0	▲ 0.2
	50床以上 100床未満	1施設当推計新規入院件数	0.0	▲ 0.0	1.4	4.0	1.1	2.0	0.3	1.2	▲ 0.5	▲ 1.2
		推計平均在院日数	0.7	0.7	0.3	▲ 2.3	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 1.9	0.2	▲ 0.1
		1施設当日数	0.7	0.6	1.6	1.6	0.3	0.3	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 1.3
	100床以上 200床未満	1施設当推計新規入院件数	▲ 0.7	▲ 0.6	1.6	2.8	1.2	0.3	▲ 0.3	0.4	▲ 2.4	▲ 1.5
		推計平均在院日数	1.3	1.1	0.1	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 1.2	2.0	0.5
		1施設当日数	0.7	0.5	1.7	1.5	0.4	0.6	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.4	▲ 1.0
	200床 以上	1施設当推計新規入院件数	0.6	0.7	2.6	3.7	2.3	1.4	1.7	2.2	0.1	▲ 0.5
		推計平均在院日数	▲ 0.8	▲ 1.4	▲ 2.1	▲ 2.1	▲ 1.9	▲ 1.3	▲ 2.2	▲ 2.9	▲ 0.2	▲ 0.3
		1施設当日数	▲ 0.2	▲ 0.7	0.5	1.5	0.3	0.1	▲ 0.5	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.8
	200床以上 300床未満	1施設当推計新規入院件数	▲ 0.5	0.5	▲ 0.0	3.4	2.0	1.2	1.6	1.5	0.4	▲ 0.4
		推計平均在院日数	0.8	▲ 0.9	0.6	▲ 1.6	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 2.3	▲ 2.4	▲ 0.8	▲ 1.1
		1施設当日数	0.3	▲ 0.4	0.6	1.8	0.8	0.7	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.5	▲ 1.5
	300床以上 500床未満	1施設当推計新規入院件数	0.6	▲ 0.6	3.2	3.9	2.2	1.0	2.9	3.4	1.1	0.7
		推計平均在院日数	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 2.4	▲ 2.3	▲ 2.0	▲ 1.4	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 0.6	▲ 0.7
		1施設当日数	▲ 0.2	▲ 0.8	0.7	1.5	0.1	▲ 0.4	0.1	0.0	0.5	0.0
	500床以上	1施設当推計新規入院件数	1.5	2.6	3.3	3.2	2.2	1.2	2.2	3.0	0.6	0.0
		推計平均在院日数	▲ 1.8	▲ 3.0	▲ 3.0	▲ 2.1	▲ 2.1	▲ 1.7	▲ 2.2	▲ 3.2	▲ 0.1	▲ 0.0
		1施設当日数	▲ 0.3	▲ 0.5	0.2	1.0	0.0	▲ 0.4	0.0	▲ 0.3	0.5	▲ 0.0

- 注1. 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）における審査分の医療費（算定ベース）を概算医療費として集計している。
- 注2. 病床数データは厚生労働省「医療施設調査」と突合することにより把握している。病床数には介護分の療養病床数が含まれる。
「医科病院計」には病床数不詳の医科病院が含まれる。
- 注3. 1施設当日数は受診延日数を審査支払機関に審査支払請求を行った施設数で除して得た値である。
- 注4. 推計平均在院日数は入院の1件当たり日数から推計した値である。1施設当推計新規入院件数は入院の1施設当日数を推計平均在院日数で除して得た値である。
- 注5. 平成23年度の伸び率は大きな制度改正や診療報酬改定の影響を受けていないことから、比較対象として用いている。

〔 参考表 3 〕 入院外 1 件当たり日数の伸び率

平成24年4～9月

病 院

	平成 19年度 対前年度比	平成 20年度 対前年度比	平成 21年度 対前年度比	平成 22年度 対前年度比	平成 23年度 対前年度比 ①	4～9月	10～3月	平成24年 4～9月 対前年 同期比 ②		
									8月	9月
医科病院	▲ 1.2	▲ 1.5	▲ 1.0	5.5	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 1.4	▲ 1.7	▲ 2.9
大学病院	▲ 0.8	▲ 1.2	▲ 0.7	10.1	▲ 0.7	▲ 0.7	▲ 0.6	▲ 0.9	▲ 1.0	▲ 2.7
公的病院	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 0.7	8.5	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 2.8
法人病院	▲ 1.6	▲ 2.0	▲ 1.3	1.8	▲ 1.2	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 1.8	▲ 2.2	▲ 3.1
個人病院	▲ 1.9	▲ 1.6	▲ 2.2	▲ 1.4	▲ 2.0	▲ 2.1	▲ 1.7	▲ 3.2	▲ 4.1	▲ 4.3
歯科病院	▲ 0.6	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 1.4	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 0.9	▲ 1.5	▲ 2.1	▲ 3.5

(単位：％)

(参考) 平成23年度 の伸び率 との比較 ②-①
▲ 0.4
▲ 0.3
▲ 0.0
▲ 0.5
▲ 1.3
▲ 0.5

注. 平成23年度の伸び率（対前年度比）は、大きな制度改正や診療報酬改定の影響を受けていないことから、比較対象として用いている。

診療所

	平成 19年度 対前年度比	平成 20年度 対前年度比	平成 21年度 対前年度比	平成 22年度 対前年度比	平成 23年度 対前年度比 ①	4～9月	10～3月	平成24年 4～9月 対前年 同期比 ②		
									8月	9月
医科診療所	▲ 2.1	▲ 2.7	▲ 2.2	▲ 1.7	▲ 1.8	▲ 2.1	▲ 1.5	▲ 2.3	▲ 3.1	▲ 3.1
内科	▲ 2.5	▲ 3.3	▲ 3.1	▲ 1.7	▲ 2.3	▲ 2.6	▲ 1.9	▲ 2.9	▲ 3.2	▲ 3.9
小児科	▲ 2.1	▲ 0.8	▲ 2.6	0.6	▲ 1.3	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 1.7	▲ 1.7	▲ 1.6
外科	▲ 2.9	▲ 3.6	▲ 3.0	▲ 2.5	▲ 2.6	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 3.4	▲ 4.5	▲ 4.3
整形外科	▲ 2.6	▲ 3.0	▲ 2.0	▲ 2.3	▲ 2.1	▲ 2.2	▲ 2.0	▲ 3.2	▲ 4.8	▲ 3.6
皮膚科	▲ 0.8	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 1.1	▲ 1.7	▲ 1.2
産婦人科	▲ 1.7	▲ 1.5	▲ 1.9	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 1.4	▲ 1.8	▲ 2.0
眼科	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.8	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.7	▲ 1.0
耳鼻咽喉科	▲ 2.7	▲ 3.4	▲ 2.6	▲ 2.2	▲ 2.9	▲ 4.4	▲ 1.6	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 2.6
その他	▲ 2.8	▲ 3.7	▲ 2.6	▲ 1.8	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 1.5	▲ 2.5	▲ 2.9	▲ 3.8
歯科診療所	▲ 1.6	▲ 1.8	▲ 1.3	▲ 1.8	▲ 2.0	▲ 2.2	▲ 1.7	▲ 2.6	▲ 4.0	▲ 3.1

(単位：％)

(参考) 平成23年度 の伸び率 との比較 ②-①
▲ 0.5
▲ 0.6
▲ 0.4
▲ 0.7
▲ 1.1
▲ 0.4
▲ 0.5
0.1
1.0
▲ 0.8
▲ 0.7

注. 平成23年度の伸び率（対前年度比）は、大きな制度改正や診療報酬改定の影響を受けていないことから、比較対象として用いている。

平成 24 年 4 月～9 月
 調剤医療費（電算処理分）の動向のポイント

- 平成 24 年 4 月～9 月の処方せん 1 枚当たり調剤医療費（電算処理分に限る。以下同様。）の伸び率（対前年同期比）を、平成 23 年度と比較すると、その差は、処方せん 1 枚当たり調剤医療費が▲5.7%ポイント、技術料が+0.7%ポイント、薬剤料が▲8.2%ポイントとなっている。

<処方せん 1 枚当たり調剤医療費の伸び率>

	①平成 24 年 4～9 月	②平成 23 年度	差（①－②）
調剤医療費計	▲0.2%	5.5%	▲5.7%
（調剤医療費の報酬別内訳）			
技術料	1.8%	1.1%	0.7%
薬剤料	▲1.0%	7.2%	▲8.2%

- 内服薬の処方せん 1 枚当たり薬剤料の伸び率を 3 要素に分解して、平成 23 年度と比較すると、1 種類 1 日当たり薬剤料がマイナスとなっている。

<処方せん 1 枚当たり内服薬薬剤料の伸び率>

	①平成 24 年 4～9 月	②平成 23 年度	差（①－②）
薬剤料	▲1.6%	7.0%	▲8.6%
（薬剤料の 3 要素）			
薬剤種類数	0.1%	0.0%	0.1%
投薬日数	3.1%	3.0%	0.1%
1 種類 1 日当たり薬剤料	▲4.7%	3.9%	▲8.6%

- 後発医薬品の使用状況は以下のとおりである。

<後発医薬品割合（平成 24 年 9 月）>

薬剤料ベース：10.2%（対前年同期差+1.7%ポイント）

数量ベース^{注 1)}：28.7%（対前年同期差+5.4%ポイント）

後発医薬品調剤率^{注 2)}：51.9%（対前年同期差+4.2%ポイント）

注 1) 平成 24 年 4 月以降、数量ベースの算出からは、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤に加えて、生薬及び漢方製剤は除外している。

注 2) 全処方せん枚数のうち後発医薬品を調剤した処方せん枚数の割合

平成24年4月～9月

〔 表1 〕 調剤医療費総額、処方せん枚数(受付回数)、処方せん1枚当たり調剤医療費(年齢階級別を含む)

			平成17年度 10月～3月	平成18年度 4月～3月	平成19年度 4月～3月	平成20年度 4月～3月	平成21年度 4月～3月	平成22年度 4月～3月	平成23年度 4月～3月	4月～9月	8月	9月	10月～3月	平成24年度 4月～9月	8月	9月
実 数	全 数	調剤医療費(億円)	23,669	47,468	51,673	54,402	58,695	60,822	65,601	31,711	5,337	5,247	33,890	32,002	5,382	5,094
		処方せん枚数(万枚)	33,853	68,955	70,739	72,008	73,056	76,169	77,851	37,970	6,178	6,138	39,882	38,343	6,217	6,007
		1枚当調剤医療費(円)	6,992	6,884	7,305	7,555	8,034	7,985	8,426	8,352	8,639	8,549	8,498	8,346	8,657	8,480
	電 算 処 理 分	調剤医療費(億円)	14,138	33,305	41,803	49,630	58,124	60,389	65,133	31,475	5,298	5,209	33,658	31,720	5,335	5,050
		0歳以上 5歳未満	526	1,141	1,343	1,568	1,682	1,881	1,867	858	114	131	1,009	854	114	125
		75歳以上	3,860	9,488	12,400	15,137	18,345	19,262	21,428	10,498	1,824	1,772	10,930	10,722	1,852	1,728
		処方せん枚数(万枚)	20,075	48,106	57,089	65,638	72,345	75,636	77,289	37,682	6,131	6,092	39,608	38,068	6,170	5,963
		0歳以上 5歳未満	1,788	3,982	4,585	5,216	5,376	5,973	5,824	2,782	379	424	3,042	2,760	370	402
		75歳以上	4,291	10,842	13,449	15,948	18,270	19,248	20,328	10,136	1,733	1,688	10,192	10,472	1,775	1,681
		1枚当調剤医療費(円)	7,043	6,923	7,322	7,561	8,034	7,984	8,427	8,353	8,641	8,551	8,498	8,332	8,646	8,469
0歳以上 5歳未満	2,942	2,865	2,929	3,005	3,129	3,149	3,206	3,084	3,005	3,094	3,317	3,093	3,081	3,097		
75歳以上	8,994	8,751	9,220	9,491	10,041	10,008	10,541	10,357	10,527	10,501	10,724	10,240	10,430	10,283		
対 前 年 同 期 比 (%)	全 数	調剤医療費	6.7	3.4	8.9	5.3	7.9	3.6	7.9	8.1	11.8	8.8	7.6	0.9	0.8	▲ 2.9
		処方せん枚数	0.2	3.9	2.6	1.8	1.5	4.3	2.2	2.2	5.1	3.5	2.2	1.0	0.6	▲ 2.1
		1枚当調剤医療費	6.5	▲ 0.5	6.1	3.4	6.3	▲ 0.6	5.5	5.9	6.3	5.1	5.2	▲ 0.1	0.2	▲ 0.8
	電 算 処 理 分	調剤医療費	43.0	29.8	25.5	18.7	17.1	3.9	7.9	8.1	11.8	8.8	7.6	0.8	0.7	▲ 3.0
		0歳以上 5歳未満	33.4	25.5	17.7	16.8	7.3	11.8	▲ 0.7	▲ 0.7	3.3	9.9	▲ 0.8	▲ 0.5	0.2	▲ 5.1
		75歳以上	51.1	34.2	30.7	22.1	21.2	5.0	11.2	11.1	15.8	11.8	11.4	2.1	1.5	▲ 2.5
		処方せん枚数	34.5	30.8	18.7	15.0	10.2	4.5	2.2	2.1	5.1	3.5	2.2	1.0	0.6	▲ 2.1
		0歳以上 5歳未満	33.2	26.7	15.1	13.8	3.1	11.1	▲ 2.5	▲ 2.0	4.7	9.6	▲ 2.9	▲ 0.8	▲ 2.3	▲ 5.1
		75歳以上	42.1	35.3	24.0	18.6	14.6	5.4	5.6	5.3	9.1	5.9	5.9	3.3	2.4	▲ 0.4
		1枚当調剤医療費	6.3	▲ 0.8	5.8	3.3	6.3	▲ 0.6	5.5	5.9	6.3	5.1	5.2	▲ 0.2	0.1	▲ 1.0
		0歳以上 5歳未満	0.2	▲ 0.9	2.2	2.6	4.1	0.7	1.8	1.4	▲ 1.3	0.3	2.2	0.3	2.5	0.1
		75歳以上	6.4	▲ 0.7	5.4	2.9	5.8	▲ 0.3	5.3	5.5	6.1	5.6	5.2	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 2.1

注1) 「調剤医療費」とは、調剤報酬明細書に記録された「点数」に10を乗じたものである。

注2) 「処方せん枚数」とは、調剤報酬明細書に記録される処方せんの「受付回数」を合計したものである。

注3) 「全数」とは、医療保険及び公費負担医療で支給の対象となる医療費(患者負担分を含む。)のうち、審査支払機関による審査分(再審査分等調整前)を集計対象としたものである。

注4) 「電算処理分」とは、「全数」のうち、レセプト電算処理システムにより処理された明細書(いわゆる「電子レセプト」)を集計対象としたものである。次表以降、特に注意書きがない場合、「電算処理分」の集計値である。

		平成17年度 10月～3月	平成18年度 4月～3月	平成19年度 4月～3月	平成20年度 4月～3月	平成21年度 4月～3月	平成22年度 4月～3月	平成23年度 4月～3月	平成24年度 4月～9月				平成24年度 10月～3月	平成24年度 4月～9月	
									4月～9月	8月	9月			8月	9月
実 数 (円)	調剤医療費	7,043	6,923	7,322	7,561	8,034	7,984	8,427	8,353	8,641	8,551	8,498	8,332	8,646	8,469
	技術料	1,905	1,901	1,924	1,984	2,010	2,104	2,126	2,123	2,137	2,137	2,130	2,162	2,187	2,177
	(構成割合：%)	(27.0)	(27.5)	(26.3)	(26.2)	(25.0)	(26.3)	(25.2)	(25.4)	(24.7)	(25.0)	(25.1)	(25.9)	(25.3)	(25.7)
	調剤技術料	1,535	1,533	1,555	1,628	1,654	1,727	1,751	1,748	1,762	1,762	1,753	1,760	1,786	1,776
	調剤基本料	480	490	492	526	529	573	583	581	577	581	586	596	598	605
	調剤料	937	932	953	996	1,021	988	1,000	1,003	1,024	1,015	998	1,011	1,036	1,019
	加算料	117	112	110	107	104	166	167	164	161	166	170	153	152	152
	薬学管理料	370	368	368	355	356	377	376	375	375	375	376	402	401	401
	薬剤料	5,128	5,011	5,387	5,565	6,011	5,867	6,287	6,216	6,489	6,399	6,355	6,156	6,443	6,277
	内服薬	4,360	4,245	4,573	4,713	5,092	4,941	5,289	5,244	5,487	5,407	5,333	5,163	5,410	5,263
	頓服薬他	37	38	41	41	45	45	48	48	50	50	48	48	50	49
	注射薬	110	113	123	141	160	171	201	198	216	207	205	217	238	227
	外用薬	621	616	649	670	713	710	748	727	736	735	769	729	746	739
	後発医薬品	254	270	304	353	415	478	544	524	548	541	563	608	650	639
	<後発品割合：%>	<5.0>	<5.4>	<5.6>	<6.4>	<6.9>	<8.2>	<8.7>	<8.4>	<8.4>	<8.5>	<8.9>	<9.9>	<10.1>	<10.2>
	内服薬	205	220	249	294	354	414	477	459	483	477	495	542	583	572
	<後発品割合：%>	<4.7>	<5.2>	<5.5>	<6.3>	<7.0>	<8.4>	<9.0>	<8.8>	<8.8>	<8.8>	<9.3>	<10.5>	<10.8>	<10.9>
	屯服薬他	3	3	3	3	4	4	5	4	4	4	5	5	5	5
	<後発品割合：%>	<7.8>	<7.5>	<7.4>	<8.2>	<8.9>	<9.5>	<10.1>	<9.2>	<8.8>	<9.0>	<10.9>	<10.3>	<10.3>	<10.6>
	注射薬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	<後発品割合：%>	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.2>	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.2>	<0.2>	<0.2>
	外用薬	45	47	52	55	56	60	61	60	60	60	62	61	62	62
	<後発品割合：%>	<7.3>	<7.7>	<8.0>	<8.2>	<7.9>	<8.4>	<8.2>	<8.3>	<8.2>	<8.2>	<8.1>	<8.4>	<8.3>	<8.4>
	特定保険医療材料料	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15	14	14	16	15
対前 年同期比 (%)	調剤医療費	6.3	▲ 0.8	5.8	3.3	6.3	▲ 0.6	5.5	5.9	6.3	5.1	5.2	▲ 0.2	0.1	▲ 1.0
	技術料	1.1	0.2	1.2	3.1	1.3	4.7	1.1	1.4	1.2	0.9	0.8	1.8	2.3	1.9
	(構成割合：%)	(▲ 1.4)	(0.3)	(▲ 1.2)	(▲ 0.0)	(▲ 1.2)	(1.3)	(▲ 1.1)	(▲ 1.1)	(▲ 1.3)	(▲ 1.0)	(▲ 1.1)	(0.5)	(0.6)	(0.7)
	調剤技術料	1.9	0.3	1.5	4.7	1.6	4.4	1.4	1.8	1.5	1.1	0.9	0.7	1.4	0.8
	調剤基本料	0.6	2.2	0.5	6.8	0.6	8.3	1.8	2.6	1.4	1.5	1.2	2.6	3.7	4.0
	調剤料	2.9	▲ 0.6	2.3	4.4	2.5	▲ 3.2	1.2	1.7	1.7	0.7	0.8	0.8	1.2	0.4
	加算料	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 1.5	▲ 2.9	▲ 2.8	59.7	0.6	0.2	1.3	2.5	1.0	▲ 6.7	▲ 6.0	▲ 8.1
	薬学管理料	▲ 1.9	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 3.4	0.1	5.9	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.0	7.0	7.0	6.9
	薬剤料	8.4	▲ 1.2	7.5	3.3	8.0	▲ 2.4	7.2	7.5	8.1	6.6	6.8	▲ 1.0	▲ 0.7	▲ 1.9
	内服薬	8.6	▲ 1.3	7.7	3.0	8.1	▲ 3.0	7.0	7.3	8.2	6.5	6.8	▲ 1.5	▲ 1.4	▲ 2.7
	頓服薬他	10.0	2.5	8.9	0.7	9.5	0.2	5.1	4.7	5.3	3.9	5.5	0.3	0.1	▲ 1.3
	注射薬	17.1	4.4	9.3	14.7	13.3	6.7	17.8	17.7	19.9	16.6	17.9	9.7	9.8	9.5
	外用薬	5.4	▲ 1.3	5.5	3.2	6.5	▲ 0.5	5.5	6.5	5.0	5.4	4.5	0.3	1.4	0.5
	後発医薬品	13.9	9.7	12.4	16.1	17.5	15.3	13.7	13.2	12.4	10.7	14.1	16.0	18.7	18.0
	<後発品割合：%>	<0.2>	<0.5>	<0.2>	<0.7>	<0.6>	<1.3>	<0.5>	<0.4>	<0.3>	<0.3>	<0.6>	<1.5>	<1.7>	<1.7>
	内服薬	17.6	10.9	13.1	18.1	20.5	16.9	15.2	14.4	13.9	12.0	15.9	18.0	20.6	19.9
	<後発品割合：%>	<0.4>	<0.6>	<0.3>	<0.8>	<0.7>	<1.4>	<0.6>	<0.5>	<0.4>	<0.4>	<0.7>	<1.7>	<2.0>	<2.1>
	屯服薬他	▲ 1.1	5.3	8.2	11.7	19.1	6.2	11.8	12.1	12.2	10.8	11.5	12.3	16.5	16.4
	<後発品割合：%>	<▲ 0.9>	<0.2>	<▲ 0.0>	<0.8>	<0.7>	<0.5>	<0.6>	<0.6>	<0.5>	<0.6>	<0.6>	<1.1>	<1.5>	<1.6>
	注射薬	38.6	23.4	10.2	16.9	4.0	1.9	18.3	8.4	8.4	29.8	27.8	91.9	110.0	81.2
	<後発品割合：%>	<0.0>	<0.0>	<0.0>	<0.0>	<▲ 0.0>	<▲ 0.0>	<0.0>	<▲ 0.0>	<▲ 0.0>	<0.0>	<0.0>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
	外用薬	0.4	4.3	9.7	6.9	2.0	5.8	3.0	5.0	1.5	1.7	1.2	1.0	3.0	3.0
	<後発品割合：%>	<▲ 0.4>	<0.4>	<0.3>	<0.3>	<▲ 0.3>	<0.5>	<▲ 0.2>	<▲ 0.1>	<▲ 0.3>	<▲ 0.3>	<▲ 0.3>	<0.8>	<0.1>	<0.2>
	特定保険医療材料料	10.8	7.5	8.2	3.7	9.8	1.3	3.8	5.3	4.6	2.6	2.4	1.0	3.5	1.8

注1) 調剤報酬明細書に記録された「点数」に10を乗じ、受付回数合計値で除して算出している。

注2) 「調剤基本料」には、基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算、夜間・休日等加算及び時間外等の加算（調剤基本料に係る部分）を含めている。

注3) 「内服薬」とは、内用薬のうち、調剤報酬明細書に記録された剤形が「内服」もしくは「一包」である薬剤をいう。

注4) 「屯服薬他」とは、内用薬のうち、調剤報酬明細書に記録された剤形が「屯服」「内滴」「浸煎」「湯」である薬剤をいう。

注5) 構成割合、後発品割合については対前年度同期差を示している。

〔 表3 〕 内服薬処方せん1枚当たり薬剤料の3要素分解（年齢階級別）

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度					平成24年度			
		10月～3月	4月～3月	4月～3月	4月～3月	4月～3月	4月～3月	4月～3月	4月～3月	4月～9月			10月～3月	4月～9月		
											8月	9月			8月	9月
実数	処方せん1枚当たり薬剤料(円)	4,355	4,243	4,571	4,706	5,087	4,936	5,283	5,237	5,480	5,400	5,326	5,152	5,398	5,251	
	0歳以上 5歳未満	914	837	857	887	967	935	963	893	860	913	1,027	864	858	880	
	75歳以上	5,786	5,574	5,987	6,184	6,647	6,490	6,935	6,785	6,925	6,893	7,084	6,619	6,758	6,627	
	処方せん1枚当たり薬剤種類数	2.85	2.80	2.83	2.85	2.87	2.90	2.90	2.85	2.83	2.87	2.95	2.85	2.84	2.85	
	0歳以上 5歳未満	3.06	2.93	2.90	2.88	2.84	2.87	2.79	2.67	2.43	2.78	2.90	2.68	2.47	2.74	
	75歳以上	3.41	3.40	3.44	3.49	3.51	3.54	3.56	3.52	3.52	3.52	3.59	3.52	3.53	3.51	
	1種類当たり投薬日数(日)	16.4	17.3	17.9	18.8	19.7	19.9	20.5	20.8	21.9	21.2	20.1	21.5	22.5	21.8	
	0歳以上 5歳未満	5.2	5.3	5.4	5.5	5.7	5.7	5.8	5.7	5.9	5.7	5.8	5.8	6.1	5.7	
	75歳以上	19.8	20.3	20.8	21.7	22.5	22.9	23.4	23.4	23.7	23.5	23.5	24.1	24.4	24.1	
	1種類1日当たり薬剤料(円)	93	88	90	88	90	86	89	88	89	89	90	84	85	84	
	0歳以上 5歳未満	57	54	55	56	60	57	60	58	60	58	61	55	57	56	
	75歳以上	86	81	84	82	84	80	83	82	83	83	84	78	78	78	
対前年同期比(%)	処方せん1枚当たり薬剤料	8.6	▲ 1.2	7.7	3.0	8.1	▲ 3.0	7.0	7.3	8.2	6.4	6.7	▲ 1.6	▲ 1.5	▲ 2.8	
	0歳以上 5歳未満	▲ 3.2	▲ 6.0	2.4	3.5	9.0	▲ 3.2	2.9	1.3	▲ 2.7	▲ 0.2	4.3	▲ 3.3	▲ 0.3	▲ 3.6	
	75歳以上	8.6	▲ 1.0	7.4	3.3	7.5	▲ 2.4	6.9	7.1	8.0	7.3	6.6	▲ 2.5	▲ 2.4	▲ 3.9	
	処方せん1枚当たり薬剤種類数	0.3	1.0	1.1	0.8	0.4	1.2	0.0	▲ 0.3	0.2	0.1	0.3	0.1	0.4	▲ 0.7	
	0歳以上 5歳未満	▲ 2.0	▲ 1.2	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 1.4	1.0	▲ 2.6	▲ 3.4	▲ 2.1	1.1	▲ 1.9	0.2	1.4	▲ 1.7	
	75歳以上	0.7	1.2	1.3	1.3	0.6	1.0	0.4	0.5	0.5	0.3	0.2	▲ 0.0	0.3	▲ 0.6	
	1種類当たり投薬日数	6.2	3.2	3.5	5.3	4.5	0.9	3.0	3.5	3.8	2.2	2.6	3.1	2.8	2.9	
	0歳以上 5歳未満	2.4	1.8	1.3	2.5	2.8	0.7	1.3	1.6	▲ 1.2	▲ 1.1	1.0	2.3	3.1	1.4	
	75歳以上	4.7	2.9	2.3	4.6	3.4	1.9	2.3	2.5	3.1	2.4	2.2	3.0	2.9	2.5	
	1種類1日当たり薬剤料	2.0	▲ 5.3	2.9	▲ 3.0	3.0	▲ 5.0	3.9	4.1	4.0	4.0	3.7	▲ 4.7	▲ 4.6	▲ 4.9	
	0歳以上 5歳未満	▲ 3.5	▲ 6.6	2.0	1.6	7.6	▲ 4.8	4.3	3.2	0.6	▲ 0.2	5.2	▲ 5.6	▲ 4.6	▲ 3.3	
	75歳以上	3.0	▲ 4.9	3.7	▲ 2.5	3.3	▲ 5.1	4.0	4.0	4.3	4.4	4.1	▲ 5.2	▲ 5.4	▲ 5.6	

注1) 「調剤医療費」とは、調剤報酬明細書に記録された「点数」に10を乗じたものである。

注2) 「処方せん1枚当たり薬剤種類数」については、調剤報酬明細書の「処方」欄の所定単位ごと、調剤月日ごとに、剤形・薬効分類・一般名の一致する薬剤を同一種類として数えた延種類数（薬剤延種類数）の合計値（内服薬のみ）を、処方せん受付回数の合計値（内服薬が含まれない処方せん受付回も含む。）で除して算出している。

注3) 「1種類当たり投薬日数」については、調剤報酬明細書の「処方」欄の所定単位ごと、調剤月日ごと、剤形・薬効分類・一般名の一致する薬剤ごとの調剤数量の合計値（内服薬のみ）を、薬剤延種類数の合計値（内服薬のみ）で除して算出している。

注4) 「1種類1日当たり薬剤料」については、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から、個別の薬剤ごとに算出した薬剤料の合計値（内服薬のみ）を、「処方」欄の所定単位ごと、調剤月日ごと、剤形・薬効分類・一般名の一致する薬剤ごとの調剤数量の合計値（内服薬のみ）で除して算出している。

〔 表4 〕 後発医薬品割合（数量ベース・薬剤料ベース）、後発医薬品調剤率

（単位：％）

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度					平成24年度		
		10月～3月	4月～3月	4月～3月	4月～3月	4月～3月	4月～3月	4月～3月	4月～9月			10月～3月	4月～9月		
										8月	9月			8月	9月
（実数）	後発医薬品割合（数量ベース）	14.3	15.4	16.1	18.0	18.9	22.4	23.4	23.1	23.2	23.3	23.8	28.1	28.5	28.7
	後発医薬品割合（薬剤料ベース）	5.0	5.4	5.6	6.4	6.9	8.2	8.7	8.4	8.4	8.5	8.9	9.9	10.1	10.2
	後発医薬品調剤率	38.6	39.4	40.1	43.1	44.0	47.7	48.6	47.6	47.2	47.7	49.5	51.5	51.5	51.9
（期年％差同）	後発医薬品割合（数量ベース）	0.4	1.3	0.7	1.9	0.9	3.6	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	5.0	5.3	5.4
	後発医薬品割合（薬剤料ベース）	0.2	0.5	0.2	0.7	0.6	1.3	0.5	0.4	0.3	0.3	0.6	1.5	1.7	1.7
	後発医薬品調剤率	0.1	1.5	0.7	3.0	1.0	3.8	0.9	0.7	0.6	0.7	1.2	3.9	4.3	4.2

注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品調剤率」とは、全処方せん受付回数に対する後発医薬品を調剤した処方せん受付回数の割合をいう。

注3) 平成22年4月以降は、後発医薬品割合（数量ベース）の算出から、経腸成分栄養剤及び特殊ミルク製剤は除外している。

注4) 平成24年4月以降は、後発医薬品割合（数量ベース）の算出から、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬及び漢方製剤は除外している。

第 19 回医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

第 19 回医療経済実態調査（医療機関等調査）については、以下の基本的な考え方に沿って行うこととする。

1. 調査日程及び調査対象時期

（1）調査日程

- ① 調査票の配布
平成 25 年 5 月末に調査票を配布予定
- ② 調査の回答期限
平成 25 年 7 月末までに調査票に回答していただくこととする。
- ③ 報告時期
調査結果の報告時期については、前回同様を目標とする。
（参考）第 18 回調査 平成 23 年 11 月 2 日（中医協総会）

（2）調査対象時期

調査対象時期は平成 25 年 3 月末までに終了する直近の 2 事業年（度）とする。

2. 調査対象及び抽出率

（1）調査対象

調査対象は前回と同様とする。

（参考）第 18 回調査

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び 1 か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が 300 件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び 1 か月間の診療時間が 100 時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

（2）抽出率

抽出率は前回と同様とする。

（参考）第 18 回調査

病 院 1 / 3

（※特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は 1 / 1）

一般診療所 1 / 20

歯科診療所 1 / 50

保険薬局 1 / 25

3. 調査内容等の整理

(1) 6月単月の調査

6月単月調査は毎回、回答施設が変わるので調査結果が回答施設の特性に影響を受けるため信頼性の問題があるとの指摘を踏まえ、これを実施しない。

また、6月単月調査のみで行っていた調査・集計については、事業年（度）調査で行う。

(2) 青色申告者（省略方式）の調査

前回調査と同様に、調査票記入上の負担への配慮が必要と考えられる一般診療所及び歯科診療所（ただし、個人立であって青色申告を行っているものに限る。）に対し、青色申告書決算書及び付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略できる（回答者において選択する）こととする。

(3) 地域別集計の取扱い

地域の特性を確認するため、地域別集計は、国家公務員地域手当に係る級地区分を診療報酬上の入院基本料の地域加算の区分に変えるとともに、前回調査と同様に生活保護制度級地区分、介護保険制度に係る地域区分の3種類の地域別集計を行う。

(4) 消費税負担の状況把握

平成26年4月に消費税率の引上げが予定されており、医療機関等の支出について、薬剤費等の消費税が課税されるものと、人件費等の課税されないものを区別して消費税負担の状況を把握する必要があるため、調査項目の整理を行う。

(5) 調査票の簡素化

回答率の向上を目的に、未利用の調査項目について、廃止又は集計の実施の整理を行う。

(6) 給与の調査

現在、保険薬局のみ調査していない給与に関する項目について、保険薬局も経営状況を人件費の面から確認するため保険薬局に係る給与に関する項目の追加等を行う。

また、同一法人の保険調剤を行っている店舗数の項目を追加し、店舗数をもとに給与データ及び事業年（度）データの集計を行う。

(7) その他

入院基本料等の状況に関する項目について、医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する病院において、病棟ごとに違う区分の一般病棟入院基本料を算定している場合に、その旨を把握するため選択肢を追加するとともに特定一般病棟入院料の項目を追加する。

4. 集計区分

報告する項目は、次のとおりとする。

(1) 基本集計（別紙参照）

①病院

前回と同様に「集計1」の対象施設を「医業・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の施設」とし、調査に回答した全ての施設は「集計2」とする。

②一般診療所・歯科診療所・保険薬局

前回と同様に調査に回答した全ての施設の集計として「集計2」のみ行う。

(2) 機能別集計等

①病院機能別の損益状況

②入院基本料別の損益状況

③一般病院 病床規模別の損益状況

④100床当たりの損益状況

⑤一般診療所 主たる診療科別の損益状況

⑥院外処方率別の損益状況

⑦保険薬局 後発医薬品割合別の損益状況

⑧保険薬局 調剤報酬等の算定状況別の損益状況

⑨保険薬局 店舗数別の損益状況（新）

⑩職種別常勤職員1人平均給料年額等

⑪療養病床を有する病院の損益状況

⑫療養病床を有しない病院の損益状況

⑬損益率の分布

⑭地域別集計（入院基本料の地域加算、生活保護、介護保険の3区分）

⑮45度分布図

⑯事業年（度）の分布

(3) 中央値等

平均値以外に、中央値及びヒストグラム分析を行う。

(4) 参考集計

3.(2)の規定に基づき、直近2事業年（度）の調査項目の記入を省略した一般診療所及び歯科診療所の集計については、別途参考として集計を行う。

5. その他

有効回答率の向上方策として、次のことを行う。

① ホームページを利用した電子調査票の活用を進める。

② 診療側関係団体の地方支部 HP、広報誌等に医療経済実態調査の周知、回答喚起などの記事を掲載してもらうよう協力を要請する。

③ 診療側関係団体から団体所属施設に対して、調査の周知や回答喚起などの協力を得ながら進める。

なお、診療側関係団体への調査客体名簿の提供は行わないこととする。

(別紙)

集計区分について

区 分	医業・介護収益に占める介護収益の割合が 2 %未満の医療機関等の集計	調査に回答した全ての医療機関等の集計
病 院	集計 1 (再掲)	集計 2
一般診療所		
歯科診療所		
保険薬局		

中医協 総－6－1 参考
2 5 . 2 . 2 7

中医協 実－1－1 参考
2 5 . 2 . 1 3

中医協 実－1－2
2 5 . 1 . 2 3

中医協 実－1－2 改
2 4 . 1 2 . 5

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて①

(前回)

(1) 基本データ

	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
開設者（開設主体）	○	○	○	○
病床の状況（許可病床数）	○	○	—	—
処方の状況（院外処方・院内処方の回数）	○	○	○	—
入院基本料等の状況 （一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料等）	○	—	—	—
主たる診療科目	—	○	—	—
従事者の状況（常勤職員）	—	—	—	×
ユニット数	—	—	○	—
保険調剤の状況 （処方せん枚数）	—	—	—	○
保険調剤の状況 （調剤した医薬品数量のうち後発医薬品の割合）	—	—	—	○
薬学管理等の状況	—	—	—	○
調剤用備蓄医薬品品目数	内用薬	—	—	○
（薬価基準収載品目）	外用薬	—	—	○
（別掲）後発医薬品品目数	注射薬	—	—	○
直近の2事業年度	○	○	○	○

○：調査し、報告書に掲載している項目
×：調査しているが、報告に掲載していない項目
—：調査していない項目

(次回)

(1) 基本データ

	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
開設者（開設主体）	○	○	○	○
病床の状況（許可病床数）	○	○	—	—
処方の状況（院外処方・院内処方の回数）	○	○	○	—
入院基本料等の状況 （一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料等）	○	—	—	—
主たる診療科目	—	○	—	—
(追加) 同一法人の保険調剤を行っている店舗数	—	—	—	○
(削除) 従事者の状況（常勤職員）	—	—	—	×
ユニット数	—	—	○	—
保険調剤の状況 （処方せん枚数）	—	—	—	○
保険調剤の状況 （調剤した医薬品数量のうち後発 医薬品の割合）	—	—	—	○
薬学管理等の状況	—	—	—	○
調剤用備蓄医薬品品目数	内用薬	—	—	○
（薬価基準収載品目）	外用薬	—	—	○
（別掲）後発医薬品品目数	注射薬	—	—	○
直近の2事業年度	○	○	○	○
(追加) 経理方式（税込or税抜）	○	○	○	○

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて②

(前回)

(2) 損益

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
医療収益 (保険薬局においては「収益」)	保険診療収益 (保険薬局においては調剤収益)	(入院)○ (外来)○	(入院)○ (外来)○	○	○
	公害(労災)等診療収益 (保険薬局においては調剤収益)		(入院)○(省) (外来)○(省)	○(省)	○
	その他の診療収益(自費診療等) (保険薬局においては薬局事業収益)		(入院)○(省) (外来)○(省)	○(省)	○
	特別の療養環境収益(特別室の特別料金)		—	—	—
	その他の医療収益(保健予防活動収益等)	○	○(省)	○(省)	—
	医療収益計	○	○	○	○
介護収益	施設サービス収益	○	○(省)	—	—
	居宅サービス収益	○	○(省)	○(省)	○
	短期入所療養介護分	○	○(省)	—	—
	その他の介護収益	○	○(省)	○(省)	○
	介護収益計	○	○	○	○
その他の収益	受取利息及び配当金等	○	—	—	—
	その他の収益	○	—	—	—
	その他の収益計	○	—	—	—

(省): 所得税の青色申告を行った施設が、回答を省略できる項目

(次回)

(2) 損益

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加)	医療収益 (保険薬局においては「収益」)	保険診療収益 (保険薬局においては調剤収益)	(入院)○ (外来)○	○	○
		公害(労災)等診療収益 (保険薬局においては調剤収益)	(入院)○(省) (外来)○(省)	○(省)	○
		その他の診療収益(自費診療等) (保険薬局においては薬局事業収益)	(入院)○(省) (外来)○(省)	○(省)	○
		特別の療養環境収益(特別室の特別料金)	—	—	—
	介護収益	施設サービス収益	○	○(省)	—
		居宅サービス収益	○	○(省)	○
		短期入所療養介護分	○	○(省)	—
その他の収益	その他の収益	その他の介護収益	○	○(省)	○
		その他の収益計	○	—	—
		その他の収益計	○	—	—

(損益データについて、次頁に続く)

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて③

(前回)

(2) 損益

	病院
医薬品費	○
材料費	○
診療材料費・医療消耗器具備品費	○
歯科材料費	○
給食用材料費	○
給与費	○
委託費	○
設備関係費	○
減価償却費	○
建物減価償却費	○
医療機器減価償却費	○
土地賃借料	×
経費	○
その他の医業・介護費用	○
医業・介護費用計	○

(×→○)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(×→○)

(追加)

(追加)

のそ 費の 用他	支払利息	×
	その他の費用	○

損特 益別	特別利益	○
	特別損失	○

負補 担助 金等・	人件費補助	○
	運営費補助	○
	設備費補助	○

(次回)

(2) 損益

		病院
医 業 ・ 介 護 費 用	医薬品費	○
	材料費	○
	診療材料費・医療消耗器具備品費	○
	歯科材料費	○
	給食用材料費	○
	給与費	○
	委託費	○
	設備関係費	○
	減価償却費	○
	建物減価償却費	○
	医療機器減価償却費	○
	土地賃借料	○
	経 費	○
	福利厚生費のうち、消費税非課税費用	○
	医業貸倒損失	○
	貸倒引当金繰入額	○
	その他の医業・介護費用	○
	研究費・研修費のうち、消費税非課税費用	○
	本部費配賦額のうち、消費税非課税費用	○
	医業・介護費用計	○
医業・介護費用計のうち、消費税課税対象費用	○	
の そ の 他	支払利息	○
	その他	○
	その他の費用のうち課税対象費用	○
損 特 益 別	特別利益	○
	特別損失	○
	特別損失のうち課税対象費用	○
負 補 担 金 等 ・	人件費補助	○
	運営費補助	○
	設備費補助	○

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて④

(前回)

(次回)

(2) 損益

(2) 損益

		一般診療所	歯科診療所	保険薬局
医業・介護費用（保険薬局においては「費用」）	医薬品費	○	○	○
	調剤用医薬品費	—	—	×
	材料費	○	—	—
	歯科材料費	—	○	—
	給食用材料費	×（省）	—	—
	給与費	○	○	○
	委託費	○	○	○
	減価償却費	○	○	○
	建物減価償却費	○（省）	○（省）	○
	医療機器減価償却費 （保険薬局においては「調剤用機器減価償却費」）	○（省）	○（省）	○
	その他の医業・介護費用 （保険薬局においては「その他の経費」）	○	○	○
	土地賃借料	×	×	×
	支払利息（保険薬局においては「利子割引料」）	×	×	×
	医業・介護費用計	○	○	○

		一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(削除)	医薬品費	○	○	○
	調剤用医薬品費	—	—	×
(削除)	材料費	○	—	—
	歯科材料費	—	○	—
	給食用材料費	— ×（省）	—	—
	給与費	○	○	○
	委託費	○	○	○
	減価償却費	○	○	○
	建物減価償却費	○（省）	○（省）	○
	医療機器減価償却費 （保険薬局においては「調剤用機器減価償却費」）	○（省）	○（省）	○
	その他の医業・介護費用 （保険薬局においては「その他の経費」）	○	○	○
	土地賃借料	○	○	○
(x→○)	福利厚生費のうち、消費税非課税費用	○	○	○
(追加)	医業貸倒損失	○	○	○
(追加)	貸倒引当金繰入額	○	○	○
(追加)	研究費・研修費のうち、消費税非課税費用	○	○	○
(追加)	本部費配賦額のうち、消費税非課税費用	○	○	○
(x→○)	支払利息（保険薬局においては「利子割引料」）	○	○	○
(追加)	医業・介護費用計	○	○	○
	医業・介護費用計のうち、消費税課税対象費用	○	○	○

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて⑤

(前回)

(3) 給与

給料		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
職種別 常勤	(病) 院長	○	○	○	—
	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
	薬剤師	○	○	○	—
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
	医療技術員	○	○	—	—
	歯科衛生士	—	—	○	—
	歯科技工士	—	—	○	—
	事務職員	○	○	○	—
	技能労務員・労務員	○	○	—	—
	その他の職員	—	—	○	—
	役員	○	○	○	—

賞与		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
職種別 常勤	(病) 院長	○	○	○	—
	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
	薬剤師	○	○	○	—
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
	医療技術員	○	○	—	—
	歯科衛生士	—	—	○	—
	歯科技工士	—	—	○	—
	事務職員	○	○	○	—
	技能労務員・労務員	○	○	—	—
	その他の職員	—	—	○	—
	役員	○	○	○	—

給与費等の内訳		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
非常勤職員給料		○	○	○	—
賞与支給額		○	○	○	—
退職給付費用		○	○	○	—
法定福利費（事業主負担）		○	○	○	—

(次回)

(3) 給与

給料		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(追加) 職種別	(病) 院長・管理薬剤師	○	○	○	○
(追加) 常勤	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
	薬剤師	○	○	○	○
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
(追加)	医療技術員	○	○	—	—
	歯科衛生士	○	—	○	—
(追加)	歯科技工士	○	—	○	—
(追加)	事務職員	○	○	○	○
(追加)	技能労務員・労務員	○	○	○	○
(追加)	その他の職員	○	○	○	○
(追加)	役員	○	○	○	○

賞与		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(追加) 職種別	(病) 院長・管理薬剤師	○	○	○	○
(追加) 常勤	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
	薬剤師	○	○	○	○
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
(追加)	医療技術員	○	○	—	—
	歯科衛生士	○	—	○	—
(追加)	歯科技工士	○	—	○	—
(追加)	事務職員	○	○	○	○
(追加)	技能労務員・労務員	○	○	○	○
(追加)	その他の職員	○	○	○	○
(追加)	役員	○	○	○	○

給与費等の内訳		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(追加) 非常勤職員給料		○	○	○	○
(追加) 賞与支給額		○	○	○	○
(追加) 退職給付費用		○	○	○	○
(追加) 法定福利費（事業主負担）		○	○	○	○

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて⑥

(前回)

(4) 資産・負債

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
資産	流動資産	×	×(省)	×(省)	×
	固定資産	×	×(省)	×(省)	×
	繰延資産	×	×(省)	×(省)	×
	計	×	×	×	×
負債	流動負債	×	×(省)	×(省)	×
	固定負債	×	×(省)	×(省)	×
	計	×	×	×	×

(5) 租税公課等

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
租税公課		×	×	×	×
損害保険料		×	×	×	×
寄付金		×	×	×	×
法人税		○	○	○	○
住民税		○	○	○	○
事業税		×	×	×	×
通勤手当		×	×	×	×

(次回)

(4) 資産・負債

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(×→○)	資産	流動資産	○(省)	○(省)	○
(×→○)		固定資産	○(省)	○(省)	○
(×→○)		繰延資産	○(省)	○(省)	○
(×→○)		計	○	○	○
(×→○)	負債	流動負債	○(省)	○(省)	○
(×→○)		固定負債	○(省)	○(省)	○
(×→○)		計	○	○	○

(5) 租税公課等

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(×→○)	租税公課	○	○	○	○
(追加)	控除対象外消費税(※)	○	○	○	○
(×→○)	損害保険料	○	○	○	○
(×→○)	寄付金	○	○	○	○
	法人税	○	○	○	○
	住民税	○	○	○	○
(×→○)	事業税	○	○	○	○
(×→○)	通勤手当	○	○	○	○

※ 税抜経理方式の施設のみ記載することとし、当該年度に税法上、損金として算入される額を記載する。

(6) 設備投資額

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(追加)	設備投資総額	○	○	○	○
(追加)	建物	○	○	○	○
(追加)	医療機器	○	○	○	○
(追加)	うちリース分(※)	○	○	○	○
(追加)	調剤用機器	○	○	○	○
(追加)	うちリース分(※)	○	○	○	○
(追加)	医療情報システム用機器	○	○	○	○
(追加)	うちリース分(※)	○	○	○	○
(追加)	総額のうち消費税課税対象費用	○	○	○	○

※ 固定資産台帳に計上されているものに限る。

中医協 総－6－2
2 5 . 2 . 2 7

中医協 実－1－2改
2 5 . 2 . 1 3

(案)

平成 25 年 5 月

開 設 者
様
管 理 者

「第19回 医療経済実態調査（医療機関等調査）」へのご協力をお願い

謹啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

保険医療行政の運営につきましては、日頃から格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当中央社会保険医療協議会は、厚生労働大臣の諮問に応じて審議・答申などを行っております。

このたび、当協議会では、「第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）」を本年6月に実施することといたしました。

この調査は、病院、一般診療所および歯科診療所、保険薬局における医業経営の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として2年に1度行っており、特に今回の調査では、平成26年4月に消費税率の引上げが予定されており、医療機関等の消費税負担の状況を把握することとしております。

今回の調査に当たって、調査対象000（箇所数）施設を無作為に抽出いたしましたところ、貴施設が選ばれましたので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この調査の結果は、社会保険診療報酬改定についての議論のための重要な基礎資料として活用されますので、施設の規模や開設主体にかかわらず、わが国の医療経営の実態がそのままに反映される必要があります。

皆さま方のご回答が今後の診療報酬の“あるべき姿”へ向けた出発点となります。日々の診療などでお忙しいとは存じますが、ぜひとも、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ご回答については、原則全て回答していただくこととしています。ただし、調査票の記入が困難な場合は、平成24年度および平成23年度に青色申告を行った個人立一般診療所・個人立歯科診療所については、特別に調査項目を一部省略する形式にてご回答いただくこともできます。

なお、この調査業務および集計業務は に委託しています。

また、この調査は統計法に基づき一般統計調査として承認されており、調査報告の秘密は保持されること、および統計的に処理された調査の結果は公表されることを申し添えます。

この調査の内容に関するご質問は、当協議会の医療経済実態調査事務局にご連絡いただきたく存じます。

厚生労働省としましては、今後も社会保険診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多忙の折、大変恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

中央社会保険医療協議会

会 長 ○ ○ ○ ○

厚生労働省保険局

局 長 ○ ○ ○ ○

※記入方法などについてご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-〇〇-〇〇〇〇

フリーダイヤルFAX 0120-××-××××

受付時間 平日 △△:△△~△△:△△

第 19 回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱（案）

1. 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、損益の状況、従事者の人員及び給与の状況等の調査を行う。

3. 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び 1 か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が 300 件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び 1 か月間の診療時間が 100 時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病 院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第 1 の層化は、DPC 対象病院の指定を受けている病院と指定を受けていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第 2 の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

エ 第 3 の層化は、病床数が 200 床以上、200 床未満に分類し、この区分によって行う。

オ 第 4 の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

キ 第6の層化は、全国を国家公務員の地域手当における級地区分の6区分とその他の地域に分類し、この区分によって行う。(級地区分については別紙参照)

ク 第7の層化は、一般病院(特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院を除く)、精神科病院(許可病床のすべてが精神病床であるもの)別に開設者(国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人)ごとに分類し、この区分によって行う。

ケ 抽出率は、特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については1／1、その他については1／3とする。

(2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、入院患者の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類(第5、第6層化)によって行う。

キ 抽出率は1／20とする。

(3) 歯科診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。

エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この区分によって行う。

オ 抽出率は1／50とする。

(4) 保険薬局

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。

ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によって行う。

エ 抽出率は1／25とする。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成25年3月末までに終了する直近の2事業年（度）の2年間について実施する。

7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 調査の方法

(1) 調査は、郵送方式及びホームページを利用した電子調査方式により行う。

(2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

(別紙)

国家公務員の地域手当に係る級地区分

(別紙1)

級地・ 支給地域	都道府県	市町村名等
1級地	東京都	特別区
2級地 (20市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 大阪府 兵庫県	取手市 和光市 成田市、印西市 武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、西東京市 鎌倉市、厚木市 大阪市、守口市、門真市 芦屋市
3級地 (27市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 大阪府 兵庫県 奈良県	つくば市 さいたま市、志木市 船橋市、浦安市、袖ヶ浦市 八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市 横浜市、川崎市、海老名市 名古屋市、刈谷市、豊田市 吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、高石市 西宮市、宝塚市 天理市
4 級地 (36市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	水戸市、土浦市、守谷市 鶴ヶ島市 千葉市、市川市、松戸市、富津市、四街道市 三鷹市、青梅市、東村山市、あきる野市 横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市 豊明市 鈴鹿市 大津市、草津市 京都市 堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市 神戸市、尼崎市 奈良市、大和郡山市 広島市 福岡市
5級地 54市 1町	宮城県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	仙台市 日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 宇都宮市 川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、三郷市 茂原市、佐倉市、柏市、市原市、白井市 平塚市、秦野市、三浦郡葉山町 甲府市 静岡市、沼津市、御殿場市 瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市 津市、四日市市 守山市、栗東市 宇治市、亀岡市、京田辺市 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市 伊丹市、三田市 大和高田市、橿原市
6級地 89市 18町	北海道 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 香川県 福岡県 長崎県	札幌市 名取市、多賀城市 龍ヶ崎市、筑西市 鹿沼市、小山市、大田原市 前橋市、高崎市、太田市 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、久喜市、坂戸市、比企郡鳩山町、北埼玉郡北川辺町、 北葛飾郡栗橋町、北葛飾郡杉戸町 野田市、東金市、流山市、八街市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町 武蔵村山市 小田原市、三浦市 富山市 金沢市 福井市 長野市、松本市、諏訪市 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市 豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、 東海市、知立市、愛西市、弥富市、西春日井郡豊山町、西加茂郡三好町 桑名市、名張市、伊賀市 彦根市、長浜市 向日市、相模郡木津町 柏原市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、南河内郡太子町 姫路市、明石市、加古川市、三木市 桜井市、香芝市、宇陀市、生駒郡斑鳩町、北葛城郡王寺町 和歌山市、橋本市 岡山市 廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町 周南市 高松市 北九州市、筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、糟屋郡宇美町、糟屋郡粕屋町 長崎市

中医協	総	－	6	－	4
2	5	.	2	.	2 7

中医協	実	－	1	－	4
2	5	.	2	.	1 3

第 1 9 回医療経済実態調査（医療機関等調査）調査票（案）

- 病院調査票 ----- 2
- 一般診療所調査票 ----- 9
- 歯科診療所調査票 ----- 1 6
- 保険薬局調査票 ----- 2 3



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

H医

平成25年

医療経済実態調査

(病院調査票)

(提出期限 平成25年7月31日)

(宛名ラベル貼付位置)

↓ 必ずご記入ください。

貴院名											
都道府県番号・医療機関コード					—						
記入者氏名										部署	
連絡先	電話番号	市外局番		—		—		(内線)			
	FAX番号			—		—					
	e-mail	@									

↓ ご記入にあたり、公認会計士又は税理士に外部委託している場合に限りご記入ください。

公認会計士又は税理士 氏名											
連絡先	電話番号	市外局番		—		—		(内線)			
	e-mail	@									



厚生労働省
中央社会保険医療協議会

第1 基本データ

1 貴院の開設者		(平成25年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)	
1 国立(独立行政法人含む)	2 公立	3 公的	4 社会保険関係
5 医療法人	6 個人	7 その他の法人	①

2 病床の状況		(平成25年6月30日現在)	
	一般病床	療養病床	精神科病床
許可病床数	②	③	④
(うち)介護療養型医療施設分	⑧	⑨	⑩

3 処方の状況		(平成25年6月1か月間)	
処方せん料の算定(院外処方)の回数	⑪	回	
処方料の算定(院内処方)の回数	⑫	回	

4 直近の2事業年(度)		(個人立以外の病院のみ記入してください。)	
平成25年3月末までに終了した事業年(度)	平成	年	月
平成24年3月末までに終了した事業年(度)	平成	年	月

※個人立の場合は、平成24年1月1日から平成24年12月31日まで及び平成23年1月1日から平成23年12月31日までの期間が直近の2事業年(度)となるため、記入の必要はありません。

5 入院基本料等の状況		(直近の2事業年(度)において、算定月数が最も多い入院基本料について該当する番号及び2事業年(度)における算定月数を記入してください。)	
1 一般病棟入院基本料	1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 13対1 ・ 4 15対1	番号	月数
2 療養病棟入院基本料	1 療養病棟入院基本料1 ・ 2 療養病棟入院基本料2	番号	月数
3 結核病棟入院基本料	1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 13対1 ・ 4 15対1 ・ 5 18対1	番号	月数
4 精神病棟入院基本料	1 10対1 ・ 2 13対1 ・ 3 15対1 ・ 4 18対1 ・ 5 20対1	番号	月数
5 特定機能病院入院基本料	(一般病棟) 1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 該当なし	番号	月数
	(結核病棟) 1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 13対1 ・ 4 15対1 ・ 5 該当なし	番号	月数
	(精神病棟) 1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 13対1 ・ 4 15対1 ・ 5 該当なし	番号	月数
6 専門病院入院基本料	1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 13対1 ・ 4 該当なし	番号	月数
7 障害者施設等入院基本料	1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 13対1 ・ 4 15対1	番号	月数
8 特殊疾患病棟入院料	1 特殊疾患病棟入院料1 ・ 2 特殊疾患病棟入院料2 ・ 3 該当なし	番号	月数
9 特定一般病棟入院料	1 特定一般病棟入院料1 ・ 2 特定一般病棟入院料2 ・ 3 該当なし	番号	月数

6 消費税の経理方式		(該当する番号を記入してください。)	
1.税込	2.税抜		

※次頁以降で記入していただく金額等は、ここで選択した経理方式に従って記入してください。

第2 損 益

I 医業収益

科 目		金額（平成25年3月末までの事業年(度)）				金額（平成24年3月末までの事業年(度)）					
1 入院診療収益	(1)保険診療収益(患者負担含む)	①	億	百万	千	円	⑩	億	百万	千	円
	(2)公害等診療収益	②					⑪				
	(3)その他の診療収益	③					⑫				
2 特別の療養環境収益		⑦					⑯				
3 外来診療収益	(1)保険診療収益(患者負担含む)	④					⑬				
	(2)公害等診療収益	⑤					⑭				
	(3)その他の診療収益	⑥					⑮				
4 その他の医業収益		⑧					⑰				
医業収益合計		⑨					⑱				

II 介護収益

科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
1 施設サービス収益	⑲	億	百万	千	円	24	億	百万	千	円
2 居宅サービス収益	20					25				
（うち）短期入所療養介護分	21					26				
3 その他の介護収益	22					27				
介護収益合計	23					28				

※ 病院として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III その他の収益

科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
1 受取利息及び配当金	②9	億	百万	千	円	③2	億	百万	千	円
2 その他の収益	③0					③3				
その他の収益合計	③4					③4				

※ 補助金・負担金等による収益はこの欄ではなく、調査票3頁の「Ⅶ 補助金・負担金等」の欄に記入してください。

Ⅳ 医業・介護費用

科 目		金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
1 材料費	(1) 医薬品費	(35)	億	百万	千	円	(55)	億	百万	千	円
	(2) 診療材料費・医療消耗器具備品費	(36)					(56)				
	(3) 歯科材料費	(37)					(57)				
	(4) 給食用材料費	(38)					(58)				
2 給与費	(「第3 給与」の(91) 欄及び(97) 欄の金額を記入してください。)	(39)					(59)				
3 委託費		(40)					(60)				
4 設備関係費		(41)					(61)				
	(うち) 減価償却費	(42)					(62)				
	(うち) 建物減価償却費	(43)					(63)				
	(うち) 医療機器減価償却費	(44)					(64)				
	(うち) 土地賃借料	(45)					(65)				
5 経 費		(46)					(66)				
	(うち) 福利厚生費のうち消費税非課税費用	(47)					(67)				
	(うち) 医業貸倒損失	(48)					(68)				
	(うち) 貸倒引当金繰入額	(49)					(69)				
6 その他の医業・介護費用		(50)					(70)				
	(うち) 研究費・研修費のうち消費税非課税費用	(51)					(71)				
	(うち) 本部費配賦額のうち消費税非課税費用	(52)					(72)				
医業・介護費用合計		(53)					(73)				
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用		(54)					(74)				

Ⅴ その他の費用

科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
1 支払利息	(75)	億	百万	千	円	(78)	億	百万	千	円
2 その他の費用	(76)					(79)				
その他の費用のうち消費税課税対象費用	(77)					(80)				

Ⅵ 特別損益

科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
1 特別利益	(81)	億	百万	千	円	(84)	億	百万	千	円
2 特別損失	(82)					(85)				
特別損失のうち消費税課税対象費用	(83)					(86)				

Ⅶ 補助金・負担金等

科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
1 人件費補助	(87)	億	百万	千	円	(90)	億	百万	千	円
2 運営費補助	(88)					(91)				
3 設備費補助	(89)					(92)				

第3 給 与

I 給料・賞与

平成25年3月末までの事業年(度)

	常 勤 職 員（平成25年3月末までの事業年(度)）													
職 種	人 員		給 料						賞 与					
病院長	1	人	15	億	百万	千	円	29	億	百万	千	円		
医 師	2	人	16					30						
歯科医師	3	人	17					31						
薬剤師	4	人	18					32						
看護職員	5	人	19					33						
看護補助職員	6	人	20					34						
医療技術員	7	人	21					35						
歯科衛生士	8	人	22					36						
歯科技工士	9	人	23					37						
事務職員	10	人	24					38						
技能労務員・労務員	11	人	25					39						
その他の職員	12	人	26					40						
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	13	人	27					41						
合 計	14	人	28					42						

平成24年3月末までの事業年(度)

	常 勤 職 員（平成24年3月末までの事業年(度)）													
職 種	人 員		給 料						賞 与					
病院長	43	人	57	億	百万	千	円	71	億	百万	千	円		
医 師	44	人	58					72						
歯科医師	45	人	59					73						
薬剤師	46	人	60					74						
看護職員	47	人	61					75						
看護補助職員	48	人	62					76						
医療技術員	49	人	63					77						
歯科衛生士	50	人	64					78						
歯科技工士	51	人	65					79						
事務職員	52	人	66					80						
技能労務員・労務員	53	人	67					81						
その他の職員	54	人	68					82						
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	55	人	69					83						
合 計	56	人	70					84						

II 給与費等の内訳

給与費内訳				平成25年3月末までの事業年(度)				平成24年3月末までの事業年(度)													
				86	億		百万		千		円		92	億		百万		千		円	
非常勤職員給料				86									92								
非常勤職員賞与支給額				87									93								
退職給付引当金制度の有無 85 (該当する項目に○を記入してください。)	あり	→	退職給付引当金繰入額	88									94								
	なし	→	退職金支払額	89									95								
法定福利費				90									96								
給与費等の合計				91									97								

※ 91 欄 = 28 欄 + 42 欄 + 86 欄 + 87 欄 + (88 欄 又は 89 欄) + 90 欄

※ 97 欄 = 70 欄 + 84 欄 + 92 欄 + 93 欄 + (94 欄 又は 95 欄) + 96 欄

第4 資 産 ・ 負 債

○ 個人立病院は平成24年12月31日及び平成23年12月31日現在、個人立以外の病院は平成25年3月末までに終了した直近の2事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資 産 の 部																								
科 目	金 額（平成25年3月末までの事業年(度)）						金 額（平成24年3月末までの事業年(度)）																	
I 流動資産	①			億		百万			千			円	⑤			億		百万			千			円
II 固定資産	②												⑥											
III 繰延資産	③												⑦											
資 産 合 計	④												⑧											

負 債 の 部																														
科 目	金 額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金 額（平成24年3月末までの事業年(度)）																								
IV 流動負債	⑨			億				百万				千			円	⑫			億				百万				千			円
V 固定負債	⑩															⑬														
負 債 合 計	⑪															⑭														

第5 租税公課等

租税公課等										
科 目	金 額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金 額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
租税公課(※1)	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
控除対象外消費税額等（※2）	②					⑥				
損害保険料	③					⑦				
寄付金	④					⑧				

※1 「租税公課」は、原則として税法上損金に算入される租税（固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など）、公共的な性格をもつ会費や賦課金（医師会費や町内会費など）です。

※2 経理方式が税抜の場合のみ記入してください。

税金										
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
法人税	⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円
住民税	⑩					⑬				
事業税	⑪					⑭				

※ 個人立病院については記入の必要はありません。

通勤手当														
科 目					金額（平成25年3月末までの事業年(度)）			金額（平成24年3月末までの事業年(度)）						
通勤手当					⑮	億	百万	千	円	⑯	億	百万	千	円

第6 設備投資額

設備投資額										
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
	⑰	億	百万	千	円	⑳	億	百万	千	円
設備投資額	⑰					⑳				
（うち）建物（建物附属設備を含む）	⑱					㉑				
（うち）医療機器	⑲					㉒				
（うち）リース分(※)	⑳					㉓				
（うち）調剤用機器	㉑					㉔				
（うち）リース分(※)	㉒					㉕				
（うち）医療情報システム用機器	㉓					㉖				
（うち）リース分(※)	㉔					㉗				
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額	㉕					㉘				

※固定資産に計上しているもののみ記入してください。

医療経済実態調査(医療機関等調査)に対する意見募集

このたびは、「平成25年度医療経済実態調査(医療機関等調査)」にご協力いただきありがとうございます。本調査の改善に役立てるため、以下の様式により、ご意見を提出いただくことができます。(任意提出)

◆内 容 { 1. 調査の改善提案 2. 調査の意義
 3. その他() } について

※(該当する項目に○を記してください。複数選択可)

上記項目に対するご意見

The figure is a square plot with both axes ranging from 0 to 10. The horizontal axis is labeled "Number of Subjects" and has major tick marks every 1 unit. The vertical axis is labeled "Number of Trials" and also has major tick marks every 1 unit. A solid diagonal line runs from the origin (0,0) to the top-right corner (10,10). Along this diagonal line, there are small black dots representing data points at integer coordinates: (1,1), (2,2), (3,3), (4,4), (5,5), (6,6), (7,7), (8,8), (9,9), and (10,10).



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

平成25年

医療経済実態調査

(一般診療所調査票)

(提出期限 平成25年7月31日)

(宛名ラベル貼付位置)

↓ 必ずご記入ください。

貴院名									
都道府県番号・医療機関コード				—					
記入者氏名								部署	
連絡先	電話番号	市外局番	—		—		(内線	)	
	FAX番号		—		—				
	e-mail								@

↓ ご記入にあたり、公認会計士又は税理士に外部委託している場合に限りご記入ください。

公認会計士又は税理士 氏名								
連絡先	電話番号	市外局番	—		—		(内線	)
	e-mail							



厚生労働省
中央社会保険医療協議会

第1 基本データ

1 貴院の開設者 (平成25年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)			
1 個人	2 医療法人	3 その他	①

2 主たる診療科目
(平成25年6月30日現在、広告する診療科目のうち、主たる診療科目の番号 (別添「記入要領」3頁参照)を記入してください。)
②

3 病床の状況 (有床診療所のみ記入してください)	(平成25年6月30日現在)
許可病床数	③ 床

4 処方の状況	(平成25年6月1か月間)
処方せん料の算定(院外処方)の回数	④ 回
処方料の算定(院内処方)の回数	⑤ 回

5 直近の2事業年(度)	(個人立以外の一般診療所のみ記入してください。)
平成25年3月末までに終了した事業年(度)	平成 年 月 ~ 平成 年 月
平成24年3月末までに終了した事業年(度)	平成 年 月 ~ 平成 年 月

※個人立の場合は、平成24年1月1日から平成24年12月31日まで及び平成23年1月1日から平成23年12月31日までの期間が直近の2事業年(度)となるため、記入の必要はありません。

第2 損 益

I 医業収益

科 目		金額(平成25年3月末までの事業年(度))					金額(平成24年3月末までの事業年(度))				
1 入院診療収益	(1)保険診療収益(患者負担含む)	①	億	百万	千	円	⑨	億	百万	千	円
	(2)公害等診療収益	②					⑩				
	(3)その他の診療収益	③					⑪				
2 外来診療収益	(1)保険診療収益(患者負担含む)	④					⑫				
	(2)公害等診療収益	⑤					⑬				
	(3)その他の診療収益	⑥					⑭				
3 その他の医業収益		⑦					⑮				
医業収益合計		⑧					⑯				

II 介護収益

科 目		金額(平成25年3月末までの事業年(度))					金額(平成24年3月末までの事業年(度))				
1 施設サービス収益		⑰	億	百万	千	円	⑳	億	百万	千	円
2 居宅サービス収益		⑱					㉑				
(うち)短期入所療養介護分		㉒					㉓				
3 その他の介護収益		㉔					㉕				
介護収益合計		㉖					㉗				

※ 診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III 医業・介護費用

科 目		金額(平成25年3月末までの事業年(度))					金額(平成24年3月末までの事業年(度))				
1 給与費	(「第3 給与」の㉗欄及び㉙欄の金額を記入してください。)	㉗	億	百万	千	円	㉔	億	百万	千	円
2 医薬品費		㉘					㉕				
3 材料費		㉙					㉖				
4 委託費		㉚					㉗				
5 減価償却費		㉛					㉘				
(うち)建物減価償却費		㉜					㉙				
(うち)医療機器減価償却費		㉝					㉚				
6 その他の医業・介護費用		㉞					㉛				
(うち)土地賃借料		㉟					㉜				
(うち)福利厚生費のうち消費税非課税費用		㊱					㉝				
(うち)医業貸倒損失		㊲					㉞				
(うち)貸倒引当金繰入額		㊳					㉟				
(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用		㊴					㊱				
(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用		㊵					㊲				
(うち)支払利息		㊶					㊳				
医業・介護費用合計		㊷					㊴				
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用		㊸					㊵				

第3 給 与

I 給料・賞与

平成25年3月末までの事業年(度)

	常 勤 職 員 (平成25年3月末までの事業年(度))											
職 種	人 員		給 料				賞 与					
院 長 (個人立の開設者本人を除く)	①	人	⑬	億	百万	千	円	⑮	億	百万	千	円
医 師	②	人	⑭					⑯				
歯科医師	③	人	⑰					⑳				
薬剤師	④	人	⑱					㉑				
看護職員	⑤	人	㉒					㉓				
看護補助職員	⑥	人	㉔					㉕				
医療技術員	⑦	人	㉖					㉗				
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	⑧	人	㉘					㉙				
技能労務員・労務員	⑨	人	㉚					㉛				
その他の職員	⑩	人	㉜					㉝				
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	⑪	人	㉞					㉟				
合 計	⑫	人	㉟					㊱				

平成24年3月末までの事業年(度)

	常 勤 職 員 (平成24年3月末までの事業年(度))											
職 種	人 員		給 料				賞 与					
院 長 (個人立の開設者本人を除く)	③7	人	④9	億	百万	千	円	⑥1	億	百万	千	円
医 師	③8	人	⑤0					⑥2				
歯科医師	③9	人	⑤1					⑥3				
薬剤師	④0	人	⑤2					⑥4				
看護職員	④1	人	⑤3					⑥5				
看護補助職員	④2	人	⑤4					⑥6				
医療技術員	④3	人	⑤5					⑥7				
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	④4	人	⑤6					⑥8				
技能労務員・労務員	④5	人	⑤7					⑥9				
その他の職員	④6	人	⑤8					⑦0				
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	④7	人	⑤9					⑦1				
合 計	④8	人	⑥0					⑦2				

II 給与費等の内訳

給与費内訳				平成25年3月末までの事業年(度)				平成24年3月末までの事業年(度)			
非常勤職員給料				⑦4	億	百万	千	円	⑧0	億	百万
非常勤職員賞与支給額				⑦5					⑧1		
退職給付引当金制度の有無 73 (該当する項目に○を記入してください。)	あり	→	退職給付引当金繰入額	⑦6					⑧2		
	なし	→	退職金支払額	⑦7					⑧3		
法定福利費				⑦8					⑧4		
給与費等の合計				⑦9					⑧5		

※ ⑦9 欄 = ②4 欄 + ③6 欄 + ⑦4 欄 + ⑦5 欄 + (⑦6 欄又は ⑦7 欄) + ⑦8 欄

※ ⑧5 欄 = ⑥0 欄 + ⑦2 欄 + ⑧0 欄 + ⑧1 欄 + (⑧2 欄又は ⑧3 欄) + ⑧4 欄

第4 資産・負債

- この「第4 資産・負債」は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を税務署に提出した個人立診療所及び個人立以外の診療所(医療法人立診療所など)のみ記入してください。
- 個人立診療所は平成24年12月31日及び平成23年12月31日現在、個人立以外の診療所は平成25年3月末までに終了する直近の2事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資 産 の 部									
科 目		金 額 (平成25年3月末までの事業年(度))				金 額 (平成24年3月末までの事業年(度))			
I 流動資産	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千 円
II 固定資産	②					⑥			
III 繰延資産	③					⑦			
資 産 合 計	④					⑧			

負 債 の 部									
科 目		金 額 (平成25年3月末までの事業年(度))				金 額 (平成24年3月末までの事業年(度))			
IV 流動負債	⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千 円
V 固定負債	⑩					⑬			
負 債 合 計	⑪					⑭			

第5 租税公課等

租税公課等										
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
租税公課(※1)	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
控除対象外消費税額等(※2)	②					⑥				
損害保険料	③					⑦				
寄付金	④					⑧				

※1 「租税公課」は、原則として税法上損金に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(医師会費や町内会費など)です。

※2 経理方式が税抜の場合のみ記入してください。

税金										
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
法人税	⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円
住民税	⑩					⑬				
事業税	⑪					⑭				

※ 個人立診療所については記入の必要はありません。

通勤手当													
科 目				金額（平成25年3月末までの事業年(度)）				金額（平成24年3月末までの事業年(度)）					
通勤手当				⑮	億	百万	千	円	⑯	億	百万	千	円

第6 設備投資額

設備投資額										
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
設備投資額	⑰	億	百万	千	円	⑳	億	百万	千	円
（うち）建物（建物付属設備を含む）	⑱					㉑				
（うち）医療機器	⑲					㉒				
（うち）リース分(※)	㉑					㉓				
（うち）調剤用機器	㉒					㉔				
（うち）リース分(※)	㉓					㉕				
（うち）医療情報システム用機器	㉔					㉖				
（うち）リース分(※)	㉕					㉗				
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額	㉖					㉘				

※固定資産に計上しているもののみ記入してください。

医療経済実態調査(医療機関等調査)に対する意見募集

このたびは、「平成25年度医療経済実態調査(医療機関等調査)」にご協力いただきありがとうございます。本調査の改善に役立てるため、以下の様式により、ご意見を提出いただくことができます。(任意提出)

◆内 容 { 1. 調査の改善提案 2. 調査の意義
 3. その他() } について

※(該当する項目に○を記してください。複数選択可)

上記項目に対するご意見





政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

平成25年

医療経済実態調査

(歯科診療所調査票)

(提出期限 平成25年7月31日)

(宛名ラベル貼付位置)

↓ 必ずご記入ください。

貴院名									
都道府県番号・医療機関コード				—					
記入者氏名								部署	
連絡先	電話番号	市外局番	—		—		(内線)		
	FAX番号	—		—					
	e-mail								@

↓ ご記入にあたり、公認会計士又は税理士に外部委託している場合に限りご記入ください。

公認会計士又は税理士 氏名									
連絡先	電話番号	市外局番	—		—		(内線)		
	e-mail								@



厚生労働省
中央社会保険医療協議会

第1 基本データ

1 貴院の開設者				(平成25年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)			
1 個人		2 医療法人		3 その他		①	

2 ユニット数	(平成25年6月30日現在)	②	ユニット

3 処方の状況		(平成25年6月1か月間)	
処方せん料の算定(院外処方)の回数		③	回
処方料の算定(院内処方)の回数		④	回

4 直近の2事業年(度)		(個人立以外の歯科診療所のみ記入してください。)					
平成25年3月末までに終了した事業年(度)	平成	年	月	～	平成	年	月
平成24年3月末までに終了した事業年(度)	平成	年	月	～	平成	年	月

※個人立の場合は、平成24年1月1日から平成24年12月31日まで及び平成23年1月1日から平成23年12月31日までの期間が直近の2事業年(度)となるため、記入の必要はありません。

5 消費税の経理方式		(該当する番号を記入してください。)	
1.税込 2.税抜			

※次頁以降で記入していただく金額等は、ここで選択した経理方式に従って記入してください。

第2 損 益

I 医業収益

科 目	金額(平成25年3月末までの事業年(度))					金額(平成24年3月末までの事業年(度))				
1 保険診療収益(患者負担含む)	①	億	百万	千	円	⑥	億	百万	千	円
2 労災等診療収益	②					⑦				
3 その他の診療収益	③					⑧				
4 その他の医業収益	④					⑨				
医業収益合計	⑤					⑩				

II 介護収益

科 目	金額(平成25年3月末までの事業年(度))					金額(平成24年3月末までの事業年(度))				
1 居宅サービス収益	⑪	億	百万	千	円	⑭	億	百万	千	円
2 その他の介護収益	⑫					⑮				
介護収益合計	⑬					⑯				

※ 歯科診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III 医業・介護費用

科 目	金額(平成25年3月末までの事業年(度))					金額(平成24年3月末までの事業年(度))				
1 給与費 (「第3 給与」の⑥欄及び⑦⑧欄の金額を記入してください。)	⑰	億	百万	千	円	⑳	億	百万	千	円
2 医薬品費	⑱					㉑				
3 歯科材料費	⑲					㉒				
4 委託費	㉔					㉓				
5 減価償却費	㉕					㉖				
┌(うち)建物減価償却費	㉗					㉘				
└(うち)医療機器減価償却費	㉙					㉚				
6 その他の医業・介護費用	㉛					㉜				
┌(うち)土地賃借料	㉝					㉞				
┌(うち)福利厚生費のうち消費税非課税費用	㉟					㉡				
┌(うち)医業貸倒損失	㉣					㉤				
┌(うち)貸倒引当金繰入額	㉦					㉧				
┌(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用	㉨					㉩				
┌(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用	㉪					㉫				
┌(うち)支払利息	㉬					㉭				
医業・介護費用合計	㉮					㉯				
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用	㉰					㉱				

第3 給 与

I 給料・賞与

平成25年3月末までの事業年(度)

	常 勤 職 員（平成25年3月末までの事業年(度)）									
職 種	人 員		給 料				賞 与			
院 長 （個人立の開設者本人を除く）	①	人	⑪	億	百万	千	円	⑪	億	百万
歯科医師	②	人	⑫					⑫		
歯科衛生士	③	人	⑬					⑬		
歯科技工士	④	人	⑭					⑭		
薬剤師	⑤	人	⑮					⑮		
事務職員 （上記の職種に従事している者を除く）	⑥	人	⑯					⑯		
技能労務員・労務員	⑦	人	⑰					⑰		
その他の職員	⑧	人	⑱					⑱		
役員 （上記の職種に従事している者を除く）	⑨	人	⑲					⑲		
合 計	⑩	人	⑳					㉓		

平成24年3月末までの事業年(度)

	常 勤 職 員（平成24年3月末までの事業年(度)）									
職 種	人 員		給 料				賞 与			
院 長 （個人立の開設者本人を除く）	㉑	人	㉒	億	百万	千	円	㉒	億	百万
歯科医師	㉓	人	㉔					㉓		
歯科衛生士	㉕	人	㉖					㉕		
歯科技工士	㉗	人	㉘					㉗		
薬剤師	㉙	人	㉚					㉙		
事務職員 （上記の職種に従事している者を除く）	㉛	人	㉜					㉛		
技能労務員・労務員	㉝	人	㉞					㉝		
その他の職員	㉟	人	㊱					㉟		
役員 （上記の職種に従事している者を除く）	㊲	人	㊳					㊲		
合 計	㊴	人	㊵					㊶		

II 給与費等の内訳

給与費内訳			平成25年3月末までの事業年(度)					平成24年3月末までの事業年(度)				
非常勤職員給料			㉑	億	百万	千	円	㉑	億	百万	千	円
非常勤職員賞与支給額			㉒					㉒				
退職給付引当金制度の有無 （該当する項目に○を記入してください。）	あり	→	退職給付引当金繰	㉓				㉓				
	なし	→	退職金支払額	㉔				㉔				
法定福利費			㉕					㉕				
給与費等の合計			㉖					㉖				

※ ㉖ 欄 = ㉑ 欄 + ㉒ 欄 + ㉓ 欄 + ㉔ 欄 + (㉕ 欄又は ㉔ 欄) + ㉕ 欄

※ ㉖ 欄 = ㉑ 欄 + ㉒ 欄 + ㉓ 欄 + ㉔ 欄 + (㉕ 欄又は ㉔ 欄) + ㉕ 欄

第4 資 産 ・ 負 債

- この「第4 資産・負債」は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を税務署に提出した個人立歯科診療所及び個人立以外の歯科診療所(医療法人立歯科診療所など)のみ記入してください。
- 個人立歯科診療所は平成24年12月31日及び平成23年12月31日現在、個人立以外の歯科診療所は平成25年3月末までに終了する直近の2事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資 産 の 部										
科 目	金 額（平成25年3月末までの事業年(度)）				金 額（平成24年3月末までの事業年(度)）					
I 流動資産	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
II 固定資産	②					⑥				
III 繰延資産	③					⑦				
合 計	④					⑧				

負 債 の 部										
科 目	金 額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金 額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
IV 流動負債	⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円
V 固定負債	⑩					⑬				
負 債 合 計	⑪					⑭				

第5 租税公課等

租税公課等											
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）					
租税公課(※1)	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円	
控除対象外消費税額等(※2)	②					⑥					
損害保険料	③					⑦					
寄付金	④					⑧					

※1 「租税公課」は、原則として税法上損金に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(歯科医師会費や町内会費など)です。

※2 経理方式が税抜の場合のみ記入してください。

税金											
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）					
法人税	⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円	
住民税	⑩					⑬					
事業税	⑪					⑭					

※ 個人立歯科診療所については記入の必要はありません。

通勤手当											
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）					
通勤手当	⑮	億	百万	千	円	⑯	億	百万	千	円	

第6 設備投資額

設備投資額											
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）					
設備投資額	⑰	億	百万	千	円	⑳	億	百万	千	円	
（うち）建物(建物付属設備を含む)	⑱					㉑					
（うち）医療機器	⑲					㉒					
（うち）リース分(※)	㉔					㉓					
（うち）調剤用機器	㉑					㉒					
（うち）リース分(※)	㉔					㉓					
（うち）医療情報システム用機器	㉑					㉒					
（うち）リース分(※)	㉔					㉓					
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額	㉕					㉖					

※固定資産に計上しているもののみ記入してください。

医療経済実態調査(医療機関等調査)に対する意見募集

このたびは、「平成25年度医療経済実態調査(医療機関等調査)」にご協力いただきありがとうございます。本調査の改善に役立てるため、以下の様式により、ご意見を提出いただくことができます。(任意提出)

◆内 容 { 1. 調査の改善提案 2. 調査の意義
 3. その他() } について

※(該当する項目に○を記してください。複数選択可)

上記項目に対するご意見





政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

平成25年

医療経済実態調査

(保険薬局調査票)

(提出期限 平成25年7月31日)

(宛名ラベル貼付位置)

↓必ずご記入ください。

貴薬局名			
記入者氏名		部署	
連絡先	電話番号	市外局番 — — (内線)	
	FAX番号	— —	
	e-mail	@	

↓ご記入にあたり、公認会計士又は税理士に外部委託している場合に限りご記入ください。

公認会計士又は税理士 氏名			
連絡先	電話番号	市外局番 — — (内線)	
	e-mail	@	

第1 基本データ

1 貴薬局の開設主体		(平成25年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)	
1 法人	2 個人	①	

2 直近の2事業年(度)		(個人立以外の保険薬局のみ記入してください。)	
平成25年3月末までに終了した事業年(度)	平成	年	月 ~ 平成
平成24年3月末までに終了した事業年(度)	平成	年	月 ~ 平成

※個人立の場合は、平成24年1月1日から平成24年12月31日まで及び平成23年1月1日から平成23年12月31日までの期間が直近の2事業年(度)となるため、記入の必要はありません。

3 同一法人の保険調剤を行っている店舗数(平成25年6月30日現在)	②	店舗

※個人立の場合は記入の必要はありません。

4 保険調剤の状況		(平成25年3月末までに終了した事業年(度)1年間の状況を記入してください。)	
処方せん枚数	③		枚
(うち)後発医薬品を調剤した処方せん枚数	④		枚
調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)のうち後発医薬品の割合	⑤		%

5 調剤用備蓄医薬品品目数	(平成25年6月30日現在)		
(薬価基準収載品目)	⑥	品目	⑦
(うち)後発医薬品品目数	⑧	品目	⑨
	⑩	品目	⑪

6 薬学管理等の状況		(平成25年3月末までに終了した事業年(度)1年間の状況を記入してください。)	
在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数	⑫		回
居宅療養管理指導費(介護保険)の算定回数	⑬		回

7 消費税の経理方式		(該当する番号を記入してください。)	
1.税込	2.税抜		

※次頁以降で記入していただく金額等は、ここで選択した経理方式に従って記入してください。

第2 損 益

I 収益

科 目	金額(平成25年3月末までの事業年(度))	金額(平成24年3月末までの事業年(度))
1 保険調剤収益(患者負担含む)	①	⑤
2 公害等調剤収益	②	⑥
3 その他の薬局事業収益	③	⑦
収益合計	④	⑧

II 介護収益

科 目	金額(平成25年3月末までの事業年(度))	金額(平成24年3月末までの事業年(度))
1 居宅サービス収益	⑨	⑫
2 その他の介護収益	⑩	⑬
介護収益合計	⑪	⑭

※ 保険薬局として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III 費用

科 目	金額(平成25年3月末までの事業年(度))	金額(平成24年3月末までの事業年(度))
1 給与費 (「第3 給与」④49欄及⑤55欄の金額を記入してください。)	⑮	⑳
2 医薬品等費	⑯	㉑
3 委託費	⑰	㉒
4 減価償却費	⑱	㉓
┌(うち)建物減価償却費	⑲	㉔
└(うち)調剤用機器減価償却費	㉑	㉕
5 その他の経費	㉒	㉖
┌(うち)土地賃借料	㉓	㉗
┌(うち)福利厚生費のうち消費税非課税費	㉔	㉘
┌(うち)医薬貸倒損失	㉕	㉙
┌(うち)貸倒引当金繰入額	㉖	㉚
┌(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費	㉗	㉛
┌(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費	㉘	㉜
┌(うち)利子割引料	㉙	㉝
費用合計	㉚	㉞
費用合計のうち消費税課税対象費用	㉛	㉟

第3 給 与

I 給料・賞与
平成25年3月末までの事業年(度)

		常 勤 職 員（平成25年3月末までの事業年(度)）												
職 種	人 員		給 料						賞 与					
管理薬剤師 (個人立の開設者本人を除く)	①	人	⑧	億	百万	千	円	⑮	億	百万	千	円		
薬剤師	②	人	⑨					⑯						
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	③	人	⑩					⑰						
技能労務員・労務員	④	人	⑪					⑱						
その他の職員	⑤	人	⑫					⑲						
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	⑥	人	⑬					⑳						
合 計	⑦	人	⑭					㉑						

平成24年3月末までの事業年(度)

		常 勤 職 員（平成24年3月末までの事業年(度)）											
職 種	人 員		給 料					賞 与					
管理薬剤師 （個人立の開設者本人を除く）	㉒	人	㉑	億	百万	千	円	㉓	億	百万	千	円	
薬剤師	㉔	人	㉒					㉔					
事務職員 （上記の職種に従事している者を除く）	㉕	人	㉓					㉕					
技能労務員・労務員	㉖	人	㉔					㉖					
その他の職員	㉗	人	㉕					㉗					
役員 （上記の職種に従事している者を除く）	㉘	人	㉖					㉘					
合 計	㉙	人	㉗					㉙					

II 給与費等の内訳

給与費内訳			平成25年3月末までの事業年(度)					平成24年3月末までの事業年(度)				
非常勤職員給料			④④	億	百万	千	円	⑤①	億	百万	千	円
非常勤職員賞与支給額			④⑤					⑤②				
退職給付引当金制度の有無 ④③ (該当する項目に○を記入してく)	あり	→	退職給付引当金繰	④⑥				⑤③				
	なし	→	退職金支払額	④⑦				⑤④				
法定福利費			④⑧					⑤⑤				
給与費等の合計			④⑨					⑤⑥				

※ ④⑨ 欄 = ①④ 欄 + ㉑ 欄 + ④④ 欄 + ④⑤ 欄 + (④⑥ 欄又は ④⑦ 欄) + ④⑧ 欄
※ ⑤⑥ 欄 = ③⑤ 欄 + ④② 欄 + ⑤① 欄 + ⑤② 欄 + (⑤③ 欄又は ⑤④ 欄) + ⑤⑤ 欄

第4 資産・負債

- この「第4 資産・負債」は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を税務署に提出した個人薬局及び個人薬局以外の薬局のみ記入してください。
- 個人薬局は平成24年12月31日及び平成23年12月31日現在、個人薬局以外の薬局は平成25年3月末までに終了する直近の事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資 産 の 部										
科 目	金 額（平成25年3月末までの事業年(度)）				金 額（平成24年3月末までの事業年(度)）					
I 流動資産	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
II 固定資産	②					⑥				
III 繰延資産	③					⑦				
資 産 合 計	④					⑧				

負 債 の 部										
科 目	金 額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金 額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
IV 流動負債	⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円
V 固定負債	⑩					⑬				
負 債 合 計	⑪					⑭				

第5 租税公課等

租税公課等										
科 目	金 額（平成25年3月末までの事業年（度））					金 額（平成24年3月末までの事業年（度））				
租税公課（※1）	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
控除対象外消費税額等（※2）	②					⑥				
損害保険料	③					⑦				
寄付金	④					⑧				

※1 「租税公課」は、原則として税法上損金に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(薬剤師会費や町内会費など)です。

※2 経理方式が税抜の場合のみ記入してください。

税金										
科 目	金 額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金 額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
法人税	⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円
住民税	⑩					⑬				
事業税	⑪					⑭				

※ 個人薬局については記入の必要はありません。

通勤手当											
科 目		金 額（平成25年3月末までの事業年（度））					金 額（平成24年3月末までの事業年（度））				
通勤手当		⑮	億	百万	千	円	⑯	億	百万	千	円

第6 設備投資額

設備投資額												
科 目	金 額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金 額（平成24年3月末までの事業年(度)）						
	⑰	億	1	百万	千	円	⑳	億	1	百万	千	円
設備投資額	⑰						⑳					
┌(うち)建物(建物付属設備を含む)	⑱						㉑					
┌(うち)医療機器	⑲						㉒					
┌┌(うち)リース分(※)	⑳						㉓					
┌(うち)調剤用機器	㉑						㉔					
┌┌(うち)リース分(※)	㉒						㉕					
┌(うち)医療情報システム用機器	㉓						㉖					
┌┌(うち)リース分(※)	㉔						㉗					
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額	㉕						㉘					

※固定資産に計上しているもののみ記入してください。

医療経済実態調査(医療機関等調査)に対する意見募集

このたびは、「平成25年度医療経済実態調査(医療機関等調査)」にご協力いただきありがとうございます。本調査の改善に役立てるため、以下の様式により、ご意見を提出いただくことができます。(任意提出)

◆内 容 { 1. 調査の改善提案 2. 調査の意義
 3. その他() } について

※(該当する項目に○を記してください。複数選択可)

上記項目に対するご意見

Patient Information	
Full Name	
Date of Birth	
Gender	
Address	
City	
State	
Zip	
Phone	
Medical History	
Current Medications	
Previous Surgeries	
Chronic Conditions	
Family History	
Physical Examination	
Vital Signs	
General Appearance	
Head and Neck	
Chest and Lungs	
Heart and Circulation	
Abdomen	
Genitourinary	
Neurological	
Musculoskeletal	
Skin	
Laboratory and Diagnostic Tests	
Blood Tests	
Urine Tests	
Imaging Studies	
Treatment Plan	
Medications	
Procedures	
Follow-up	
Patient Education	
Health Education	
Referrals	
Physician Signature	
Date	

中医協 総－ 6 － 5
2 5 . 2 . 2 7

中医協 実－ 1 － 5 改
2 5 . 2 . 1 3

第 1 9 回医療経済実態調査（医療機関等調査）記入要領（案）

- 病院調査票 ----- 2
- 一般診療所調査票 ----- 2 1
- 歯科診療所調査票 ----- 5 2
- 保険薬局調査票 ----- 8 2



政府統計

平成 2 5 年 医 療 経 済 実 態 調 査

病院調査票 記入要領



厚生労働省

中央社会保険医療協議会

※記入方法などについてご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-00-0000

フリーダイヤルFAX 0120-xx-xxxx

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

医療経済実態調査（病院調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の病院を対象とします。ただし、開設者が医育機関であるもの（特定機能病院及び歯科大学病院は除く。）、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院は除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる病院を、D P C対象病院の指定の有無別、介護療養施設サービス事業実施の有無別、病床数が200床以上・未満別、院外処方の有無別、地域別、病院種別及び開設者別に層化し、特定機能病院、歯科大学病院及びこども病院（小児総合医療施設）については1／1、その他については1／3を無作為に抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成25年3月末までに終了した事業年（度）及び平成24年3月末までに終了した事業年（度）の2期間について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等
- (6) 第6 設備投資額

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成25年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

Ⅱ 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためにのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。

また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。

- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。

また、看護師養成事業等の附属事業に関するものは医療保険分に含めてください。

- (3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。

- (4) 病院として調査客体となったが、休・廃止した場合、あるいは診療所となった場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。

- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。

- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-〇〇-〇〇〇〇

フリーダイヤルFAX 0120-××-××××

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

「第1 基本データ」の記入要領 (調査票1頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成25年6月30日現在の事実について記入してください。

1 貴院の開設者	貴院が該当する開設者の番号を記入してください。 1 国立 独立 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構が開設する病院、国立高度専門医療センター、通信病院のことです。 2 公立 都道府県立、市町村立、地方独立行政法人のことです。 3 公的 日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会のことです。 4 社会保険関係 全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合のことです。 5 医療法人 医療法第39条の規定にもとづく医療法人のことです。ただし、社会医療法人は含まれません。 7 その他の法人 公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、社会医療法人など1～6に該当しない法人のことです。
2 病床の状況	許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を病床種別ごとに記入してください。
3 処方の状況	平成25年6月1日から平成25年6月30日の期間内の処方せん料の算定（院外処方）の回数及び処方料の算定（院内処方）の回数を記入してください。
4 直近の2事業年（度）	<u>平成25年3月末までに終了した事業年（度）及び平成24年3月末までに終了した事業年（度）を記入してください。なお、今後、直近の2事業年（度）とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。</u> <u>個人立病院については、記入の必要はありません。</u>
5 入院基本料等の状況	貴院が直近の2事業年（度）において算定月数が最も多い入院基本料の番号及び直近の2事業年（度）における当該入院基本料の算定月数を記入してください。 なお、算定月数が最も多い入院基本料が複数ある場合は直近のもの番号を記入してください。 注1）一般病棟入院基本料について、平成24年4月以降、経過措置により7対1入院基本料を算定している場合も、継続して7対1入院基本料を算定しているものとして取り扱ってください。

注 2) 一般病棟入院基本料について、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官通知)の「別添 3」の「別紙 2」に掲げる医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関であって、一般病棟において病棟ごとに違う区分の入院基本料を算定している場合は、算定月数が最も多いか否かによらず「病棟ごと」を選択し、病棟ごとに算定している月数を記入してください。

注 3) 特定一般病棟入院料は、直近の 1 事業年(度)において算定月数が最も多い入院料の番号及び直近の 1 事業年(度)における当該入院料の算定月数を記入してください。

なお算定月数が最も多い入院料が複数ある場合は直近のものの番号を記入してください。

6 消費税の経理方式

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の経理処理について、貴院が適用している経理方式の番号を記入してください。

1. 税抜・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式

2. 税込・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式(例えば、消費税を納めていない免税業者は全てこの方式を採用しています。)

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）の2期間に提供した医業及び介護に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入にあたっては、当該年（度）の損益計算書の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該病院のみを推計して記入してください。

I 医業収益 [調査票①～⑮欄]

1 入院診療収益

- (1) 保険診療収益
(患者負担含む)
[調査票①⑩欄]

入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。

- (2) 公害等診療収益
[調査票 ②⑪欄]

入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

- (3) その他の診療収益
[調査票③⑫欄]

入院患者の医療に係る収益で、自費診療、特別メニューの食事など（ただし、特別の療養環境収益に係るものは除く）の金額を記入してください。

- 2 特別の療養環境収益
[調査票⑦⑬欄]

入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額を記入してください。

3 外来診療収益

- (1) 保険診療収益
(患者負担含む)
[調査票④⑬欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。

- (2) 公害等診療収益
[調査票⑤⑭欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの合計額を記入してください。

- (3) その他の診療収益
[調査票⑥⑮欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、自費診療などの金額を記入してください。

- 4 その他の医業収益
[調査票⑧⑰欄]

次の(1)～(4)までの収益の合計額を記入してください。

	(1) 保健予防活動収益 各種の健康診断、予防接種など集団的保健予防活動による収益 (2) 医療相談収益 人間ドック、妊産婦保健指導など個別的保健予防活動による収益 (3) 受託検査・施設利用収益 他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収益及び医療設備器械を他の医療機関の利用に供した場合の収益 (4) その他の医業収益 文書料など上記の科目に属さない医業収益 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
II 介護収益 [調査票⑲～㉔欄]	<u>病院として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。</u>
1 施設サービス収益 [調査票⑲㉔欄]	施設サービスに係る収益（短期入所療養介護を除く）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
2 居宅サービス収益 [調査票㉔㉕欄]	居宅サービスに係る収益（短期入所療養介護を含む）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
(うち)短期入所療養介護分 [調査票㉔㉕欄]	上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。
3 その他の介護収益 [調査票㉔㉕欄]	文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
III その他の収益 [調査票㉔㉕欄]	
1 受取利息及び配当金 [調査票㉔㉕欄]	<u>直近の2事業年（度）実績を記入</u> してください。
2 その他の収益 [調査票㉔㉕欄]	有価証券売却益、患者外給食収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益を記入してください。 なお、補助金・負担金等による収益はこの欄ではなく、調査票3頁の「VII 補助金・負担金等」の欄に記入してください。
IV 医業・介護費用 [調査票㉔㉕欄]	<u>「I 医業収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入</u> してください。

1 材料費

(1) 医薬品費 [調査票③⑤⑤⑤欄]

費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

医薬品費とは、投薬用薬品、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤、外用薬、歯科用薬剤の費消額をいいます。

(2) 診療材料費・医療 消耗器具備品費 [調査票③⑥⑤⑥欄]

(1) 診療材料費

カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルムなど1回ごとに消費するものの費消額をいいます。

(2) 医療消耗器具備品費

診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具等のうち、使用を開始したものの費消額（払出額）をいいます。

(3) 歯科材料費 [調査票③⑦⑤⑦欄]

歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合着・接着材料などの費消額をいいます。

(4) 給食用材料費 [調査票③⑧⑤⑧欄]

費消した患者給食のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

2 給与費 [調査票③⑨⑤⑨欄]

「第3 給与」の④①④⑦欄の金額を記入してください。

3 委託費 [調査票④①⑥①欄]

検査、給食、寝具、洗濯、医療用廃棄物、歯科技工、医療事務、清掃、経理、警備などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。

4 設備関係費 [調査票④②⑥②欄]

支払った金額などを記入してください。

「設備関係費」に該当する費目は「参考資料1」（15頁）を参考にし、その合計額を記入してください。

(うち)減価償却費 [調査票④③⑥③欄]

建物、建物附属設備、医療用器械備品、車輛船舶などの減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。

(うち)建物減価償却費 [調査票④③⑥③欄]

建物の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。

(うち)医療機器減価償 却費 [調査票④④⑥④欄]

医療機器の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。

(うち)土地賃借料 [調査票④⑤⑥⑤欄]

土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料を記入してください。

5 経費 [調査票④⑥⑥⑥欄]

支払又は費消した金額を記入してください。

「経費」に該当する費目は「参考資料2」（16頁）を参考にし、その合計額を記入してください。

(うち)福利厚生費の うち消費税非課税費 用 [調査票④⑦⑥⑦欄]

福利厚生費のうち、消費税非課税となる費用の合計金額を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料3」（18頁）を参考にしてください。）

(うち)医業貸倒損失 [調査票48(68)欄]	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額を記入してください。
(うち)貸倒引当金繰入額 [調査票49(69)欄]	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額を記入してください。
6 その他の医業・介護費用 [調査票50(70)欄]	研究研修費（研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費など）や本部費配賦額（本部費・本部役員報酬に係る費用で病院の負担に属する額）などを記入してください。
(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用 [調査票51(71)欄]	研究費・研修費のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料3」（18頁）を参考にしてください。）
(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用 [調査票52(72)欄]	本部費配賦額のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料3」（18頁）を参考にしてください。）
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用 [調査票54(74)欄]	医業・介護費用合計額のうち、<u>消費税課税対象の費用の合計額</u>を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料3」（18頁）を参考にしてください。） ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。
V その他の費用 [調査票75(80)欄]	
1 支払利息 [調査票76(78)欄]	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、 <u>直近の2事業年（度）実績</u> を記入してください。
2 その他の費用 [調査票76(79)欄]	有価証券売却損、患者外給食用材料費、医業外貸倒損失などの費用で、上記の科目に含まれないものを記入してください。
その他の費用のうち消費税課税対象費用 [調査票77(80)欄]	その他の費用のうち、<u>消費税課税対象の費用の合計額</u>を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料3」（18頁）を参考にしてください。） ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。
VI 特別損益 [調査票81(86)欄]	<u>直近の2事業年（度）実績</u> を記入してください。
1 特別利益 [調査票81(84)欄]	固定資産売却益などの特別利益（補助金・負担金等を除く）を記入してください。
2 特別損失 [調査票82(85)欄]	固定資産売却損などの特別損失を記入してください。
特別損失のうち消費税	特別損失のうち、 <u>消費税課税対象の費用の合計額</u> を記入してください。

課税対象費用
[調査票83(86)欄]

い。(消費税関連項目について「参考資料3」(18頁)を参考にして
ください。)

※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

VII 補助金・負担金等
[調査票87(92)欄]

国、地方公共団体、系統機関などからの補助金・負担金等の交付金を
人件費補助、運営費補助、設備費補助の交付目的によって区分し、直近
の2事業年(度)実績を記入してください。

「第3 給与」の記入要領 (調査票4頁)

- この調査票は、直近の2事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立病院で、青色事業専従者として給与を支給している者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員	常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。
I 給料・賞与 [調査票①～⑧欄]	
人 員 [調査票①～⑭欄] [調査票④③～⑤⑥欄]	直近の2事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、 <u>職種区分毎に延べ人数を記入</u> してください。 <u>個人立病院で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入</u> してください。
給 料 [調査票⑮～⑳欄] [調査票⑤⑦～⑥⑩欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の <u>職種区分毎の総額を記入</u> してください。 <u>個人立病院で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入</u> してください。 給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。 また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。 <u>なお、年俸制を適用されている者については、直近の2事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入</u> してください。
賞 与 [調査票㉑～㉔欄] [調査票⑦①～⑧④欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。 個人立病院で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入してください。
病院長	個人立病院の開設者でない病院長、個人立病院以外の病院長について記入してください。 <u>個人立病院の開設者である病院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入</u> してください。
看護職員	保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。
看護補助職員	看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者（介護者）をいいます。
医療技術員	診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、

	など医療にかかわる専門技術員（歯科衛生士及び歯科技工士は除く）をいいます。
技能労務員・労務員	電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。
役 員	医療法人立などの病院の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。 理事（長）兼病院長の場合は「 <u>病院長</u> 」、理事兼事務長の場合は「 <u>事務職員</u> 」の欄に記入してください。
Ⅱ 給与費等の内訳	
非常勤職員給料 〔調査票8692欄〕	<u>直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入</u> してください。
非常勤職員賞与支給額 〔調査票8703欄〕	<u>直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入</u> してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付引当金制度の有無 〔調査票85欄〕	職員の退職により支給する退職金に充てるため、会計制度として退職給付引当金の繰入れを行っている病院は「あり」を○で囲み、行っていない病院は「なし」を○で囲んでください。
退職給付引当金繰入額 〔調査票8894欄〕	退職給付引当金制度の有無について、「あり」を○で囲んだ病院は、直近の2事業年（度）に退職給付引当金として繰入れた額を記入してください。
退職金支払額 〔調査票8995欄〕	退職給付引当金制度の有無について、「なし」を○で囲んだ病院は、直近の2事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。
法定福利費 〔調査票9096欄〕	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) <u>直近の2事業年（度）に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手拠出金の事業主負担額</u> (2) <u>直近の2事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額</u> (3) <u>直近の2事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額</u>
給与費等の合計 〔調査票9197欄〕	<u>この欄の金額を「第2 損益」の「2 給与費」の欄に記入</u> してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票5頁)

- この調査票の記入にあたっては、個人立病院は平成24年12月31日現在及び平成23年12月31日現在の数字を、個人立以外の病院は直近の2事業年（度）の貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の病院の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、病床数、従事者数の割合など、調査対象となった病院分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 [調査票①⑤欄]	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票②⑥欄]	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③⑦欄]	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 [調査票⑨⑫欄]	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑩⑬欄]	地方債（企業債を含む）及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金のうち期間が1年を超えるもの、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。 なお、地方債による長期借入金を<u>借入資本金として整理している場合</u>についても、この欄に含めて記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票6頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の2事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

租税公課等
[調査票①～⑧欄]

租税公課
[調査票①⑤欄]

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。
(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金

控除対象外消費税額等
[調査票②⑥欄]

経理方式が税抜の場合のみ記入してください。
直近の2事業年（度）において、税法上損金に算入している控除対象外消費税額等（仕入税額控除ができない仮払消費税額（地方消費税含む））の金額を記入してください。
※ 税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、総額を収益金額の割合で按分し、調査客体となった病院分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は、職員数などを用いて計算してください。

損害保険料
[調査票③⑦欄]

火災保険料、病院賠償責任保険料（損害保険会社に直接支払う保険料）、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。
なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。

寄付金
[調査票④⑧欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

税金
[調査票⑨～⑭欄]

税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益（医業収益－医業費用）金額の割合で按分し、調査客体となった病院分の負担額を記入してください。
この按分が不可能な場合は医業収益額、職員数などを用いて計算してください。

法人税
[調査票⑨⑫欄]

個人立病院については記入の必要はありません。
個人立以外の病院は直近の2事業年（度）の法人税確定申告書の「法人税額計」の金額を記入してください。

住民税
[調査票⑩⑬欄]

個人立病院については記入の必要はありません。
個人立以外の病院は直近の2事業年（度）の住民税確定申告書の「年税額」（「法人税割額」＋「均等割額」）の金額を記入してください。

事業税
[調査票⑪⑭欄]

個人立病院については記入の必要はありません。
個人立以外の病院は直近の2事業年（度）の「事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。

通勤手当
[調査票⑮⑯欄]

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

「第 6 設備投資額」の記入要領 (調査票 6 頁)

○ この調査票は、直近の 2 事業年（度）中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

設備投資総額 [調査票⑰～⑳欄]	建物、建物附属設備、医療用器械備品などの固定資産の取得価額（未払額含む）を記入してください。
(うち)建物（建物附属設備を含む） [調査票⑱㉑欄]	診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など病院に属する建物（電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備を含む）の取得価額（未払額含む）を記入してください。
(うち)医療機器 [調査票⑲㉒欄]	医療機器の取得価額（未払額含む）を記入してください。
(うち)リース分 [調査票㉓㉔欄]	上記の金額のうち、直近の 2 事業年（度）中に新規にリース契約を締結し、保有している医療機器の取得価額（リース期間中のリース料総額）を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限りません。
(うち)調剤用機器 [調査票㉕㉖欄]	調剤用機器の取得価額（未払額含む）を記入してください。
(うち)リース分 [調査票㉗㉘欄]	上記の金額のうち、直近の 2 事業年（度）中に新規にリース契約を締結し、保有している調剤用機器の取得価額（リース期間中のリース料総額）を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限りません。
(うち)医療情報システム用機器 [調査票㉙㉚欄]	医療情報システム用機器の取得価額（未払額含む）を記入してください。
(うち)リース分 [調査票㉛㉜欄]	上記の金額のうち、直近の 2 事業年（度）中に新規にリース契約を締結し、保有している医療情報システム用機器の取得価額（リース期間中のリース料総額）を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限りません。
設備投資総額のうち 消費税課税対象の投資額[調査票㉝㉞欄]	直近の 2 事業年（度）中に新規に取得した資産のうち、消費税課税対象となる資産にかかる取得価額（未払額含む）を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料 3」（18 頁）を参考にしてください。） ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

参考資料 1

「設備関係費」について（調査票2頁）

○ 「第2 損益」の「Ⅳ 医業・介護費用」のうち、「4 設備関係費」に含まれる費目は、次のとおりです。

減価償却費	建物、建物附属設備、医療用器械備品、車輛船舶などの減価償却費
設備器械賃借料	設備、器械の使用料（リース料、レンタル料）
土地賃借料	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料
建物賃借料	建物、構築物（門、へいなど）を賃借することにより所有者に対して払う賃料
修繕費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用。（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の固定資産の保有に係る租税公課。ただし、車両関係費に該当するものを除く。
器機保守料	器機の保守契約に係る費用
器機設備保険料	施設設備に係る火災保険料等の費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
車両関係費	救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料、車両検査、自動車損害賠償責任保険、自動車税等の費用

参考資料 2

「経費」について（調査票2頁）

○ 「第2 損益」の「IV 医業・介護費用」のうち、「5 経費」に含まれる費目は、次のとおりです。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舍、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の費用
通 信 費	電信電話料、インターネット接続料、郵便料金など通信のための費用
広告宣伝費	機関誌、広報誌などの印刷製本費、電飾広告等の広告宣伝に係る費用
消 耗 品 費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用その他の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に消費するもの。
会 議 費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光 熱 水 費	電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用。ただし、車両関係費（15頁参照）に該当するものは除く。
保 険 料	生命保険料、病院賠償責任保険料など保険契約に基づく費用。 ただし、福利厚生費（上記参照）、器機設備保険料（15頁参照）及び車両関係費（15頁参照）に該当するものを除く。
交 際 費	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	(1) 事業税、消費税、印紙税、登録免許税などの租税で原則として税法上損金に算入されるもの。 ただし、固定資産税等（15頁参照）及び 車両関係費（15頁参照）に該当するものを除く。 (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費

	など)、賦課金
医業貸倒損失	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能と見積もられる部分の金額
雑 費	寄付金など上記の科目に属さない費用

参考資料 3

消費税関連項目について

○ 以下の表は、費用の科目ごとに、一般的に消費税非課税となるものを記載しております。

○ 「第2 損益」の「IV 医業・介護費用」、「V その他の費用」及び「VI 特別損益」、「第6 設備投資額」のうち、消費税関連項目の記入の際の参考としてください。

科目	消費税非課税となるもの
第2 損益	
IV 医業・介護費用に含まれるもの	
給与費	給料、賞与、退職金、法定福利費（通勤手当は課税）
減価償却費	すべて非課税 （減価償却資産の購入代金は、購入時に一括して課税）
土地賃借料	すべて非課税
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の租税公課
機器設備保険料	すべて非課税
車両関係費	自動車損害賠償責任保険料、自動車税
福利厚生費	慶弔費、団体生命保険料
旅費交通費	海外渡航費、滞在費
通信費	国際通信、国際郵便料金
広告宣伝費	テレホンカード等の購入費
保険料	すべて非課税
交際費	慶弔費、餞別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
租税公課	すべて非課税
医業貸倒損失	すべて非課税
貸倒引当金繰入金額	すべて非課税
雑費	行政手数料、寄付金
研究・研修費	医師等に支給する研究助成金（一種の特別手当として給与等に該当する場合）

V その他の費用に含まれるもの	
支払利息、有価証券売却損、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額	すべて非課税
診療費減免額	保険診療に関する免除額
VI 特別損失に含まれるもの	
固定資産売却損、固定資産除却損、災害損失	すべて非課税
第6 設備投資額	土地の取得額



政府統計

平成 2 5 年 医療経済実態調査 一般診療所調査票 記入要領



ひと、くらし、
みらいのために

厚生労働省

中央社会保険医療協議会

※記入方法などについてご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-00-0000

フリーダイヤルFAX 0120-xx-xxxx

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

ご回答にあたっては、原則として全ての項目にご記入いただくこととしております。

ただし、平成24年及び平成23年の税務申告において青色申告を行った個人立の一般診療所については、当該年の青色申告決算書及び付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略する形式にて提出することができます。

- ①全項目を記入する一般診療所（原則） → P3～P16を参照
- ②記入項目を一部省略する個人立一般診療所 → P17～P30を参照

医療経済実態調査（一般診療所調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の一般診療所を対象とします。ただし、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、刑務所、船内等に設置される一般診療所等は除外します。また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター及び夜間診療所等も除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる一般診療所を、入院患者の有無別、主たる診療科別、介護療養施設サービス事業の有無別、院外処方の有無別、地域別に層化し、それぞれ無作為に1／20を抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成25年3月末までに終了した事業年（度）及び平成24年3月末までに終了した事業年（度）の2期間について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等
- (6) 第6 設備投資額

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成25年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

Ⅱ 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためにのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
- (3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 一般診療所として調査客体となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。
- (5) ご回答にあたっては、原則として全ての項目にご記入いただくこととしております。
ただし、平成24年及び平成23年の税務申告において青色申告を行った個人立の一般診療所については、当該年の青色申告決算書及び付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略する形式にて提出することができます。

①全項目を記入する一般診療所（原則） → P3 ～P16 を参照のこと

②記入項目を一部省略する個人立一般診療所 → P17～P30 を参照のこと

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-〇〇-〇〇〇〇

フリーダイヤルFAX 0120-××-××××

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

※ このP 3からP 16までは、ご回答にあたって全項目を記入される場合のものです。
調査票の記入項目を一部省略する形式にて記入される場合は、P 17以降をご参照ください。

「第1 基本データ」の記入要領 (調査票1頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成25年6月30日現在の事実について記入してください。

2 主たる診療科目	標榜する診療科目のうち、主たる診療科目について、以下の番号を記入してください。<u>該当する診療科目がない場合は、読み替えが可能な最も近い診療科目を記入してください。</u> ただし、麻酔科については、麻酔科の広告許可を受けている者のいる施設に限ります。 なお、主たる診療科目の考え方の優先順位は、①科目別患者数が多いもの、②院長又は常勤医師（非常勤医師のみのときは管理医師）の主たる専門科目、③院長が主たる診療科目として判断するものとします。 (診療科目) <table border="0"> <tr> <td>01 内科</td> <td>02 呼吸器内科</td> <td>03 循環器内科</td> </tr> <tr> <td>04 消化器内科(胃腸内科)</td> <td>05 腎臓内科</td> <td>06 神経内科</td> </tr> <tr> <td>07 糖尿病内科(代謝内科)</td> <td>08 血液内科</td> <td>09 皮膚科</td> </tr> <tr> <td>10 アレルギー科</td> <td>11 リウマチ科</td> <td>12 感染症内科</td> </tr> <tr> <td>13 小児科</td> <td>14 精神科</td> <td>15 心療内科</td> </tr> <tr> <td>16 外科</td> <td>17 呼吸器外科</td> <td>18 循環器外科(心臓・血管外科)</td> </tr> <tr> <td>19 乳腺外科</td> <td>20 気管食道外科</td> <td>21 消化器外科(胃腸外科)</td> </tr> <tr> <td>22 泌尿器科</td> <td>23 肛門外科</td> <td>24 脳神経外科</td> </tr> <tr> <td>25 整形外科</td> <td>26 形成外科</td> <td>27 美容外科</td> </tr> <tr> <td>28 眼科</td> <td>29 耳鼻いんこう科</td> <td>30 小児外科</td> </tr> <tr> <td>31 産婦人科</td> <td>32 産科</td> <td>33 婦人科</td> </tr> <tr> <td>34 リハビリテーション科</td> <td>35 放射線科</td> <td>36 麻酔科</td> </tr> <tr> <td>37 病理診断科</td> <td>38 臨床検査科</td> <td>39 救急科</td> </tr> </table>	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科	07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科	13 小児科	14 精神科	15 心療内科	16 外科	17 呼吸器外科	18 循環器外科(心臓・血管外科)	19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)	22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科
01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科																																						
04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科																																						
07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科																																						
10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科																																						
13 小児科	14 精神科	15 心療内科																																						
16 外科	17 呼吸器外科	18 循環器外科(心臓・血管外科)																																						
19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)																																						
22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科																																						
25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科																																						
28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科																																						
31 産婦人科	32 産科	33 婦人科																																						
34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科																																						
37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科																																						
3 病床の状況（有床診療所のみ）	許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を記入してください。																																							
4 処方の状況	平成25年6月1日から6月30日の期間内の処方せん料の算定（院外処方）の回数及び処方料の算定（院内処方）の回数を記入してください。																																							
5 直近の2事業年（度）	<u>平成25年3月末までに終了した事業年（度）及び平成24年3月末までに終了した事業年（度）を記入してください。なお、今後、直近の2事業年（度）とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。</u> <u>個人立診療所については、記入の必要はありません。</u>																																							
6 消費税の経理方式	消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について、貴診療所が適用している経理方式の番号を記入してください。 1. 税抜・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式 2. 税込・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式（例えば、消費税を納めていない免税業者は全てこの方式を採用しています。）																																							

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）の2期間に提供した医業及び介護に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入にあたっては、当該年（度）の損益計算書（収支決算書）の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該診療所のみを推計して記入してください。

I 医業収益 [調査票①～⑯欄]

1 入院診療収益 [調査票①～③欄] [調査票⑨～⑪欄]

(1) 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票①⑨欄]

入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。

(2) 公害等診療収益 [調査票②⑩欄]

入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

(3) その他の診療収益 [調査票③⑪欄]

入院患者の医療に係る収益で、自費診療、特別メニューの食事、特別の療養環境収益（特別室の特別料金徴収額）などの金額を記入してください。

2 外来診療収益 [調査票④～⑥欄] [調査票⑫～⑭欄]

(1) 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票④⑫欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。

(2) 公害等診療収益 [調査票⑤⑬欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

(3) その他の診療収益 [調査票⑥⑭欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、自費診療などの金額を記入してください。

3 その他の医業収益 [調査票⑦⑮欄]

次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。

	(1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収益 (2) 医師会病院からの還付金、受託検査収益、臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、生命保険の審査料、文書料（診断書料）、各種手数料などによる収益 (3) その他の収益 ① 有価証券売却益、患者外給食収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益 ② 受取利息、配当金、補助金（直近の2事業年（度）において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの）、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などによる収益 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
II 介護収益 [調査票⑰～⑳欄]	<u>診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。</u>
1 施設サービス収益 [調査票⑰ ㉒欄]	施設サービスに係る収益（短期入所療養介護を除く）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
2 居宅サービス収益 [調査票⑱㉓欄]	居宅サービスに係る収益（短期入所療養介護を含む）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
(うち)短期入所療養介護分 [調査票⑲㉔欄]	上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。
3 その他の介護収益 [調査票㉑㉕欄]	文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
III 医業・介護費用 [調査票㉗～㉙欄]	<u>「I 医業収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。</u>
1 給与費 [調査票㉗ ㉙欄]	<u>「第3 給与」の㉑㉓欄の金額を記入してください。</u>
2 医薬品費 [調査票㉘ ㉙欄]	費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 医薬品費とは、投薬用薬品、外用薬、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤などの費消額をいいます。

	貴診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。 (1) 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合 直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額 (2) (1)に該当しない場合 直近の2事業年（度）の医薬品購入額
3 材料費 [調査票②⑨ ④⑥欄]	費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 (1) 診療材料費 カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルムなど1回ごとに消費するものの費消額 (2) 医療消耗器具備品費 診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具等のうち、使用を開始したものの費消額（払出額） なお、貴診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。 (1) 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、上記「診療材料費」等を独立科目として表示している場合 直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額 (2) (1)に該当しない場合 直近の2事業年（度）の「診療材料費」等購入額
4 委託費 [調査票③⑩ ④⑦欄]	検査、給食、医療用廃棄物、医療事務、寝具、洗濯、清掃、経理、警備、各種器械保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。
5 減価償却費 [調査票④⑪～④⑬欄] [調査票④⑭～④⑯欄]	税務申告などのために作成した直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額を記入してください。 <u>損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の2事業年（度）実績がない診療所は、別添の「補助票（減価償却資産調記入票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。</u> この場合、「減価償却費」及び「医業・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。
(うち)建物減価償却費 [調査票④⑰ ④⑱欄]	建物の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
(うち)医療機器減価償却費 [調査票④⑲ ④⑳欄]	医療機器の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。

6 その他の医業・ 介護費用 [調査票③④～④①欄] [調査票⑤①～⑤⑧欄]	支払又は費消した金額を記入してください。 <u>「その他の医業・介護費用」に該当する費目は、「参考資料1」(13頁)を参考にし、その合計額を記入してください。</u>
(うち)土地賃借料 [調査票⑤⑤ ⑤②欄]	土地賃借料の金額を記入してください。
(うち)福利厚生費の うち消費税非課税費 用 [調査票⑤⑥ ⑤③欄]	福利厚生費のうち、消費税非課税となる費用の合計金額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(15頁)を参考にしてください。)
(うち)医業貸倒損失 [調査票⑤⑦ ⑤④欄]	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額を記入してください。
(うち)貸倒引当金繰 入額[調査票⑤⑧ ⑤⑤欄]	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額を記入してください。
(うち)研究費・研修費 のうち消費税非課税費 用 [調査票⑤⑨ ⑤⑥欄]	研究費・研修費のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(15頁)を参考にしてください。)
(うち)本部費配賦額の うち消費税非課税費用 [調査票⑥① ⑥⑦欄]	本部費配賦額のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(15頁)を参考にしてください。)
(うち)支払利息 [調査票⑥② ⑥⑧欄]	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、 <u>直近の2事業年(度)実績を記入</u> してください。
医業・介護費用合計の うち消費税課税対象 費用[調査票⑥③ ⑥⑩欄]	医業・介護費用合計のうち、 <u>消費税課税対象の費用の合計額を記入</u> してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(15頁)を参考にしてください。 ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

「第3 給与」の記入要領 (調査票3頁)

- この調査票は、直近の2事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員	常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。
I 給料・賞与 [調査票①～⑫欄]	
人 員 [調査票①～⑫欄] [調査票③⑦～④⑧欄]	直近の2事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、 <u>職種区分毎に延べ人数を記入</u> してください。 <u>個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入</u> してください。
給 料 [調査票⑬～②④欄] [調査票④⑨～⑥⑩欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の <u>職種区分毎の総額を記入</u> してください。 <u>個人立診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入</u> してください。 給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。 また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。 <u>なお、年俸制を適用されている者については、直近の2事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入</u> してください。
賞 与 [調査票②⑤～③⑥欄] [調査票⑥⑪～⑦⑫欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。 <u>個人立診療所で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入</u> してください。
院 長	個人立診療所の開設者でない院長、個人立診療所以外の院長について記入してください。 <u>個人立診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入</u> してください。
看護職員	保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。
看護補助職員	看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者（介護者）をいいます。
医療技術員	診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、

	歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。
技能労務員・労務員	電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。
役員	医療法人立などの診療所の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。 <u>理事（長）兼院長の場合は「院長」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。</u>
II 給与費等の内訳 〔調査票74～85欄〕	
非常勤職員給料 〔調査票7480欄〕	<u>直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入してください。</u>
非常勤職員賞与支給額 〔調査票7581欄〕	<u>直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。</u> 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付引当金制度の有無 〔調査票73欄〕	職員の退職により支給する退職金に充てるため、会計制度として退職給付引当金の繰入れを行っている診療所は「あり」を○で囲み、行っていない診療所は「なし」を○で囲んでください。
退職給付引当金繰入額 〔調査票7682欄〕	退職給付引当金制度の有無について、「あり」を○で囲んだ診療所は、直近の2事業年（度）に退職給付引当金として繰入れた額を記入してください。
退職金支払額 〔調査票7783欄〕	退職給付引当金制度の有無について、「なし」を○で囲んだ診療所は、直近の2事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。
法定福利費 〔調査票7884欄〕	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) <u>直近の2事業年（度）に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額</u> (2) 直近の2事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額 (3) 直近の2事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額
給与費等の合計 〔調査票7985欄〕	<u>この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入してください。</u>

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票4頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出した個人立診療所及び個人立以外の診療所（医療法人立診療所など）のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人立診療所は平成24年12月31日現在及び平成23年12月31日現在の数字を、個人立以外の診療所は直近の2事業年（度）の貸借対照表の数字をそれぞれ基礎として記入してください。
- 2つ以上の診療所の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった診療所分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 [調査票① ⑤欄]	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票② ⑥欄]	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③ ⑦欄]	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 [調査票⑨ ⑫欄]	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑩ ⑬欄]	地方債（企業債を含む）及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金のうち期間が1年を超えるもの、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の2事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

租税公課等
[調査票①～⑧欄]

租税公課
[調査票①⑤欄]

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。
(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金

控除対象外消費税額等
[調査票②⑥欄]

経理方式が税抜の場合のみ記入してください。
直近の2事業年（度）において、税法上損金に算入している控除対象外消費税額等（仕入税額控除ができない仮払消費税額（地方消費税含む））の金額を記入してください。
※ 税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、総額を収益金額の割合で按分し、調査客体となった診療所分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は、職員数などを用いて計算してください。

損害保険料
[調査票③⑦欄]

火災保険料、病院賠償責任保険料（損害保険会社に直接支払う保険料）、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。
なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。

寄付金
[調査票④⑧欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

税金
[調査票⑨～⑭欄]

税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益（医業収益－医業費用）金額の割合で按分し、調査客体となった診療所分の負担額を記入してください。
この按分が不可能な場合は医業収益額、職員数などを用いて計算してください。

法人税
[調査票⑨⑫欄]

個人立診療所については記入の必要はありません。
個人立以外の診療所は直近の2事業年（度）の法人税確定申告書の「法人税額計」の金額を記入してください。

住民税
[調査票⑩⑬欄]

個人立診療所については記入の必要はありません。
個人立以外の診療所は直近の2事業年（度）の住民税確定申告書の「年税額」（「法人税割額」＋「均等割額」）の金額を記入してください。

事業税
[調査票⑪⑭欄]

個人立診療所については記入の必要はありません。
個人立以外の診療所は直近の2事業年（度）の「事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。

通勤手当
[調査票⑮⑯欄]

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

「第6 設備投資額」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、直近の2事業年（度）中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

設備投資総額
[調査票⑰～㉔欄]

建物、建物附属設備、医療用器械備品などの固定資産の取得価額（未払額含む）を記入してください。

（うち）建物（建物附属設備を含む）
[調査票⑱㉗欄]

診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など診療所に属する建物（電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備を含む）の取得価額（未払額含む）を記入してください。

（うち）医療機器
[調査票⑲㉘欄]

医療機器の取得価額（未払額含む）を記入してください。

（うち）リース分
[調査票㉚㉙欄]

上記の金額のうち、直近の2事業年（度）中に新規にリース契約を締結し、保有している医療機器の取得価額（リース期間中のリース料総額）を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限りません。

（うち）調剤用機器
[調査票㉛㉚欄]

調剤用機器の取得価額（未払額含む）を記入してください。

（うち）リース分
[調査票㉜㉛欄]

上記の金額のうち、直近の2事業年（度）中に新規にリース契約を締結し、保有している調剤用機器の取得価額（リース期間中のリース料総額）を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限りません。

（うち）医療情報システム用機器
[調査票㉝㉜欄]

医療情報システム用機器の取得価額（未払額含む）を記入してください。

（うち）リース分
[調査票㉞㉝欄]

上記の金額のうち、直近の2事業年（度）中に新規にリース契約を締結し、保有している医療情報システム用機器の取得価額（リース期間中のリース料総額）を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限りません。

設備投資総額のうち
消費税課税対象の投資額[調査票㉟㉞欄]

直近の2事業年（度）中に新規に取得した資産のうち、消費税課税対象となる資産にかかる取得価額（未払額含む）を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料2」（15頁）を参考にしてください。）

※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

参考資料 1

「その他の医業・介護費用」について（調査票2頁）

- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」において「6 その他の医業・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）に支払（未払分を含む）又は費消した金額の合計額を記入してください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通 信 費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
広告宣伝費	機関誌、広報誌などの印刷製本費、電飾広告等の広告宣伝に係る費用
消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車 両 費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会 議 費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光 熱 水 費	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修 繕 費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
賃 借 料	設備、器械の使用料などの費用（リース料・レンタル料）。 ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
土地賃借料	土地の賃借料
建物賃借料	建物、部屋の賃借料
医療機器賃	医療機器の賃借料

借料	
損害保険料	火災保険料、医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交 際 費	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金
医業貸倒損失	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額
研究研修費	研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの費用
本部費配賦額	法人立の場合など、本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用
支 払 利 息	短期借入金、長期借入金の支払利息
有価証券売却損	売買目的で所有する有価証券を売却した場合の売却損
患者外給食用材料費	従業員等患者以外に提供した食事に対する材料費。ただし、給食業務を委託している場合には、患者外給食委託費とする。
診療費減免額	患者に無料または低額な料金で診療を行う場合の割引額など
医業外貸倒損失	医業未収金以外の債権の回収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金医業外繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金以外の債権の発生額のうち、回収不能と見積もられる部分の金額
固定資産売却損	固定資産の売却価額がその帳簿額に不足する差額
固定資産除却損	固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用
災害損失	火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する支出の合計額
雑 費	寄付金など上記の科目に属さない費用など

参考資料 2

消費税関連項目について

- 以下の表は、費用の科目ごとに、一般的に消費税非課税となるものを記載しております。
- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」、「第6 設備投資額」のうち、消費税関連項目の記入の際の参考としてください。

科目	消費税非課税となるもの
第2 損益	
Ⅲ 医業・介護費用に含まれるもの	
給与費	給料、賞与、退職金、法定福利費（通勤手当は課税）
減価償却費	すべて非課税 （減価償却資産の購入代金は、購入時に一括して課税）
土地賃借料	すべて非課税
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の租税公課
機器設備保険料	すべて非課税
車両関係費	自動車損害賠償責任保険料、自動車税
福利厚生費	慶弔費、団体生命保険料
旅費交通費	海外渡航費、滞在費
通信費	国際通信、国際郵便料金
広告宣伝費	テレホンカード等の購入費
保険料	すべて非課税
交際費	慶弔費、餞別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
租税公課	すべて非課税
医業貸倒損失	すべて非課税
貸倒引当金繰入金額	すべて非課税
研究・研修費	医師等に支給する研究助成金（一種の特別手当として給与等に該当する場合）
支払利息、有価証券売却損、医業外貸倒損失、貸	すべて非課税

倒引当金医業外繰入額	
診療費減免額	保険診療に関する免除額
固定資産売却損、固定資産除却損、災害損失	すべて非課税
雑費	行政手数料、寄付金
第6 設備投資額	土地の取得額

- ※ この P 1 7 以降は、ご回答にあたって調査票の記入項目を一部省略する形式にて記入される場合のものです。
全項目を記入される場合は、P 3 から P 1 6 をご参照ください。

「第 1 基本データ」の記入要領 (調査票 1 頁)

- この記入要領は、平成 2 3 年分及び平成 2 4 年分の事業所得に対し青色申告を行った個人立診療所に限り対応しているものです。
- 調査票 (1 頁) の記入にあたっては、特に示してあるもののほかは、平成 2 5 年 6 月 3 0 日現在の事実について記入してください。

- 2 主たる診療科目
- 標榜する診療科目のうち、主たる診療科目について、以下の番号を記入してください。該当する診療科目がない場合は、読み替えが可能な最も近い診療科目を記入してください。
- ただし、麻酔科については、麻酔科の広告許可を受けている者のいる施設に限ります。
- なお、主たる診療科目の考え方の優先順位は、①科目別患者数が多いもの、②院長又は常勤医師（非常勤医師のみのときは管理医師）の主たる専門科目、③院長が主たる診療科目として判断するものとしします。
- | | | |
|----------------|------------|-------------------|
| (診療科目) | | |
| 01 内科 | 02 呼吸器内科 | 03 循環器内科 |
| 04 消化器内科(胃腸内科) | 05 腎臓内科 | 06 神経内科 |
| 07 糖尿病内科(代謝内科) | 08 血液内科 | 09 皮膚科 |
| 10 アレルギー科 | 11 リウマチ科 | 12 感染症内科 |
| 13 小児科 | 14 精神科 | 15 心療内科 |
| 16 外科 | 17 呼吸器外科 | 18 循環器外科(心臓・血管外科) |
| 19 乳腺外科 | 20 気管食道外科 | 21 消化器外科(胃腸外科) |
| 22 泌尿器科 | 23 肛門外科 | 24 脳神経外科 |
| 25 整形外科 | 26 形成外科 | 27 美容外科 |
| 28 眼科 | 29 耳鼻いんこう科 | 30 小児外科 |
| 31 産婦人科 | 32 産科 | 33 婦人科 |
| 34 リハビリテーション科 | 35 放射線科 | 36 麻酔科 |
| 37 病理診断科 | 38 臨床検査科 | 39 救急科 |
- 3 病床の状況 (有床診療所のみ)
- 許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を記入してください。
- 4 処方の状況
- 平成 2 5 年 6 月 1 日から 6 月 3 0 日の期間内の処方せん料の算定 (院外処方) の回数及び処方料の算定 (院内処方) の回数を記入してください。
- 5 直近の 2 事業年 (度)
- 本調査項目は、記入の必要はありません。
- なお、今後、直近の 2 事業年 (度) とあるものについては、平成 2 4 年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日及び平成 2 3 年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日の期間が対象になります。
- 6 消費税の経理方式
- 消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」といいます。) の経理処理について、貴診療所が適用している経理方式の番号を記入してください。
1. 税抜・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式
2. 税込・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式 (例えば、消費税を納めていない免税業者は全てこの方式を採用しています。)

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

- 調査票（2頁）には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、平成24年（1年間）及び平成23年（1年間）の2期間に提供した医業及び介護に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入にあたっては、平成24年及び平成23年の所得税青色申告決算書、付表、その他税務申告用の帳簿等の数字を基礎として記入してください。
- なお、* 印を付した科目については、「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入を省略することができます。

I 医業収益 [調査票①～⑯欄]

1 入院診療収益 [調査票①～③欄] [調査票⑨～⑪欄]

(1) 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票①⑨欄]

入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。

(2) 公害等診療収益 * [調査票②⑩欄]

入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

(3) その他の診療収益 * [調査票③⑪欄]

入院患者の医療に係る収益で、自費診療、特別メニューの食事、特別の療養環境収益（特別室の特別料金徴収額）などの金額を記入してください。

2 外来診療収益 [調査票④～⑥欄] [調査票⑫～⑭欄]

(1) 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票④⑫欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。

(2) 公害等診療収益 * [調査票⑤⑬欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

(3) その他の診療収益 * [調査票⑥⑭欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、自費診療などの金額を記入してください。

3	その他の医業収益 * [調査票⑦⑮欄]	次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。 (1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収益 (2) 医師会病院からの還付金、受託検査収益、臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、生命保険の審査料、文書料（診断書料）、各種手数料などによる収益 (3) その他の収益 ① 有価証券売却益、患者外給食収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益 ② 受取利息、配当金、補助金（直近の2事業年（度）において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの）、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などによる収益 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
II	介護収益 [調査票⑰～⑳欄]	<u>診療所として介護保険事業を実施している場合は、[調査票㉑㉒欄]の介護収益合計は、省略することができません。必ず記入してください。</u> <u>診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。</u>
1	施設サービス収益 * [調査票⑰㉒欄]	施設サービスに係る収益（短期入所療養介護を除く）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
2	居宅サービス収益 * [調査票⑱㉓欄]	居宅サービスに係る収益（短期入所療養介護を含む）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
(うち)	短期入所療養介護分 [調査票⑲㉔欄]	上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。
3	その他の介護収益 * [調査票㉕㉖欄]	文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
III	医業・介護費用 [調査票㉗～60欄]	<u>「I 医業収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。</u>
1	給与費 [調査票㉗㉘欄]	<u>「第3 給与」の㉙㉚欄の金額を記入してください。</u>

2 医薬品費 [調査票⑳④⑤欄]	費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 医薬品費とは、投薬用薬品、外用薬、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤などの費消額をいいます。 貴診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。 (1) 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合 直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額 (2) (1)に該当しない場合 直近の2事業年（度）の医薬品購入額
3 材料費 [調査票㉑④⑥欄]	費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 (1) 診療材料費 カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルムなど1回ごとに消費するものの費消額 (2) 医療消耗器具備品費 <u>診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具等のうち、使用を開始したものの費消額（払出額）</u> なお、貴診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。 (1) 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、上記「診療材料費」等を独立科目として表示している場合 直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額 (2) (1)に該当しない場合 直近の2事業年（度）の「診療材料費」等購入額 検査、給食、医療用廃棄物、医療事務、寝具、洗濯、清掃、経理、警備、各種器械保守などの委託した業務の対価としての費用を記入し
4 委託費 [調査票㉒④⑦欄]	* <u>税務申告などのために作成した直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額を記入</u>してください。 * <u>損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の2事業年（度）実績がない診療所は、別添の「補助票（減価償却資産調記入票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。</u> この場合、「減価償却費」及び「医業・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。
5 減価償却費 [調査票㉓③③欄] [調査票④⑧～⑤①欄]	建物の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。

(うち)建物減価償却費 [調査票③②④⑨欄]	医療機器の減価償却費で、直近の2事業年(度)実績を記入してください。
(うち)医療機器減価償却費 [調査票③③⑤⑩欄]	支払又は費消した金額を記入してください。 「その他の医業・介護費用」に該当する費目は、「参考資料1」(27頁)を参考にし、その合計額を記入してください。
6 その他の医業・介護費用 [調査票③④～④①欄] [調査票51～58欄]	土地賃借料の金額を記入してください。
(うち)土地賃借料 [調査票③⑤⑤②欄]	福利厚生費のうち、消費税非課税となる費用の合計金額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(29頁)を参考にしてください。)
(うち)福利厚生費のうち消費税非課税費用 [調査票③⑥⑤③欄]	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額を記入してください。
(うち)医業貸倒損失 [調査票③⑦⑤④欄]	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額を記入してください。
(うち)貸倒引当金繰入額 [調査票③⑧⑤⑤欄]	研究費・研修費のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(29頁)を参考にしてください。)
(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用 [調査票③⑨⑤⑥欄]	本部費配賦額のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(29頁)を参考にしてください。)
(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用 [調査票④⑩⑤⑦欄]	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、 <u>直近の2事業年(度)実績を記入</u> してください。
(うち)支払利息 [調査票④①⑤⑧欄]	医業・介護費用合計のうち、 <u>消費税課税対象の費用の合計額を記入</u> してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(29頁)を参考にしてください。) ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用 [調査票④③⑥⑩欄]	医業・介護費用合計のうち、 <u>消費税課税対象の費用の合計額を記入</u> してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(29頁)を参考にしてください。) ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

「第3 給与」の記入要領 (調査票3頁)

- 調査票（3頁）には、直近の2事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員	常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。
I 給料・賞与 [調査票①～⑫欄]	
人 員 [調査票①～⑫欄] [調査票③⑦～④⑧欄]	直近の2事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 <u>個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。</u>
給 料 [調査票⑬～②④欄] [調査票④⑨～⑥⑩欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の職種区分毎の総額を記入してください。 <u>個人立診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。</u> 給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。 また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。 <u>なお、年俸制を適用されている者については、直近の2事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。</u>
賞 与 [調査票②⑤～③⑥欄] [調査票⑥⑪～⑦⑫欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。 <u>個人立診療所で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入してください。</u>
院 長	個人立診療所の開設者でない院長、個人立診療所以外の院長について記入してください。 <u>個人立診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。</u>
看護職員	保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。
看護補助職員	看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者（介護者）をいいます。
医療技術員	診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、

	歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。
技能労務員・労務員	電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。
役 員	医療法人立などの診療所の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。 理事（長）兼院長の場合は「院長」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。
Ⅱ 給与費等の内訳 〔調査票74～85欄〕	
非常勤職員給料 〔調査票74(80)欄〕	<u>直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入</u> してください。
非常勤職員賞与支給額 〔調査票75(81)欄〕	<u>直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入</u> してください。
	使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付引当金制度の有無 〔調査票73欄〕	職員の退職により支給する退職金に充てるため、会計制度として退職給付引当金の繰入れを行っている診療所は「あり」を○で囲み、行っていない診療所は「なし」を○で囲んでください。
退職給付引当金繰入額 〔調査票76(82)欄〕	退職給付引当金制度の有無について、「あり」を○で囲んだ診療所は、直近の2事業年（度）に退職給付引当金として繰入れた額を記入してください。
退職金支払額 〔調査票77(83)欄〕	退職給付引当金制度の有無について、「なし」を○で囲んだ診療所、直近の2事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。
法定福利費 〔調査票78(84)欄〕	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) <u>直近の2事業年（度）に支給した給料に係る</u> 医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額 (2) <u>直近の2事業年（度）に支給した賞与に係る</u> 医療保険料、年金保険料 (3) <u>直近の2事業年（度）に支払った労働保険料</u> （雇用保険、労災保険）の事業主負担額
給与費等の合計 〔調査票79(85)欄〕	<u>この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入</u> してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票4頁)

- 調査票（4頁）は、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出した個人立診療所のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、平成24年12月31日現在及び平成23年12月31日現在の数字を基礎として記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。
- なお、* 印を付した科目については、「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入を省略することができます。

I 流動資産 [調査票①⑤欄]	*	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票②⑥欄]	*	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③⑦欄]	*	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
資産合計		青色申告で税務署に提出した「貸借対照表（資産負債調）」の資産の部の数字にもとづき記入してください。
IV 流動負債 [調査票⑨⑫欄]	*	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑩⑬欄]	*	地方債（企業債を含む）及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金のうち期間が1年を超えるもの、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。
負債合計		青色申告で税務署に提出した「貸借対照表（資産負債調）」の負債・資本の部の数字にもとづき記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の2事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

租税公課等
[調査票①～⑧欄]

租税公課
[調査票①⑤欄]

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。
(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金

控除対象外消費税額等
[調査票②⑥欄]

経理方式が税抜の場合のみ記入してください。
直近の2事業年（度）において、税法上損金に算入している控除対象外消費税額等（仕入税額控除ができない仮払消費税額（地方消費税含む））の金額を記入してください。
※ 税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、総額を収益金額の割合で按分し、調査客体となった診療所分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は、職員数などを用いて計算してください。

損害保険料
[調査票③⑦欄]

火災保険料、病院賠償責任保険料（損害保険会社に直接支払う保険料）、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。
なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。

寄付金
[調査票④⑧欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

税金
[調査票⑨～⑭欄]

税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益（医業収益－医業費用）金額の割合で按分し、調査客体となった診療所分の負担額を記入してください。
この按分が不可能な場合は医業収益額、職員数などを用いて計算してください。

法人税
[調査票⑨⑫ 欄]

本調査項目については、記入の必要はありません。

住民税
[調査票⑩⑬欄]

本調査項目については、記入の必要はありません。

事業税
[調査票⑪⑭欄]

本調査項目については、記入の必要はありません。

通勤手当
[調査票⑮⑯欄]

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

「第6 設備投資額」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

設備投資総額 [調査票17～34欄]	建物、建物附属設備、医療用器械備品などの固定資産の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)建物(建物附属設備を含む) [調査票18②7欄]	診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など診療所に属する建物(電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備を含む)の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)医療機器 [調査票19②8欄]	医療機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)リース分 [調査票20②9欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限りません。
(うち)調剤用機器 [調査票21③0欄]	調剤用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)リース分 [調査票22③1欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している調剤用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限りません。
(うち)医療情報システム用機器 [調査票23③2欄]	医療情報システム用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)リース分 [調査票24③3欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療情報システム用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限りません。
設備投資総額のうち消費税課税対象の投資額[調査票25③4欄]	直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産のうち、消費税課税対象となる資産にかかる取得価額(未払額含む)を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(頁)を参考にしてください。)※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

参考資料 1

「その他の医業・介護費用」について（調査票2頁）

- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」において「6 その他の医業・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）に支払（未払分を含む）又は費消した金額の合計額を記入してください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舍、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通 信 費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
広告宣伝費	機関誌、広報誌などの印刷製本費、電飾広告等の広告宣伝に係る費用
消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車 両 費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会 議 費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光 熱 水 費	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修 繕 費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
賃 借 料	設備、器械の使用料などの費用（リース料・レンタル料）。 ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
土地賃借料	土地の賃借料
建物賃借料	建物、部屋の賃借料
医療機器賃借料	医療機器の賃借料

損害保険料	火災保険料、医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交 際 費	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金
医業貸倒損失	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額
研究研修費	研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの費用
本部費配賦額	法人立の場合など、本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用
支 払 利 息	短期借入金、長期借入金の支払利息
有価証券売却損	売買目的で所有する有価証券を売却した場合の売却損
患者外給食用材料費	従業員等患者以外に提供した食事に対する材料費。ただし、給食業務を委託している場合には、患者外給食委託費とする。
診療費減免額	患者に無料または低額な料金で診療を行う場合の割引額など
医業外貸倒損失	医業未収金以外の債権の回収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金医業外繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金以外の債権の発生額のうち、回収不能と見積もられる部分の金額
固定資産売却損	固定資産の売却価額がその帳簿額に不足する差額
固定資産除却損	固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用
災害損失	火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する支出の合計額
雑 費	寄付金など上記の科目に属さない費用など

参考資料 2

消費税関連項目について

○ 以下の表は、費用の科目ごとに、一般的に消費税非課税となるものを記載しております。

○ 「第2 損益」の「Ⅳ 医業・介護費用」、「Ⅴ その他の費用」及び「Ⅵ 特別損益」、「第6 設備投資額」のうち、消費税関連項目の記入の際の参考としてください。

科目	消費税非課税となるもの
第2 損益	
Ⅲ 医業・介護費用に含まれるもの	
給与費	給料、賞与、退職金、法定福利費（通勤手当は課税）
減価償却費	すべて非課税 （減価償却資産の購入代金は、購入時に一括して課税）
土地賃借料	すべて非課税
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の租税公課
機器設備保険料	すべて非課税
車両関係費	自動車損害賠償責任保険料、自動車税
福利厚生費	慶弔費、団体生命保険料
旅費交通費	海外渡航費、滞在費
通信費	国際通信、国際郵便料金
広告宣伝費	テレホンカード等の購入費
保険料	すべて非課税
交際費	慶弔費、餞別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
租税公課	すべて非課税
医業貸倒損失	すべて非課税
貸倒引当金繰入金額	すべて非課税
研究・研修費	医師等に支給する研究助成金（一種の特別手当として給与等に該当する場合）
支払利息、有価証券売却損、医業外貸倒損失、貸	すべて非課税

倒引当金医業外繰入額	
診療費減免額	保険診療に関する免除額
固定資産売却損、固定資産除却損、災害損失	すべて非課税
雑費	行政手数料、寄付金
第6 設備投資額	土地の取得額



政府統計

平成 25 年 医療経済実態調査 歯科診療所調査票 記入要領



ひと、くらし、
みらいのために

厚生労働省

中央社会保険医療協議会

※記入方法などについてご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-00-0000

フリーダイヤルFAX 0120-xx-xxxx

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

ご回答にあたっては、原則として全ての項目にご記入いただくこととしております。

ただし、平成24年及び平成23年の税務申告において青色申告を行った個人立の歯科診療所については、当該年の青色申告決算書及び付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略する形式にて提出することができます。

- ①全項目を記入する歯科診療所（原則） → P3～P16を参照
- ②記入項目を一部省略する個人立歯科診療所 → P17～P29を参照

医療経済実態調査（歯科診療所調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の歯科診療所を対象とします。ただし、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、船内に設置される歯科診療所及び夜間歯科診療所等は除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる歯科診療所を、院外処方の有無、地域別及び常勤の歯科医師数別に層化し、それぞれ無作為に1／50を抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成25年3月末までに終了した事業年（度）及び平成24年3月末までに終了した事業年（度）の2期間について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等
- (6) 第6 設備投資額

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成25年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

Ⅱ 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみに使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
- (3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 歯科診療所として調査客体となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。
- (5) ご回答にあたっては、原則として全ての項目にご記入いただくこととしております。
ただし、平成24年及び平成23年の税務申告において青色申告を行った個人立の歯科診療所については、当該年の青色申告決算書及び付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略する形式にて提出することができます。

①全項目を記入する歯科診療所（原則） → P3 ～P16 を参照のこと

②記入項目を一部省略する個人立歯科診療所 → P17～P29 を参照のこと

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-〇〇-〇〇〇〇

フリーダイヤルFAX 0120-××-××××

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

※ このP 3からP 16までは、ご回答にあたって全項目を記入される場合のものです。
調査票の記入項目を一部省略する形式にて記入される場合は、P 17以降をご参照ください。

「第1 基本データ」の記入要領 (調査票1頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成25年6月30日現在の事実について記入してください。

2 ユニット数	設置されているユニット数を記入してください。
3 処方の状況	平成25年6月1日から6月30日の期間内の処方せん料の算定（院外処方）の回数及び処方料の算定（院内処方）の回数を記入してください。
4 直近の2事業年（度）	<u>平成25年3月末までに終了した事業年（度）及び平成24年3月末までに終了した事業年（度）を記入してください。なお、今後、直近の2事業年（度）とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。</u> <u>個人立歯科診療所については、記入の必要はありません。</u>
5 消費税の経理方式	消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について、貴診療所が適用している経理方式の番号を記入してください。 1. 税抜・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式 2. 税込・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式（例えば、消費税を納めていない免税業者は全てこの方式を採用しています。）

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）の2期間に提供した医業及び介護に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入にあたっては、当該年（度）の損益計算書（収支決算書）の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該歯科診療所のみを推計して記入してください。

I 医業収益 [調査票①～⑩欄]

1	保険診療収益 (患者負担含む) [調査票①⑥欄]	健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
2	労災等診療収益 [調査票②⑦欄]	労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
3	その他の診療収益 [調査票③⑧欄]	自費診療、社保・国保・公費による前歯の歯冠修復及び金属床総義歯における差額収益などの金額を記入してください。
4	その他の医業収益 [調査票④⑨欄]	次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。 (1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収益 (2) 臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、文書料（診断書料）、各種手数料などによる収益 (3) その他の収益 ① 有価証券売却益などによる収益 ② 受取利息、配当金、補助金（直近の2事業年（度）において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの）、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などによる収益 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>

II 介護収益 [調査票⑪～⑮欄]

1	居宅サービス収益 [調査票⑪⑭欄]	居宅サービスに係る収益で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。

2	その他の介護収益 [調査票⑫⑮欄]	上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
Ⅲ	医業・介護費用 [調査票⑰～⑵⑩欄]	「Ⅰ 医業収益」及び「Ⅱ 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。
1	給与費 [調査票⑰⑳欄]	<u>「第3 給与」の㉞㉟欄の金額を記入してください。</u>
2	医薬品費 [調査票⑱㉵欄]	費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 医薬品費とは、投薬用薬品、外用薬、歯科用薬品、注射用薬品、試薬、造影剤などの費消額をいいます。 貴歯科診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。 (1) 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合 直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額 (2) (1)に該当しない場合 直近の2事業年（度）の医薬品購入額
3	歯科材料費 [調査票⑲㉶欄]	費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 (1) 歯科材料費 歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合着・接着材料などの費消額 (2) 診療材料費 レントゲンフィルム、酸素、印象材、石膏など1回ごとに消費するものの費消額 (3) 医療消耗器具备品費 注射針・筒、バー、鉗子類などの診療用具で使用を開始したものの費消額（払出額） なお、貴歯科診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。 (1) 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、上記「歯科材料費」等を独立科目として表示している場合 直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額 (2) (1)に該当しない場合 直近の2事業年（度）の「歯科材料費」等購入額

4 委託費 [調査票②③⑦欄]	歯科技工、医療用廃棄物、医療事務、清掃、経理、各種器械保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。
5 減価償却費 [調査票②①～②③欄] [調査票③⑧～④①欄]	税務申告などのために作成した直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額を記入してください。 <u>損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の2事業年（度）実績がない歯科診療所は、別添の「補助票（減価償却資産調記入票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。</u> この場合、「減価償却費」及び「医業・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。
(うち)建物減価償却費 [調査票②③⑨欄]	建物の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
(うち)医療機器減価償却費 [調査票②③④①欄]	医療機器の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
6 その他の医業・介護費用 [調査票②④～②⑧欄] [調査票④①～④⑤欄]	支払又は費消した金額を記入してください。 <u>「その他の医業・介護費用」に該当する費目は、「参考資料1」（13頁）を参考にし、その合計額を記入してください。</u>
(うち)土地賃借料 [調査票②⑤④②欄]	土地賃借料の金額を記入してください。
(うち)福利厚生費のうち消費税非課税費用 [調査票②⑥④③欄]	福利厚生費のうち、消費税非課税となる費用の合計金額を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料2」（15頁）を参考にしてください。）
(うち)医業貸倒損失 [調査票②⑦④④欄]	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額を記入してください。
(うち)貸倒引当金繰入額 [調査票②⑧④⑤欄]	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積られる部分の金額を記入してください。
(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用 [調査票②⑨④⑥欄]	研究費・研修費のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料2」（15頁）を参考にしてください。）
(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用 [調査票③①④⑦欄]	本部費配賦額のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料2」（15頁）を参考にしてください。）
(うち)支払利息 [調査票③①④⑧欄]	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、 <u>直近の2事業年（度）実績を記入</u> してください。
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用 [調査票③③⑤①欄]	医業・介護費用合計額のうち、<u>消費税課税対象の費用の合計額を記入</u>してください。（消費税関連項目について「参考資料2」（15頁）を参考にしてください。） ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

「第3 給与」の記入要領 (調査票3頁)

- この調査票は、直近の2事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員

常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。

I 給料・賞与
[調査票①～⑥⑩欄]

人 員
[調査票①～⑩欄]
[調査票③①～④⑩欄]

直近の2事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。

個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。

給 料
[調査票①①～②⑩欄]
[調査票④①～⑤⑩欄]

直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の職種区分毎の総額を記入してください。

個人立歯科診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。

給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。

また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。

なお、年俸制を適用されている者については、直近の2事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。

賞 与
[調査票②①～③⑩欄]
[調査票⑤①～⑥⑩欄]

直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。

使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。

個人立歯科診療所で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入してください。

院 長

個人立歯科診療所の開設者でない院長、個人立歯科診療所以外の院長について記入してください。

個人立歯科診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。

技能労務員・労務員

電気、水道、ボイラー業務などの技術員・補助員、労務員をいいます。

役 員

医療法人立などの歯科診療所の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。

理事（長）兼院長の場合は「院長」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。

II 給与等の内訳
[調査票62～73欄]

非常勤職員給料
[調査票62 68欄]

直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入してください。

非常勤職員賞与支給額
[調査票63 69 欄]
○○

直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。

使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。

退職給付引当金制度の有無
[調査票61欄]

職員の退職により支給する退職金に充てるため、会計制度として退職給付引当金の繰入れを行っている診療所は「あり」を○で囲み、行っていない歯科診療所は「なし」を○で囲んでください。

退職給付引当金繰入額
[調査票6470欄]

退職給付引当金制度の有無について、「あり」を○で囲んだ歯科診療所は、直近の2事業年（度）に退職給付引当金として繰入れた額を記入してください。

退職金支払額
[調査票6571欄]

退職給付引当金制度の有無について、「なし」を○で囲んだ歯科診療所は、直近の2事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。

法定福利費
[調査票6672欄]

法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。

(1) 直近の2事業年（度）に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額

(2) 直近の2事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額

(3) 直近の2事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額

給与費等の合計
[調査票6673欄]

この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票4頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出した個人立歯科診療所及び個人立以外の歯科診療所（医療法人立歯科診療所など）のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人立歯科診療所は平成24年12月31日現在及び平成23年12月31日現在の数字を、個人立以外の歯科診療所は直近の2事業年（度）の貸借対照表の数字を基礎として記入してください。
- 2つ以上の診療所の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった診療所分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 [調査票①⑤欄]	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票②⑥欄]	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③⑦欄]	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 [調査票⑨⑫欄]	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑩⑬欄]	長期借入金、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の2事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

租税公課等
〔調査票①～⑧欄〕

租税公課
〔調査票①⑤欄〕

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。
(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（歯科医師会費など）、賦課金

控除対象外消費税額等
〔調査票②⑥欄〕

経理方式が税抜の場合のみ記入してください。
直近の2事業年（度）において、税法上損金に算入している控除対象外消費税額等（仕入税額控除ができない仮払消費税額（地方消費税含む））の金額を記入してください。
※ 税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、総額を収益金額の割合で按分し、調査客体となった歯科診療所分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は、職員数などを用いて計算してください。

損害保険料
〔調査票③⑦欄〕

火災保険料、歯科医師賠償責任保険料（損害保険会社に直接支払う保険料）、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。
なお、歯科医師賠償責任保険料が歯科医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に歯科医師会費として計上してください。

寄付金
〔調査票④⑧欄〕

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

税金
〔調査票⑨～⑭欄〕

税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益（医業収益－医業費用）金額の割合で按分し、調査客体となった歯科診療所分の負担額を記入してください。
この按分が不可能な場合は医業収益額、職員数などを用いて計算してください。

法人税
〔調査票⑨⑫欄〕

個人立歯科診療所については記入の必要はありません。
個人立以外の歯科診療所は直近の2事業年（度）の法人税確定申告書の「法人税額計」の金額を記入してください。

住民税
〔調査票⑩⑬欄〕

個人立歯科診療所については記入の必要はありません。
個人立以外の歯科診療所は直近の2事業年（度）の住民税確定申告書の「年税額」（「法人税割額」＋「均等割額」）の金額を記入してください。

事業税
〔調査票⑪⑭欄〕

個人立歯科診療所については記入の必要はありません。
個人立以外の歯科診療所は直近の2事業年（度）の「事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。

通勤手当
[調査票⑮⑯欄]

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

「第6 設備投資額」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、直近の2事業年（度）中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

設備投資総額 [調査票⑰～⑳欄]	建物、建物附属設備、医療用器械備品などの固定資産の取得価額（未払額含む）を記入してください。
(うち)建物（建物附属設備を含む） [調査票⑳㉑欄]	診療棟など歯科診療所に属する建物（電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備を含む）の取得価額（未払額含む）を記入してください。
(うち)医療機器 [調査票㉒㉓欄]	医療機器の取得価額（未払額含む）を記入してください。
(うち)リース分 [調査票㉔㉕欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年（度）中に新規にリース契約を締結し、保有している医療機器の取得価額（リース期間中のリース料総額）を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
(うち)調剤用機器 [調査票㉖㉗欄]	調剤用機器の取得価額（未払額含む）を記入してください。
(うち)リース分 [調査票㉘㉙欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年（度）中に新規にリース契約を締結し、保有している調剤用機器の取得価額（リース期間中のリース料総額）を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
(うち)医療情報システム用機器 [調査票㉚㉛欄]	医療情報システム用機器の取得価額（未払額含む）を記入してください。
(うち)リース分 [調査票㉜㉝欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年（度）中に新規にリース契約を締結し、保有している医療情報システム用機器の取得価額（リース期間中のリース料総額）を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
設備投資総額のうち 消費税課税対象の投資額[調査票㉞㉟欄]	直近の2事業年（度）中に新規に取得した資産のうち、消費税課税対象となる資産にかかる取得価額（未払額含む）を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料2」（15頁）を参考にしてください。） ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

参考資料 1

「その他の医業・介護費用」について（調査票2頁）

- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」において「6 その他の医業・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）に支払（未払分を含む）又は費消した金額の合計額を記入してください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通 信 費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
広告宣伝費	機関誌、広報誌などの印刷製本費、電飾広告等の広告宣伝に係る費用
消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車 両 費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会 議 費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光 熱 水 費	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修 繕 費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
賃 借 料	設備、器械の使用料などの費用（リース料・レンタル料）。 ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
土地賃借料	土地の賃借料
建物賃借料	建物、部屋の賃借料
医療機器賃借料	医療機器の賃借料

損害保険料	火災保険料、歯科医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交 際 費	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（歯科医師会費など）、賦課金
医業貸倒損失	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額
研究研修費	研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの費用
支 払 利 息	短期借入金、長期借入金の支払利息
有価証券売却損	売買目的で所有する有価証券を売却した場合の売却損
患者外給食用材料費	従業員等患者以外に提供した食事に対する材料費。ただし、給食業務を委託している場合には、患者外給食委託費とする。
診療費減免額	患者に無料または低額な料金で診療を行う場合の割引額など
医業外貸倒損失	医業未収金以外の債権の回収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金医業外繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金以外の債権の発生額のうち、回収不能と見積もられる部分の金額
固定資産売却損	固定資産の売却価額がその帳簿額に不足する差額
固定資産除却損	固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用
災害損失	火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する支出の合計額
雑 費	寄付金など上記の科目に属さない費用など

参考資料 2

消費税関連項目について

- 以下の表は、費用の科目ごとに、一般的に消費税非課税となるものを記載しております。
- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」、「第6 設備投資額」のうち、消費税関連項目の記入の際の参考としてください。

科目	消費税非課税となるもの
第2 損益	
Ⅲ 医業・介護費用に含まれるもの	
給与費	給料、賞与、退職金、法定福利費（通勤手当は課税）
減価償却費	すべて非課税 （減価償却資産の購入代金は、購入時に一括して課税）
土地賃借料	すべて非課税
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の租税公課
機器設備保険料	すべて非課税
車両関係費	自動車損害賠償責任保険料、自動車税
福利厚生費	慶弔費、団体生命保険料
旅費交通費	海外渡航費、滞在費
通信費	国際通信、国際郵便料金
広告宣伝費	テレホンカード等の購入費
保険料	すべて非課税
交際費	慶弔費、餞別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
租税公課	すべて非課税
研究・研修費	歯科医師等に支給する研究助成金（一種の特別手当として給与等に該当する場合）
医業貸倒損失	すべて非課税
貸倒引当金繰入金額	すべて非課税
支払利息、有価証券売却損、医業外貸倒損失、貸	すべて非課税

倒引当金医業外繰入額	
診療費減免額	保険診療に関する免除額
固定資産売却損、固定資産除却損、災害損失	すべて非課税
雑費	行政手数料、寄付金
第6 設備投資額	土地の取得額

- ※ この P 1 7 以降は、ご回答にあたって調査票の記入項目を一部省略する形式にて記入される場合のものです。
全項目を記入される場合は、P 3 から P 1 6 をご参照ください。

「第 1 基本データ」の記入要領 (調査票 1 頁)

- この記入要領は、平成 2 3 年分及び平成 2 4 年分の事業所得に対し青色申告を行った個人立歯科診療所に限り対応しているものです。
- 調査票 (1 頁) の記入にあたっては、特に示してあるもののほかは、平成 2 5 年 6 月 3 0 日現在の事実について記入してください。

2 ユニット数	設置されているユニット数を記入してください。
3 処方の状況	平成 2 5 年 6 月 1 日から 6 月 3 0 日の期間内の処方せん料の算定 (院外処方) の回数及び処方料の算定 (院内処方) の回数を記入してください。
4 直近の 2 事業年 (度)	<u>本調査項目は、記入の必要はありません。</u> <u>なお、今後、直近の 2 事業年 (度) とあるものについては、平成 2 4 年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日及び平成 2 3 年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日の期間が対象になります。</u>
5 消費税の経理方式	消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」といいます。) の経理処理について、貴診療所が適用している経理方式の番号を記入してください。 1. 税抜・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式 2. 税込・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式 (例えば、消費税を納めていない免税業者は全てこの方式を採用しています。)

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

- 調査票（2頁）には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、平成24年（1年間）及び平成23年（1年間）の2期間に提供した医業及び介護に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入にあたっては、平成24年及び平成23年の所得税青色申告決算書、付表、その他税務申告用の帳簿等の数字を基礎として記入してください。
- なお、* 印を付した費目については、「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入を省略することができます。

I 医業収益 [調査票①～⑩欄]

1 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票①⑥欄]	健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
2 労災等診療収益 [調査票②⑦欄]	* 労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
3 その他の診療収益 [調査票③⑧欄]	* 自費診療、社保・国保・公費による前歯の歯冠修復及び金属床総義歯における差額収益などの金額を記入してください。
4 その他の医業収益 [調査票④⑨欄]	* 次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。 (1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収益 (2) 臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、文書料（診断書料）、各種手数料などによる収益 (3) その他の収益 ① 有価証券売却益などによる収益 ② 受取利息、配当金、補助金（直近の2事業年（度）において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの）、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などによる収益 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>

II 介護収益 [調査票⑪～⑯欄]

歯科診療所として介護保険事業を実施している場合は、[調査票⑬⑯]欄の介護収益合計は、省略することができません。必ず記入してください。

歯科診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

1 居宅サービス収益 [調査票⑪⑭欄]	* 居宅サービスに係る収益で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。
2 その他の介護収益 [調査票⑫⑮欄]	* 上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。
Ⅲ 医業・介護費用 [調査票⑰～⑳欄]	「Ⅰ 医業収益」及び「Ⅱ 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。
1 給与費 [調査票⑰⑳欄]	「第3 給与」の67、73欄の金額を記入してください。
2 医薬品費 [調査票⑱㉔欄]	費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 医薬品費とは、投薬用薬品、外用薬、歯科用薬品、注射用薬品、試薬、造影剤などの費消額をいいます。 貴歯科診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。 (1) 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合 直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額 (2) (1)に該当しない場合 直近の2事業年（度）の医薬品購入額
3 歯科材料費 [調査票⑲㉔欄]	費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 (1) 歯科材料費 歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合着・接着材料などの費消額 (2) 診療材料費 レントゲンフィルム、酸素、印象材、石膏など1回ごとに消費するものの費消額 (3) 医療消耗器具備品費 注射針・筒、バー、鉗子類などの診療用具で使用を開始したものの費消額（払出額） なお、貴歯科診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。 (1) 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、上記「歯科材料費」等を独立科目として表示している場合 直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額 (2) (1)に該当しない場合 直近の2事業年（度）の「歯科材料費」等購入額

4 委託費 [調査票②③⑦欄]	歯科技工、医療用廃棄物、医療事務、清掃、経理、各種器械保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。
5 減価償却費 [調査票②①～②③欄] [調査票③⑧～④①欄]	税務申告などのために作成した直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額を記入してください。 <u>損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の2事業年（度）実績がない歯科診療所は、別添の「補助票（減価償却資産調記入票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。</u> この場合、「減価償却費」及び「医業・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。
(うち)建物減価償却費 [調査票②②③⑨欄]	* 建物の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
(うち)医療機器減価償却費 [調査票②③④①欄]	* 医療機器の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
6 その他の医業・介護費用 [調査票②④～②⑧欄] [調査票④①～④⑤欄]	支払又は費消した金額を記入してください。 <u>「その他の医業・介護費用」に該当する費目は、「参考資料1」（26頁）を参考にし、その合計額を記入してください。</u>
(うち)土地賃借料 [調査票②⑤④②欄]	土地賃借料の金額を記入してください。
(うち)福利厚生費のうち消費税非課税費用 [調査票②⑥④③欄]	福利厚生費のうち、消費税非課税となる費用の合計金額を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料2」（28頁）を参考にしてください。）
(うち)医業貸倒損失 [調査票②⑦④④欄]	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額を記入してください。
(うち)貸倒引当金繰入額 [調査票②⑧④⑤欄]	直近の2事業年（度）に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額を記入してください。
(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用 [調査票②⑨④⑥欄]	研究費・研修費のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料2」（28頁）を参考にしてください。）
(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用 [調査票③①④⑦欄]	本部費配賦額のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料2」（28頁）を参考にしてください。）
(うち)支払利息 [調査票③①④⑧欄]	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用 [調査票③③⑤①欄]	医業・介護費用合計額のうち、<u>消費税課税対象の費用の合計額を記入</u>してください。（消費税関連項目について「参考資料2」（28頁）を参考にしてください。） ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

「第3 給与」の記入要領 (調査票3頁)

- 調査票（3頁）には、直近の2事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員	常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。
I 給料・賞与 [調査票①～⑥⑩欄]	
人 員 [調査票①～⑩欄] [調査票③①～④⑩欄]	直近の2事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 <u>個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。</u>
給 料 [調査票⑪～②⑩欄] [調査票④①～⑤⑩欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の職種区分毎の総額を記入してください。 <u>個人立歯科診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。</u> 給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。 また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。 <u>なお、年俸制を適用されている者については、直近の2事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。</u>
賞 与 [調査票②①～③⑩欄] [調査票⑥①～⑥⑩欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。 <u>個人立歯科診療所で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入してください。</u>
院 長	個人立歯科診療所の開設者でない院長、個人立歯科診療所以外の院長について記入してください。 <u>個人立歯科診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。</u>
技能労務員・労務員	電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。
役 員	医療法人立などの歯科診療所の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。 <u>理事（長）兼院長の場合は「院長」、理事兼事務長の場合は「事務</u>

Ⅱ 給与等の内訳
〔調査票62～73欄〕

非常勤職員給料
〔調査票62、68欄〕

職員」の欄に記入してください。

平成25年6月及び直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入してください。

非常勤職員賞与支給額
〔調査票63、69欄〕

直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。

使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。

退職給付引当金制度の有無
〔調査票61欄〕

職員の退職により支給する退職金に充てるため、会計制度として退職給付引当金の繰入れを行っている診療所は「あり」を○で囲み、行っていない歯科診療所は「なし」を○で囲んでください。

退職給付引当金繰入額
〔調査票64、70欄〕

退職給付引当金制度の有無について、「あり」を○で囲んだ歯科診療所は、直近の2事業年（度）に退職給付引当金として繰入れた額を入してください。

退職金支払額
〔調査票65、71欄〕

退職給付引当金制度の有無について、「なし」を○で囲んだ歯科診療所は、直近の2事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。

法定福利費
〔調査票66、72欄〕

法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。

(1) 直近の2事業年（度）に支給した給料に係る
医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額

(2) 直近の2事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額

(3) 直近の2事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額

給与費等の合計
〔調査票66、73欄〕

この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票4頁)

- 調査票（4頁）は、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出した個人立歯科診療所のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、平成24年12月31日現在及び平成23年12月31日現在の数字を基礎として記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。
- なお、* 印を付した科目については、「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入を省略することができます。

I 流動資産 [調査票①⑤欄]	*	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票②⑥欄]	*	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③⑦欄]	*	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
資産合計		青色申告で税務署に提出した「貸借対照表（資産負債調）」の資産の部の数字にもとづき転記してください。
IV 流動負債 [調査票⑨⑫欄]	*	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑩⑬欄]	*	長期借入金、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。
負債合計		青色申告で税務署に提出した「貸借対照表（資産負債調）」の負債・資本の部の数字にもとづき転記してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の2事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

租税公課等
[調査票①～⑧欄]

租税公課
[調査票①⑤欄]

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。

- (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
- (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（歯科医師会費など）、賦課金

控除対象外消費税額等
[調査票②⑥欄]

経理方式が税抜の場合のみ記入してください。

直近の2事業年（度）において、税法上損金に算入している控除対象外消費税額等（仕入税額控除ができない仮払消費税額（地方消費税含む））の金額を記入してください。

※ 税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、総額を収益金額の割合で按分し、調査客体となった歯科診療所分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は、職員数などを用いて計算してください。

損害保険料
[調査票③⑦欄]

火災保険料、歯科医師賠償責任保険料（損害保険会社に直接支払う保険料）、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。

なお、歯科医師賠償責任保険料が歯科医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に歯科医師会費として計上してください。

寄付金
[調査票④⑧欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

税金
[調査票⑨～⑭欄]

税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益（医業収益－医業費用）金額の割合で按分し、調査客体となった歯科診療所分の負担額を記入してください。

この按分が不可能な場合は医業収益額、職員数などを用いて計算してください。

法人税
[調査票⑨⑫欄]

本調査項目については、記入の必要はありません。

住民税
[調査票⑩⑬欄]

本調査項目については、記入の必要はありません。

事業税
[調査票⑪⑭欄]

本調査項目については、記入の必要はありません。

通勤手当
[調査票⑮⑯欄]

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

「第6 設備投資額」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

設備投資総額 [調査票⑰～⑳欄]	建物、建物附属設備、医療用器械備品などの固定資産の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)建物(建物附属設備を含む) [調査票⑳㉑欄]	診療棟など歯科診療所に属する建物(電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備を含む)の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)医療機器 [調査票㉒㉓欄]	医療機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)リース分 [調査票㉔㉕欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
(うち)調剤用機器 [調査票㉖㉗欄]	調剤用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)リース分 [調査票㉘㉙欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している調剤用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
(うち)医療情報システム用機器 [調査票㉚㉛欄]	医療情報システム用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)リース分 [調査票㉜㉝欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療情報システム用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
設備投資総額のうち 消費税課税対象の投資額[調査票㉞㉟欄]	直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産のうち、消費税課税対象となる資産にかかる取得価額(未払額含む)を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(頁)を参考にしてください。)※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

参考資料 1

「その他の医業・介護費用」について（調査票2頁）

- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」において「6 その他の医業・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）に支払（未払分を含む）又は費消した金額の合計額を記入してください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舍、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通 信 費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
広告宣伝費	機関誌、広報誌などの印刷製本費、電飾広告等の広告宣伝に係る費用
消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車 両 費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会 議 費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光 熱 水 費	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修 繕 費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
賃 借 料	設備、器械の使用料などの費用（リース料・レンタル料）。 ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
土地賃借料	土地の賃借料
建物賃借料	建物、部屋の賃借料

医療機器賃借料	医療機器の賃借料
損害保険料	火災保険料、歯科医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交 際 費	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（歯科医師会費など）、賦課金
医業貸倒損失	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額
研究研修費	研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの費用
本部費配賦額	法人立の場合など、本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部費用
支 払 利 息	短期借入金、長期借入金の支払利息
有価証券売却損	売買目的で所有する有価証券を売却した場合の売却損
患者外給食用材料費	従業員等患者以外に提供した食事に対する材料費。ただし、給食業務を委託している場合には、患者外給食委託費とする。
診療費減免額	患者に無料または低額な料金で診療を行う場合の割引額など
医業外貸倒損失	医業未収金以外の債権の回収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金医業外繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金以外の債権の発生額のうち、回収不能と見積もられる部分の金額
固定資産売却損	固定資産の売却価額がその帳簿額に不足する差額
固定資産除却損	固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用
災害損失	火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する支出の合計額
雑 費	寄付金など上記の科目に属さない費用など

参考資料 2

消費税関連項目について

- 以下の表は、費用の科目ごとに、一般的に消費税非課税となるものを記載しております。
- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」、「第6 設備投資額」のうち、消費税関連項目の記入の際の参考としてください。

科目	消費税非課税となるもの
第2 損益	
Ⅲ 医業・介護費用に含まれるもの	
給与費	給料、賞与、退職金、法定福利費（通勤手当は課税）
減価償却費	すべて非課税 （減価償却資産の購入代金は、購入時に一括して課税）
土地賃借料	土地賃借料
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の租税公課
機器設備保険料	すべて非課税
車両関係費	自動車損害賠償責任保険料、自動車税
福利厚生費	慶弔費、団体生命保険料
旅費交通費	海外渡航費、滞在費
通信費	国際通信、国際郵便料金
広告宣伝費	テレホンカード等の購入費
保険料	すべて非課税
交際費	慶弔費、餞別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
租税公課	すべて非課税
研究・研修費	歯科医師等に支給する研究助成金（一種の特別手当として給与等に該当する場合）
医業貸倒損失	すべて非課税
貸倒引当金繰入金額	すべて非課税
支払利息、有価証券売却損、医業外貸倒損失、貸	すべて非課税

倒引当金医業外繰入額	
診療費減免額	保険診療に関する免除額
固定資産売却損、固定資産除却損、災害損失	すべて非課税
雑費	行政手数料、寄付金
第6 設備投資額	土地の取得額



政府統計

平成 2 5 年 医 療 経 済 実 態 調 査 保険薬局調査票 記入要領



厚生労働省

中央社会保険医療協議会

※記入方法などについてご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-00-0000

フリーダイヤルFAX 0120-xx-xxxx

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

医療経済実態調査（保険薬局調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

保険調剤を行っている全国の保険薬局のうち、1か月の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の薬局を対象とします。

(2) 調査の客体

調査対象となる保険薬局を、地域別及び開設者別に層化し、それぞれ無作為に1/25を抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成25年3月末までに終了した事業年（度）及び平成24年3月末までに終了した事業年（度）の2期間について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等
- (6) 第6 設備投資額

6 調査の方法

保険薬局の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成25年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

Ⅱ 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、薬局の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、薬局と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して薬局に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
- (3) 本店、支店等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの収入、従事者数等などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 保険薬局として調査客体となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-〇〇-〇〇〇〇

フリーダイヤルFAX 0120-××-××××

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

「第1 基本データ」の記入要領 (調査票1頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成25年6月30日現在の事実について記入してください。

2 直近の2事業年 (度)	平成25年3月末までに終了した事業年(度)及び平成24年3月末までに終了した事業年(度)を記入してください。なお、今後、直近の2事業年(度)とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。
3 同一法人の保険調剤を行っている店舗数	個人薬局については、記入の必要はありません。法人立の保険薬局のみ記入してください。 開設法人が、調査対象となった保険薬局を除き、他に保険薬局を開設している場合、その店舗数を記入してください。ただし、保険調剤を行っている店舗に限ります。また、フランチャイズ店舗は除きます。
4 保険調剤の状況 [調査票③～⑤欄]	平成25年3月末までに終了した事業年(度)の1年間の保険調剤の状況について記入してください。
処方せん枚数 [調査票③欄]	調剤した処方せんの枚数を記入してください。
(うち)後発医薬品を調剤した処方せん枚数 [調査票④欄]	後発医薬品を実際に調剤した処方せんの枚数を記入してください。
調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)のうち後発医薬品の割合 [調査票⑤欄]	調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)のうち、後発医薬品の占める割合を記入してください。 $\text{後発医薬品の割合} = \frac{\text{調剤した後発医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)}}{\text{調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)}} \times 100$ (注) 小数点第2位を四捨五入してください。
5 調剤用備蓄医薬品品目数(薬価基準収載品目) [調査票⑥～⑪欄]	平成25年6月30日現在において備蓄している調剤用医薬品(内用薬、外用薬、注射薬)の品目数及びそのうちの後発医薬品品目数を記入してください。
6 薬学管理等の状況 [調査票⑫⑬欄]	平成25年3月末までに終了した事業年(度)の1年間の在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数及び居宅療養管理指導費(介護保険)の算定回数を記入してください。
7 消費税の経理方式	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の経理処理について、貴局が適用している経理方式の番号を記入してください。 1. 税抜・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式 2. 税込・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式(例えば、消費税を納めていない免税業者は全てこの方式を採用しています。)

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）の2期間に薬局事業に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入にあたっては、当該年（度）の損益計算書（収支決算書）の数字を基礎としてください。
- 本店・支店を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該保険薬局のみを推計して記入してください。

I 収益 [調査票①～⑧欄]	
1 保険調剤収益 (患者負担含む) [調査票①⑤欄]	健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
2 公害等調剤収益 [調査票②⑥欄]	公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
3 その他の薬局事業収益 [調査票③⑦欄]	自費診療による調剤収益、一般用医薬品、煙草、化粧品、雑貨等の販売収益などの金額を記入してください。 また、受取利息、配当金、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などの金額も、この欄に含めて記入してください。 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
II 介護収益 [調査票⑨～⑭欄]	<u>保険薬局として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。</u>
1 居宅サービス収益 [調査票⑨⑫欄]	居宅サービスに係る収益で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。
2 その他の介護収益 [調査票⑩⑬欄]	上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
III 費用 [調査票⑮～⑳欄]	「I 収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。
1 給与費 [調査票⑮⑳欄]	<u>「第3 給与」の④⑨ ⑤⑤欄の金額を記入</u> してください。
2 医薬品等費 [調査票⑯㉓欄]	費消した医薬品、材料等について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

	医薬品等費とは、調剤用医薬品、一般用医薬品、材料費、その他品目（煙草、化粧品、雑貨等）の費消額をいいます。 貴保険薬局の経営実態に応じ、下記のとおり算出してください。 （注1）円未満は四捨五入してください。 （注2）収益は、保険調剤収益（患者負担分を含む）、公害等調剤収益、その他の薬局事業収益をいいます。 （注3）調剤収益は、保険調剤収益（患者負担を含む）、公害等調剤収益をいいます。 （1）年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品等費」又は「調剤用医薬品費」を独立科目として表示している場合 直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額 （2）（1）に該当しない場合 直近の2事業年（度）の購入額
3 委託費 [調査票⑰ ⑳欄]	委託した業務の対価としての費用を記入してください。
4 減価償却費 [調査票⑱～㉔欄] [調査票㉕～㉗欄]	税務申告などのために作成した<u>直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額</u>を記入してください。 <u>損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の事業年（度）実績がない薬局は、別添の「補助票（減価償却資産調記入票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。</u> この場合、「減価償却費」及び「費用合計」の欄は未記入のままとしてください。
（うち）建物減価償却費 [調査票⑲㉕欄]	建物の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
（うち）調剤用機器減価償却費 [調査票㉔㉗欄]	調剤用機器の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
5 その他の経費 [調査票㉕～㉗欄] [調査票㉘～㉚欄]	支払又は費消した金額を記入してください。 <u>「その他の経費」に該当する費目は、「参考資料1」（12頁）を参考にし、その合計額を記入してください。</u>
（うち）土地賃借料 [調査票㉙㉚欄]	土地賃借料の金額を記入してください。
（うち）福利厚生費のうち消費税非課税費用 [調査票㉛㉞欄]	福利厚生費のうち、消費税非課税となる費用の合計金額を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料2」（14頁）を参考にしてください。）
（うち）医業貸倒損失 [調査票㉜㉟欄]	未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額を記入してください。
（うち）貸倒引当金繰入額 [調査票㉝㉠欄]	当該会計期間に発生した未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額を記入してください。

(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用 〔調査票②⑥④②欄〕	研究費・研修費のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(14頁)を参考にしてください。)
(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用 〔調査票②⑦④③欄〕	本部費配賦額のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(14頁)を参考にしてください。)
(うち)利子割引料 〔調査票②⑧④④欄〕	銀行その他金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金の利息、受取手形の割引料などの金額を記入してください。
費用合計のうち消費税課税対象費用 〔調査票③⑩④⑥欄〕	費用合計額のうち、<u>消費税課税対象の費用の合計額</u>を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(14頁)を参考にしてください。) ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

「第3 給与」の記入要領 (調査票3頁)

- この調査票は、直近の2事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人薬局で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。

常勤職員	常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。
I 給料・賞与 [調査票①～④②欄]	
人 員 [調査票①～⑦欄] [調査票②②～②⑧欄]	直近の2事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、 <u>職種区分毎に延べ人数を記入</u> してください。 <u>個人薬局で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入</u> してください。
給 料 [調査票⑧～①④欄] [調査票②⑨～③⑤欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の <u>職種区分毎の総額を記入</u> してください。 <u>個人薬局で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入</u> してください。 給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。 また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。 <u>なお、年俸制を適用されている者については、直近の2事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入</u> してください。
賞 与 [調査票①⑤～②①欄] [調査票③⑥～④②欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の <u>職種区分毎の総額を記入</u> してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。 <u>個人薬局で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入</u> してください。
管理薬剤師	個人薬局の開設者でない管理薬剤師、個人薬局以外の管理薬剤師について記入してください。 <u>個人薬局の開設者である管理薬剤師は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入</u> してください。
技能労務員・労務員	電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。
役 員	法人立の薬局の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。 <u>理事（長）兼管理薬剤師の場合は「管理薬剤師」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入</u> してください。

II 給与費等の内訳 〔調査票④④～⑤⑤欄〕	
非常勤職員給料 〔調査票④④⑤⑤欄〕	<u>直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入</u> してください。
非常勤職員賞与支給額 〔調査票④⑤⑤①欄〕	<u>直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入</u> してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付引当金制度の有無 〔調査票④③欄〕	職員の退職により支給する退職金に充てるため、会計制度として退職給付引当金の繰入れを行っている薬局は「あり」を○で囲み、行っていない保険薬局は「なし」を○で囲んでください。
退職給付引当金繰入額 〔調査票④⑥⑤②欄〕	退職給付引当金制度の有無について、「あり」を○で囲んだ薬局は、直近の2事業年（度）に退職給付引当金として繰入れた額を記入してください。
退職金支払額 〔調査票④⑦⑤③欄〕	退職給付引当金制度の有無について、「なし」を○で囲んだ薬局は、直近の2事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。
法定福利費 〔調査票④⑧⑤④欄〕	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) <u>直近の2事業年（度）に支給した給料</u> に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額 (2) 直近の2事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額 (3) 直近の2事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額
給与費等の合計 〔調査票④⑨⑤⑤欄〕	<u>この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入</u> してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票4頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出した個人薬局及び個人薬局以外の薬局のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人薬局は平成24年12月31日現在及び平成23年12月31日現在の数字を、個人薬局以外の薬局は直近の2事業年（度）の貸借対照表の数字をそれぞれ基礎として記入してください。
- 2つ以上の薬局の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった薬局分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 [調査票①⑤欄]	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるもの等の総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票②⑥欄]	建物、構築物、調剤用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③⑦欄]	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 [調査票⑨⑫欄]	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑩⑬欄]	長期借入金、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の2事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

租税公課等
[調査票①～⑧欄]

租税公課
[調査票①⑤欄]

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。
(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（薬剤師会費など）、賦課金

控除対象外消費税額等
[調査票②⑥欄]

経理方式が税抜の場合のみ記入してください。
直近の2事業年（度）において、税法上損金に算入している控除対象外消費税額等（仕入税額控除ができない仮払消費税額（地方消費税含む））の金額を記入してください。
※ 税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、総額を収益金額の割合で按分し、調査客体となった薬局分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は、職員数などを用いて計算してください。

損害保険料
[調査票③⑦欄]

火災保険料、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。

寄付金
[調査票④⑧欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

税金
[調査票⑨～⑭欄]

税務申告が、本店、支店の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益（医業収益－医業費用）金額の割合で按分し、調査客体となった薬局分の負担額を記入してください。
この按分が不可能な場合は医業収益額、職員数などを用いて計算してください。

法人税
[調査票⑨⑫欄]

個人薬局については記入の必要はありません。
個人薬局以外の薬局は直近の2事業年（度）の法人税確定申告書の「法人税額計」の金額を記入してください。

住民税
[調査票⑩⑬欄]

個人薬局については記入の必要はありません。
個人薬局以外の薬局は直近の2事業年（度）の住民税確定申告書の「年税額」（「法人税割額」＋「均等割額」）の金額を記入してください。

事業税
[調査票⑪⑭欄]

個人薬局については記入の必要はありません。
個人薬局以外の薬局は直近の2事業年（度）の「事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。

通勤手当
[調査票⑮⑯欄]

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

「第6 設備投資額」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

設備投資総額
[調査票⑰～⑳欄]

建物、建物附属設備、医療用器械備品などの固定資産の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)建物(建物附属設備を含む)
[調査票⑱㉓欄]

薬局用建物(電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備を含む)の取得価額(未払額含む)を記入してください。

医療機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)医療機器
[調査票⑲㉔欄]

(うち)リース分
[調査票㉔㉕欄]

上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。

調剤用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)調剤用機器
[調査票㉕㉖欄]

(うち)リース分
[調査票㉖㉗欄]

上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している調剤用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。

(うち)医療情報システム用機器
[調査票㉗㉘欄]

医療情報システム用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)リース分
[調査票㉘㉙欄]

上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療情報システム用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。

設備投資総額のうち
消費税課税対象の投資額[調査票㉙㉚欄]

直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産のうち、消費税課税対象となる資産にかかる取得価額(未払額含む)を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(頁)を参考にしてください。)※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

参考資料 1

「その他の経費」について（調査票2頁）

- 「第2 損益」の「Ⅲ 費用」において「5 その他の経費」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）に支払（未払分を含む）又は費消した金額の合計額を記入してください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費（教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際し一定の基準により支給される金品などの現物給与）
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、作業衣などの費用
通 信 費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消 耗 品 費	会計伝票など薬局用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額
車 両 費	業務用乗用車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会 議 費	運営諸会議など局内管理のための会議の費用
修 繕 費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
損害保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交 際 費	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（薬剤師会費など）、賦課金
医業貸倒損失	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額
研究研修費	研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの

	費用
水道光熱費	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
賃借料	設備、器械の使用料などの費用（リース料、レンタル料） ただし、土地賃借料、建物賃借料及び設備器械賃借料に属するものを除く。
土地賃借料	土地の賃借料
建物賃借料	建物、部屋の賃借料
設備器械賃借料	調剤用機器を含む設備器械の賃借料
広告宣伝費	機関誌、広報誌などの印刷製本費、電飾広告等の広告宣伝に係る費用
寄付金	金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額
利子割引料	銀行その他金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金 の利息、受取手形の割引料などを記入してください。
本部費配賦額	法人立の場合など、本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦 された本部の費用
有価証券売却損	売買目的で所有する有価証券を売却した場合の売却損
患者外給食用材 料費	従業員等患者以外に提供した食事に対する材料費。ただし、給食業務 を委託している場合には、患者外給食委託費とする。
診療費減免額	患者に無料または低額な料金で診療を行う場合の割引額など
医業外貸倒損失	医業未収金以外の債権の回収不能額のうち、貸倒引当金で補填されな い部分の金額
貸倒引当金医業 外繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金以外の債権の発生額のうち、回収 不能と見積もられる部分の金額
固定資産売却損	固定資産の売却価額がその帳簿額に不足する差額
固定資産除却損	固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用
災害損失	火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する支出の合計額
雑費	上記の科目に属さない費用など

参考資料 2

消費税関連項目について

- 以下の表は、費用の科目ごとに、一般的に消費税非課税となるものを記載しております。
- 「第2 損益」の「Ⅲ 費用」、「第6 設備投資額」のうち、消費税関連項目の記入の際の参考としてください。

科目	消費税非課税となるもの
第2 損益	
Ⅲ 費用に含まれるもの	
給与費	給料、賞与、退職金、法定福利費（通勤手当は課税）
減価償却費	すべて非課税 （減価償却資産の購入代金は、購入時に一括して課税）
土地賃借料	すべて非課税
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の租税公課
機器設備保険料	すべて非課税
車両関係費	自動車損害賠償責任保険料、自動車税
福利厚生費	慶弔費、団体生命保険料
旅費交通費	海外渡航費、滞在費
通信費	国際通信、国際郵便料金
広告宣伝費	テレホンカード等の購入費
保険料	すべて非課税
交際費	慶弔費、餞別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
寄付金	すべて非課税
租税公課	すべて非課税
研究・研修費	薬剤師等に支給する研究助成金（一種の特別手当として給与等に該当する場合）
貸倒損失	すべて非課税
貸倒引当金繰入金額	すべて非課税
利子割引料、有価証券売	すべて非課税

却損、医業外貸倒損失、
貸倒引当金医業外繰入
額

調剤費減免額

固定資産売却損、固定資
産除却損、災害損失

雑費

第6 設備投資額

保険調剤に関する免除額

すべて非課税

行政手数料

土地の取得額

中医協	総	－	6	－	6
2	5	.	2	.	2 7

中医協	実	－	2	－	1
2	5	.	2	.	1 3

第 19 回医療経済実態調査（保険者調査）の実施案

第 19 回医療経済実態調査（保険者調査）については、以下の基本的な考え方に沿って行うこととする。

1. 調査の対象

平成 24 年度末における全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の各保険者等を調査対象とする。

2. 調査の時期

平成 25 年 6 月

3. 調査の種類及び調査事項

調査の種類及び調査事項は次のとおりとする。

（1）決算事業状況に関する調査

被保険者数、保険給付等に関する状況、決算収支状況及び財産の状況等について調査する。

（2）土地及び直営保養所・保健会館に関する調査

土地に関する施設の種類の種類、面積、帳簿価格等及び直営保養所・保健会館に関する施設の種類の種類、建物の状況、利用状況等について調査する。

4. 調査の方法

（1）上記 3 の（1）については、平成 23、24 年度分の各保険者等の事業報告、決算報告及び財務諸表等から調査する。

（2）上記 3 の（2）については、組合管掌健康保険及び共済組合の各保険者が平成 24 年度末現在で調査票を作成し、提出する。

5. 提出期限

平成 25 年 8 月 31 日

第19回 医療経済実態調査（保険者調査）要綱（案）

1. 調査の目的

医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査の対象

平成24年度末における全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の各保険者等を調査対象とする。

3. 調査主体

中央社会保険医療協議会

4. 調査の時期

平成25年6月

5. 調査の種類及び調査事項

調査の種類及び調査事項は次のとおりとする。

（1）決算事業状況に関する調査

被保険者数、保険給付等に関する状況、決算収支状況及び財産の状況等について調査する。（別紙1参照）

（2）土地及び直営保養所・保健会館に関する調査

土地に関する施設の種類、面積、帳簿価格等及び直営保養所・保健会館に関する施設の種類、建物の状況、利用状況等について調査する。（別紙2参照）

6. 調査の方法

（1）上記5の（1）については、平成23、24年度分の各保険者等の事業報告、決算報告及び財務諸表等から調査する。

（2）上記5の（2）については、組合管掌健康保険及び共済組合の各保険者が平成24年度末現在で調査票を作成し、提出する。

7. 提出期限

平成25年8月31日

8. 結果の公表

この調査の集計結果は、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

保 険 者 調 査 （ 決 算 事 業 状 況 に 関 す る 調 査 ） の 調 査 事 項

	全国健康保険協会	健康保険組合	船員保険	共済組合	国民健康保険	後期高齢者医療
調 査 事 項	1. 適用状況 (平成 23、24 年度末) (1) 被保険者数、被扶養者数及び平均年齢 (2) 平均標準報酬月額及び標準賞与額 2. 保険給付状況 (平成 23、24 年度) (1) 診療種別の状況 3. 収入支出決算額 (平成 23、24 年度) 4. 保険料率及びその負担割合 (平成 23、24 年度)	1. 適用状況 (平成 23、24 年度末) (1) 被保険者数、被扶養者数及び平均年齢 (2) 平均標準報酬月額及び標準賞与額 2. 保険給付状況 (平成 23、24 年度) (1) 診療種別の状況 3. 収入支出決算額 (平成 23、24 年度) 4. 保険料率及びその負担割合 (平成 23、24 年度)	1. 適用状況 (平成 23、24 年度末) (1) 被保険者数、被扶養者数及び平均年齢 (2) 平均標準報酬月額及び標準賞与額 2. 保険給付状況 (平成 23、24 年度) (1) 診療種別の状況 3. 収入支出決算額 (平成 23、24 年度) 4. 保険料率及びその負担割合 (平成 23、24 年度)	1. 適用状況 (平成 23、24 年度末) (1) 組合員数、被扶養者数及び平均年齢 (2) 平均標準報酬月額及び標準賞与額 2. 短期給付状況 (平成 23、24 年度) (1) 診療種別の状況 3. 収入支出決算額 (平成 23、24 年度) 4. 保険料率及びその負担割合 (平成 23、24 年度)	1. 適用状況 (平成 23、24 年度末) (1) 被保険者数及び平均年齢 2. 保険給付状況 (平成 23、24 年度) (1) 診療種別の状況 3. 収入支出決算額 (平成 23、24 年度) 4. 保険料額 (平成 23、24 年度)	1. 適用状況 (平成 23、24 年度末) (1) 被保険者数及び平均年齢 2. 保険給付状況 (平成 23、24 年度) (1) 診療種別の状況 3. 収入支出決算額 (平成 23、24 年度) 4. 保険料額 (平成 23、24 年度)

注：調査事項には経常収支以外の積立金等の異動に係るものを含む。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

医療経済実態調査 保険者調査票 (案)
(平成24年度末現在)

中央社会保険医療協議会

保険者名	

1 土地に関する事項

施設の種類	名称	所在地	地目	面積	取得年月日	取得価格	帳簿価格	固定資産税 評価額	時価評価額	評価 方法	評価 年月	備考
1 病院・診療所 2 老人保健施設 3 直営保養所 4 体育館・体育施設 5 保健会館 6 施設なし		都 市 道 区 府 町 県 村		m ²	1 昭和 2 平成 年月日	千円 千円	千円 千円	千円 千円	千円 千円	1 ・ 2 ・ 3	1 昭和 2 平成 年月	
1 病院・診療所 2 老人保健施設 3 直営保養所 4 体育館・体育施設 5 保健会館 6 施設なし		都 市 道 区 府 町 県 村		m ²	1 昭和 2 平成 年月日					1 ・ 2 ・ 3	1 昭和 2 平成 年月	
1 病院・診療所 2 老人保健施設 3 直営保養所 4 体育館・体育施設 5 保健会館 6 施設なし		都 市 道 区 府 町 県 村		m ²	1 昭和 2 平成 年月日					1 ・ 2 ・ 3	1 昭和 2 平成 年月	
1 病院・診療所 2 老人保健施設 3 直営保養所 4 体育館・体育施設 5 保健会館 6 施設なし		都 市 道 区 府 町 県 村		m ²	1 昭和 2 平成 年月日					1 ・ 2 ・ 3	1 昭和 2 平成 年月	
1 病院・診療所 2 老人保健施設 3 直営保養所 4 体育館・体育施設 5 保健会館 6 施設なし		都 市 道 区 府 町 県 村		m ²	1 昭和 2 平成 年月日					1 ・ 2 ・ 3	1 昭和 2 平成 年月	
1 病院・診療所 2 老人保健施設 3 直営保養所 4 体育館・体育施設 5 保健会館 6 施設なし		都 市 道 区 府 町 県 村		m ²	1 昭和 2 平成 年月日					1 ・ 2 ・ 3	1 昭和 2 平成 年月	
1 病院・診療所 2 老人保健施設 3 直営保養所 4 体育館・体育施設 5 保健会館 6 施設なし		都 市 道 区 府 町 県 村		m ²	1 昭和 2 平成 年月日					1 ・ 2 ・ 3	1 昭和 2 平成 年月	

医療経済実態調査 保険者調査票 (案)

中央社会保険医療協議会

保険者名	

2 直営保養所・保健会館に関する事項

施設の種類	名称	所在地	建物の状況			平成24年度の状況			備考
			建築面積	延べ面積	帳簿価格	利用者数	総収入	総支出	
1 直営保養所		都道府県市区町村	■ ■ ■ ■ ■ m ²	■ ■ ■ ■ ■ m ²	■ ■ ■ ■ ■ 千円	■ ■ ■ ■ ■ 延人	■ ■ ■ ■ ■ 千円	■ ■ ■ ■ ■ 千円	
2 保健会館			■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	
1 直営保養所		都道府県市区町村	■ ■ ■ ■ ■ m ²	■ ■ ■ ■ ■ m ²	■ ■ ■ ■ ■ 千円	■ ■ ■ ■ ■ 延人	■ ■ ■ ■ ■ 千円	■ ■ ■ ■ ■ 千円	
2 保健会館			■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	
1 直営保養所		都道府県市区町村	■ ■ ■ ■ ■ m ²	■ ■ ■ ■ ■ m ²	■ ■ ■ ■ ■ 千円	■ ■ ■ ■ ■ 延人	■ ■ ■ ■ ■ 千円	■ ■ ■ ■ ■ 千円	
2 保健会館			■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	
1 直営保養所		都道府県市区町村	■ ■ ■ ■ ■ m ²	■ ■ ■ ■ ■ m ²	■ ■ ■ ■ ■ 千円	■ ■ ■ ■ ■ 延人	■ ■ ■ ■ ■ 千円	■ ■ ■ ■ ■ 千円	
2 保健会館			■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	
1 直営保養所		都道府県市区町村	■ ■ ■ ■ ■ m ²	■ ■ ■ ■ ■ m ²	■ ■ ■ ■ ■ 千円	■ ■ ■ ■ ■ 延人	■ ■ ■ ■ ■ 千円	■ ■ ■ ■ ■ 千円	
2 保健会館			■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	

平成 25 年度

医療経済実態調査（保険者調査）

記 入 要 領（案）

（健康保険組合）

中央社会保険医療協議会

I 調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の主体

この調査は、中央社会保険医療協議会が行います。

3 調査対象

平成 25 年 3 月 31 日現在の健康保険組合を調査対象とします。

4 調査の種類及び調査事項

調査の種類及び調査事項は、次のとおりとします。

(1) 土地に関する調査（平成 24 年度末現在）

保険者調査票（1 土地に関する事項）の調査事項

(2) 直営保養所・保健会館に関する調査（平成 24 年度）

保険者調査票（2 直営保養所・保健会館に関する事項）の調査事項

5 調査の方法

中央社会保険医療協議会は、健康保険組合に調査票を配布し、健康保険組合は関係書類に基づき調査票を紙または Excel ファイル（ファイル名は「K2013××××××××.xls」（××××××××は保険者番号）としてください）にて作成します。

6 調査票の提出期限

健康保険組合は、作成した調査票を平成 25 年 8 月 31 日（必着）までに中央社会保険医療協議会（〒100-8785 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省保険局調査課内）に、紙媒体の調査票は郵送により、Excel ファイルの調査票は電子政府の総合窓口（e-Gov）の電子申請システムにより提出してください。

Ⅱ 記入要領

1 共通事項

調査票の点線による区切りのある欄の数字の記入は、区切りごとに1字を記入し、必ず右詰めで記入して下さい（左側の余白には「0」を記入する必要はありません）。

保 険 者 名

健康保険組合の設立後健康保険組合連合会から振り出された組合コード（5桁）の番号を記入し、その後に当該健康保険組合の名称を記入して下さい。

2 個別事項

(1) 土地に関する調査

ア この調査票には、平成25年3月31日現在で健康保険組合が所有（借地などは含まれません。）する土地について記入して下さい。

また、事業主や他の健康保険組合などとの共同所有の場合は、持分のみ記入して下さい。平成25年3月31日までに売却した場合は記入する必要はありません。

イ 健康保険組合が土地を所有しない場合は、その旨を記入欄のいずれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

施 設 の 種 類

健康保険組合の所有する土地に建設されている施設について、下記に該当するものは、該当する数字を○で囲んで下さい。

1 病院・診療所

2 老人保健施設

3 直営保養所

4 体育館・体育施設

5 保健会館

6 施設なし

所 在 地

所在地は、市区町村名まで記入して下さい。

地 目 / 面 積	固定資産台帳（課税台帳）又は財産目録などの記載に基づき平成 25 年 3 月 31 日現在で記入して下さい。
取 得 年 月 日	該当する元号の数字を○で囲み、年月日を記入して下さい。
帳 簿 価 額	固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成 25 年 3 月 31 日現在の価額を記入して下さい。
固 定 資 産 税 評 価 額	市区町村の土地課税台帳に記載されている価額を記入して下さい。 なお、直営医療機関等非課税の取り扱いを受けている土地については、市区町村へ照会すると近隣類似の土地の価額が承知できますので、その価額を参考にして記入して下さい。
時 価 評 価 額	1 平成 24 年度中に取得したものは取得価額を、2 平成 24 年度中に不動産鑑定士等の専門知識を有する者の評価を受けた場合はその評価額を、3 近隣類似の地価公示法による標準値の 1 平方メートル当たり価額により再評価できる場合(※)はその価額を、記入して下さい。 (※) 評価例：時価評価額＝評価物件の公示価額、または時価評価額＝評価物件の路線価×近隣類似の土地の公示価格÷近隣類似の土地の路線価、等 なお、公示価格は市町村役場、路線価は税務署で確認することが出来ます。
評 価 方 法	上記時価評価額の該当する番号を○で囲んで下さい。
評 価 年 月	該当する元号の数字を○で囲み、年月を記入して下さい。

(2) 直営保養所・保健会館に関する調査

ア この調査票には、平成 25 年 3 月 31 日現在における健康保険組合の所有する（借家などは含まれません。）直営保養所・保健会館について記入して下さい。

イ 健康保険組合が直営保養所・保健会館を所有しない場合は、その旨を記入欄のいずれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

建 物 の 状 況

固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成 25 年 3 月 31 日現在の建築面積（いわゆる建ぺい）、延べ面積（いわゆる延坪）及び帳簿価格について記入して下さい。

平成 24 年度の状況

平成 24 年度の決算書又は関係帳簿により、年間利用者延人数、総収入額、総支出額を記入して下さい。

平成 25 年度

医療経済実態調査（保険者調査）

記入要領（案）

（共済組合）

中央社会保険医療協議会

I 調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の主体

この調査は、中央社会保険医療協議会が行います。

3 調査対象

平成 25 年 3 月 31 日現在の共済組合を調査対象とします。

4 調査の種類及び調査事項

調査の種類及び調査事項は、次のとおりとします。

(1) 土地に関する調査（平成 24 年度末現在）

保険者調査票（1 土地に関する事項）の調査事項

(2) 直営保養所・保健会館に関する調査（平成 24 年度）

保険者調査票（2 直営保養所・保健会館に関する事項）の調査事項

5 調査の方法

中央社会保険医療協議会は、共済組合に調査票を配布し、共済組合は関係書類に基づき調査票を作成します。

6 調査票の提出期限

共済組合は、作成した調査票を平成 25 年 8 月 31 日（必着）までに中央社会保険医療協議会（〒100-8785 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省保険局調査課内）に提出して下さい。

Ⅱ 記 入 要 領

1 共通事項

- (1) 調査票の点線による区切りのある欄の数字の記入は、区切りごとに1字を記入し、必ず右詰めで記入して下さい（左側の余白には「0」を記入する必要はありません）。
- (2) 保険者名は、共済組合の名称を記入して下さい。

2 個別事項

(1) 土地に関する調査

ア この調査票には、平成25年3月31日現在で共済組合が所有（借地などは含まれません。）する土地について記入して下さい。また、共同所有の場合は、持分のみ記入して下さい。平成25年3月31日までに売却した場合は記入する必要はありません。

イ 共済組合が土地を所有しない場合は、その旨を記入欄のいずれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

施 設 の 種 類

共済組合の所有する土地に建設されている施設について、下記に該当するものは、該当する数字を○で囲んで下さい。

1 病院・診療所	2 老人保健施設
3 直営保養所	4 体育館・体育施設
5 保健会館	6 施設なし

所 在 地

所在地は、市区町村名まで記入して下さい。

地 目 / 面 積

固定資産台帳（課税台帳）又は財産目録などの記載に基づき平成25年3月31日現在で記入して下さい。

取 得 年 月 日

該当する元号の数字を○で囲み、年月日を記入して下さい。

帳 簿 価 額

固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成25年3月31日現在の価額を記入して下さい。

固 定 資 産 税 評 価 額	市区町村の土地課税台帳に記載されている価額を記入して下さい。 なお、直営医療機関等非課税の取り扱いを受けている土地については、市区町村へ照会すると近隣類似の土地の価額が承知できますので、その価額を参考にして記入して下さい。
時 価 評 価 額	1 平成 24 年度中に取得したものは取得価額を、2 平成 24 年度中に不動産鑑定士等の専門知識を有する者の評価を受けた場合はその評価額を、3 近隣類似の地価公示法による標準値の 1 平方メートル当たり価額により再評価できる場合(※)はその価額を、記入して下さい。 (※) 評価例：時価評価額＝評価物件の公示価額、または時価評価額＝評価物件の路線価×近隣類似の土地の公示価格÷近隣類似の土地の路線価、等 なお、公示価格は市町村役場、路線価格は税務署で確認することが出来ます。
評 価 方 法 評 価 年 月	上記時価評価額の該当する番号を○で囲んで下さい。 該当する元号の数字を○で囲み、年月を記入して下さい。

(2) 直営保養所・保健会館に関する調査

- ア この調査票には、平成 25 年 3 月 31 日現在における共済組合の所有する（借家などは含まれません。）直営保養所・保健会館について記入して下さい。
- イ 共済組合が直営保養所・保健会館を所有しない場合は、その旨を記入欄のいずれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

建 物 の 状 況

固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成
25 年 3 月 31 日現在の建築面積（いわゆる建ぺい）、
延べ面積（いわゆる延坪）及び帳簿価格について記入
して下さい。

平成 24 年度の状況

平成 24 年度の決算書又は関係帳簿により、年間利用
者延人数、総収入額、総支出額を記入して下さい（年
度途中に共済組合の再編が行われた場合には、施設毎
に再編前後の状況を合算したものを記入して下さい）。

平成 24 年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成 24 年度調査）
後発医薬品の使用状況調査 結果概要（速報）（案）

I. 調査の概要

1. 目的

- ・保険薬局における後発医薬品の調剤状況の変化等の把握
- ・医療機関における後発医薬品の使用状況や医師の処方に関する意識等の把握
- ・患者における後発医薬品に関する意識等の把握
- ・一般名処方に関する医師・薬剤師及び患者の意識等の把握

2. 調査対象

本調査では、「保険薬局調査」「病院調査」「医師調査」「診療所調査」「患者調査」の 5 つの調査を実施した。各調査の対象は、次のとおりである。

- ・保険薬局調査：全国の保険薬局の中から無作為抽出した 2,500 施設
（ただし、様式 1（処方せんベース）1,250 施設、様式 1（品目ベース）1,250 施設とした。様式 1 について、詳細後述）。
- ・診療所調査：全国の一般診療所の中から無作為抽出した 2,000 施設。
- ・病院調査：全国の病院の中から無作為抽出した 1,500 施設。
- ・医師調査：上記「病院調査」の対象施設に勤務する、診療科の異なる 2 名の医師。
- ・患者調査：上記「保険薬局調査」の対象施設に調査日に来局した患者。ただし、1 施設につき最大 2 名の患者とした。

3. 調査方法

- ・対象施設・医師・患者が記入する自記式調査票の郵送配布・回収とした。
- ・保険薬局調査については、施設属性、後発医薬品の調剤状況等を尋ねる「様式 1」と、薬剤料を尋ねる「様式 2」の 2 種類の調査票を配布した。このうち、「様式 1」については、調査対象期間中に対象薬局で受け付けた処方せんへの対応状況を把握するために、過去調査と同様に「処方せんベース」で把握する質問を設けた調査票（以下、「処方せんベース」と、対象の処方せんに記載された「品目ベース」で把握する質問を設けた調査票（以下、「品目ベース」）の 2 種類を設けた。なお、この 2 種類の調査票については他の質問項目は共通とした。
- ・診療所調査については、施設の概況、院外処方せんや一般名処方による処方せんの発行状況、後発医薬品の使用状況や使用に関する意識、後発医薬品を使用する上での課題等を尋ねる「診療所票」を配布した。

- ・病院調査については、施設の概況や院外処方せんの発行状況、入院患者に対する後発医薬品の使用状況、後発医薬品を使用する上での課題等を尋ねる「病院票」を配布した。
- ・医師調査については、後発医薬品の使用状況と使用に関する意識等を尋ねる「医師票」を配布した。配布に際しては、上記の「病院調査」の対象施設を通じて行った。
- ・患者調査については、後発医薬品の使用に対する意識等を尋ねる「患者票」を配布した。配布に際しては、上記の「保険薬局調査」の対象施設を通じて行った。
- ・医師調査及び患者調査の回収は、各医師及び患者から、事務局宛の返信用専用封筒にて直接回収した。
- ・調査実施時期は平成 24 年 8 月 31 日～平成 24 年 10 月 22 日。

4. 調査項目

区分	主な調査項目
(1)保険薬局調査	○薬局の概要 ・ 組織形態、職員数 ・ 調剤基本料の種類、基準調剤加算の有無、後発医薬品調剤体制加算の有無、処方せんの応需状況、後発医薬品調剤率 ○処方せんへの対応状況【処方せんベース】（平成 24 年 9 月 9 日～9 月 15 日 1 週間） ・ 取り扱い処方せん枚数、1 品目でも「変更不可」となっていない処方せん枚数、すべての品目が「変更不可」となっていない処方せん枚数、1 品目でも後発医薬品を調剤した処方せん枚数、1 品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した処方せん枚数、1 品目でも一般名処方となっている処方せん枚数 ・ 薬価収載されておらず後発医薬品に変更できなかった処方せん枚数、患者が希望しなかったために 1 品目も後発医薬品に変更できなかった処方せん枚数、外用剤が処方され同一剤形の後発医薬品が変更できなかった処方せん枚数 ・ すべてが変更不可となっている処方せん枚数、うち、後発医薬品を銘柄指定している処方せん枚数 ○後発医薬品への対応状況等 ・ 医薬品・後発医薬品の備蓄品目数、在庫金額、廃棄額の変化、後発医薬品の採用基準 ・ 後発医薬品の調剤に関する考え、後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいない場合の理由 ・ 一般名処方の処方せんについての後発医薬品使用に関する患者の意向確認の状況、把握する手段 ・ 一般名処方の処方せんや後発医薬品への変更が可能な処方せんを

	持参した患者に関して、後発医薬品についての十分な説明を行った患者の割合、後発医薬品を調剤しなかった理由、十分な説明を行わなかった理由等 ・ 患者が後発医薬品への変更を希望したにもかかわらず 1 品目も変更できなかった患者の人数、備蓄がなかった場合の対応等 ・ 薬剤情報提供文書を交付する際の、患者への口頭での説明の状況等 ・ 在庫調整の状況等 ・ 医療機関への変更調剤等に関する情報提供、変更調剤の際に効能の違いがある場合の対応等 ○ジェネリック医薬品軽減額通知の認知度等 ・ ジェネリック医薬品軽減額通知の認知度、ジェネリック医薬品希望カードや薬剤情報提供文書を提示された経験の有無等 ・ 患者が後発医薬品を頼みやすくなるための工夫等 ○後発医薬品使用についての考えや今後の課題等 ・ 後発医薬品使用についての考え ・ 後発医薬品使用を進める上で医師やメーカー、卸業者に望むこと等 ○薬剤料の変化 ・ 処方せんの記載銘柄に基づき調剤した場合の薬剤料及び実際に調剤した薬剤料等
(2)診療所調査	○医師の属性等 ・ 性別、年齢、担当診療科 ○施設の概要 ・ 所在地、開設者、種別、許可病床数、主たる診療科、医師数・薬剤師数 ・ オーダリングシステムの導入状況 ・ 1 か月間の外来延べ患者数、1 か月間の外来診療実日数等 ○後発医薬品の使用状況等 ・ 医薬品・後発医薬品の備蓄品目数、購入額、廃棄額 ・ 後発医薬品の備蓄品目数の今後の予定 ・ 1 年前と比較した後発医薬品の供給体制の変化 ・ 後発医薬品の情報収集源、採用に際して重視すること ・ 採用医薬品リストの薬剤師会等への提供状況等 ○入院患者に対する後発医薬品の使用状況等 ・ 入院患者に対する後発医薬品の使用状況、後発医薬品を積極的に使用しない場合の理由 ・ 後発医薬品を使用して生じた問題の有無と内容 ・ 後発医薬品の使用を進める上で必要な対応等 ○外来患者に対する後発医薬品の使用状況等

	・ 院外処方せん発行の有無 ・ 後発医薬品の処方に関する意識、処方しない場合の理由 ・ 1年前と比較した後発医薬品の処方状況 ・ 平成24年4月以降、後発医薬品への変更不可欄にチェックした処方せん発行の有無、割合、その理由等 ・ 一般名処方による処方せん発行の経験、状況、それに対する患者からの相談や問合せの有無、事務的な負担の変化等 ・ 一般名処方による処方せんを発行しやすくするための環境 ・ 保険薬局で後発医薬品に変更した場合の情報提供の有無、望ましい情報提供等 ○患者からの意思表示の状況等 ・ 薬剤情報提供文書を患者から提示された経験の有無、患者数、実際に後発医薬品を処方した患者の割合、薬剤情報提供文書に後発医薬品に関する情報を掲載することになり、患者の後発医薬品に対する関心は高まったか ・ ジェネリック医薬品軽減額通知・ジェネリック医薬品希望カードを患者から提示された経験の有無等 ○後発医薬品の使用にあたっての課題等 ・ 後発医薬品の処方を進める上で必要な環境 ・ 後発医薬品使用にあたっての課題等
(3)病院調査	○施設の概要 ・ 開設者、標榜診療科、病院種別、DPCの対応状況、特定入院料の状況、許可病床数、医師数・薬剤師数 ・ オーダリングシステムの導入状況 ・ 1か月間の外来延べ患者数、1か月間の外来診療実日数、平均在院患者数等 ○後発医薬品の使用状況等 ・ 後発医薬品使用体制加算の状況 ・ 医薬品・後発医薬品の備蓄品目数、購入額、廃棄額 ・ 後発医薬品の備蓄品目数の今後の予定 ・ 1年前と比較した後発医薬品の供給体制の変化 ・ 後発医薬品の情報収集源、採用に際して重視すること ・ 採用医薬品リストの薬剤師会等への提供状況等 ○外来患者に対する後発医薬品の使用状況等 ・ 院内投薬及び院外処方における後発医薬品の使用状況 ・ 一般名処方の処方せん発行の対応状況、それに対する患者からの相談や問合せの有無、事務的な負担の変化等 ・ 一般名処方による処方せんを発行しやすくするための環境

	○入院患者に対する後発医薬品の使用状況等 ・ 入院患者に対する後発医薬品の使用状況、後発医薬品を積極的に使用しない場合の理由 ・ 後発医薬品を使用して生じた問題点 ・ 後発医薬品の使用を進める上で必要な対応等 ○後発医薬品の使用にあたっての課題等 ・ 後発医薬品の処方を進める上で必要な環境 ・ 後発医薬品使用にあたっての課題等
(4)医師調査	○属性等 ・ 性別、年齢、担当診療科、1日当たり外来診察患者数 ○外来患者に対する後発医薬品の使用状況等 ・ 後発医薬品の処方に関する意識、処方しない場合の理由 ・ 1年前と比較した後発医薬品の処方状況 ・ 平成24年4月以降、後発医薬品への変更不可欄にチェックした処方せん発行の有無、割合、その理由等 ・ 一般名処方による処方せん発行の経験、状況、それに対する患者からの相談や問合せの有無、事務的な負担の変化等 ・ 一般名処方による処方せんを発行しやすくするための環境 ・ 保険薬局で後発医薬品に変更した場合の情報提供の有無、望ましい情報提供等 ○患者からの意思表示の状況等 ・ 薬剤情報提供文書を患者から提示された経験の有無、患者数、実際に後発医薬品を処方した患者の割合、薬剤情報提供文書に後発医薬品に関する情報を掲載することになり、患者の後発医薬品に対する関心は高まったか ・ ジェネリック医薬品軽減額通知・ジェネリック医薬品希望カードを患者から提示された経験の有無等 ○後発医薬品の使用にあたっての課題等 ・ 後発医薬品の処方を進める上で必要な環境 ・ 後発医薬品使用にあたっての課題等
(5)患者調査	○属性等 ・ 性別、年齢、都道府県 ・ 診療を受けた診療科、薬局への来局頻度、かかりつけ薬局の有無、加入している公的医療保険の種類 ・ 自己負担額、一般名処方の有無、後発医薬品処方の有無、後発医薬品への変更の有無 ○一般名処方についての経験・考え等

	・ 一般名処方 of 認知状況 ・ 一般名処方 of 処方せんを受け取った経験の有無、保険薬局の薬剤師の説明 ・ 一般名処方 of 処方せんを受け取って困ったこと of 有無、その内容 ・ 処方形態についての意向 ○後発医薬品 of 使用に対する意識等 ・ 後発医薬品に対する関心 of 有無、認知度、使用経験 ・ 医師や薬剤師からの後発医薬品についての説明 of 有無 ・ 後発医薬品処方を申し出た経験 of 有無、申し出 of のしやすさ等 ○先発医薬品から後発医薬品への変更についての経験等 ・ 先発医薬品から後発医薬品に変更した薬 of 有無、そのきっかけ、体調不良などの経験 of 有無、薬代の負担感 ○後発医薬品 of 使用促進の取組に関する経験・考え ・ ジェネリック医薬品軽減額通知受取り of 経験 of 有無、それによる後発医薬品への変更経験 of 有無、後発医薬品に変えなかった場合 of 理由、今後の受取希望 ・ 薬剤情報提供文書 of 後発医薬品に関する情報を見た経験 of 有無、価格差が表示されていたか、薬局で説明を受けたか、薬剤情報提供文書をもとに医師や薬剤師に処方・調剤をお願いした経験があるか、薬剤情報提供文書 of 有用度 ○後発医薬品使用についての意向 ・ 後発医薬品 of 使用に関する今後の意向 ・ 後発医薬品を使用する上で重要なこと ・ 後発医薬品を使用する際の軽減額と使用意向との関係等

Ⅱ．調査の結果

1．回収結果

図表 1 回収の状況

調査区分	発送数	有効回収数	有効回収率
①保険薬局調査			
保険薬局数(様式1)	2,500	1,113	44.5%
保険薬局数(様式1)(処方せんベース)	1,250	567	45.4%
保険薬局数(様式1)(品目ベース)	1,250	546	43.7%
様式2に記載された処方せん枚数(798 薬局分)	—	42,124	—
②診療所調査			
一般診療所数	2,000	506	25.3%
③病院調査			
病院数	1,500	323	21.5%
④医師調査			
医師数	3,000	458	15.3%
⑤患者調査			
患者数	5,000	1,332	26.6%

2. 保険薬局調査の結果

【調査対象等】

○調査票 様式1（品目ベース・処方せんベースの2種類）

調査対象：全国の保険薬局の中から無作為抽出した保険薬局 2,500 施設

回 答 数：1,113 施設（品目ベース・処方せんベースの回答薬局数の合計）

回 答 者：管理者

○調査票 様式2

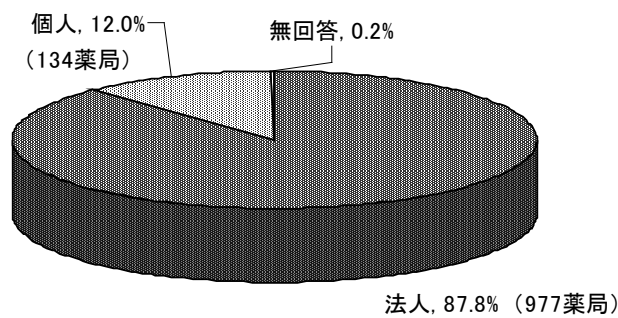
処方せん枚数：42,124 枚（798 薬局分）

回 答 者：管理者

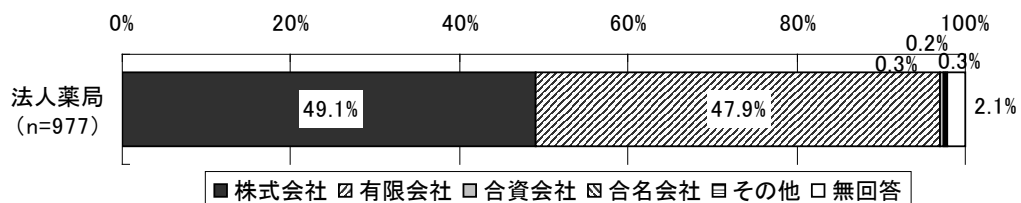
（1）薬局の属性

①組織形態

図表 2 組織形態（法人・個人別）（n=1,113）



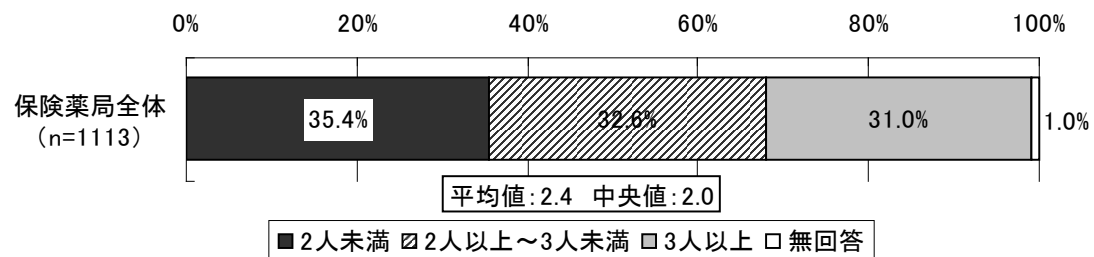
図表 3 法人薬局の内訳



②職員数

1) 薬剤師

図表 4 薬剤師の職員数（常勤換算）

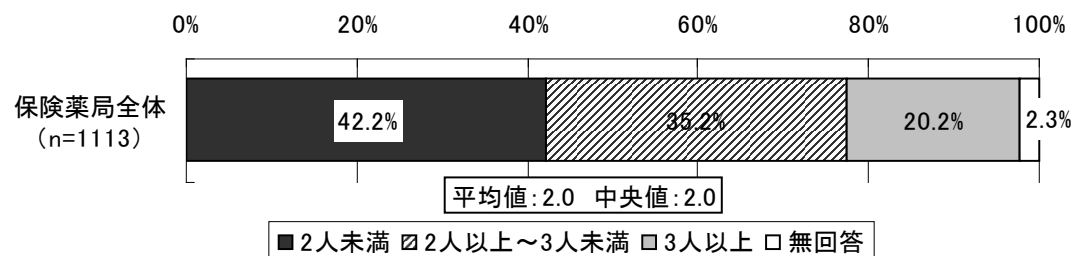


(注) 常勤換算は、次の計算式で算出した。また、常勤換算後の職員数は小数点以下第1位までとした（以下、同様である）。

- ・ 1週間に数回勤務の場合：（非常勤職員の1週間の勤務時間）÷（当該薬局が定めている常勤職員の1週間の勤務時間）
- ・ 1か月に数回勤務の場合：（非常勤職員の1か月の勤務時間）÷（当該薬局が定めている常勤職員の1週間の勤務時間×4）

2) その他

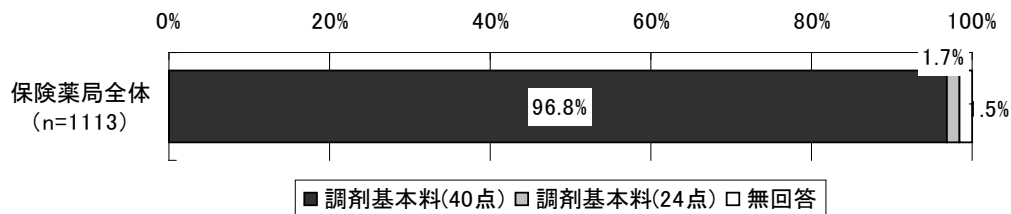
図表 5 その他（事務職員等）の職員数（常勤換算）



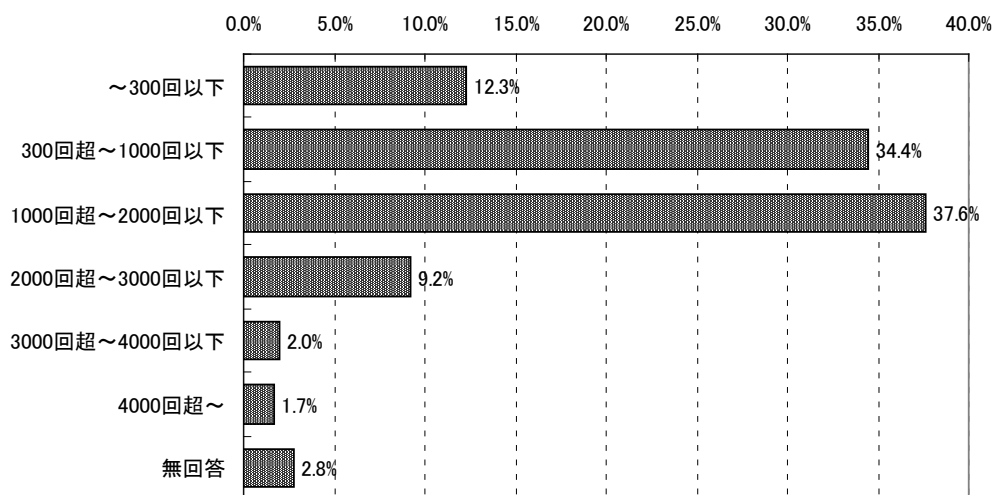
(2) 調剤の状況等

①調剤基本料

図表 6 調剤基本料

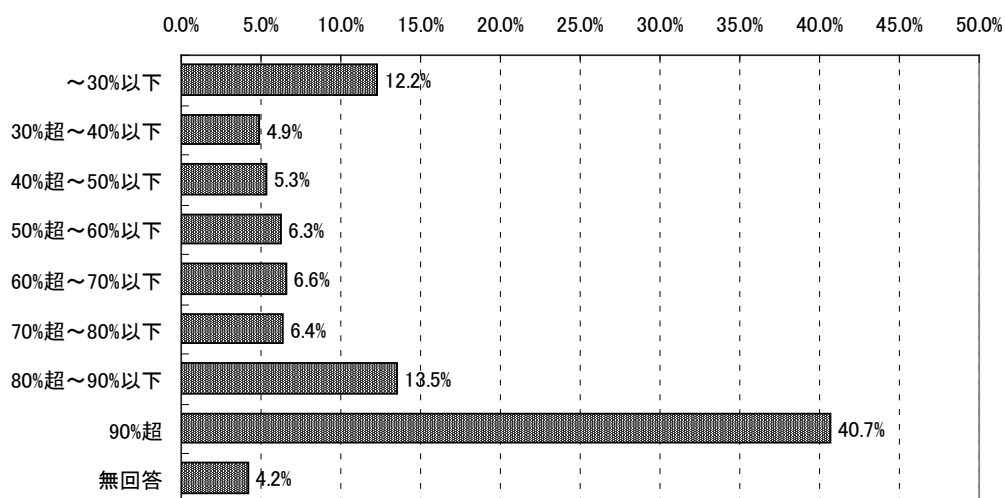


図表 7 全処方せんの受付回数（1 か月当たり）



(注) 調剤基本料の根拠となる「全処方せんの受付回数（回／月）」

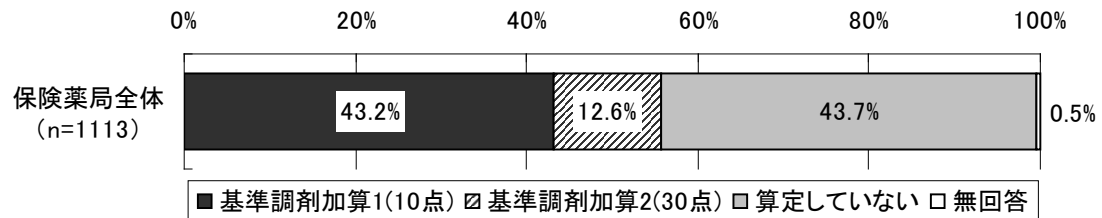
図表 8 主たる保険医療機関に係る処方せんの受付回数の割合



(注) 調剤基本料の根拠となる「全処方せんの受付回数（回／月）」

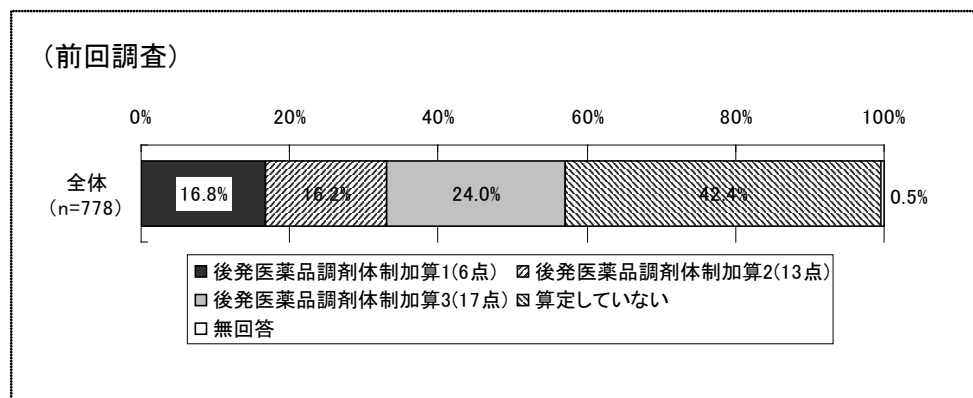
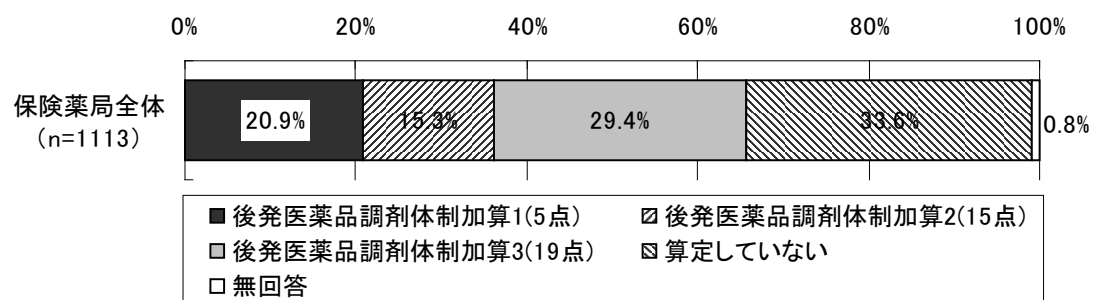
②基準調剤加算

図表 9 基準調剤加算



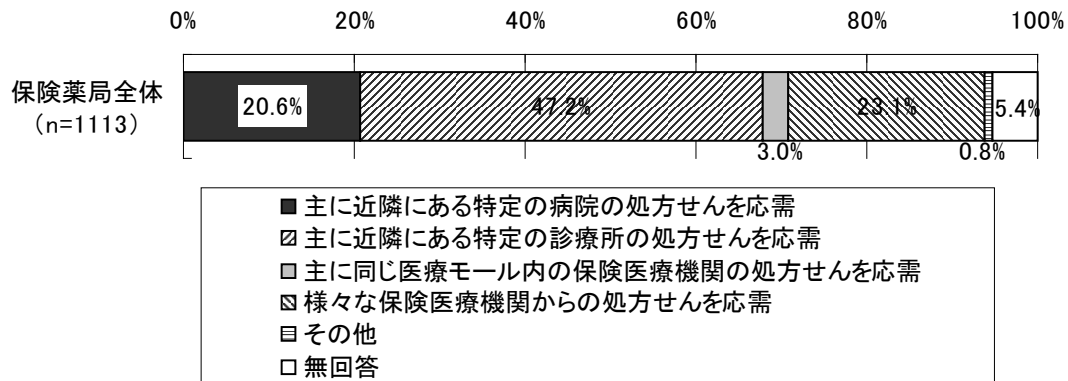
③後発医薬品調剤体制加算

図表 10 後発医薬品調剤体制加算の算定状況



④処方せんの応需状況

図表 11 処方せんの応需状況



⑤後発医薬品調剤率

図表 12 後発医薬品調剤率（数量ベース）（n=956）

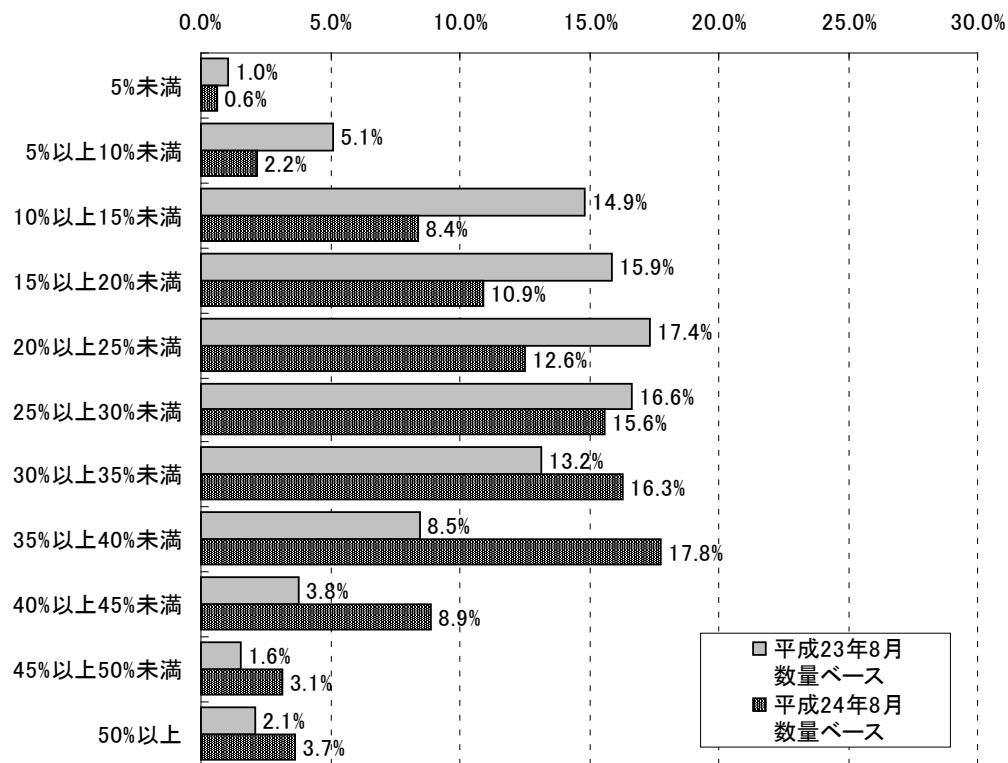
（単位：％）

	平成 23 年			平成 24 年		
	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値
1 月	24.0	10.9	23.1	25.5	11.2	24.9
2 月	23.9	10.9	23.0	26.0	11.3	25.1
3 月	23.6	10.7	22.8	25.9	11.3	25.1
4 月	24.0	10.9	23.1	28.0	11.4	27.8
5 月	24.3	11.0	23.4	28.6	11.5	28.9
6 月	24.3	10.9	23.4	29.1	11.5	29.5
7 月	24.3	10.8	23.7	29.3	11.4	29.6
8 月	24.5	10.8	23.5	29.4	11.2	29.9

（注）すべての項目に回答があった 956 施設を集計対象とした。

⑥後発医薬品調剤率別にみた薬局数の分布

図表 13 後発医薬品調剤率（数量ベース）にみた薬局数の分布
（平成 23 年 8 月及び平成 24 年 8 月、n=956）

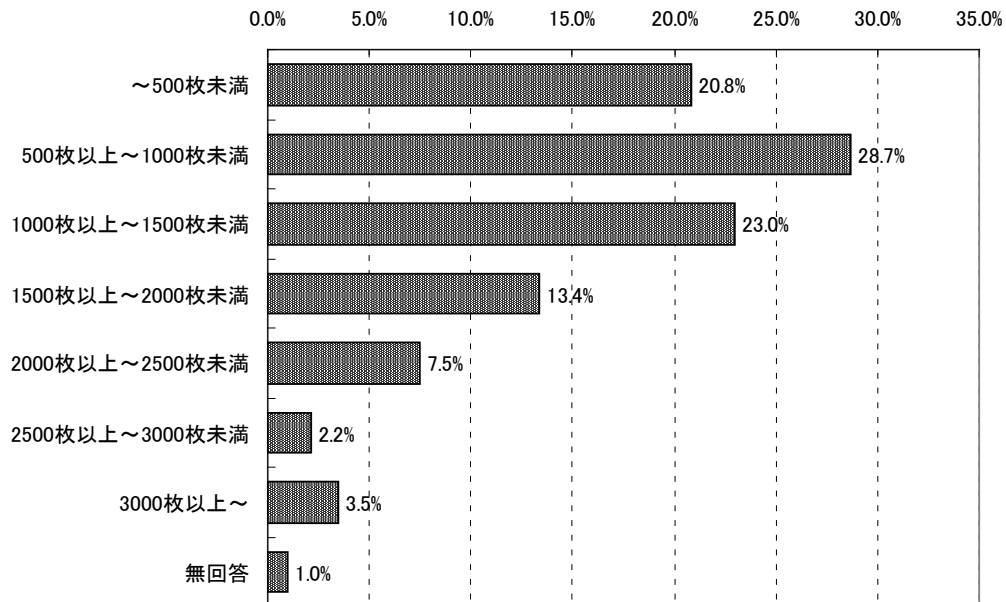


(注) ・ 各月すべてに回答があった 956 施設を集計対象とした。

・ 数量ベース：1 か月間に調剤した後発医薬品について薬価基準上の規格単位ごとに数えた数量
 $\div$ 1 か月間に調剤した全調剤について薬価基準上の規格単位ごとに数えた数量 $\times 100$

⑦ 1 か月間の取扱い処方せん枚数

図表 14 1 か月間の取扱い処方せん枚数（平成 24 年 8 月 1 か月間、n=1113）



図表 15 1 か月間の取扱い処方せん枚数（平成 24 年 8 月 1 か月間、n=1102）

	平均値	標準偏差	中央値
取扱い処方せん枚数(枚)	1,160.6	892.7	999.5

（注）取扱い処方せん枚数について回答があった 1102 施設を集計対象とした。

⑧営業日数（平成 24 年 8 月 1 か月間）

図表 16 営業日数（平成 24 年 8 月 1 か月間、n=1100）

	平均値	標準偏差	中央値
営業日数(日)	22.9	3.5	23.0

（注）・半日の開局は 0.5 日として計算した。

・営業日数について回答があった 1100 施設を集計対象とした。

(3) 取り扱い処方せん状況【様式1が「処方せんベース」である567施設を対象】

①1週間の取り扱い処方せん枚数の内訳

図表 17 1週間の取り扱い処方せん枚数の内訳 (457 薬局分)

	(今回調査)		(参考) 前回調査
	枚数(枚)	割合	
①すべての取り扱い処方せん	125,952	100.0%	100.0%
②①のうち、1品目でも「変更不可」となっていない品目がある処方せん(変更不可欄に、「レ」又は「×」が記載されていない医薬品がある処方せん。一般名処方を含む)	96,576	76.7%	69.0%*1
③②のうち、すべての品目が「変更不可」となっていない処方せん(変更不可欄に、「レ」又は「×」の記載が1つもない処方せん。一般名処方を含む)	86,414	68.6%	—
④②のうち、1品目でも後発医薬品を調剤した処方せん	47,640	37.8%	32.3%
⑤④のうち、1品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した処方せん(一般名処方によるものを後発医薬品で調剤した場合を含む)	26,410	21.0%	5.7%*2
⑥②のうち、1品目でも一般名処方となっている処方せん	39,155	31.1%	—
⑦②のうち、いずれの先発医薬品にも後発医薬品が薬価収載されておらず、後発医薬品に変更できなかった処方せん	11,853	9.4%	8.1%
⑧②のうち、患者が希望しなかったため、1品目も後発医薬品に変更できなかった処方せん(過去に確認済みの場合を含む)	20,518	16.3%	14.4%
⑨②のうち、外用剤が処方され、同一剤形の後発医薬品がなかったため変更できなかった処方せん(クリーム、ローション、軟膏はそれぞれ別剤形とする)	3,222	2.6%	1.9%
⑩①のうち、すべてが変更不可となっている処方せん	29,376	23.3%	31.0%
⑪⑩のうち、後発医薬品を銘柄指定している処方せん	7,898	6.3%	10.9%

*1 前回調査では「『後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更がすべて不可』欄に処方医の署名等がない処方せん」。

*2 前回調査では、「1品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した処方せん」。

(注) 処方せんベースの調査票回答薬局 567 施設のうち、1週間の処方せん枚数の内訳について記載のあった457施設を集計対象とした。

②後発医薬品への変更割合（処方せん枚数ベース）

図表 18 1品目でも「変更不可」となっていない処方せん（n=96,576）における、
後発医薬品への変更状況

（平成24年9月9日～9月15日1週間分の処方せんベース、457薬局分）

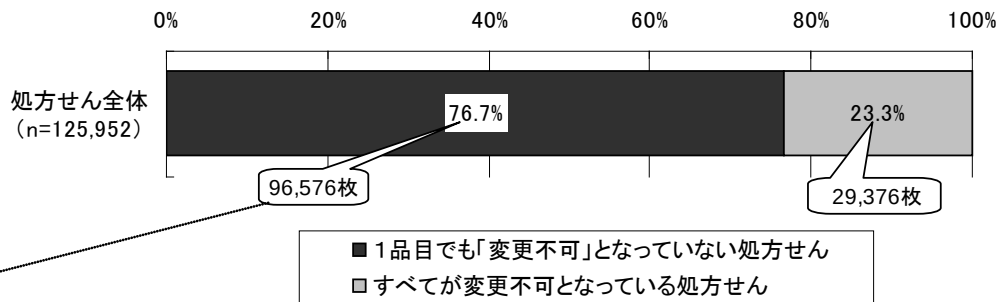
	（今回調査）		（参考） 前回調査
	枚数（枚）	割合	
①1品目でも「変更不可」となっていない処方せん（変更不可欄に、「レ」又は「×」が記載されていない医薬品がある処方せん。一般名処方を含む）	96,576	100.0%	100.0%*1
②①のうち、すべての品目が「変更不可」となっていない処方せん（変更不可欄に、「レ」又は「×」の記載が1つもない処方せん。一般名処方を含む）	86,414	89.5%	—
③①のうち、1品目でも後発医薬品を調剤した処方せん	47,640	49.3%	46.8%
④③のうち、1品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した処方せん（一般名処方によるものを後発医薬品で調剤した場合を含む）	26,410	27.3%	8.3%*2
⑤①のうち、1品目でも一般名処方となっている処方せん	39,155	40.5%	—
⑥①のうち、いずれの先発医薬品にも後発医薬品が薬価収載されておらず、後発医薬品に変更できなかった処方せん	11,853	12.3%	11.8%
⑦①のうち、患者が希望しなかったため、1品目も後発医薬品に変更できなかった処方せん（過去に確認済みの場合を含む）	20,518	21.2%	20.9%
⑧①のうち、外用剤が処方され、同一剤形の後発医薬品がなかったため変更できなかった処方せん（クリーム、ローション、軟膏はそれぞれ別剤形とする）	3,222	3.3%	2.8%

*1 前回調査では「『後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更がすべて不可』欄に処方医の署名等がない処方せん」。

*2 前回調査では、「1品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した処方せん」。

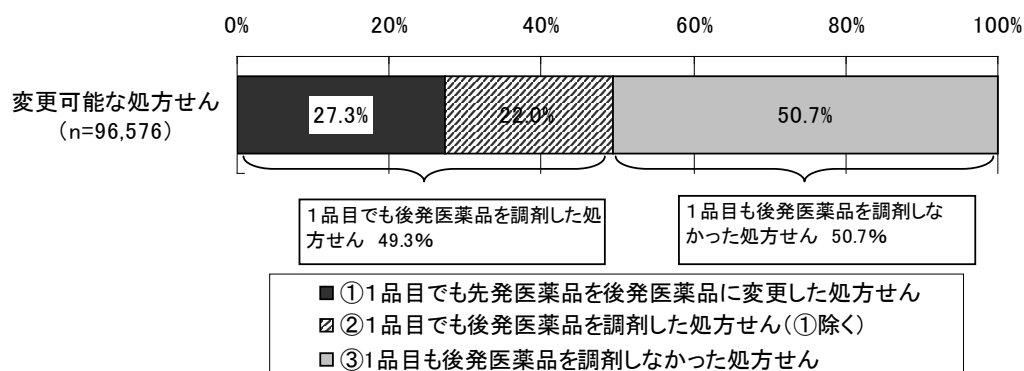
（注）処方せんベースの調査票回答薬局 567 施設のうち、1 週間の処方せん枚数の内訳について記載のあった 457 施設を集計対象とした。

図表 19 すべての処方せんにおける、1品目でも「後発医薬品への変更不可」となっていない処方せんの状況（平成24年9月9日～9月15日1週間の処方せん枚数ベース）



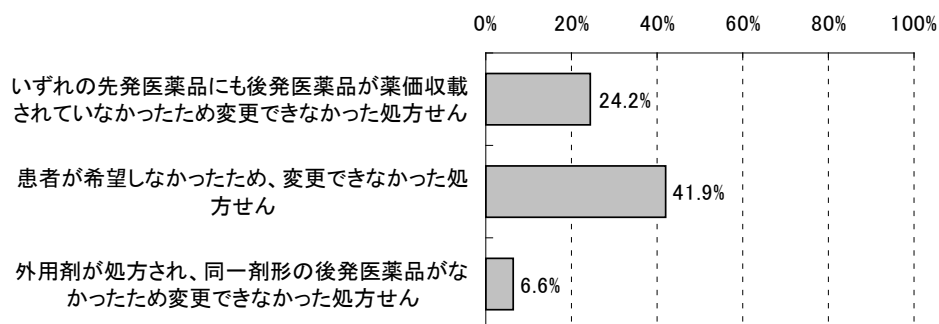
（注）「1品目でも『変更不可』となっていない処方せん」には、一般名処方による処方せんも含まれる。

図表 20 1品目でも「変更不可」となっていない処方せん（n=96,576）における、後発医薬品への変更状況（平成24年9月9日～9月15日1週間の処方せん枚数ベース）



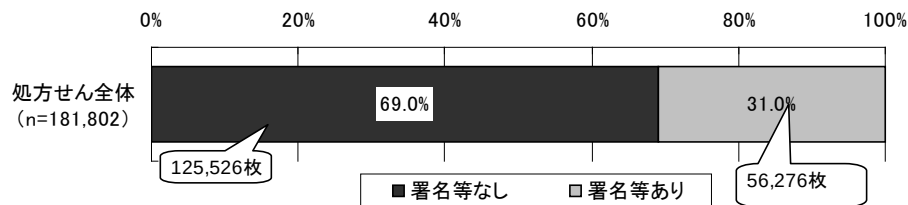
（注）「① 1品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した処方せん」には、一般名処方によるものを後発医薬品で調剤した場合も含まれる。

図表 21 1品目でも「変更不可」となっていない処方せんのうち、1品目も後発医薬品を調剤しなかった処方せん（n=48,936）の内訳（平成24年9月9日～9月15日1週間の処方せん枚数ベース、複数回答）

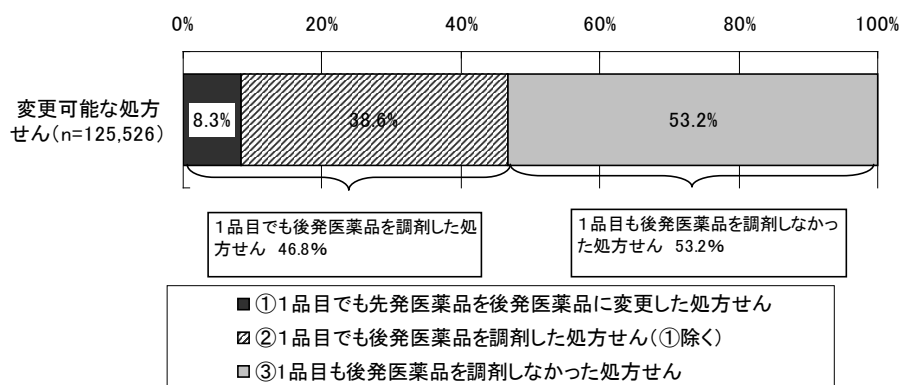


(前回調査)

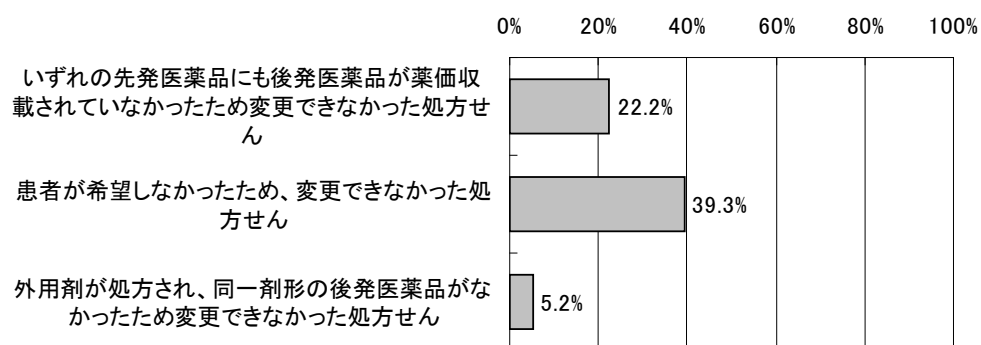
図表 すべての処方せんにおける、「後発医薬品への変更不可」欄の処方医の署名等の有無（平成 23 年 8 月 18 日～8 月 24 日 1 週間の処方せん枚数ベース）



図表 「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がない処方せん（n=125,526）における、後発医薬品への変更状況（平成 23 年 8 月 18 日～8 月 24 日 1 週間の処方せん枚数ベース）

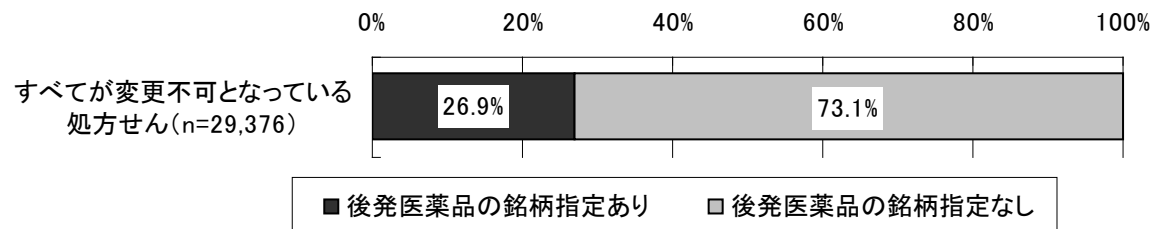


図表 「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がない処方せんのうち、1品目も後発医薬品を調剤しなかった処方せん（n=66,756）の内訳（平成 23 年 8 月 18 日～8 月 24 日 1 週間の処方せん枚数ベース、複数回答）

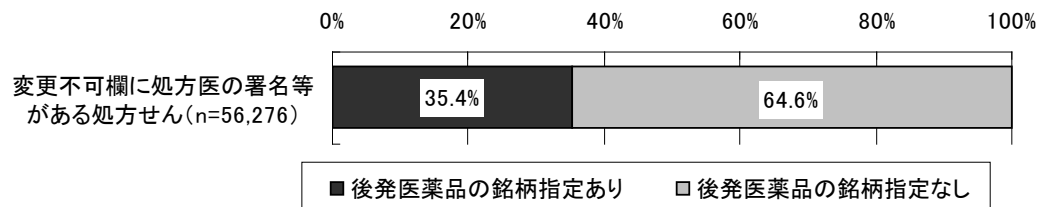


③すべてが変更不可となっている処方せんのうち、後発医薬品を銘柄指定している処方せんの割合（処方せん枚数ベース）

図表 22 すべてが変更不可となっている処方せんのうち、後発医薬品の銘柄指定をしている処方せんの割合（平成 24 年 9 月 9 日～9 月 15 日 1 週間の処方せん枚数ベース）

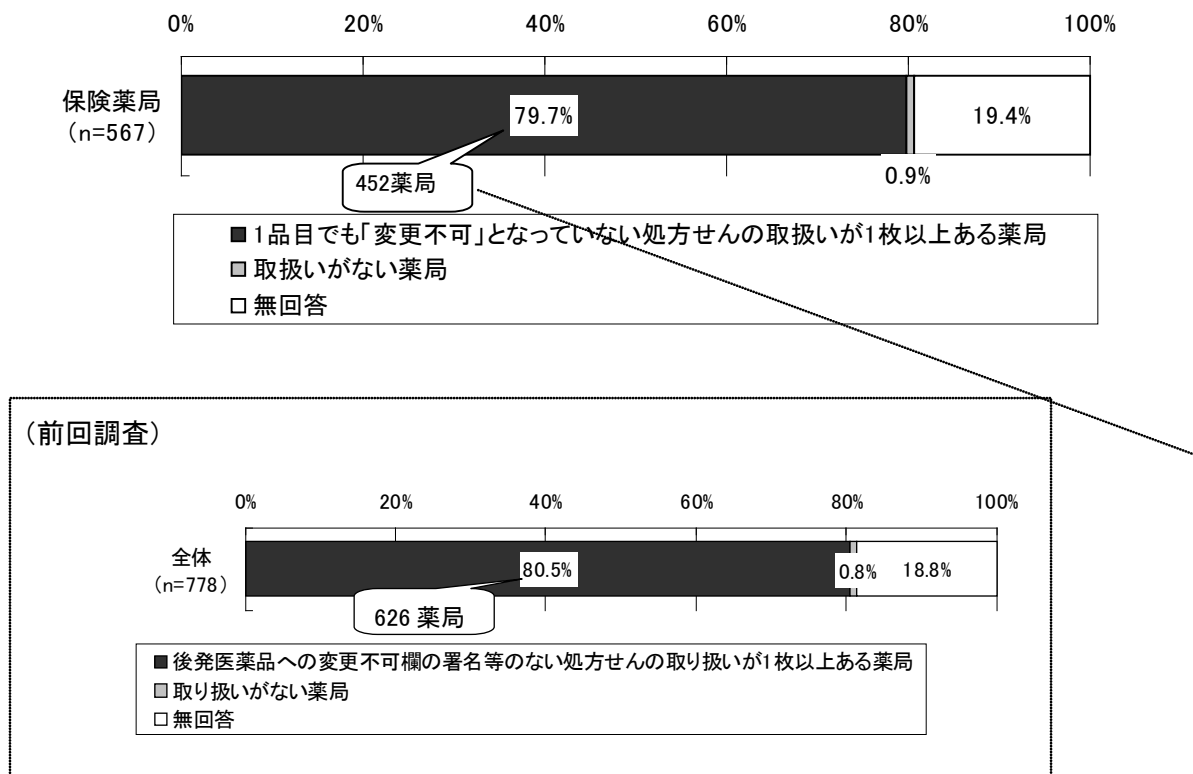


（前回調査）

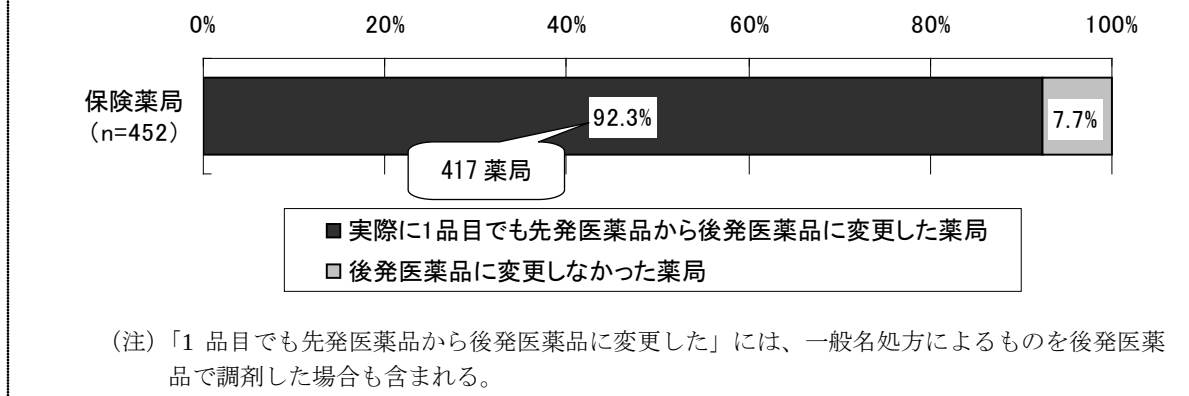


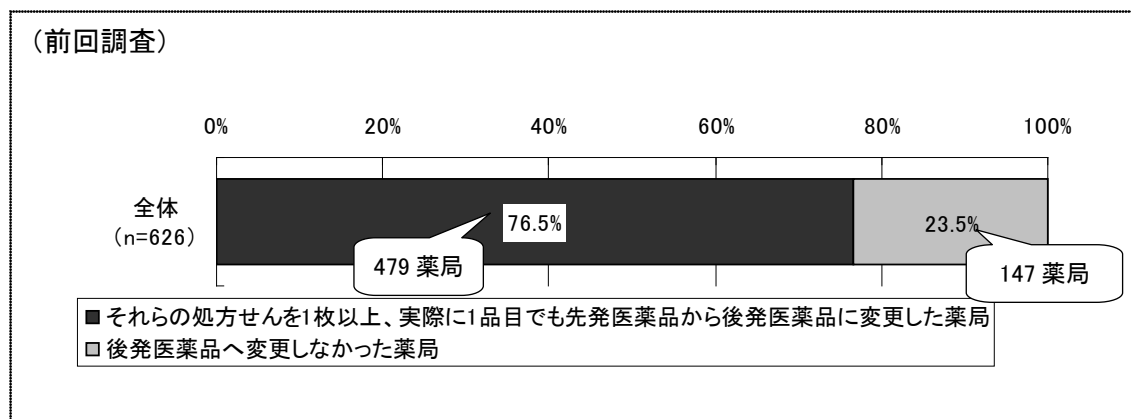
④後発医薬品への変更割合（薬局数ベース）

図表 23 1 か月間の取り扱い処方せんのうち、1 品目でも「変更不可」となっていない処方せんを取り扱った薬局数の割合（薬局数ベース）

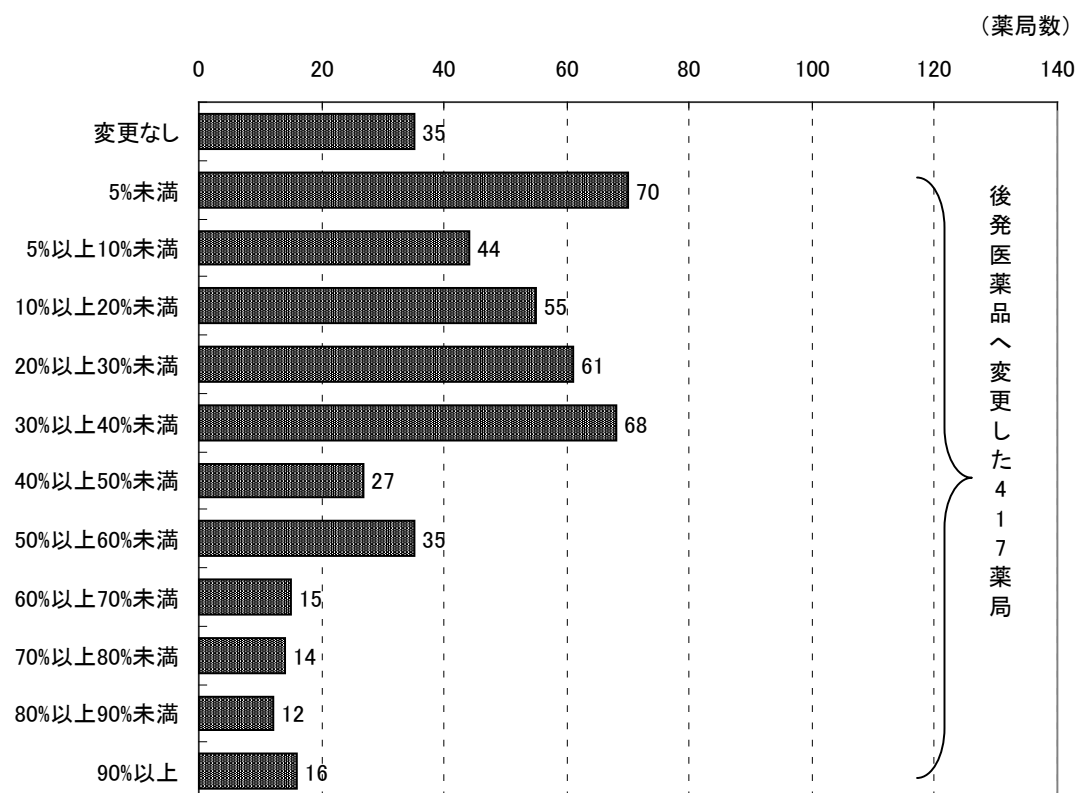


図表 24 1 品目でも「変更不可」となっていない処方せんの取扱いが1 枚以上ある薬局（452 薬局）のうち、実際に1 品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した薬局数の割合（薬局数ベース）





図表 25 1品目でも「変更不可」となっていない処方せんの取扱いが1枚以上ある薬局（452薬局）における、後発医薬品への変更可の処方せんに占める、後発医薬品への変更割合別の度数分布（薬局数ベース）



(注)・1品目でも「変更不可」となっていない処方せんに対する「1品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した」処方せんの割合。
・「1品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した」処方せんには、一般名処方によるものを後発医薬品で調剤した場合も含まれる。

(4) 取り扱い処方せん状況【様式1が「品目ベース」である546施設を対象】

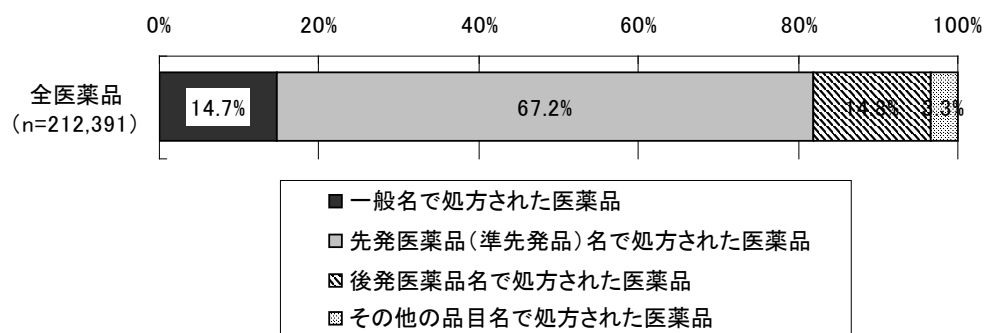
① 1週間の取り扱い処方せん枚数の内訳

図表 26 1週間の取り扱い処方せんに記載された医薬品の品目数と対応状況別品目数
(404薬局、総処方せん100,509枚に記載された212,391品目数)

	品目数	割合
①一般名で処方された医薬品目数	31,268	14.7%
②後発医薬品を選択した医薬品の品目数	19,362	9.1%
③先発医薬品(準先発品を含む)を選択した医薬品の品目数	11,906	5.6%
④先発医薬品(準先発品)名で処方された医薬品目数	142,645	67.2%
⑤「変更不可」となっていない医薬品目数	105,262	49.6%
⑥先発医薬品を後発医薬品に変更した医薬品目数	10,656	5.0%
⑦後発医薬品が薬価収載されていないため、後発医薬品に変更できなかった医薬品目数	34,437	16.2%
⑧患者が希望しなかったため、後発医薬品に変更できなかった医薬品目数(過去に確認済みの場合を含む)	31,042	14.6%
⑨外用剤が処方され、同一剤形の後発医薬品がなかったため変更できなかった医薬品目数	2,819	1.3%
⑩後発医薬品名で処方された医薬品目数	31,446	14.8%
⑪「変更不可」となっている医薬品目数	6,324	3.0%
⑫その他(漢方製剤など、先発医薬品・準先発品・後発医薬品のいずれにも該当しない医薬品)の品目名で処方された医薬品目数	7,032	3.3%
⑬処方せんに記載された医薬品目数の合計	212,391	100.0%

(注) 品目ベースの調査票回答薬局 546 施設のうち、1 週間の処方せんに記載された医薬品品目数の内訳について記載のあった 404 施設を集計対象とした。この 404 施設の 1 週間に取り扱った処方せん枚数の合計は 100,509 枚であり、処方せん記載の医薬品品目数の総数は 212,391 品目であった。

図表 27 1 週間の取り扱い処方せんに記載された医薬品の処方せん記載内容別内訳
(404 薬局、総処方せん 100,509 枚に記載された 212,391 品目数)

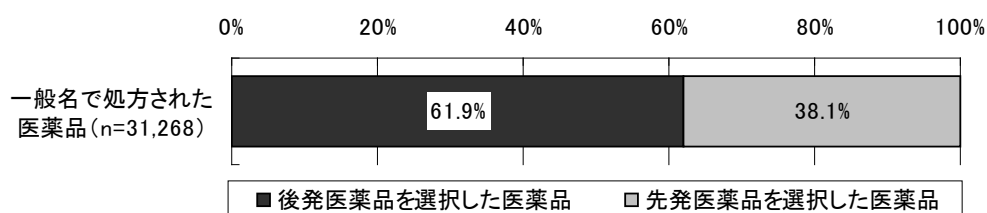


(注)・品目ベースの調査票回答薬局 546 施設のうち、1 週間の処方せんに記載された医薬品品目数の内訳について記載のあった 404 施設を集計対象とした。この 404 施設の 1 週間に取り扱った処方せん枚数の合計は 100,509 枚であり、処方せん記載の医薬品品目数の総数は 212,391 品目であった。
・「その他」とは、漢方製剤など、先発医薬品・準先発品・後発医薬品のいずれにも該当しない医薬品。

②後発医薬品への変更割合等（品目ベース）

1) 一般名で処方された医薬品における後発医薬品を選択した割合

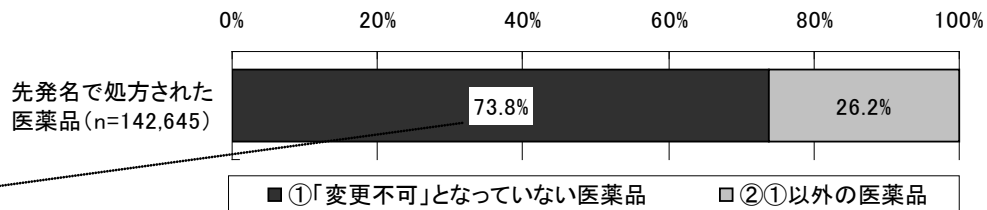
図表 28 一般名で処方された医薬品 (n=31,268) における、後発医薬品の調剤状況
(平成 24 年 9 月 9 日～9 月 15 日 1 週間分の品目ベース、404 薬局分)



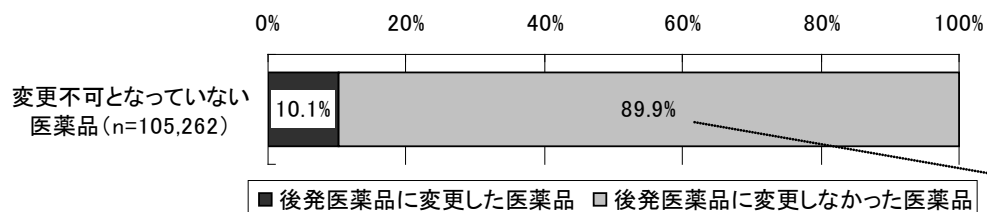
(注)「先発医薬品」には、準先発品も含まれる。

2) 先発医薬品（準先発品）名で処方された医薬品における、「変更不可」のチェックの状況

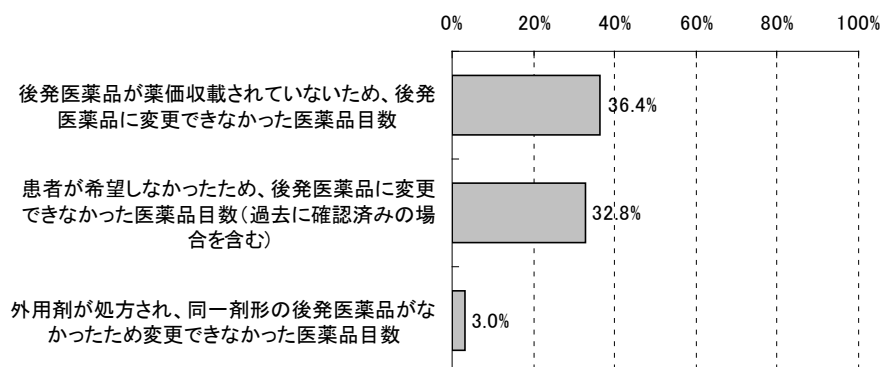
図表 29 先発医薬品（準先発品）名で処方された医薬品（n=142,645）における、「変更不可」の状況
（平成 24 年 9 月 9 日～9 月 15 日 1 週間分の品目ベース、404 薬局分）



図表 30 先発医薬品（準先発品）名で処方された医薬品で「変更不可」となっていない医薬品（n=105,262）における、後発医薬品に変更した医薬品の割合
（平成 24 年 9 月 9 日～9 月 15 日 1 週間分の品目ベース、404 薬局分）

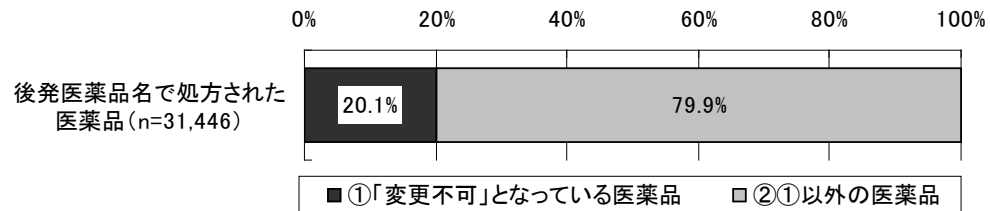


図表 31 先発医薬品名で処方され「変更不可」となっていない医薬品のうち、後発医薬品に変更しなかった医薬品（n=94,606）について、後発医薬品を調剤しなかった理由別分布
（平成 24 年 9 月 9 日～9 月 15 日 1 週間分の品目ベース、複数回答）



3) 後発医薬品名で処方された医薬品における、「変更不可」のチェックの状況

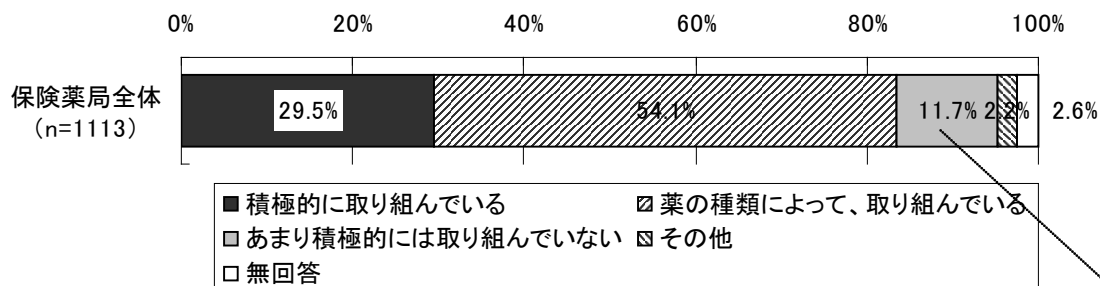
図表 32 後発医薬品名で処方された医薬品（n=31,446）における、「変更不可」の状況
（平成 24 年 9 月 9 日～9 月 15 日 1 週間分の品目ベース、404 薬局分）



（５）後発医薬品への対応状況

①後発医薬品の調剤に関する考え

図表 33 後発医薬品の調剤に関する考え

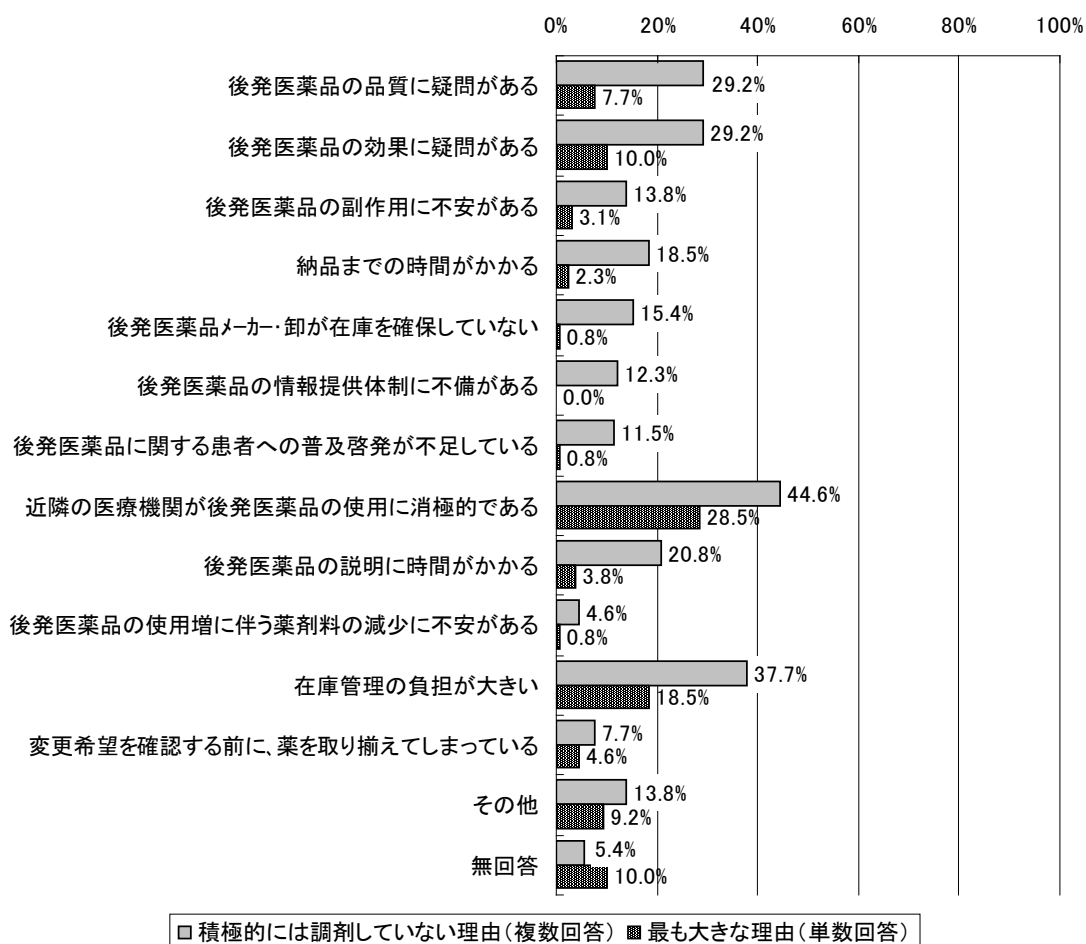


（注）凡例の正確な表現は次のとおり。

「積極的に取り組んでいる」：「後発医薬品を積極的に患者に説明して、調剤するよう取り組んでいる」
「薬の種類によって、取り組んでいる」：「薬の種類によって、後発医薬品を患者に説明して、調剤するよう取り組んでいる」。前回調査では「薬効によって、後発医薬品を患者に説明して、調剤するよう取り組んでいる」と異なる。

「あまり積極的には取り組んでいない」：「後発医薬品の説明・調剤にあまり積極的には取り組んでいない」。

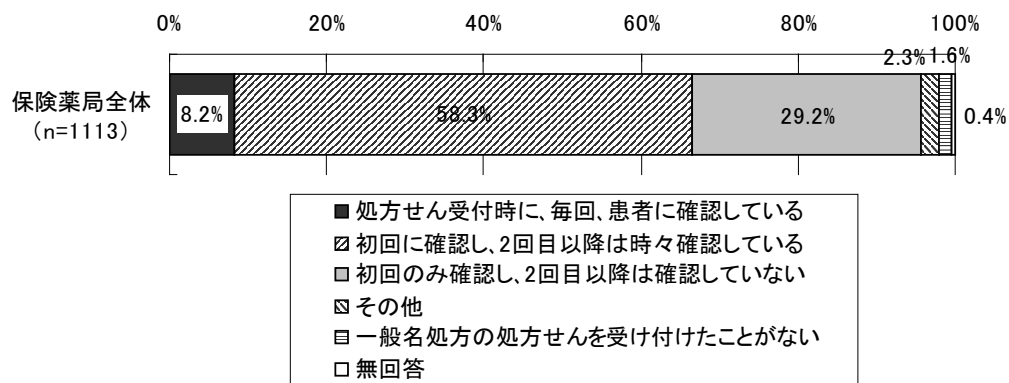
図表 34 あまり積極的には取り組んでいない理由（「後発医薬品の説明・調剤にあまり積極的には取り組んでいない」と回答した薬局、n=130、複数回答）



②後発医薬品使用に関する患者の意向確認

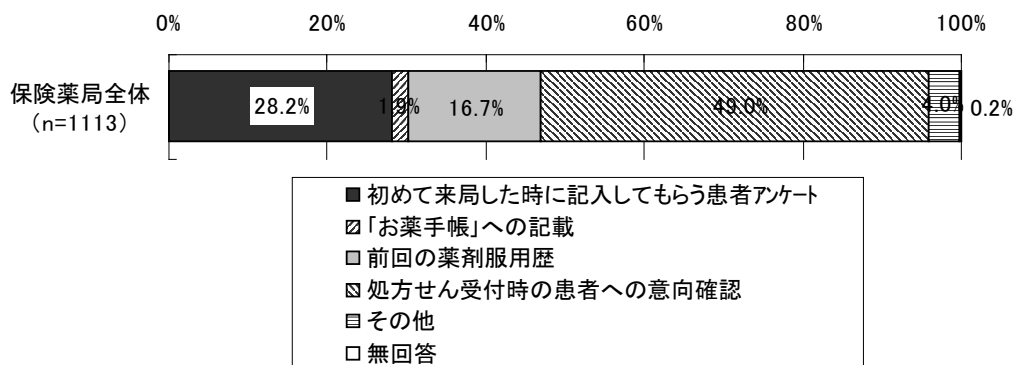
1) 一般名処方処方せんについて、後発医薬品使用に関する患者の意向確認の状況

図表 35 一般名処方処方せんについて、後発医薬品使用に関する患者の意向の確認状況



2) 後発医薬品使用に関する患者の意向を把握する手段

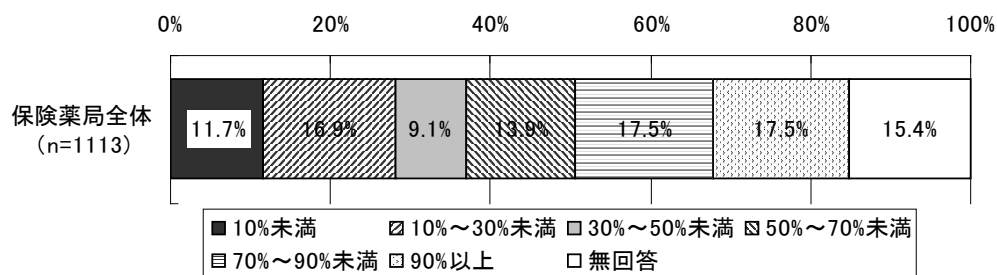
図表 36 後発医薬品使用に関する患者の意向を把握する手段として最も多く利用しているもの



③後発医薬品についての患者への説明等の状況

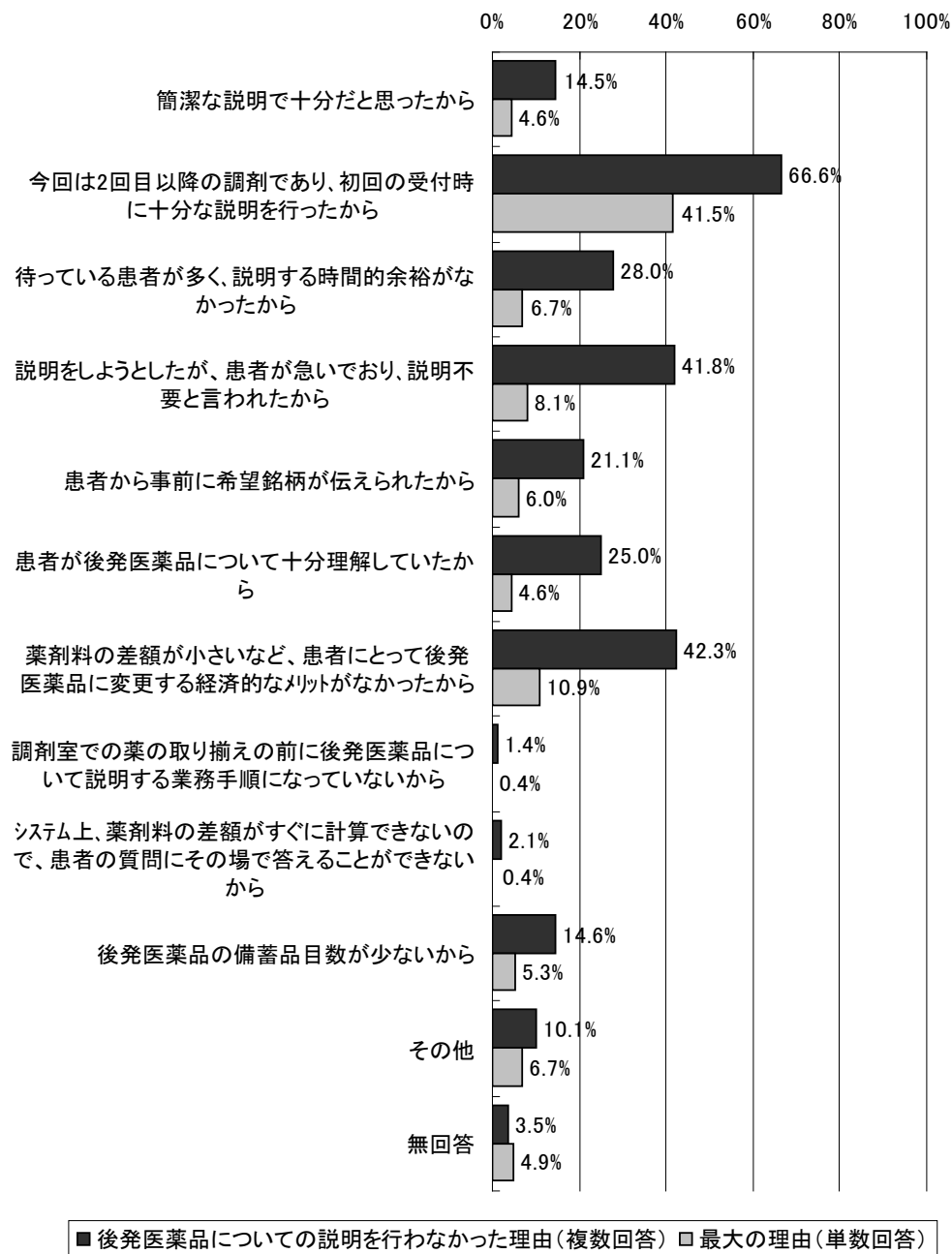
- 1) 後発医薬品への変更が可能な処方せん（一般名処方除く）で、かつ、変更可能な先発医薬品が処方された患者のうち、後発医薬品についての十分な説明を行った患者の割合（平成 24 年 4 月以降）

図表 37 後発医薬品への変更が可能な処方せん（一般名処方除く）で、かつ、変更可能な先発医薬品が処方された患者のうち、後発医薬品についての十分な説明を行った患者の割合（平成 24 年 4 月以降）



- (注) ・「後発医薬品への変更が可能な処方せん（一般名処方除く）」とは、変更可能な先発医薬品が処方された処方せんで「変更不可」欄に「レ」又は「×」が記載されていない医薬品が記載された処方せん。
 ・「後発医薬品についての十分な説明」とは、後発医薬品と先発医薬品とが同等であること（例えば、品質、安定性、生物学的同等性試験結果など）の説明に加え、患者の処方せんにおける変更前の薬剤料と変更後の薬剤料の差額等についての説明など。

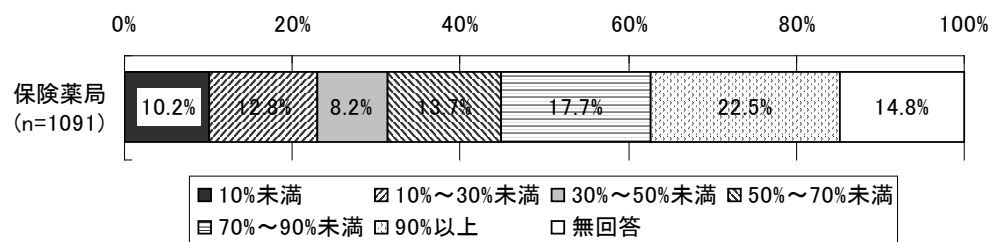
図表 38 後発医薬品への変更可能な処方せんを持参した患者に後発医薬品についての十分な説明をしなかった理由 (n=1018)



(注) 後発医薬品への変更可能な処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品についての十分な説明を行った患者の割合が「100%」と回答した 95 施設以外の施設を集計対象とした。

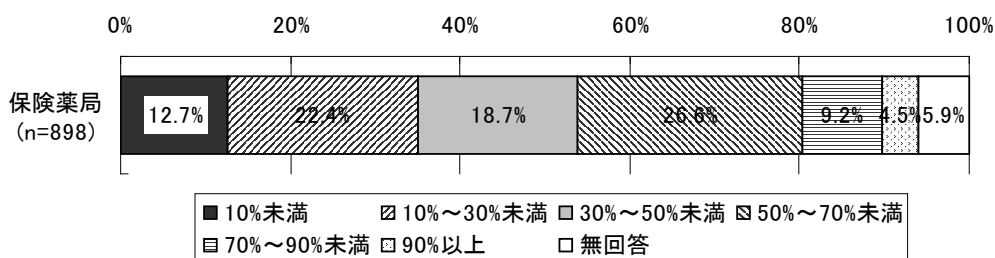
- 2) 一般名処方の処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品についての十分な説明を行った患者の割合（平成 24 年 4 月以降）

図表 39 一般名処方の処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品についての十分な説明を行った患者の割合
（平成 24 年 4 月以降、一般名処方の取り扱いがあった薬局、薬局数ベース）



- 3) 後発医薬品についての十分な説明を行った患者のうち、後発医薬品の使用を希望しなかった患者の割合

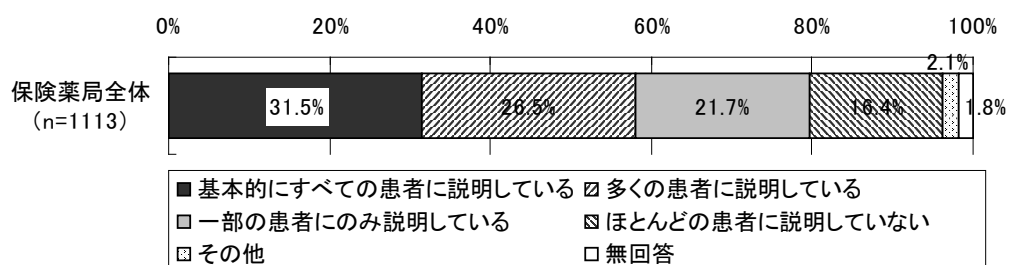
図表 40 後発医薬品についての十分な説明を行った患者のうち、後発医薬品の使用を希望しなかった患者の割合（薬局数ベース）



（注）後発医薬品についての説明を行った患者がいない施設 215 施設を除いて集計対象とした。

- 4) 薬剤情報提供文書を交付する際の患者への口頭での説明状況

図表 41 薬剤情報提供文書を交付する際の患者への口頭での説明状況

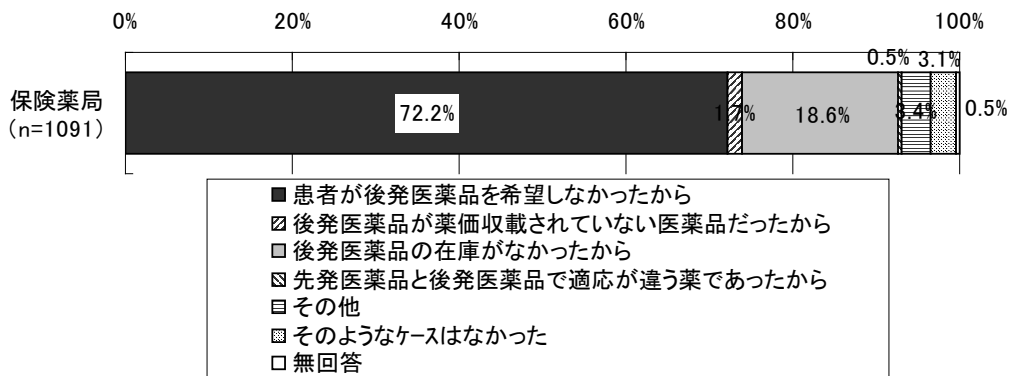


（注）後発医薬品情報を付記した薬剤情報提供文書を交付する際に、患者に記載内容を口頭でも説明しているかを尋ねた。

④後発医薬品の調剤状況等

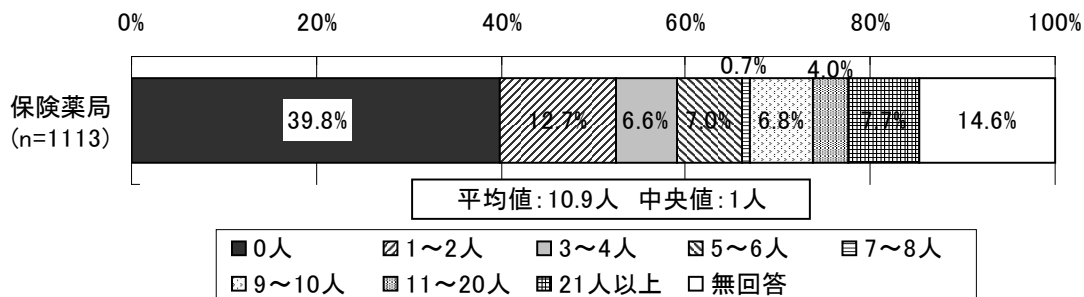
- 1) 一般名処方の方せんを持参した患者のうち、後発医薬品を調剤しなかったケースについて最も多い理由

図表 42 一般名処方の方せんを持参した患者のうち、後発医薬品を調剤しなかったケースについて最も多い理由（一般名処方の取り扱いがあった薬局、薬局数ベース）



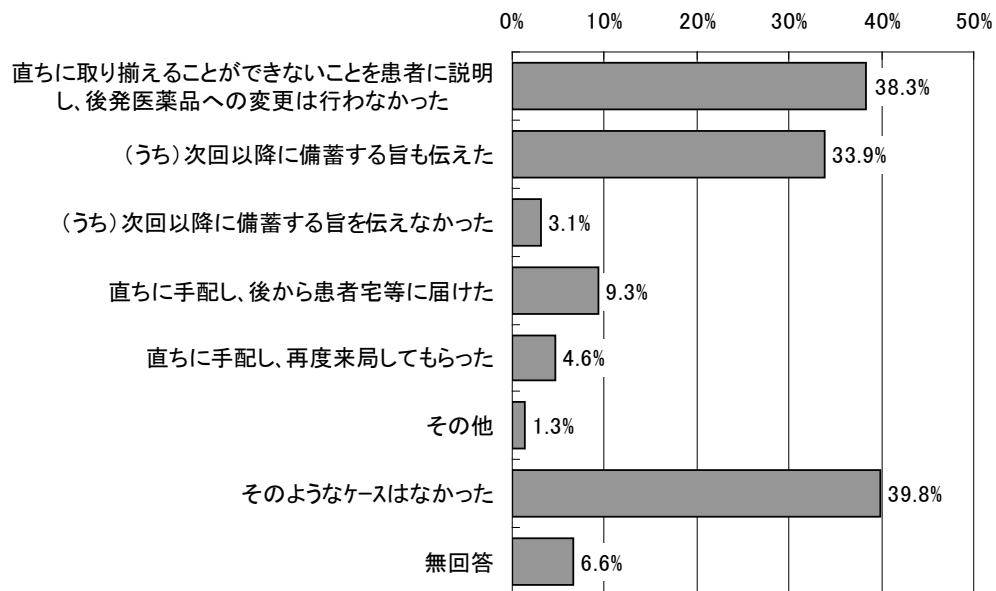
- 2) 後発医薬品への変更を患者が希望したが、後発医薬品に1品目も変更できなかった患者数（平成24年8月1か月間）

図表 43 後発医薬品への変更を患者が希望したが、後発医薬品に1品目も変更できなかった患者数（平成24年8月1か月間、薬局数ベース）



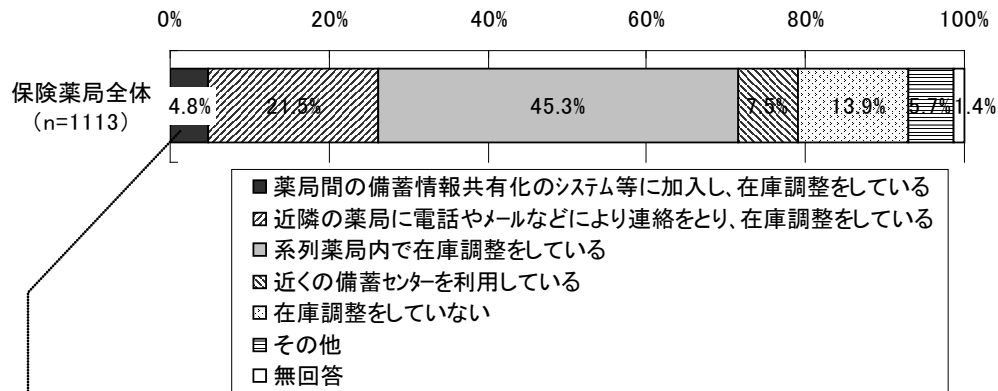
3) 後発医薬品の備蓄がなかったため直ちに取り揃えることができなかった患者に対する
主な対応

図表 44 後発医薬品の備蓄がなかったため直ちに取り揃えることができなかった
患者に対する主な対応（単数回答、n=1113）



4) 後発医薬品の在庫がない、あるいは不動在庫となりそうな場合の在庫調整の方法

図表 45 後発医薬品の在庫がない、あるいは不動在庫となりそうな場合の在庫調整の方法（最も多いもの）



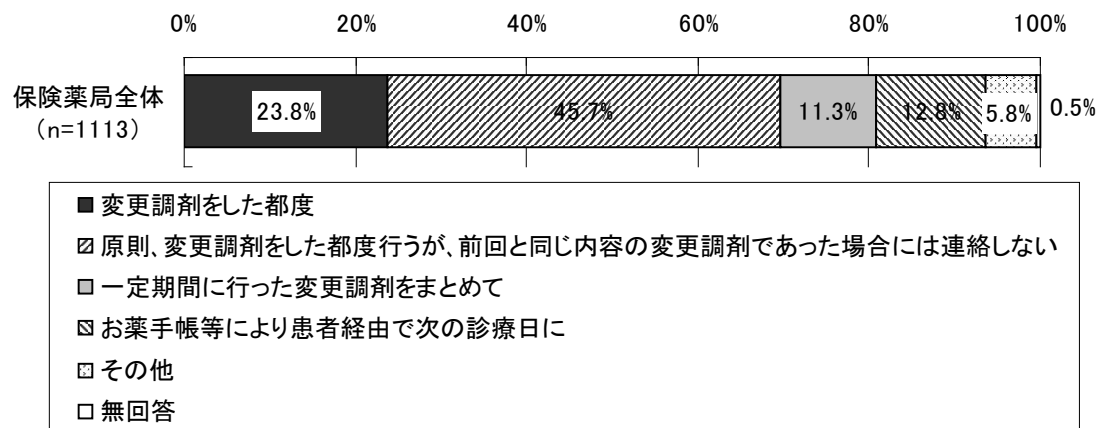
図表 46 会費・通信料など1か月分の費用
(備蓄情報共有化のためのシステム等に参加している場合、n=35)

	平均値	標準偏差	中央値
1か月分の費用(円)	2,605.7	3,066.1	2,000

⑤医療機関への情報提供等

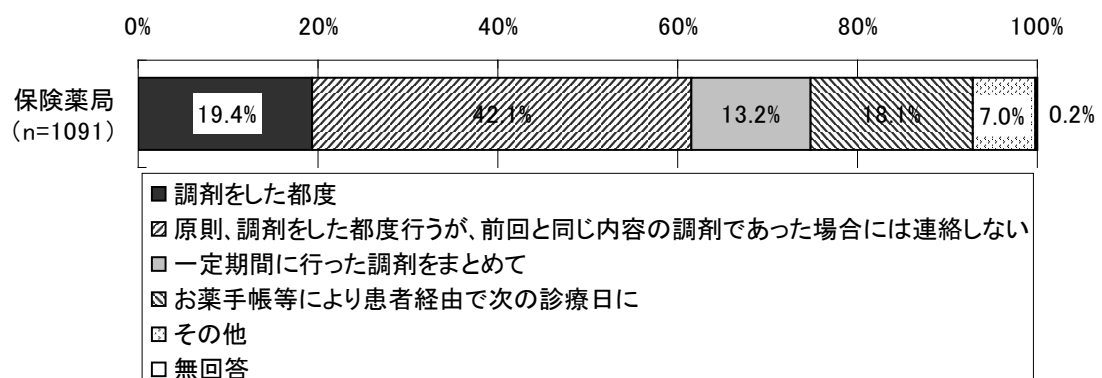
1) 後発医薬品への変更調剤について医療機関（医師）に情報提供を行うタイミング

図表 47 後発医薬品への変更調剤について医療機関（医師）に情報提供を行うタイミング
（最も多いもの）



2) 一般名処方箋の医薬品の調剤について医療機関（医師）に情報提供を行うタイミング

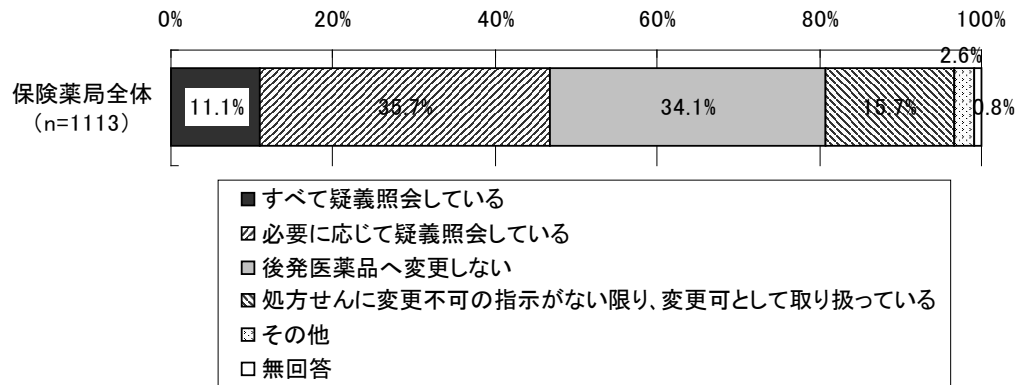
図表 48 一般名処方箋の医薬品の調剤について医療機関（医師）に情報提供を行う
タイミング（最も多いもの、一般名処方箋の取り扱いがあった薬局）



（注）一般名処方箋の処方せんを取り扱っている保険薬局を集計対象とした。

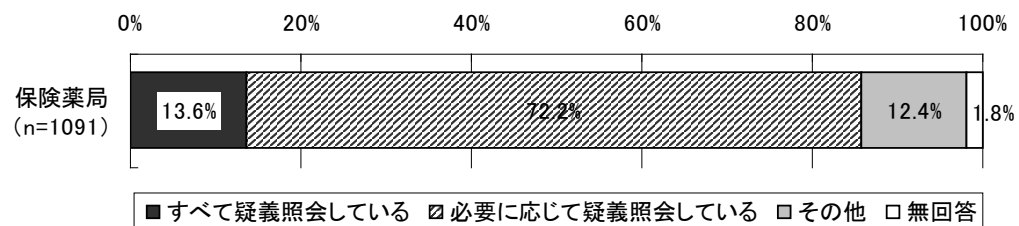
3) 変更調剤時における先発医薬品と後発医薬品の効能の違いがある場合の対応

図表 49 変更調剤時における先発医薬品と後発医薬品の効能の違いがある場合の対応



4) 一般名処方で、先発医薬品と後発医薬品の効能の違いがある場合の対応

図表 50 一般名処方で、先発医薬品と後発医薬品の効能の違いがある場合の対応

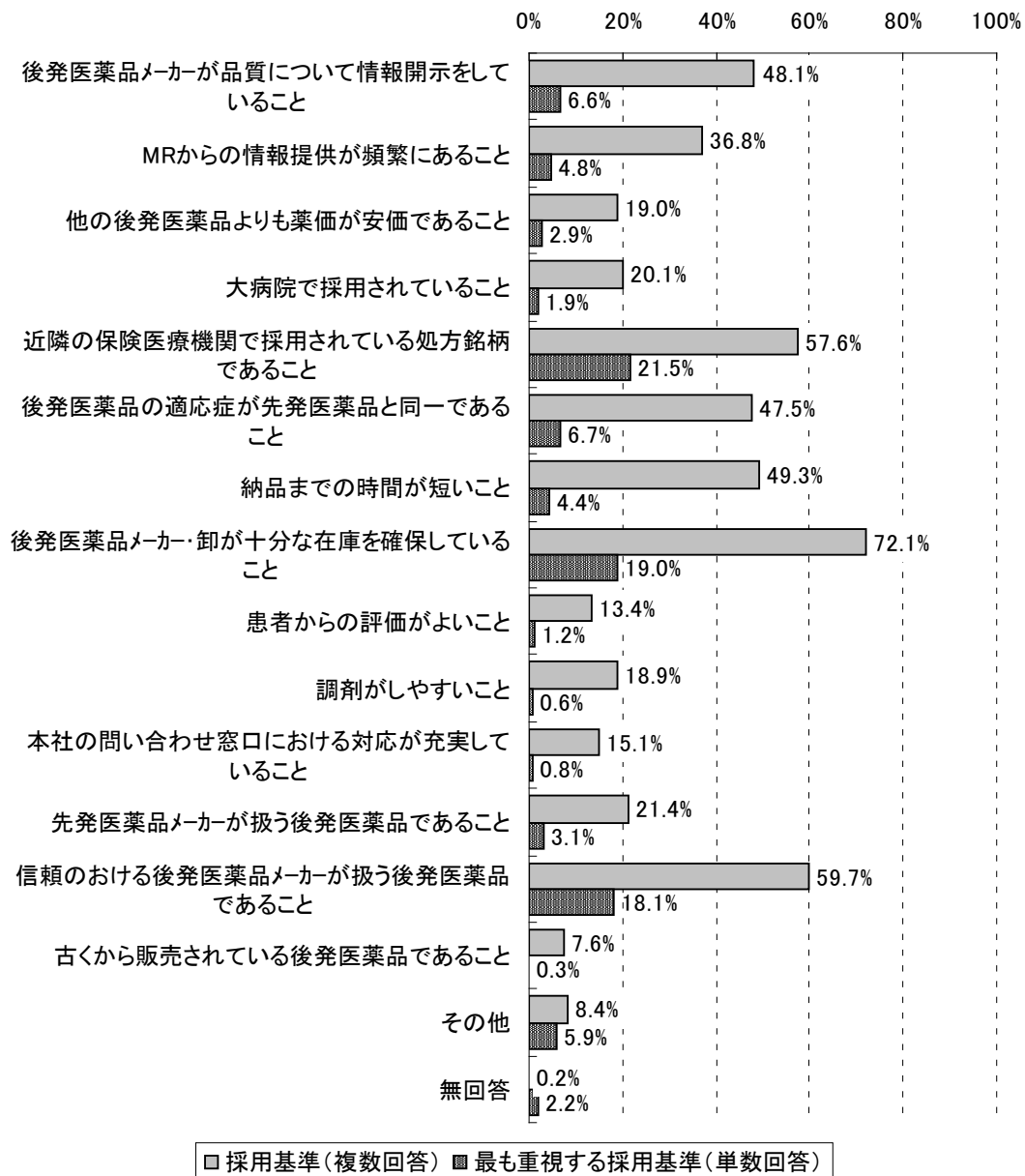


(注) 一般名処方の処方せんを取り扱っている保険薬局を集計対象とした。

(6) 備蓄医薬品の状況等

①後発医薬品の採用基準

図表 51 後発医薬品の採用基準 (n=1113)



②医薬品の備蓄品目数

図表 52 備蓄医薬品品目数の変化 (n=752)

		平成 23 年 8 月 または把握可 能な 23 年度の 1 か月分	平成 24 年 8 月 または把握可 能な直近 1 か月 分	増加率
医薬品全品目数(A)	平均値	826.6	895.2	8.3%
	標準偏差	413.6	427.2	
	中央値	766.5	818.5	6.8%
	平均値	141.7	180.3	27.2%
	標準偏差	105.3	124.1	
	中央値	119.5	157.0	31.4%
(B)／(A)		平均値	17.1%	20.1%
		中央値	15.6%	19.2%

(注) 医薬品品目数について回答のあった 752 施設を集計対象とした。

図表 53 1 つの先発医薬品（同一規格）に対する後発医薬品の平均備蓄品目数 (n=814)

	平均値	標準偏差	中央値
1 つの先発医薬品に対する後発医薬品の 平均備蓄品目数(品目)	1.1	0.5	1

(注) 1 つの先発医薬品に対する後発医薬品の平均備蓄品目数について回答のあった 814 施設を集計対象とした。

③医薬品の在庫金額及び廃棄額

図表 54 医薬品の在庫金額及び廃棄額 (1 か月分、n=496)

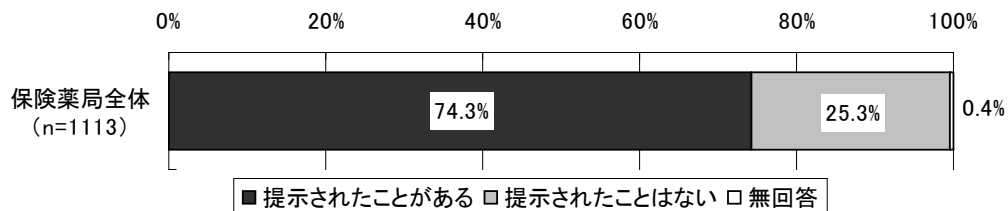
			平成 23 年 8 月 または把握可 能な 23 年度の 1 か 月分	平成 24 年 8 月 または把握可 能な直近 1 か月分	増加率
在庫金額(円)	医薬品全品目	平均値	6,890,336.0	7,349,309.5	6.7%
		標準偏差	5,934,540.5	6,713,569.6	
		中央値	5,429,000.0	5,629,393.5	3.7%
	うち、後発医薬品	平均値	721,761.7	901,843.7	25.0%
		標準偏差	863,605.5	1,023,269.6	
		中央値	496,537.5	630,010.5	26.9%
廃棄額(円)	医薬品全品目	平均値	36,827.8	36,535.4	-0.8%
		標準偏差	79,504.6	74,916.5	
		中央値	10,000.0	10,000.0	0.0%
	うち、後発医薬品	平均値	5,670.8	6,710.9	18.3%
		標準偏差	19,505.7	20,823.3	
		中央値	463.5	608.0	31.2%

(注) 医薬品の在庫金額・廃棄額について回答のあった 496 施設を集計対象とした。

(7) 患者からの意思表示の状況等

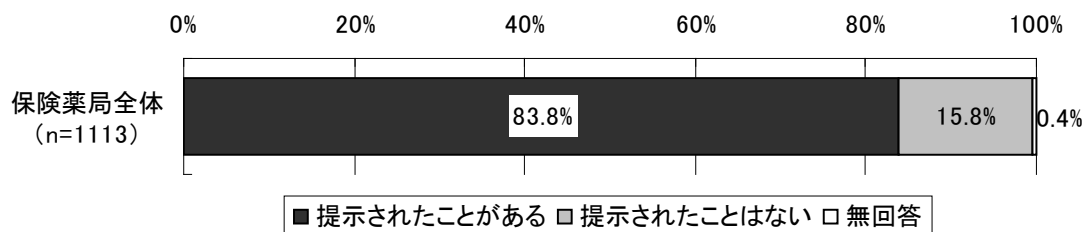
①「ジェネリック医薬品軽減額通知」などを患者から提示された経験の有無

図表 55 「ジェネリック医薬品軽減額通知」などを患者から提示された経験の有無



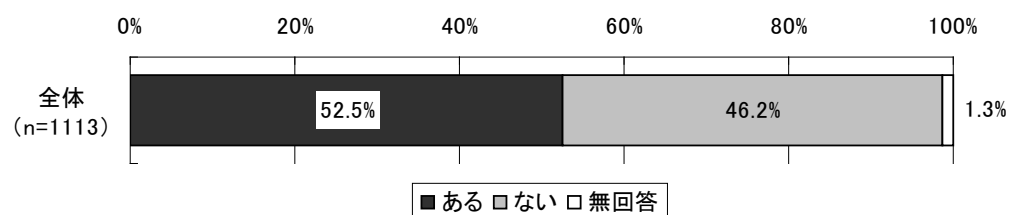
②「ジェネリック医薬品希望カード」を患者から提示された経験の有無

図表 56 「ジェネリック医薬品希望カード」を患者から提示された経験の有無



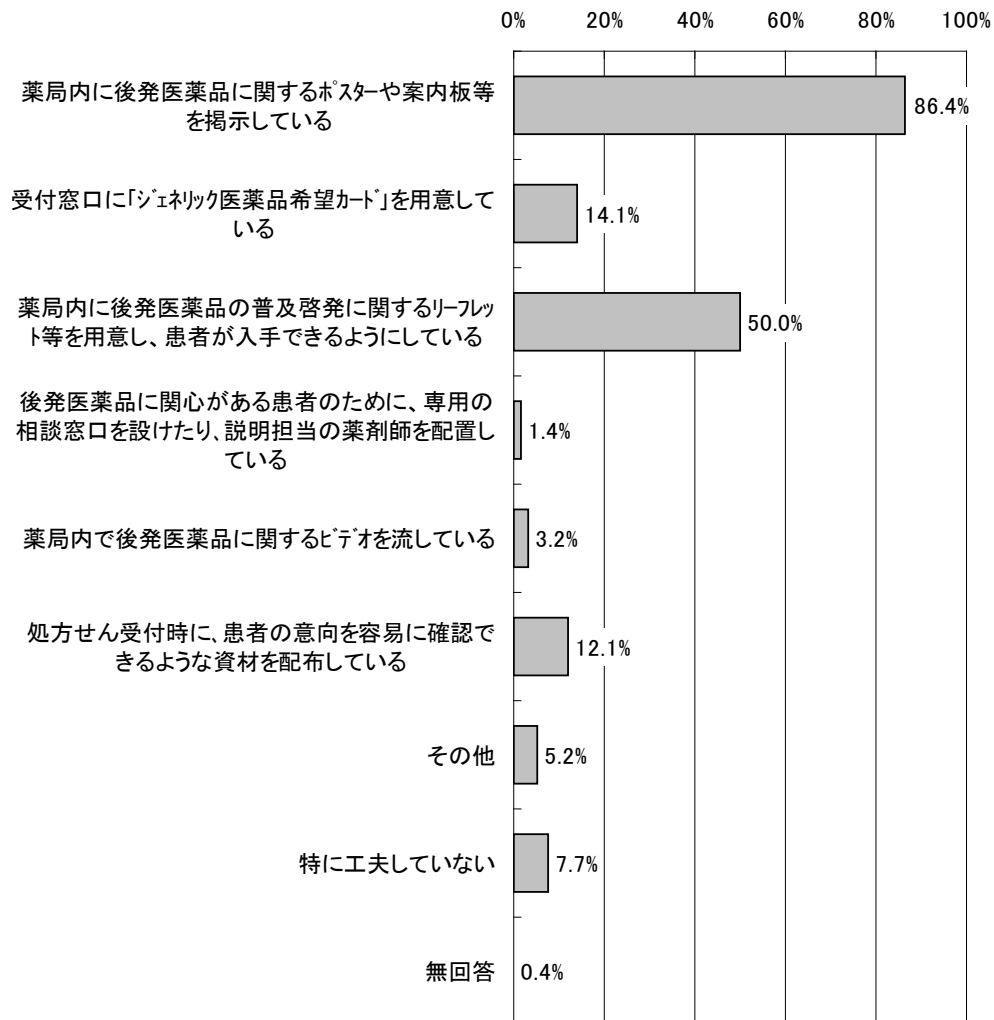
③「薬剤情報提供文書」を患者から提示され、後発医薬品についての説明を行った経験の有無

図表 57 「薬剤情報提供文書」を患者から提示され、後発医薬品についての説明を行った経験の有無



④患者が後発医薬品を頼みやすくなるための工夫

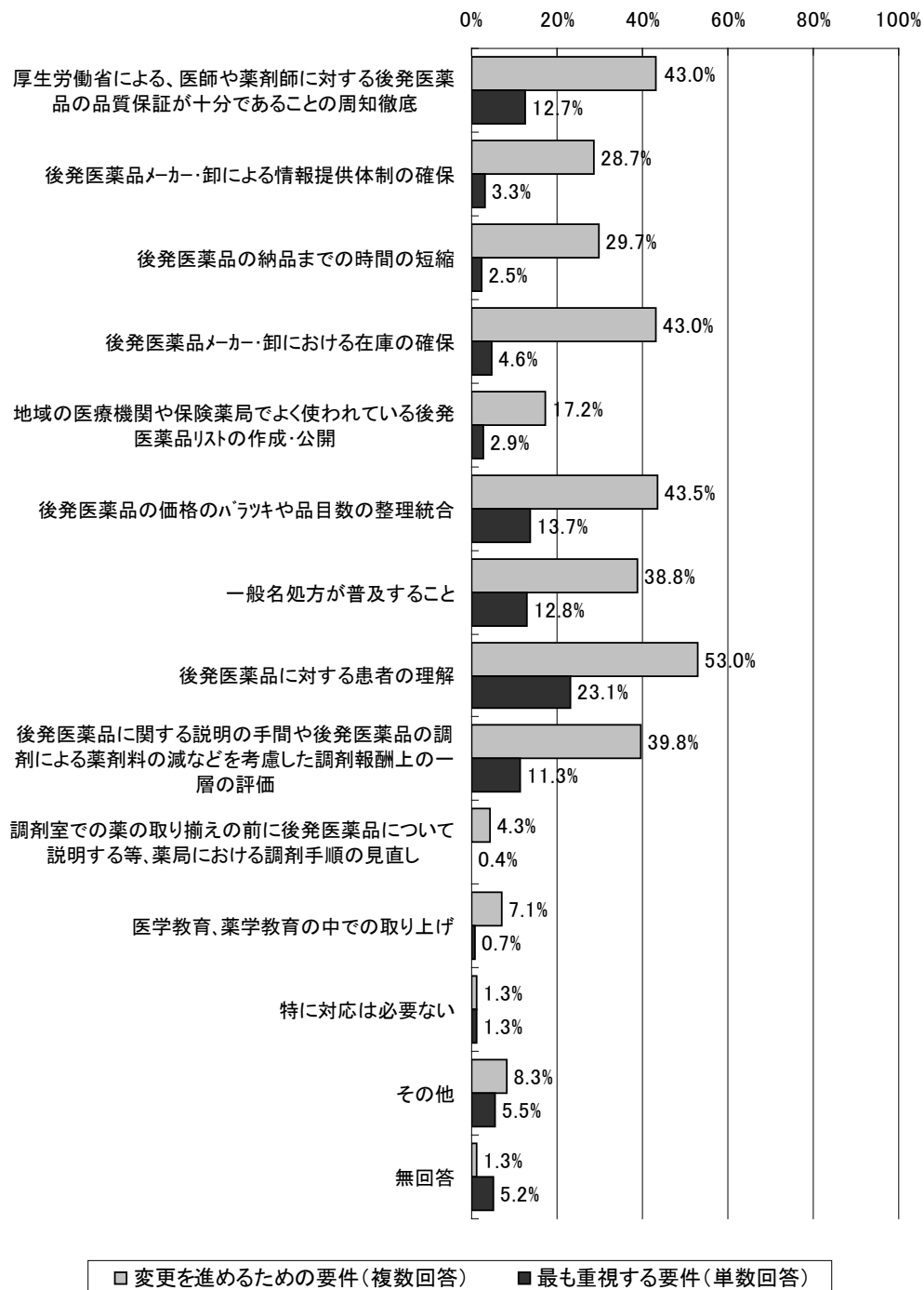
図表 58 患者が後発医薬品を頼みやすくなるための工夫（複数回答、n=1113）



(8) 後発医薬品への変更を進めるための要件

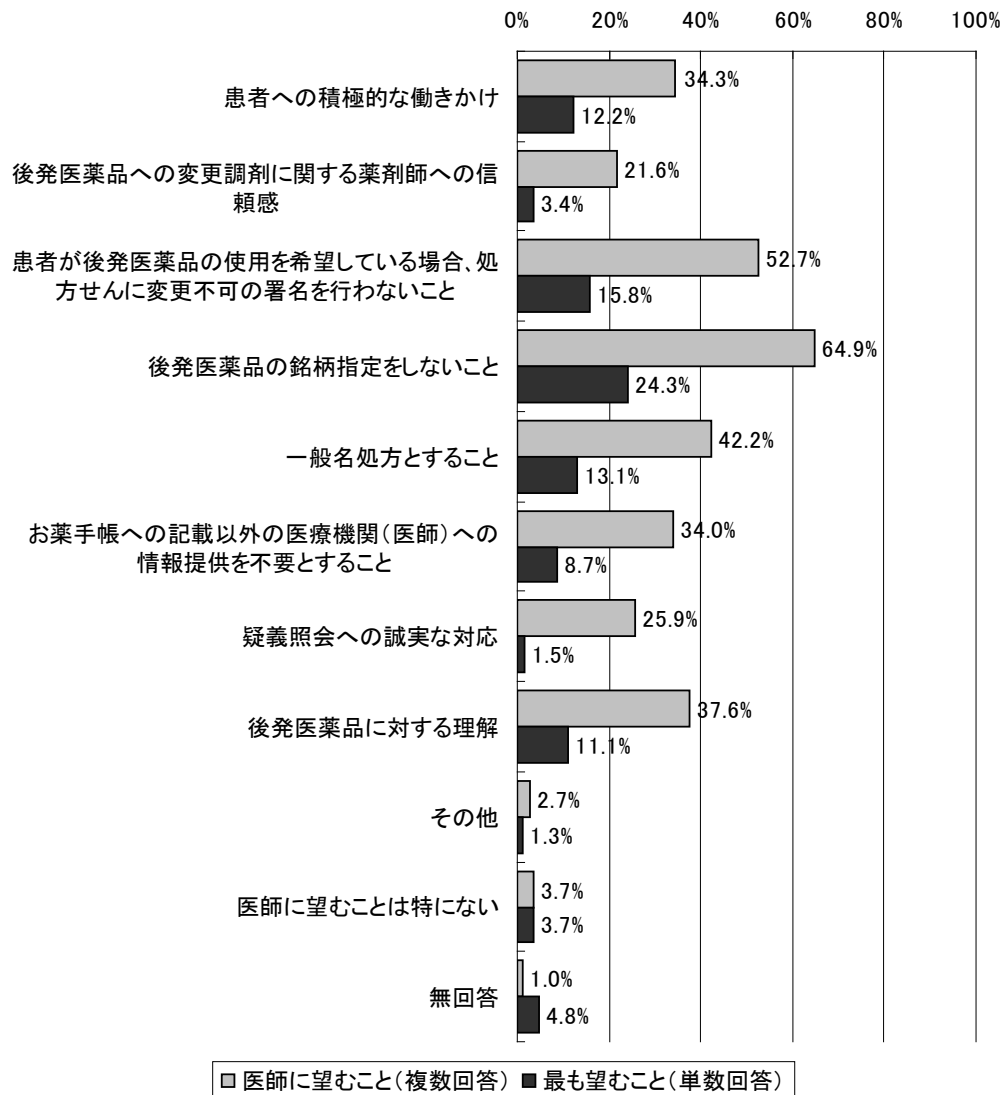
①薬局の立場として後発医薬品への変更を進めるための要件

図表 59 後発医薬品への変更が可能な処方せん（一般名処方を含む）を受け付けたが、変更しなかった場合に関して、今後、薬局の立場として後発医薬品への変更を進めるための要件（n=1113）



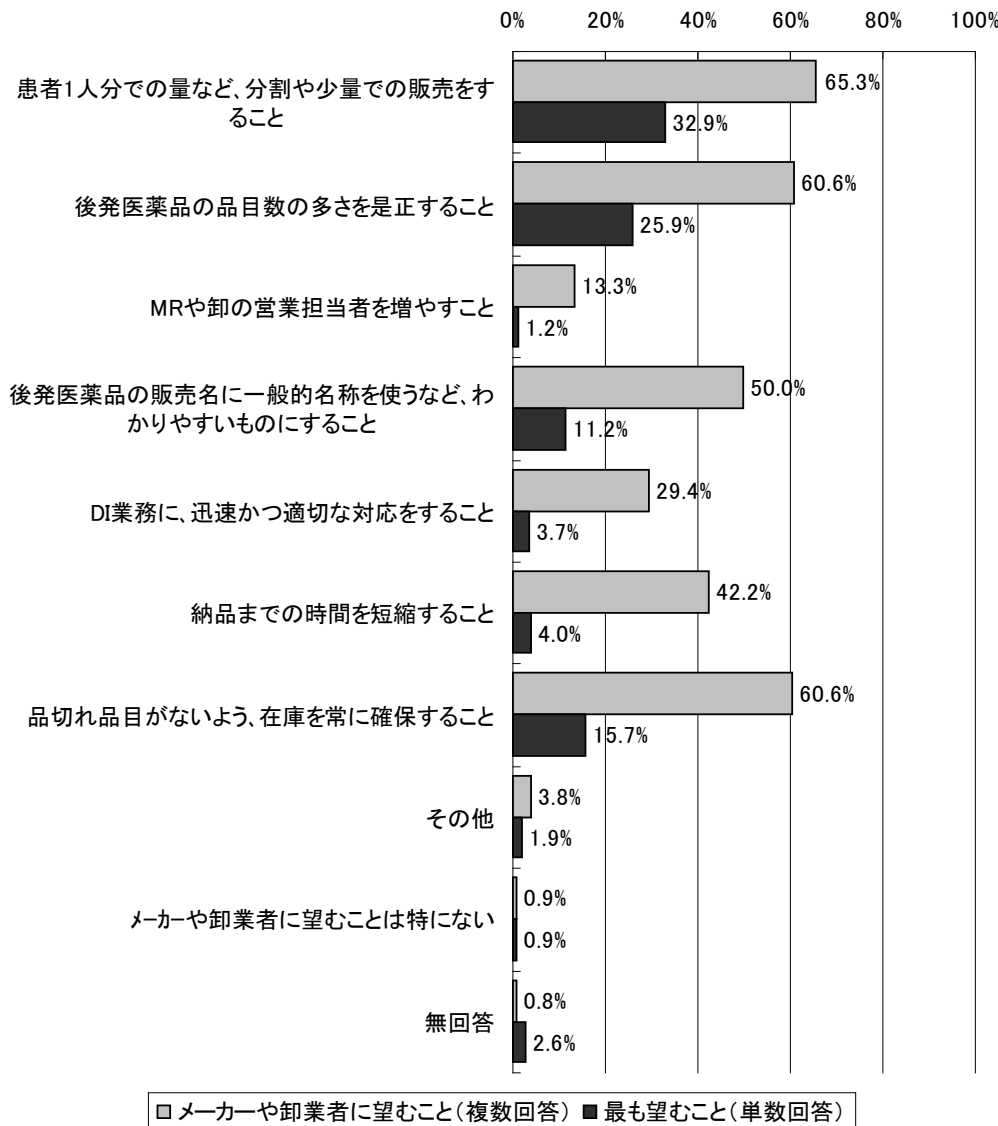
②後発医薬品の使用を進める上で医師に望むこと

図表 60 後発医薬品の使用を進める上で医師に望むこと (n=1113)



③後発医薬品の使用を進める上で後発医薬品メーカーや卸業者に望むこと

図表 61 後発医薬品の使用を進める上で後発医薬品メーカーや卸業者に望むこと
(n=1113)



(9) 後発医薬品に変更して調剤した処方せんに係る薬剤料の状況

図表 62 9/9～9/15に先発医薬品から後発医薬品に変更して調剤・一般名処方の医薬品を後発医薬品で調剤した処方せん（42,124 枚）の状況

	(今回調査)			(前回調査)		
	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値
記載銘柄により調剤した場合の薬剤料 (A) (点)	664.0	1,096.7	319.0	970.7	1,597.1	504.0
実際に調剤した薬剤料 (B) (点)	546.2	981.4	240.0	734.3	1,300.6	355.0
記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める、実際に調剤した薬剤料の割合 (B/A) (%)	82.3		75.2	75.6		70.4

※前回調査の処方せん枚数は 10,756 枚（平成 23 年 8 月 18 日から 8 月 24 日までの処方せん）。

(注) 前回調査では「先発医薬品を後発医薬品に変更して調剤した医薬品が 1 品目でもある処方せん」のみを対象としているが、今回調査ではそれに加えて、「一般名処方となっている医薬品を後発医薬品で調剤した医薬品が 1 品目でもある処方せん」も対象としている点に留意する必要がある。

図表 63 患者一部負担金割合別にみた、9/9～9/15に先発医薬品から後発医薬品に変更して調剤・一般名処方の医薬品を後発医薬品で調剤した処方せん（42,124 枚）の状況

	全体	0 割	1 割	2 割	3 割	10 割
処方せん枚数(枚)	42,124	6,406	14,369	360	20,894	43
記載銘柄により調剤した場合の薬剤料 (A) (点)	664.0	555.3	829.1	629.5	584.8	268.4
実際に調剤した薬剤料 (B) (点)	546.2	482.0	690.0	577.2	466.7	207.2
記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める、実際に調剤した薬剤料の割合 (B/A) (%)	82.3	86.8	83.2	91.7	79.8	77.2

(注) ・患者一部負担金割合の「全体」には、患者一部負担金割合が不明だった処方せん 52 枚が含まれる。

・前回調査では「先発医薬品を後発医薬品に変更して調剤した医薬品が 1 品目でもある処方せん」のみを対象としているが、今回調査ではそれに加えて、「一般名処方となっている医薬品を後発医薬品で調剤した医薬品が 1 品目でもある処方せん」も対象としている点に留意する必要がある。

3. 診療所・病院・医師調査の結果

【調査対象等】

○診療所調査

調査対象：全国の一般診療所の中から無作為に抽出した一般診療所

回答数：506 施設

回答者：開設者・管理者

○病院調査

調査対象：全国の病院の中から無作為に抽出した病院

回答数：323 施設

回答者：開設者・管理者

○医師調査

調査対象：上記「病院調査」の対象施設で外来診療を担当する医師

1 施設につき、診療科の異なる医師 2 名

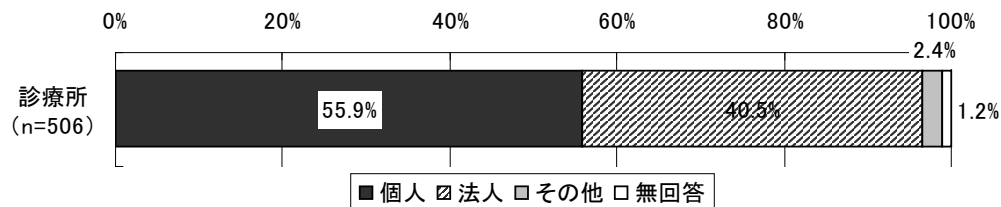
回答数：458 人

(1) 施設の概要等

①診療所の施設属性

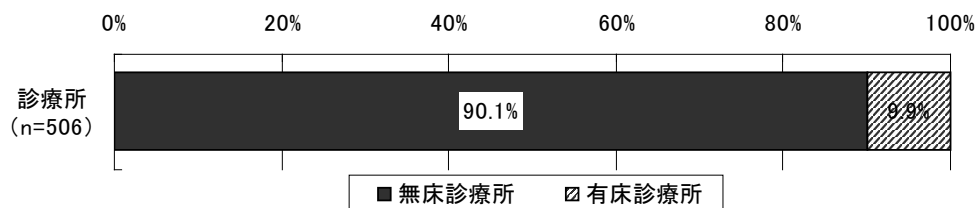
1) 診療所の開設者

図表 64 診療所の開設者



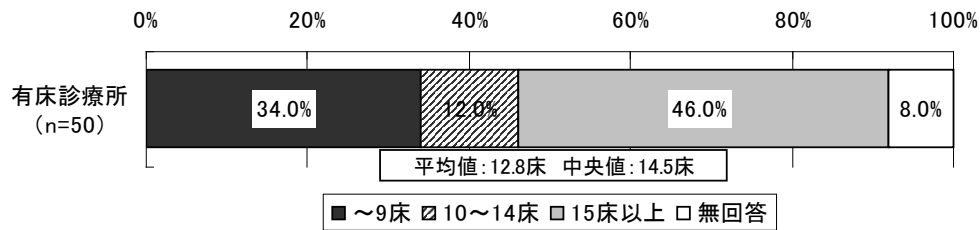
2) 診療所の種別

図表 65 診療所の種別



3) 有床診療所の病床規模

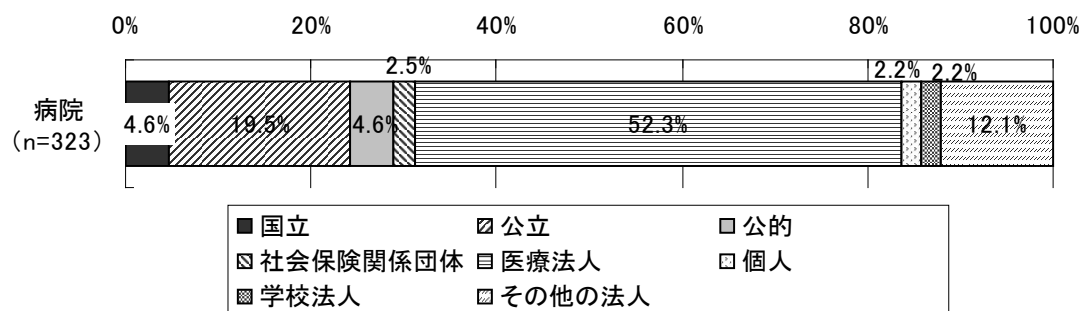
図表 66 有床診療所の病床規模



②病院の施設属性

1) 病院の開設者

図表 67 病院の開設者



(注) 開設者は以下の通り。

国 立：厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、その他（国、独立行政法人）

公 立：都道府県、市町村、地方独立行政法人

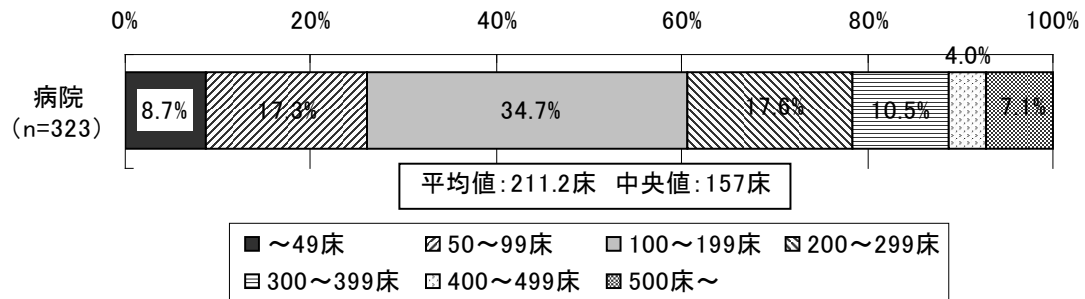
公 的：日本赤十字社、済生会、北海道社会事業協会、全国厚生農業協同組合連合会、国民健康保険団体連合会

社会保険関係団体：全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合

その他の法人：公益法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人

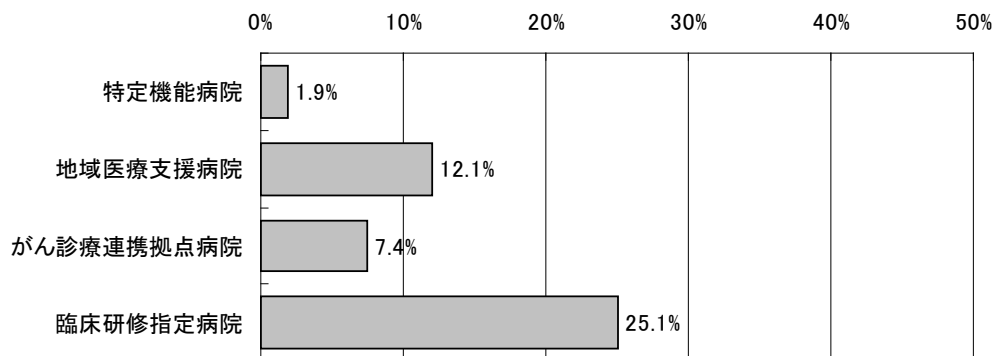
2) 病院の病床規模

図表 68 病院の病床規模



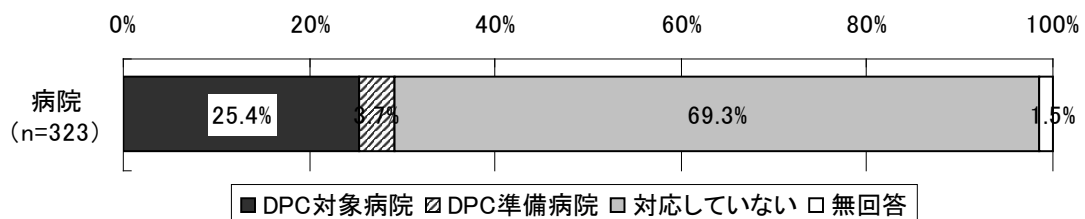
3) 病院の種別

図表 69 病院の種別（複数回答、n=323）



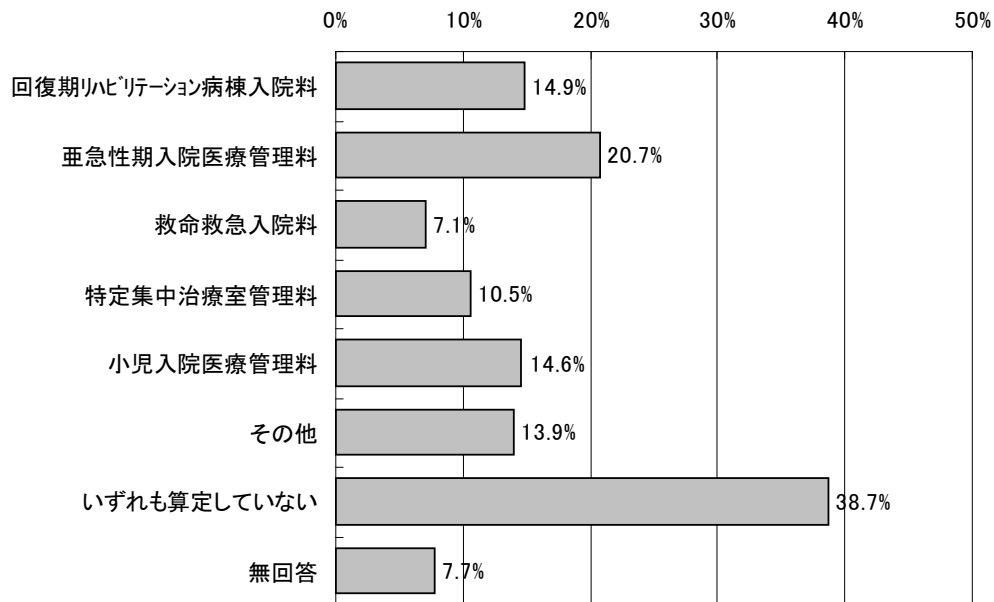
4) D P Cの対応状況

図表 70 D P Cの対応状況



5) 特定入院料の状況

図表 71 特定入院料の状況（複数回答、n=323）

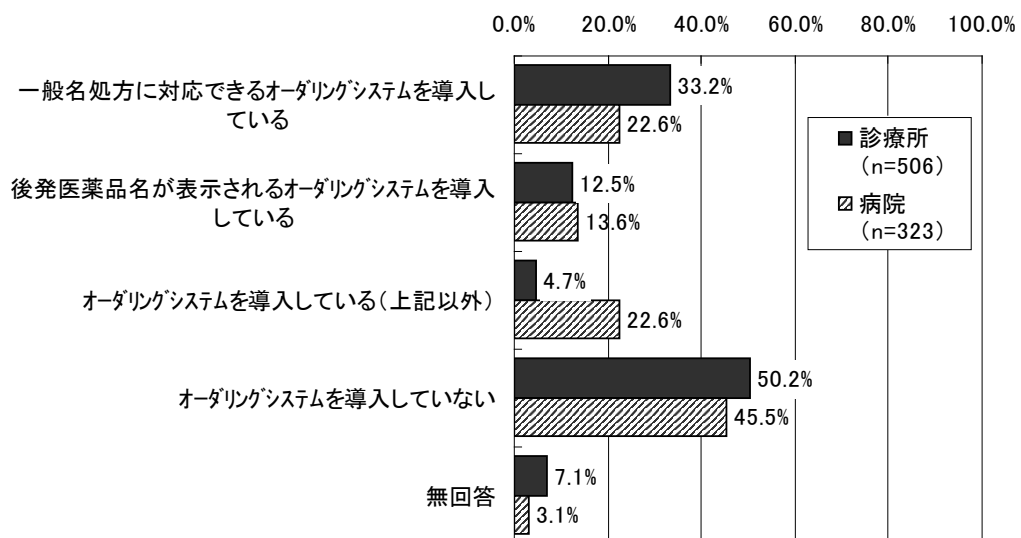


(注)「その他」は、「投薬・注射に係る薬剤料が包括されている特定入院料（精神科救急入院料等）」である。

③オーダリングシステムの導入状況等

1) オーダリングシステムの導入状況

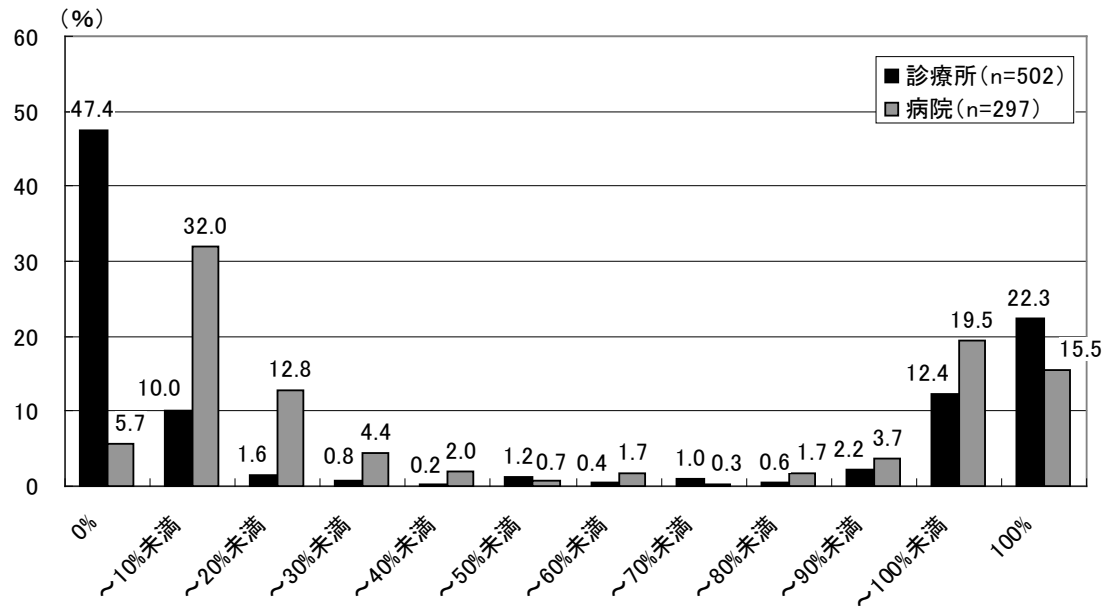
図表 72 オーダリングシステムの導入状況（複数回答）



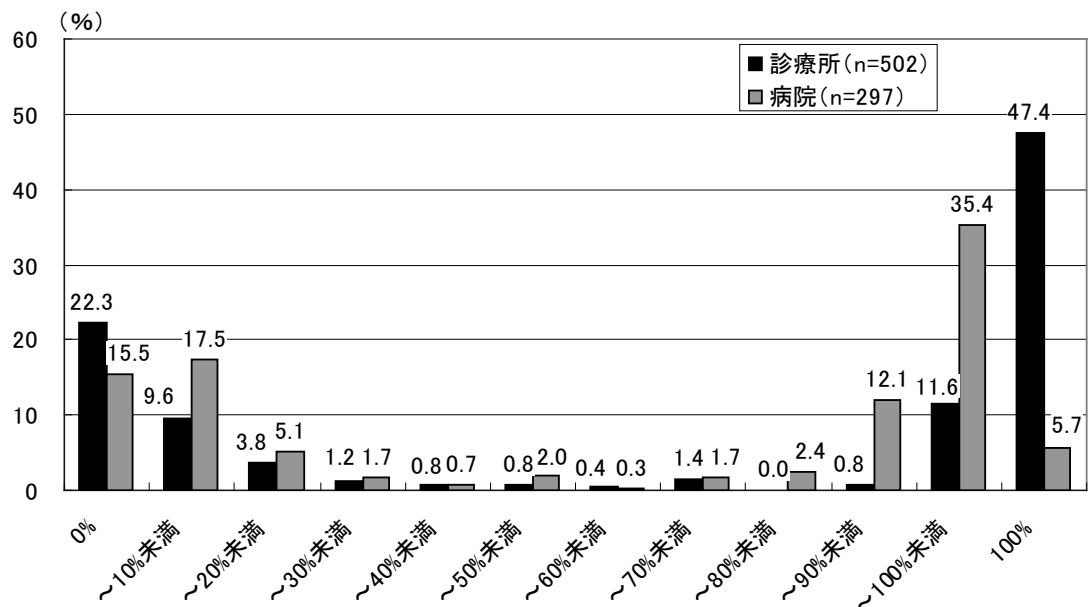
2) 院内処方と院外処方の割合

図表 73 院内処方・院外処方の割合別施設数

【院内処方】



【院外処方】



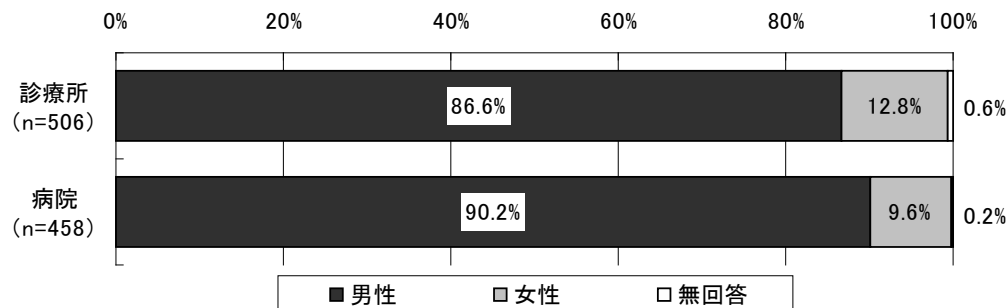
(注) 院内処方、院外処方の割合について回答のあった施設を集計対象とした。

(2) 医師の属性等

① 医師の属性

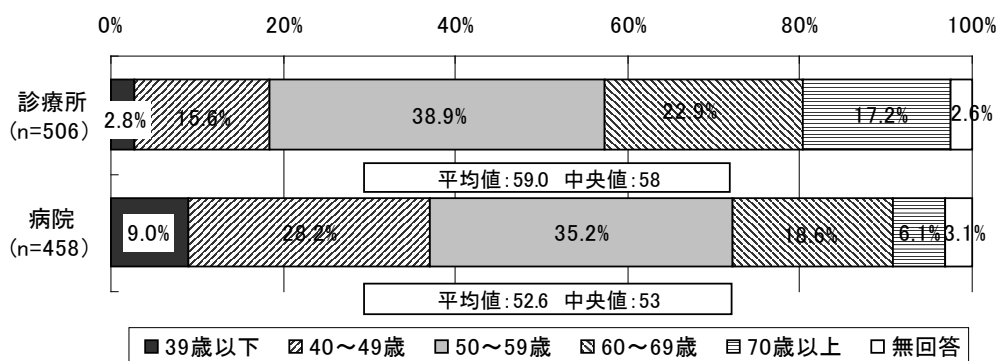
1) 医師の性別

図表 74 医師の性別



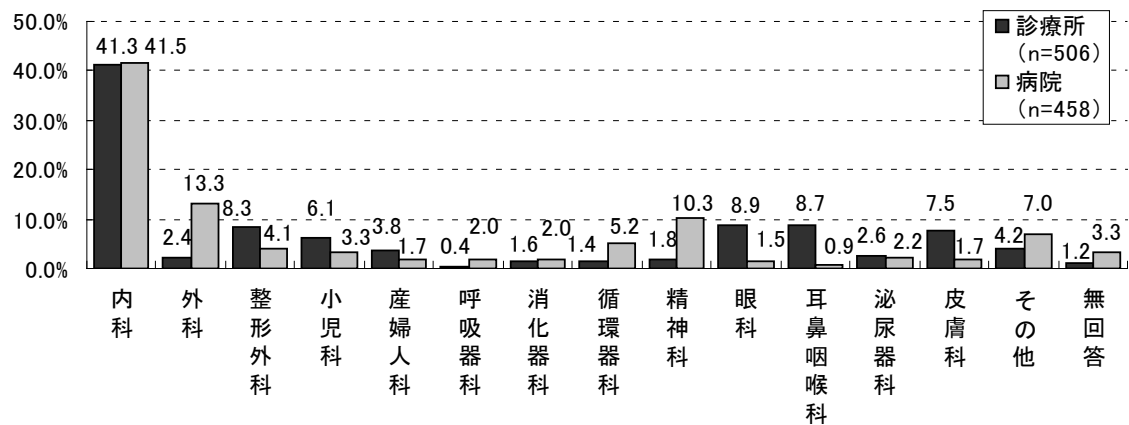
2) 医師の年齢

図表 75 医師の年齢



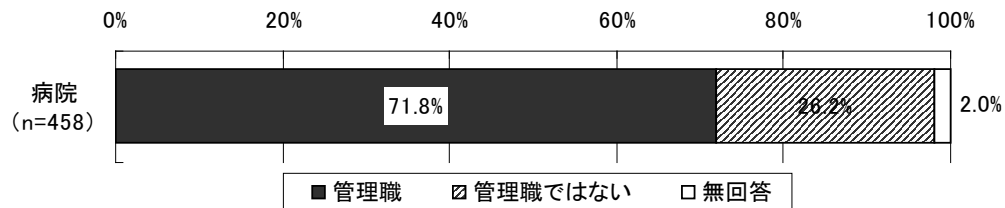
3) 医師の主たる担当診療科

図表 76 医師の主たる担当診療科



4) 病院医師の職位

図表 77 病院医師の職位



(注) 本調査での「管理職」とは、院長、副院長、各診療科の科長職以上。

②病院医師における1日当たり平均外来診察患者数

図表 78 病院医師における1日当たり平均外来診察患者数（医師1人当たり）

	平均値	標準偏差	中央値
1日当たり平均外来診察患者数(人)	28.0	15.8	25.0

(注) 1日当たり平均外来患者診察患者数について回答のあった436人の回答を集計対象とした。

(3) 診療所・病院の診療体制

①診療所の診療体制

図表 79 診療所における1施設当たりの常勤の医師数・薬剤師数

	回答施設数(件)	平均値	標準偏差	中央値
医師数(人)	506	1.2	0.5	1
薬剤師数(人)	501	0.1	0.3	0

②病院の診療体制

図表 80 病院における1施設当たりの医師数・薬剤師数（常勤換算）

	回答施設数(件)	平均値	標準偏差	中央値
医師数(人)	302	34.5	69.6	11
薬剤師数(人)	314	6.8	8.9	4

(4) 診療所・病院における医薬品の備蓄状況等

① 医薬品の備蓄状況等

1) 診療所における医薬品の備蓄状況

図表 81 診療所における医薬品の備蓄状況等

	診療所全体 (n=360)			【無床診療所】院外処方率 50%未満 (n=120)		
	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値
1. 医薬品備蓄品目数(品目)						
①全医薬品	87.6	135.9	30.0	178.7	169.3	149.0
②①のうち、後発医薬品	21.2	43.2	5.0	45.1	59.1	24.5
③後発医薬品割合(②/①)	24.2%		16.7%	25.2%		16.4%
2. 調剤用医薬品購入額(円)						
①全医薬品	772,185	1,438,136	61,352	1,736,531	1,761,466	1,041,667
②①のうち、後発医薬品	134,451	320,397	464	305,178	418,170	165,000
③後発医薬品割合(②/①)	17.4%		0.8%	17.6%		15.8%
3. 調剤用医薬品廃棄額(円)						
①全医薬品	6,858	31,385	0	13,619	36,291	0
②①のうち、後発医薬品	2,012	13,024	0	3,684	12,306	0
③後発医薬品割合(②/①)	29.3%		—	27.1%		—

	【無床診療所】院外処方率 50%以上 (n=205)			【有床診療所】 (n=33)		
	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値
1. 医薬品備蓄品目数(品目)						
①全医薬品	22.9	41.0	5.0	159.5	162.6	110.0
②①のうち、後発医薬品	4.8	12.0	0.0	34.7	53.9	15.0
③後発医薬品割合(②/①)	21.0%		0.0%	21.8%		13.6%
2. 調剤用医薬品購入額(円)						
①全医薬品	157,253	659,581	0	1,107,152	1,689,171	450,000
②①のうち、後発医薬品	21,225	97,663	0	212,693	489,787	40,290
③後発医薬品割合(②/①)	13.5%		—	19.2%		9.0%
3. 調剤用医薬品廃棄額(円)						
①全医薬品	932	7,341	0	19,443	72,439	0
②①のうち、後発医薬品	101	899	0	7,922	35,560	0
③後発医薬品割合(②/①)	10.8%		—	40.7%		—

(注) すべての項目に回答のあった施設を集計対象とした。

2) 病院における医薬品の備蓄品目数

図表 82 病院における医薬品の備蓄品目数 (n=302)

		①全医薬品	②うち後発医薬品	②／①
内服薬	平均値	414.8	57.8	13.9%
	標準偏差	200.6	41.5	
	中央値	380.5	49.5	13.0%
外用薬	平均値	153.0	23.6	15.5%
	標準偏差	90.5	14.8	
	中央値	126.0	22.0	17.5%
注射薬	平均値	244.6	35.8	14.6%
	標準偏差	172.9	28.7	
	中央値	190.5	27.0	14.2%
合計	平均値	812.4	117.3	14.4%
	標準偏差	433.1	67.3	
	中央値	678.0	103.0	15.2%

(注) すべての項目に回答のあった施設を集計対象とした。

図表 83 病院における医薬品の備蓄品目数（病院種別）

		特定機能病院 (n=6)			DPC 対象病院 (特定機能病院を除く) (n=74)		
		①全医薬品	②うち後発医薬品	②／①	①全医薬品	②うち後発医薬品	②／①
内服薬	平均値	836.2	43.7	5.2%	591.3	57.5	9.7%
	標準偏差	137.7	28.0		173.7	42.3	
	中央値	845.5	37.0	4.4%	566.0	43.5	7.7%
外用薬	平均値	316.5	55.5	17.5%	240.0	30.2	12.6%
	標準偏差	65.2	49.7		89.1	12.4	
	中央値	295.0	39.0	13.2%	238.0	30.5	12.8%
注射薬	平均値	712.3	66.3	9.3%	435.3	70.6	16.2%
	標準偏差	68.8	18.2		118.2	27.0	
	中央値	707.5	67.5	9.5%	440.5	69.0	15.7%
合計	平均値	1865.0	165.5	8.9%	1266.6	158.3	12.5%
	標準偏差	227.5	67.0		322.4	67.9	
	中央値	1852.5	155.0	8.4%	1277.5	149.0	11.7%

		DPC 準備病院 (n=12)			それ以外の病院 (n=210)		
		①全医薬品	②うち後発医薬品	②／①	①全医薬品	②うち後発医薬品	②／①
内服薬	平均値	568.8	38.9	6.8%	331.8	59.4	17.9%
	標準偏差	187.2	23.8		143.9	42.2	
	中央値	630.5	32.0	5.1%	320.0	51.0	15.9%
外用薬	平均値	217.7	22.0	10.1%	113.9	20.5	18.0%
	標準偏差	73.9	10.3		58.4	11.9	
	中央値	220.0	22.0	10.0%	102.5	18.5	18.0%
注射薬	平均値	367.6	34.3	9.3%	157.0	22.8	14.5%
	標準偏差	156.8	14.5		95.0	17.0	
	中央値	410.5	33.0	8.0%	136.0	20.0	14.7%
合計	平均値	1154.0	95.2	8.2%	602.7	102.7	17.0%
	標準偏差	384.2	31.3		262.9	62.1	
	中央値	1276.5	91.5	7.2%	567.5	88.0	15.5%

(注) すべての項目に回答のあった施設を集計対象とした。

3) 病院における医薬品の購入金額・廃棄額

図表 84 病院における医薬品購入額・廃棄額（平成 24 年 8 月 1 か月間、n=227）

	平均値	標準偏差	中央値
調剤用医薬品購入金額(円)			
①全医薬品	34,287,156	69,543,875	8,917,975
②後発医薬品	2,438,962	4,201,099	960,000
③後発医薬品割合(②/①)	7.1%		10.8%
調剤用医薬品廃棄額(円)			
①全医薬品	49,170	110,115	7,518
②後発医薬品	3,970	15,969	0
③後発医薬品割合(②/①)	8.1%		0.0%

(注) すべての項目に回答のあった施設を集計対象とした。

図表 85 病院における医薬品購入額・廃棄額（病院種別、平成 24 年 8 月 1 か月間）

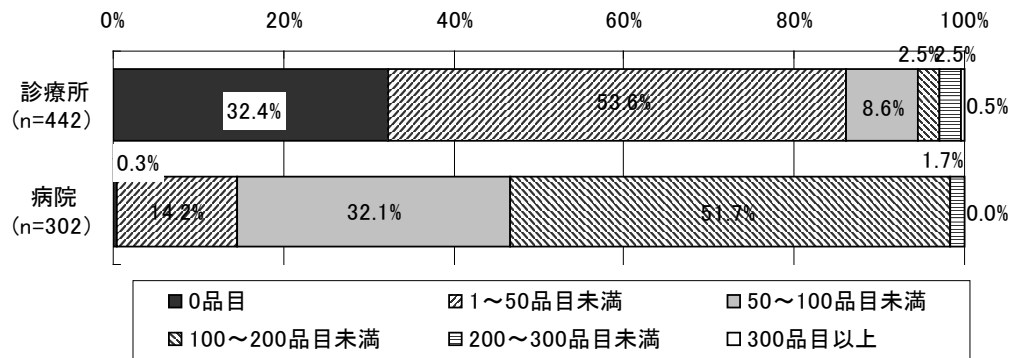
	特定機能病院(n=4)			DPC 対象病院(特定機能病院を除く) (n=57)		
	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値
調剤用医薬品購入金額(円)						
①全医薬品	285,932,691	175,011,496	289,328,338	75,005,119	83,476,637	49,579,448
②後発医薬品	15,706,399	5,420,143	14,574,748	5,364,097	5,850,014	4,604,785
③後発医薬品割合(②/①)	5.5%		5.0%	7.2%		9.3%
調剤用医薬品廃棄額(円)						
①全医薬品	442,166	308,267	526,070	84,237	126,740	55,714
②後発医薬品	17,101	13,098	18,342	4,517	13,538	0
③後発医薬品割合(②/①)	3.9%		3.5%	5.4%		0.0%

	DPC 準備病院 (n=9)			それ以外の病院 (n=157)		
	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値
調剤用医薬品購入金額(円)						
①全医薬品	45,785,777	80,295,343	16,500,000	12,433,693	29,455,270	5,268,140
②後発医薬品	1,934,752	2,215,671	1,097,000	1,067,850	1,708,940	623,799
③後発医薬品割合(②/①)	4.2%		6.6%	8.6%		11.8%
調剤用医薬品廃棄額(円)						
①全医薬品	49,042	97,281	10,000	26,434	67,510	2,920
②後発医薬品	270	425	0	3,656	17,146	0
③後発医薬品割合(②/①)	0.6%		0.0%	13.8%		0.0%

(注) すべての項目に回答のあった施設を集計対象とした。

4) 診療所・病院における後発医薬品の備蓄品目数

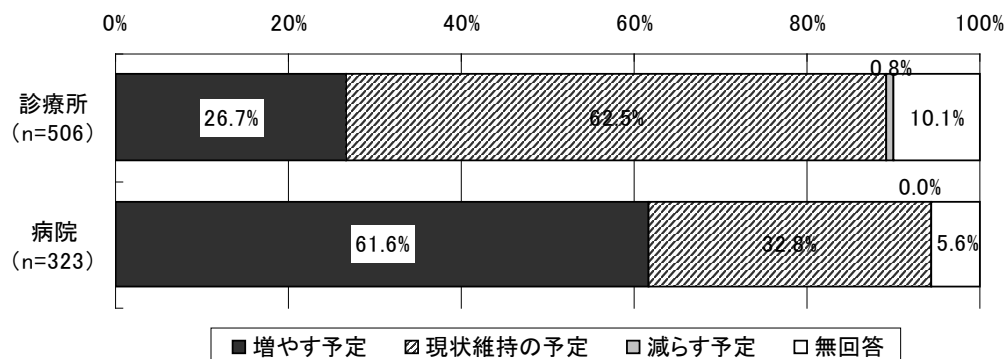
図表 86 後発医薬品の備蓄品目数



(注) すべての項目に回答のあった施設を集計対象とした。

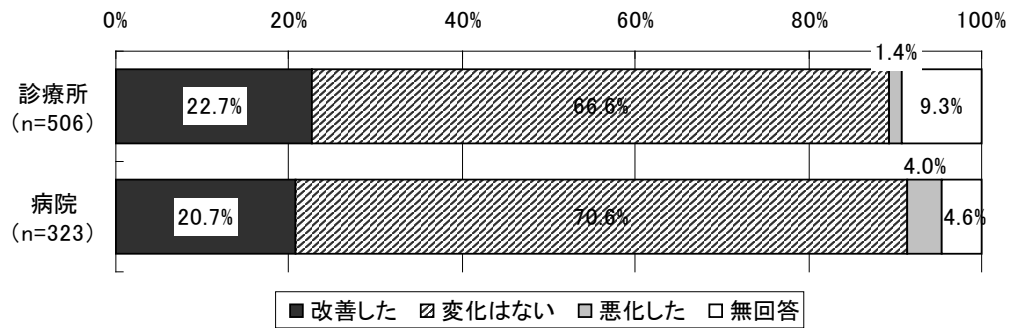
②診療所・病院における後発医薬品備蓄品目数の今後の予定

図表 87 診療所・病院における後発医薬品備蓄品目数の今後の予定



③後発医薬品の供給体制（1年前と比較して）

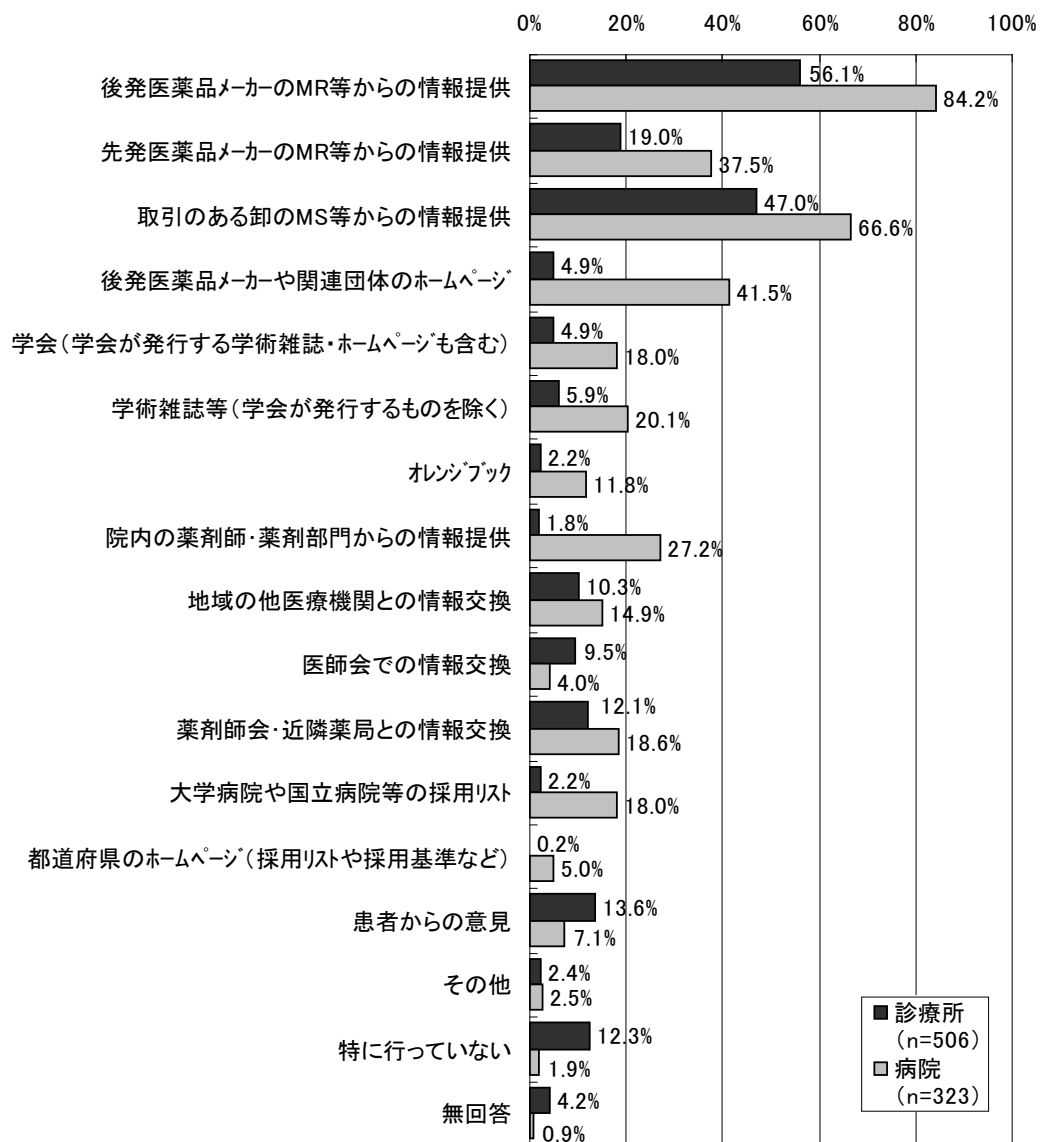
図表 88 後発医薬品の供給体制（1年前と比較して）



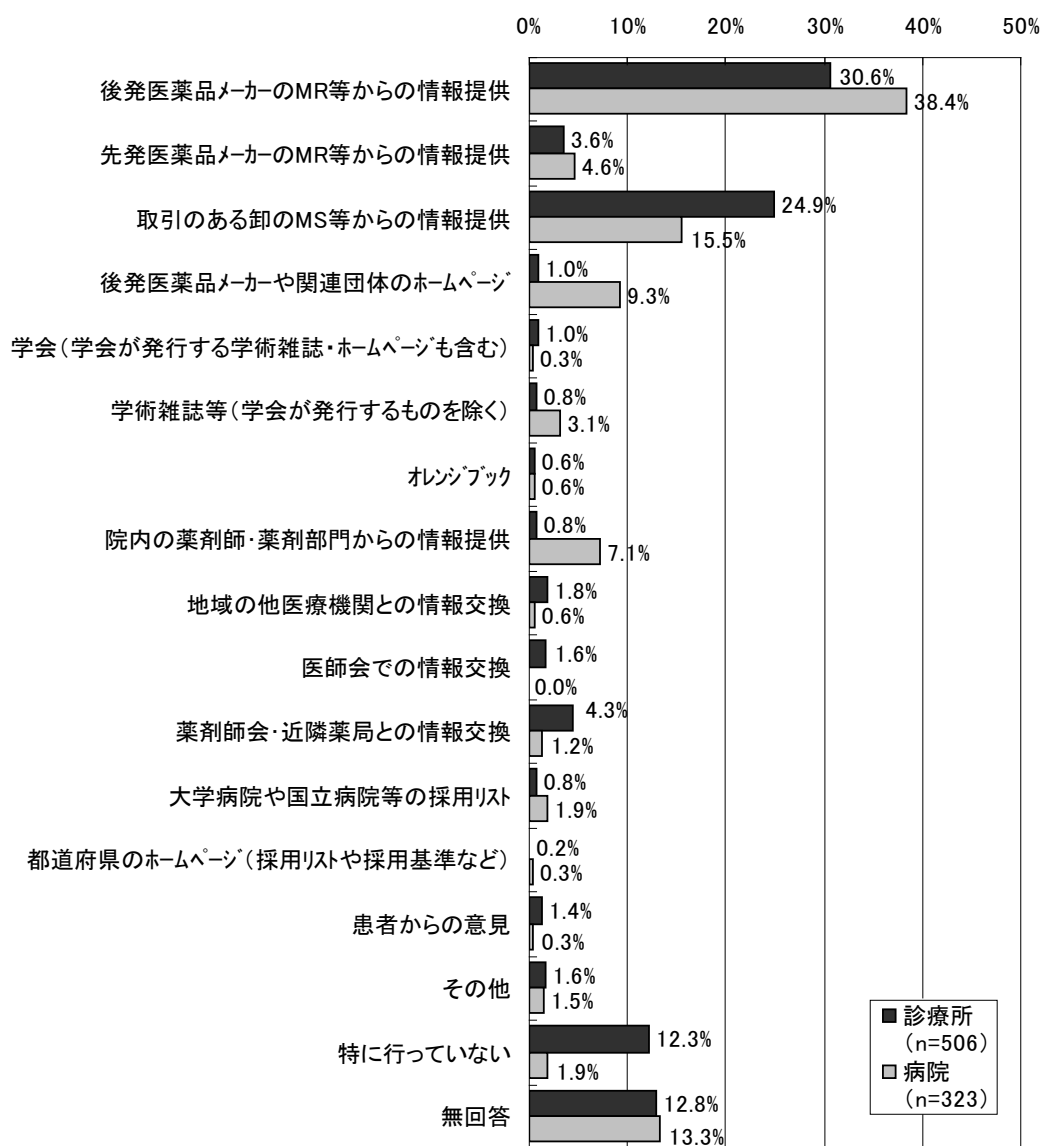
(5) 診療所・病院における後発医薬品の採用状況等

①後発医薬品に関する情報の収集源

図表 89 診療所・病院における後発医薬品に関する情報の収集源（複数回答）

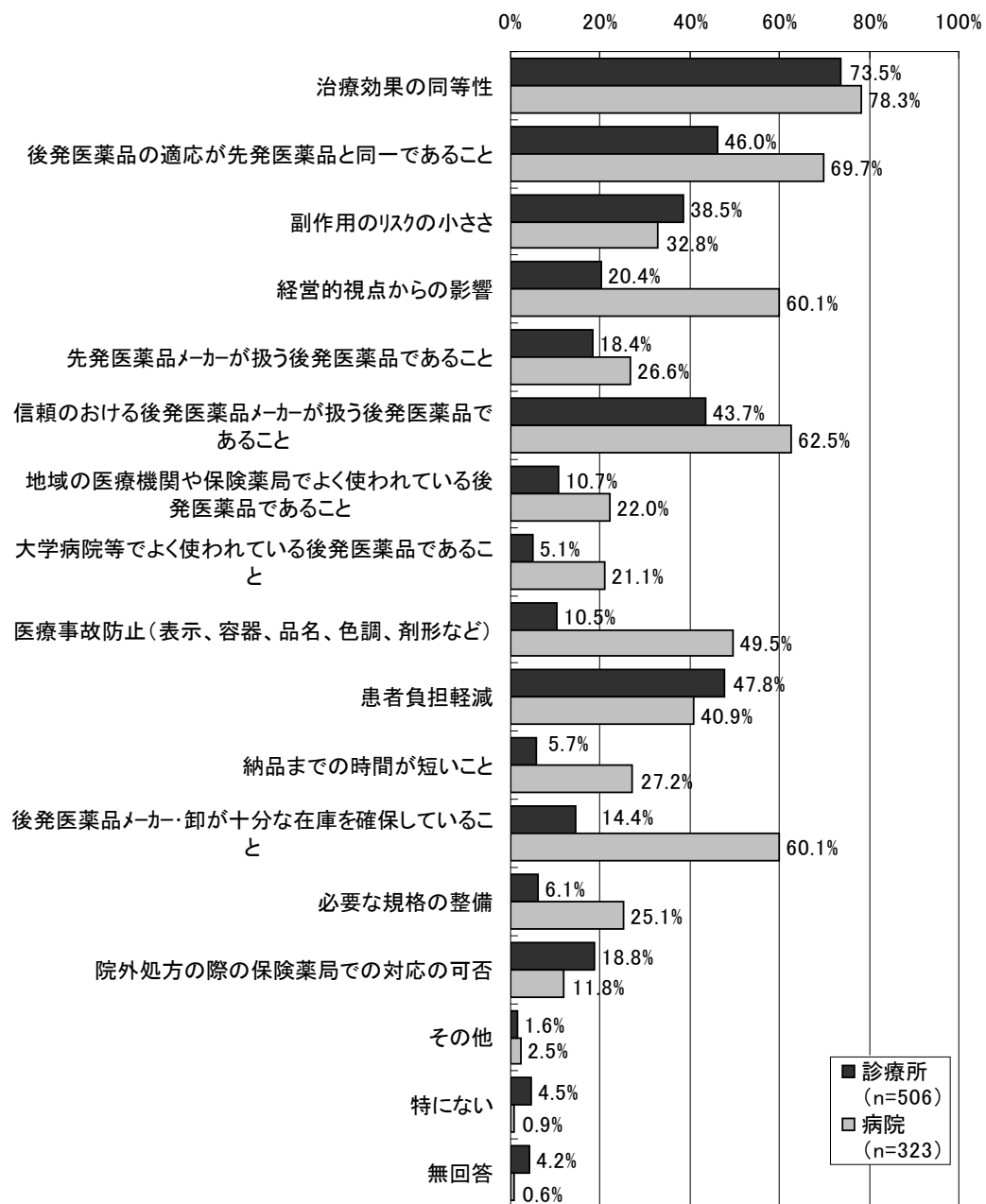


図表 90 診療所・病院における、最も活用している後発医薬品に関する情報の収集源
(単数回答)

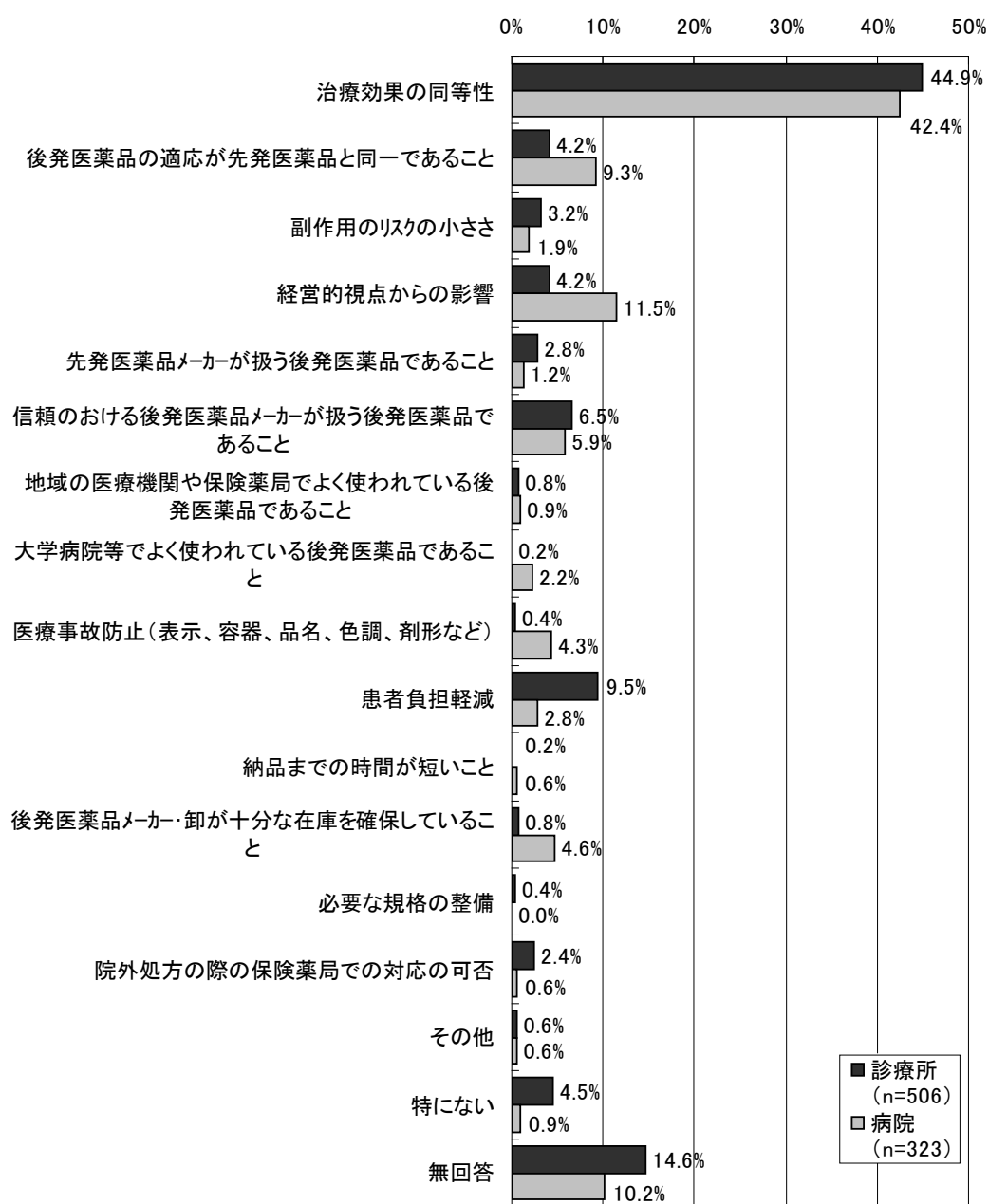


②後発医薬品を採用する際に重視すること

図表 91 診療所・病院における後発医薬品を採用する際に重視すること（複数回答）

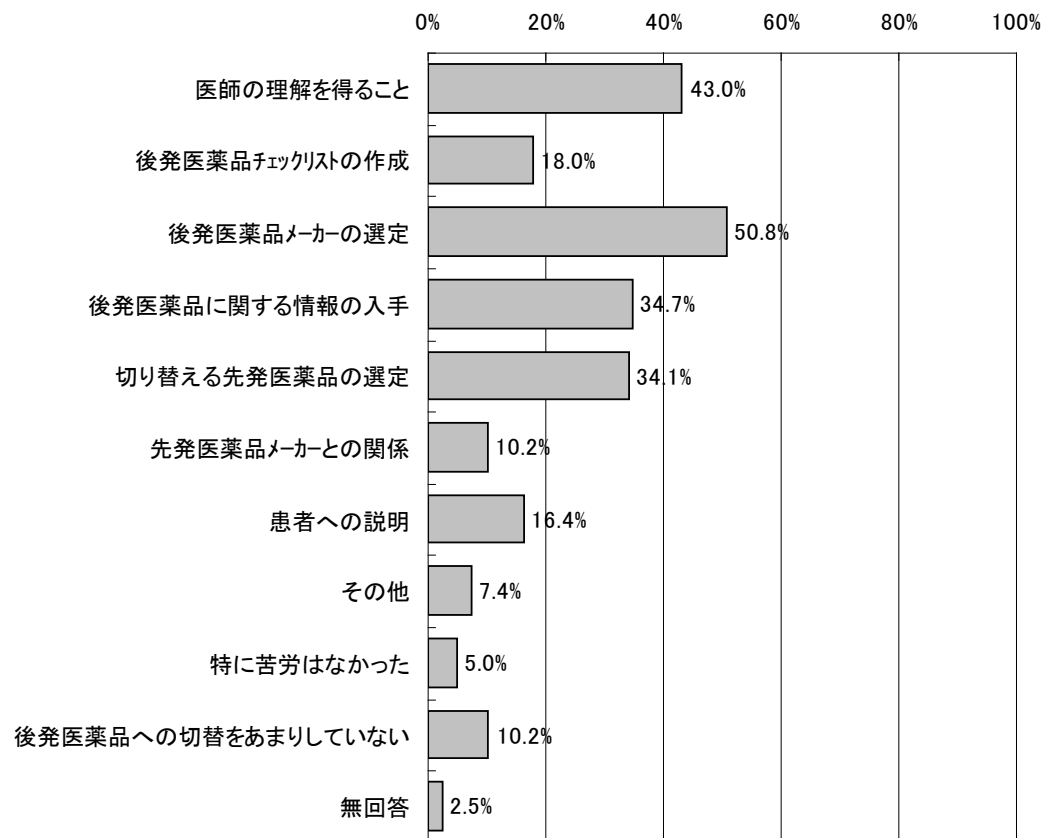


図表 92 診療所・病院における後発医薬品を採用する際に最も重視すること（単数回答）



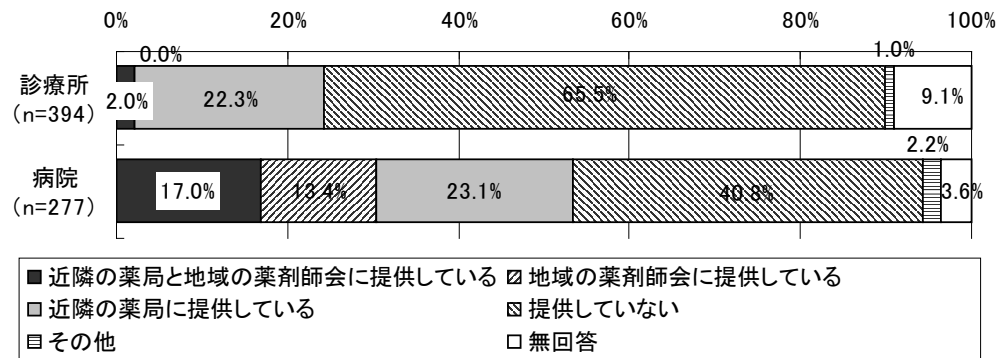
③後発医薬品の導入・切替の際に苦労したこと（病院のみ）

図表 93 後発医薬品の導入・切替の際に苦労したこと（病院、n=323、複数回答）



④後発医薬品リストの近隣薬局・地域薬剤師会等への提供状況

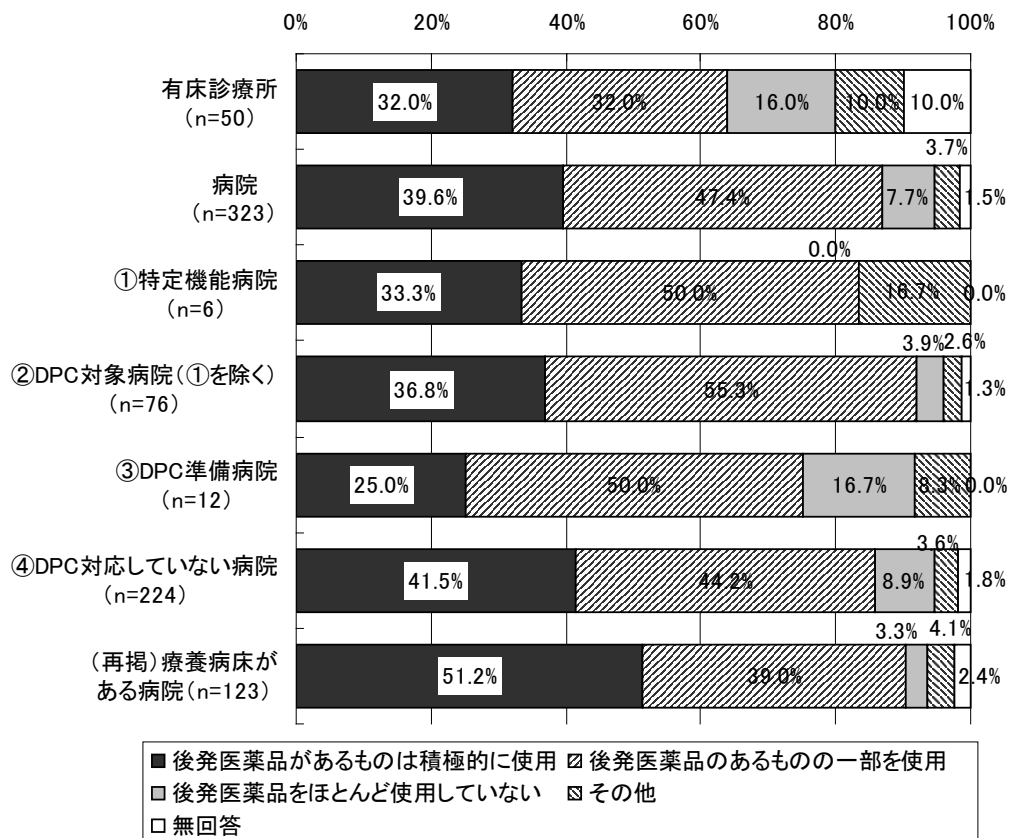
図表 94 後発医薬品リストの近隣薬局・地域薬剤師会等への提供状況
(院外処方せんを発行している施設のみ)



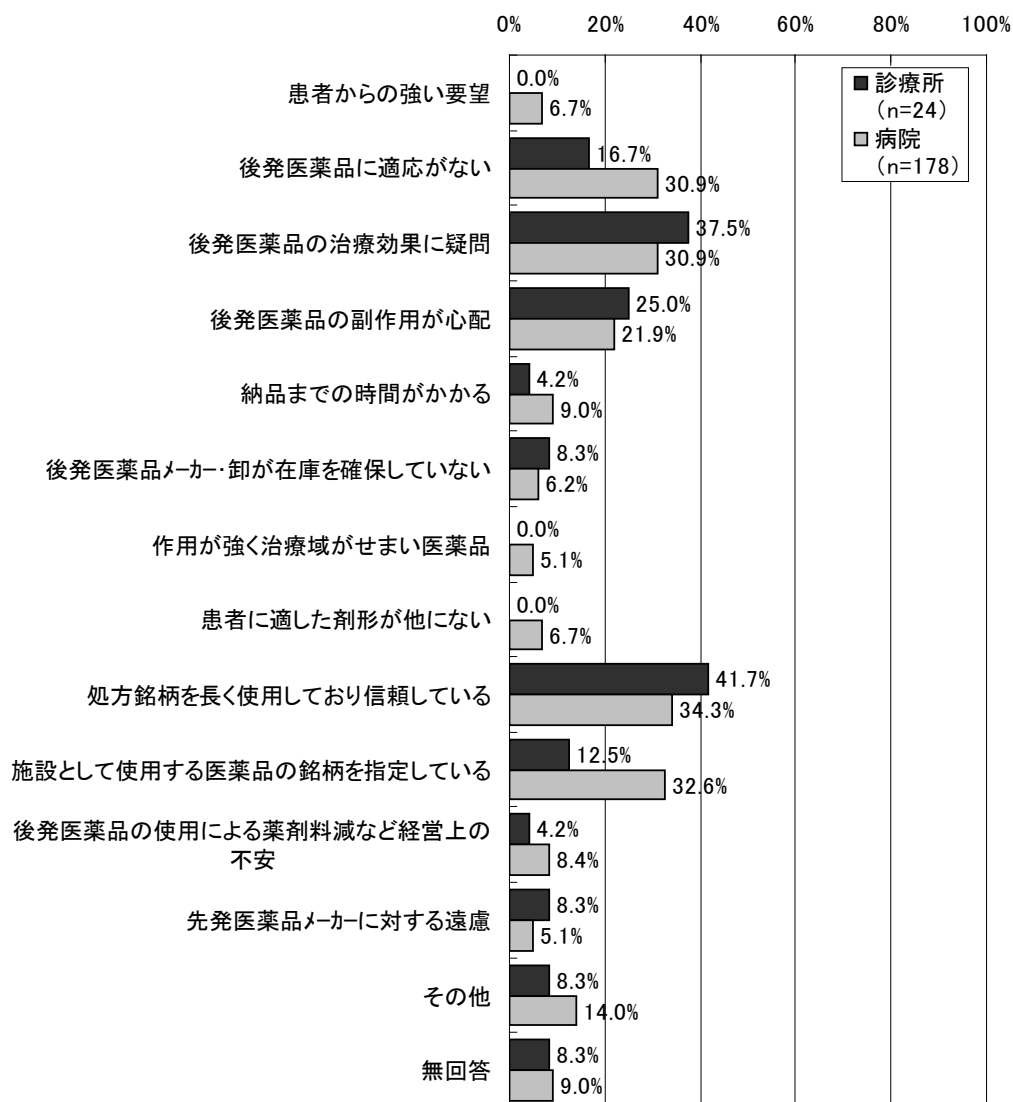
(6) 入院患者に対する後発医薬品の使用状況等

①入院患者に対する後発医薬品の使用状況

図表 95 入院患者に対する後発医薬品の使用状況

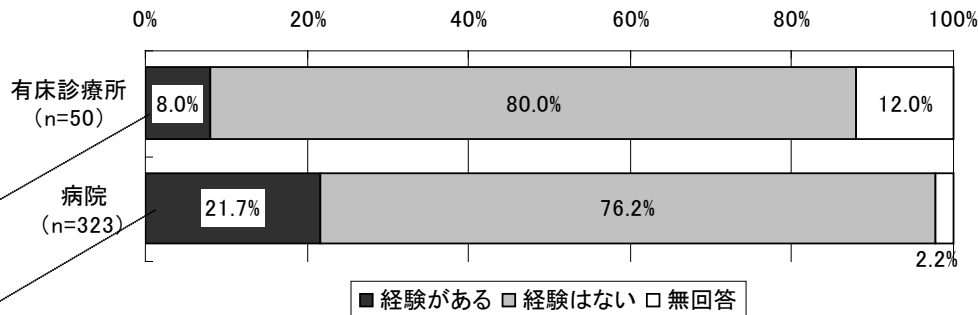


図表 96 入院患者に対して後発医薬品を選択しなかった理由
 (「後発医薬品のあるものの一部を使用」または「後発医薬品をほとんど使用していない」
 と回答した有床診療所・病院、複数回答)

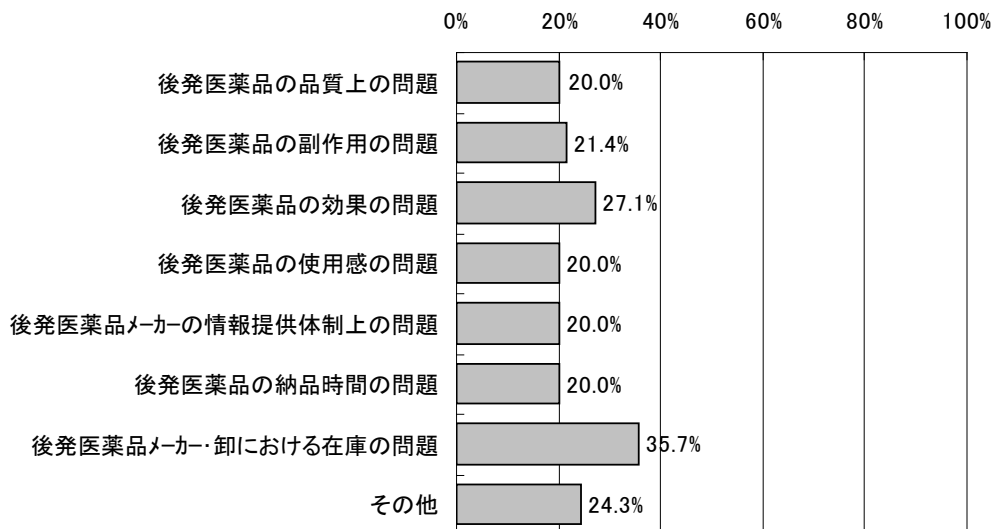


②入院患者に対して後発医薬品を使用して問題が生じた経験の有無（平成 24 年 4 月以降）

図表 97 入院患者に対して後発医薬品を使用して問題が生じた経験の有無
（平成 24 年 4 月以降）



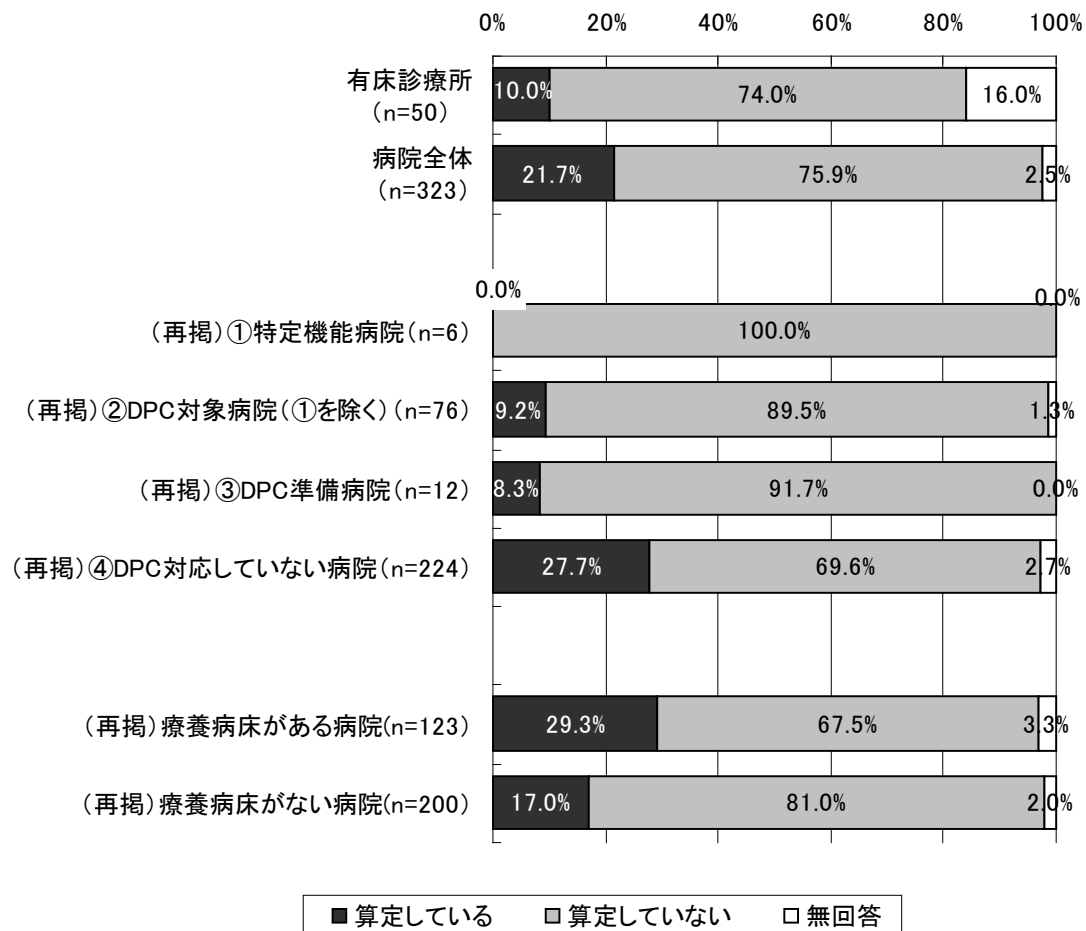
図表 98 「入院患者に対して後発医薬品を使用して問題が生じた経験がある」と回答した病院における、後発医薬品使用で生じた問題（複数回答、n=70）



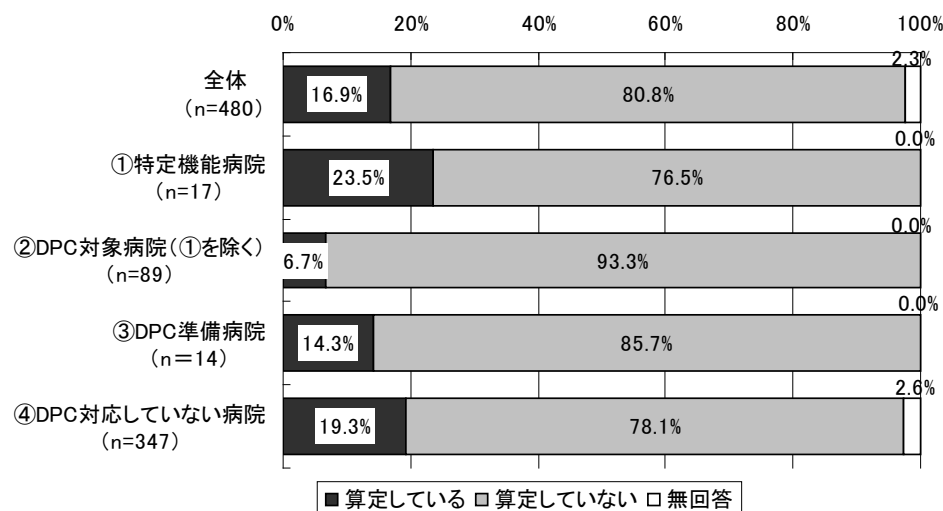
※有床診療所 4 件の回答は、「後発医薬品の効果の問題」が 2 件、「後発医薬品の使用感の問題」が 1 件、「その他」が 2 件であった。

③後発医薬品使用体制加算の状況

図表 99 後発医薬品使用体制加算の状況



(参考) 前回調査



図表 100 後発医薬品使用体制加算の種類

	有床診療所		病院		(再掲)療養病床がある病院	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
全体	5	100.0%	70	100.0%	36	100.0%
後発医薬品使用体制加算 1	2	40.0%	26	37.1%	17	47.2%
後発医薬品使用体制加算 2	2	40.0%	36	51.4%	16	44.4%
無回答	1	20.0%	8	11.4%	3	8.3%

図表 101 後発医薬品使用体制加算の施設基準の届出時期

	有床診療所		病院		(再掲)療養病床がある病院	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
全体	5	100.0%	70	100.0%	36	100.0%
平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月	1	20.0%	19	27.1%	12	33.3%
平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月	0	0.0%	10	14.3%	3	8.3%
平成 24 年 4 月以降	2	40.0%	36	51.4%	20	55.6%
無回答	2	40.0%	5	7.1%	1	2.8%

図表 102 後発医薬品使用体制加算の算定回数（平成 24 年 8 月 1 か月間）

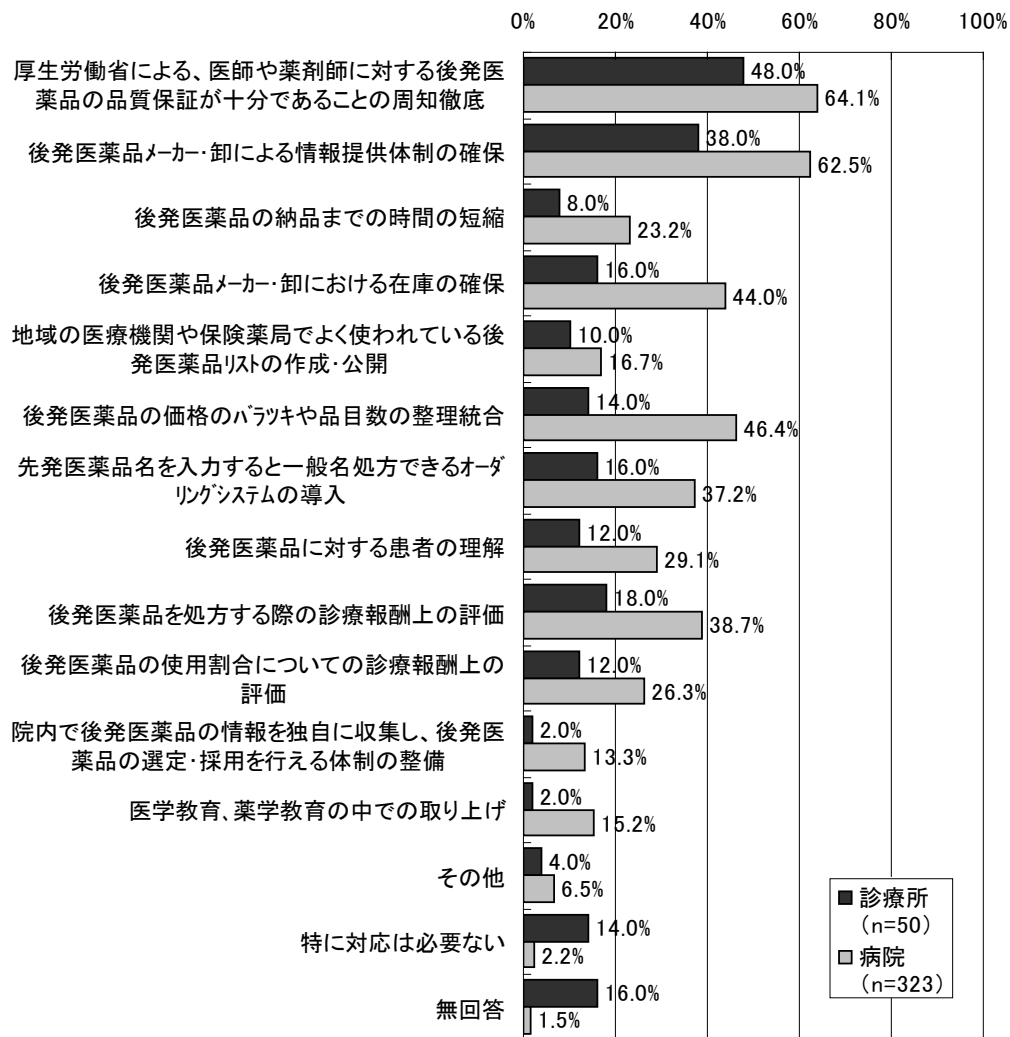
(単位：回)

	件数	平均値	標準偏差	中央値
有床診療所	2	89.0	77.8	89
病院全体	55	43.4	49.8	23
(再掲)①特定機能病院	0	—	—	—
②DPC 対象病院(①を除く)	7	1.4	1.8	0
③DPC 準備病院	0	—	—	—
④DPC 対応していない病院	48	49.5	50.5	32.5
(再掲)療養病床がある病院	31	44.2	51.5	30

(注)「後発医薬品使用体制加算」について「算定している」と回答した施設は有床診療所が 5 施設、病院全体が 70 施設、①特定機能病院が 0 施設、②DPC 対象病院(①を除く)が 7 施設、③DPC 準備病院が 1 施設、④DPC 対応していない病院が 62 施設あった。このうち、平成 24 年 8 月 1 か月間の「後発医薬品使用体制加算」の算定回数について回答があった施設(上記図表中の「件数」)を集計対象とした。

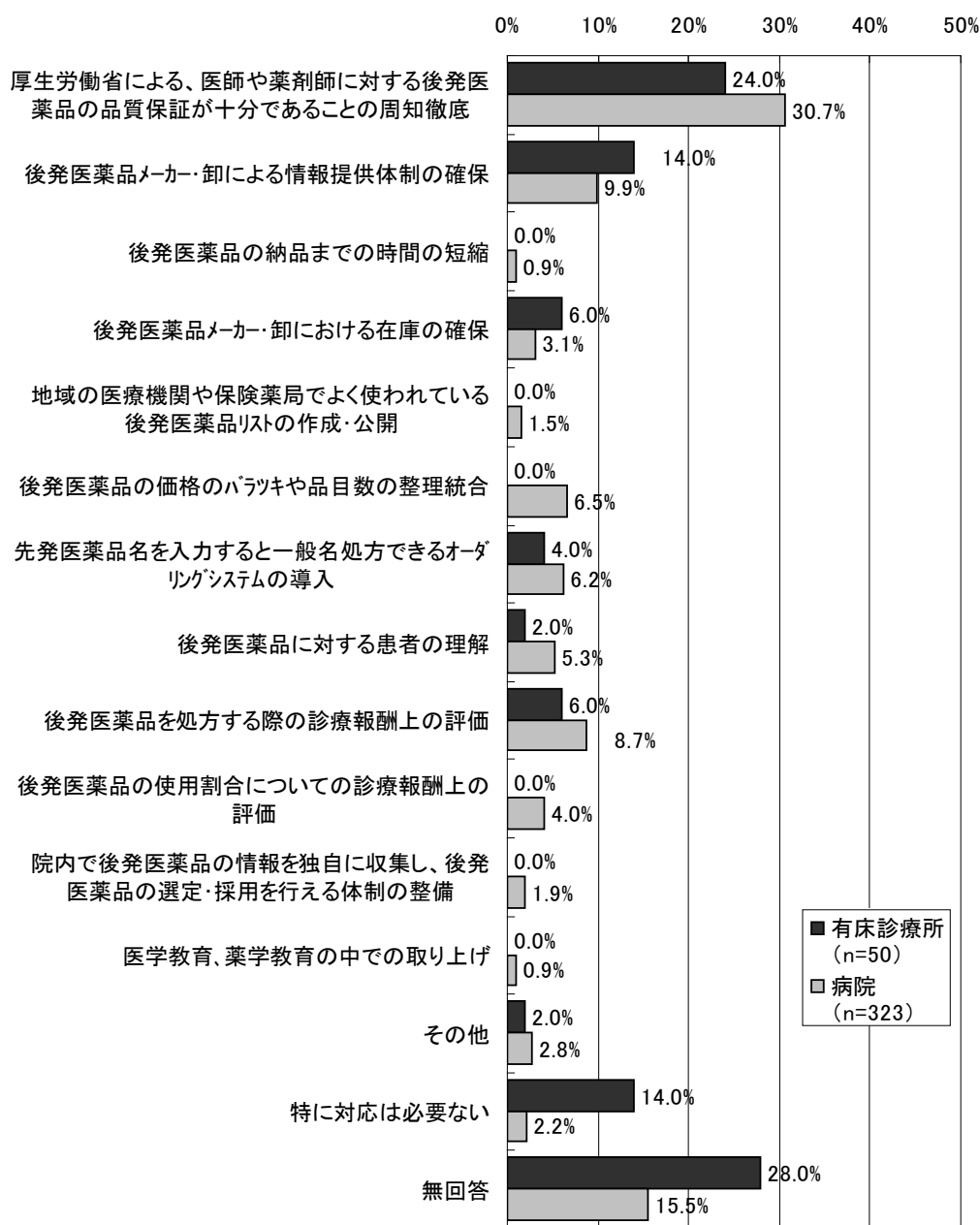
④今後どのような対応が進めば施設として入院患者等*に後発医薬品の使用を進めてもよいと思うか

図表 103 今後どのような対応が進めば施設として入院患者等に後発医薬品の使用を進めてもよいと思うか（複数回答）



（注）ここでは、入院患者への投薬・注射の他、外来患者への院内投薬を含むため、「入院患者等」とした。

図表 104 今後どのような対応が進めば施設として入院患者等に後発医薬品の使用を進め
てもよいと思うか（最も重要なもの、単数回答）

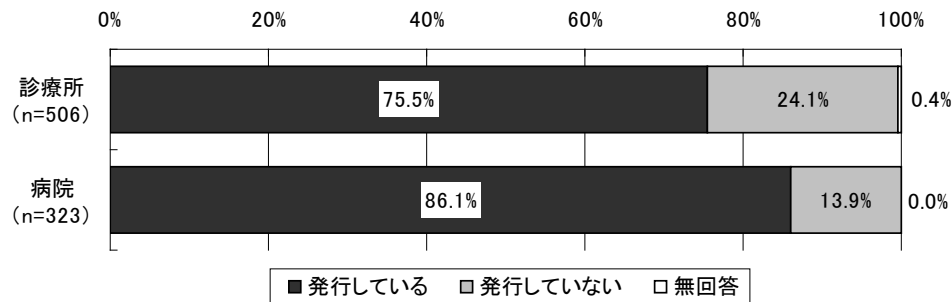


（注）ここでは、入院患者への投薬・注射の他、外来患者への院内投薬を含むため、「入院患者等」とした。

(7) 外来患者に対する後発医薬品の使用状況等（施設ベース）

①院外処方せん発行状況（平成 24 年 4 月以降）

図表 105 院外処方せん発行状況（平成 24 年 4 月以降）



②外来診療の状況

図表 106 診療所・病院における外来診療の状況（平成 24 年 8 月 1 か月間）

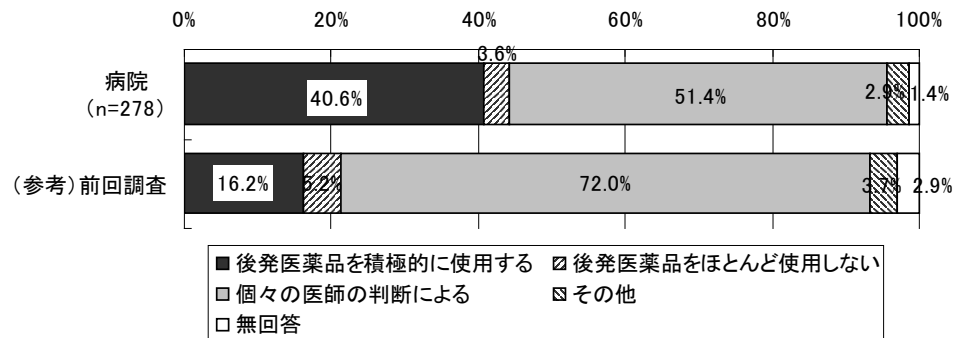
	診療所 (n=310)			病院 (n=224)		
	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値
①外来診療実日数(日)	19.2	4.8	20.0	23.7	2.9	23.0
②外来延べ患者数(人)	1,192.5	856.7	1,055.0	7,185.5	8,258.0	4,186.5
③処方せん料の算定回数(回)	737.3	688.2	620.5	3,185.3	3,680.6	1,805.5
④一般名処方加算の算定回数(回)	278.1	381.5	80.5	308.1	743.2	0.0
⑤一般名処方加算算定率(④／③)	37.7%		13.0%	9.7%		0.0%

(注)・上記①～④のすべての項目について回答が施設を集計対象とした。

・「半日」の場合は 0.5 日とした。

③病院における後発医薬品の使用について、外来患者に院外処方する場合の施設としての対応方針

図表 107 病院における後発医薬品の使用について、外来患者に院外処方する場合の施設としての対応方針



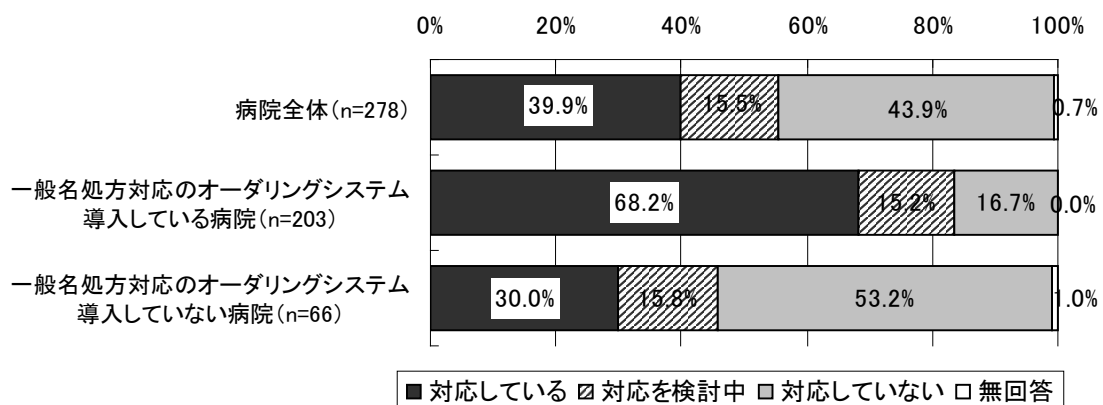
(注)・院外処方を実施している施設を対象として集計した。

・今回調査の「後発医薬品を積極的に使用する」には、後発医薬品の銘柄処方のほか、一般名処方や院外処方せんの後発医薬品への「変更不可」欄にチェック等を行わない場合を含む。

④病院における一般名処方による処方せん発行への対応状況等

1) 病院における一般名処方による処方せん発行への対応状況

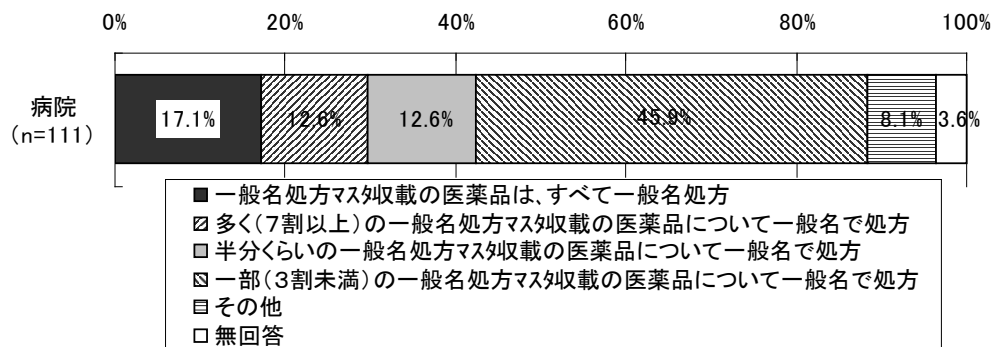
図表 108 病院における、一般名処方による処方せん発行への対応状況
(平成 24 年 4 月以降、オーダーリングシステム導入状況別)



(注) 院外処方を実施している施設を対象として集計した。

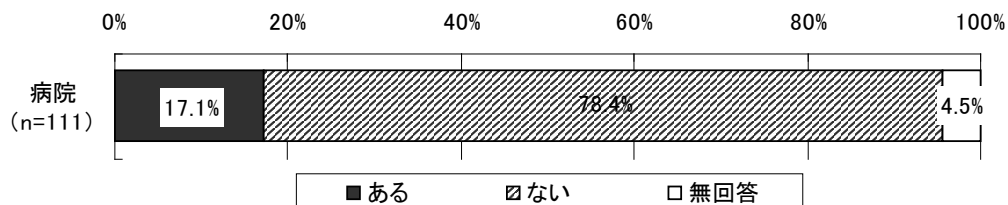
2) 病院における一般名処方による処方せんの発行状況

図表 109 病院における一般名処方による処方せんの発行状況
(一般名処方による処方せん発行に対応している病院)



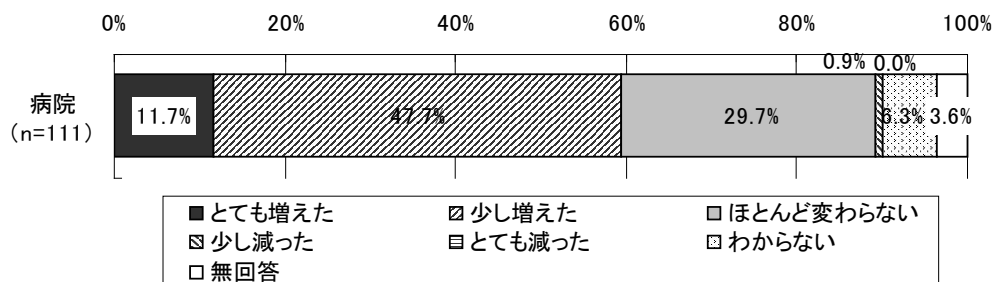
3) 病院における、一般名処方による処方せん発行により患者から相談や問合せを受けた経験の有無

図表 110 一般名処方による処方せんの発行により患者から相談や問合せを受けた経験の有無 (一般名処方による処方せん発行に対応している病院)



4) 病院における、一般名処方による処方せん発行による事務的な負担の変化

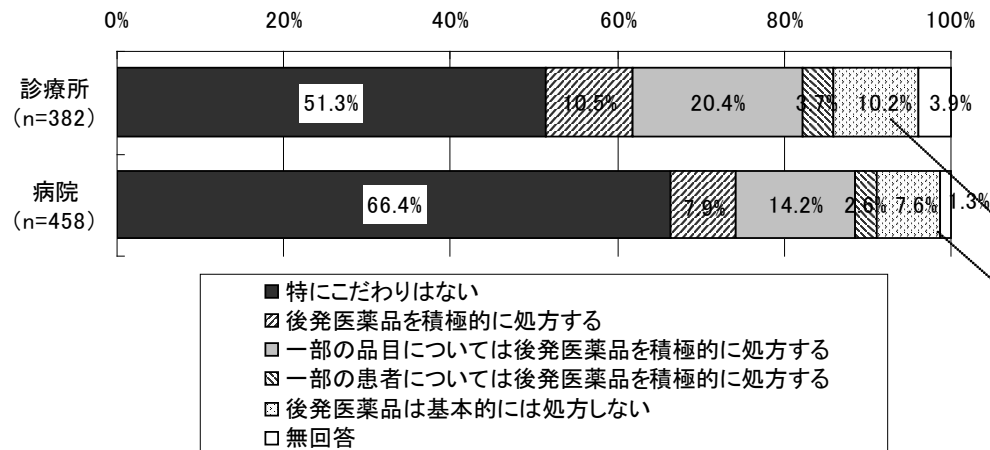
図表 111 一般名処方による処方せんの発行による事務的な負担の変化
(一般名処方による処方せん発行に対応している病院)



(8) 外来診療における院外処方せん発行時や後発医薬品の処方に関する医師の考え等
(医師ベース)

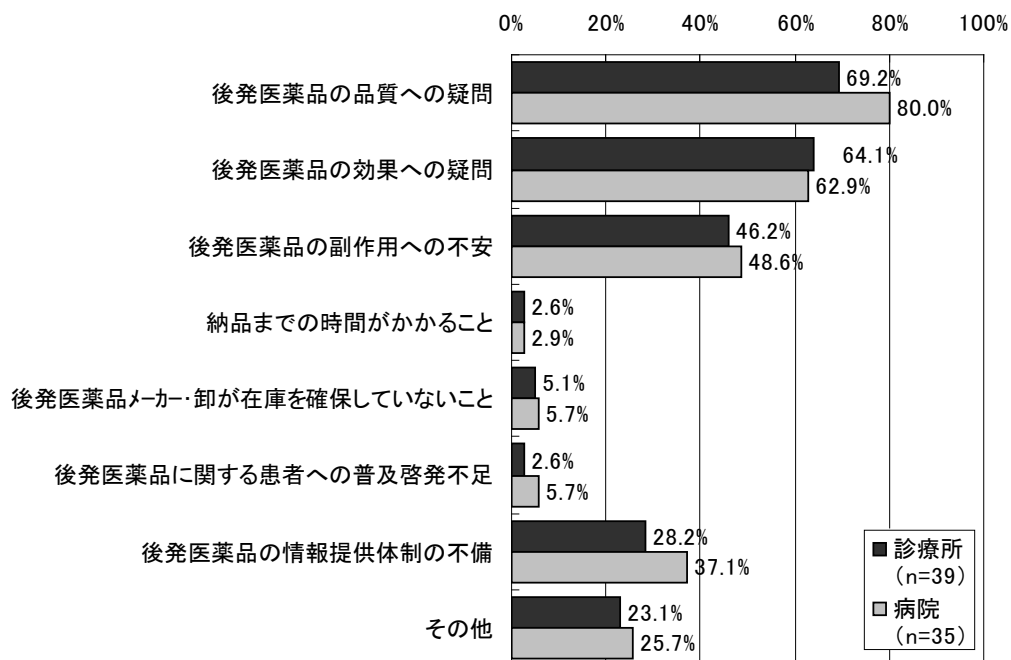
①外来診療における後発医薬品の処方に関する考え

図表 112 外来診療における後発医薬品の処方に関する考え (医師ベース)



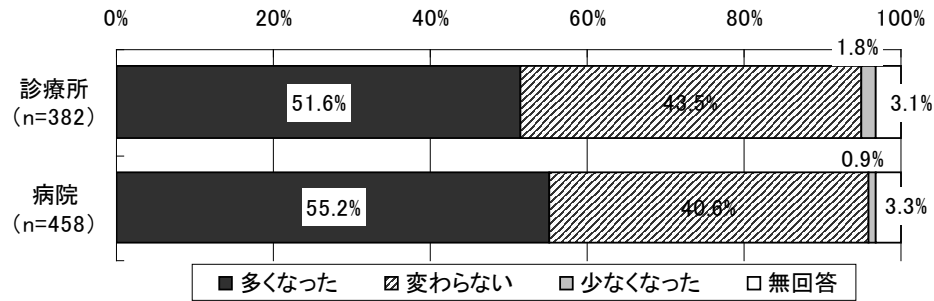
(注) 「特にこだわりはない」は一般名処方や「変更不可」欄にチェック等を行わない場合を含む。

図表 113 外来診療において後発医薬品を基本的には処方しない理由
(「後発医薬品は基本的には処方しない」と回答した医師、複数回答、医師ベース)



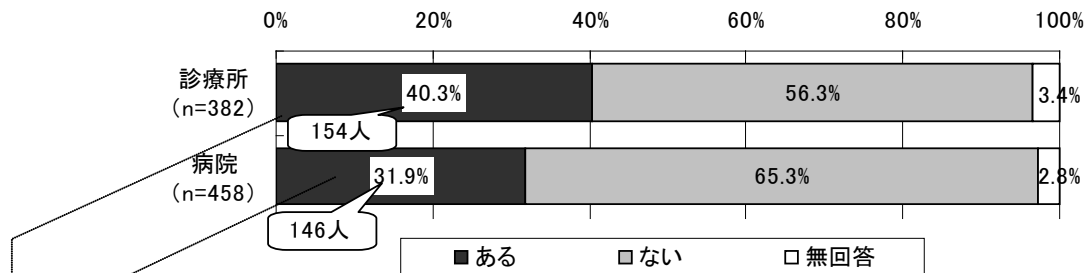
②外来診療における後発医薬品の処方の変化（１年前と比較して）

図表 114 外来診療における後発医薬品の処方の変化（１年前と比較して）（医師ベース）

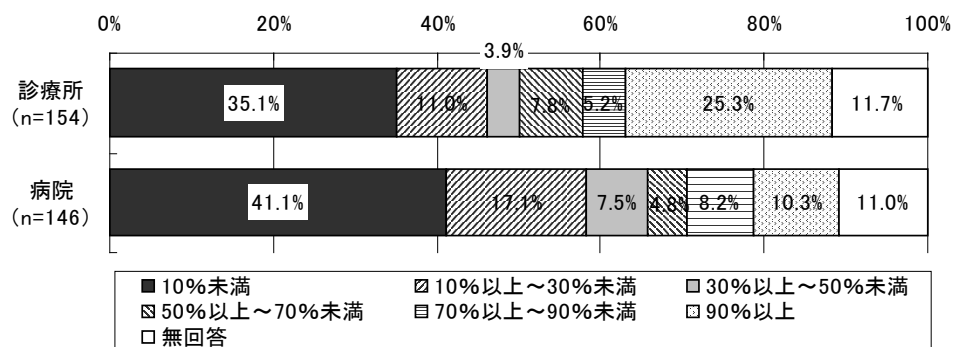


③後発医薬品への「変更不可」欄にチェックした処方せんの発行経験等（平成 24 年 4 月以降）

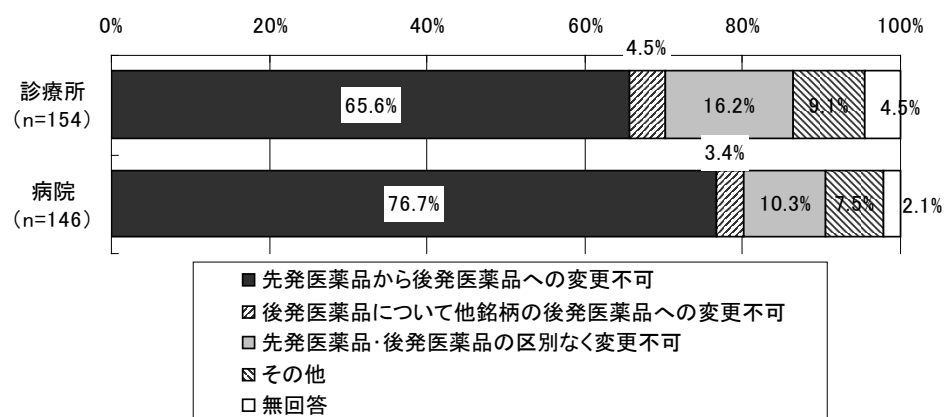
図表 115 後発医薬品への「変更不可」欄にチェックした処方せんの発行経験の有無
（平成 24 年 4 月以降、医師ベース）



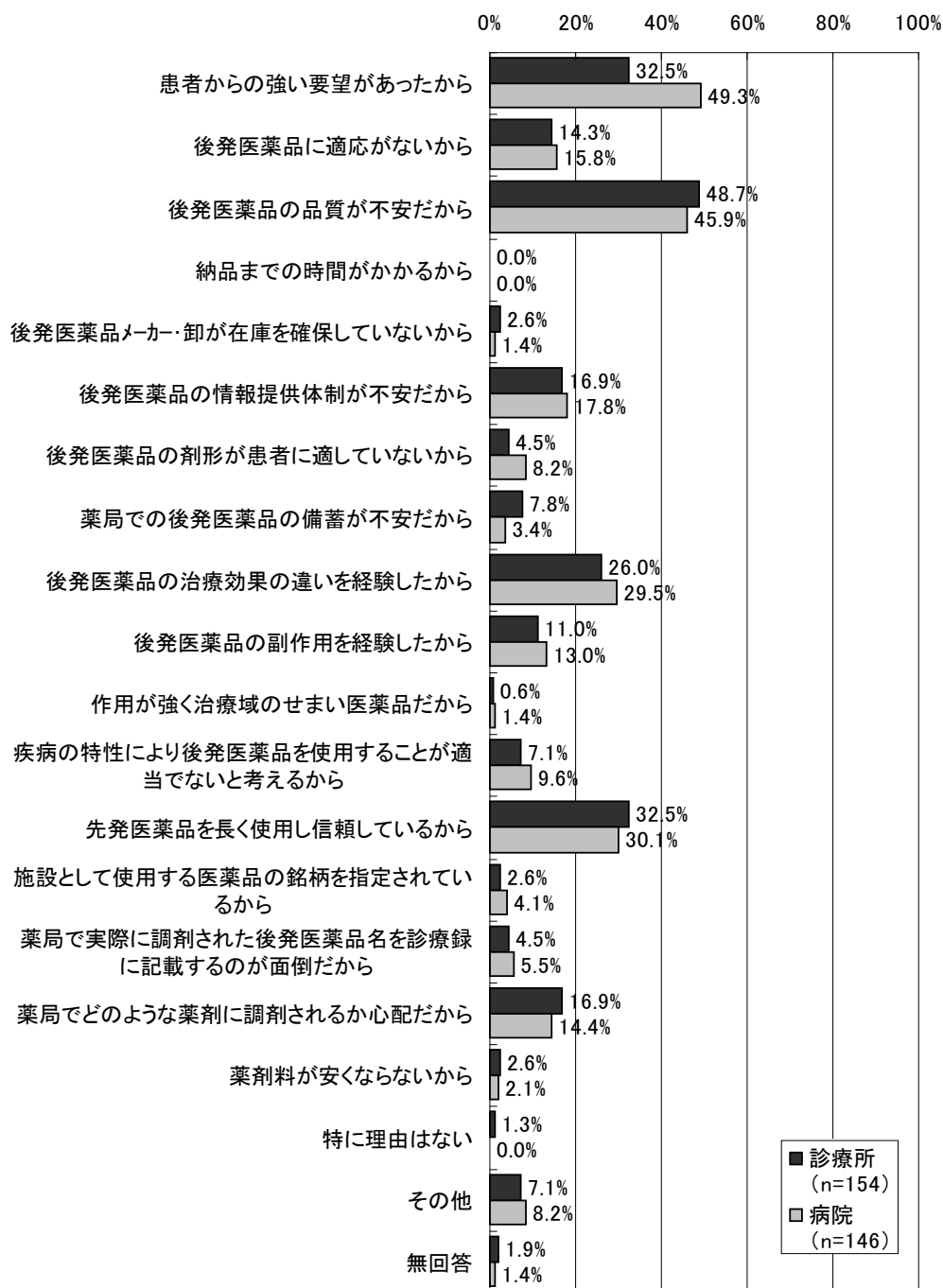
図表 116 院外処方せん枚数全体に占める、「変更不可」欄にチェックした処方せんの割合（医師ベース）



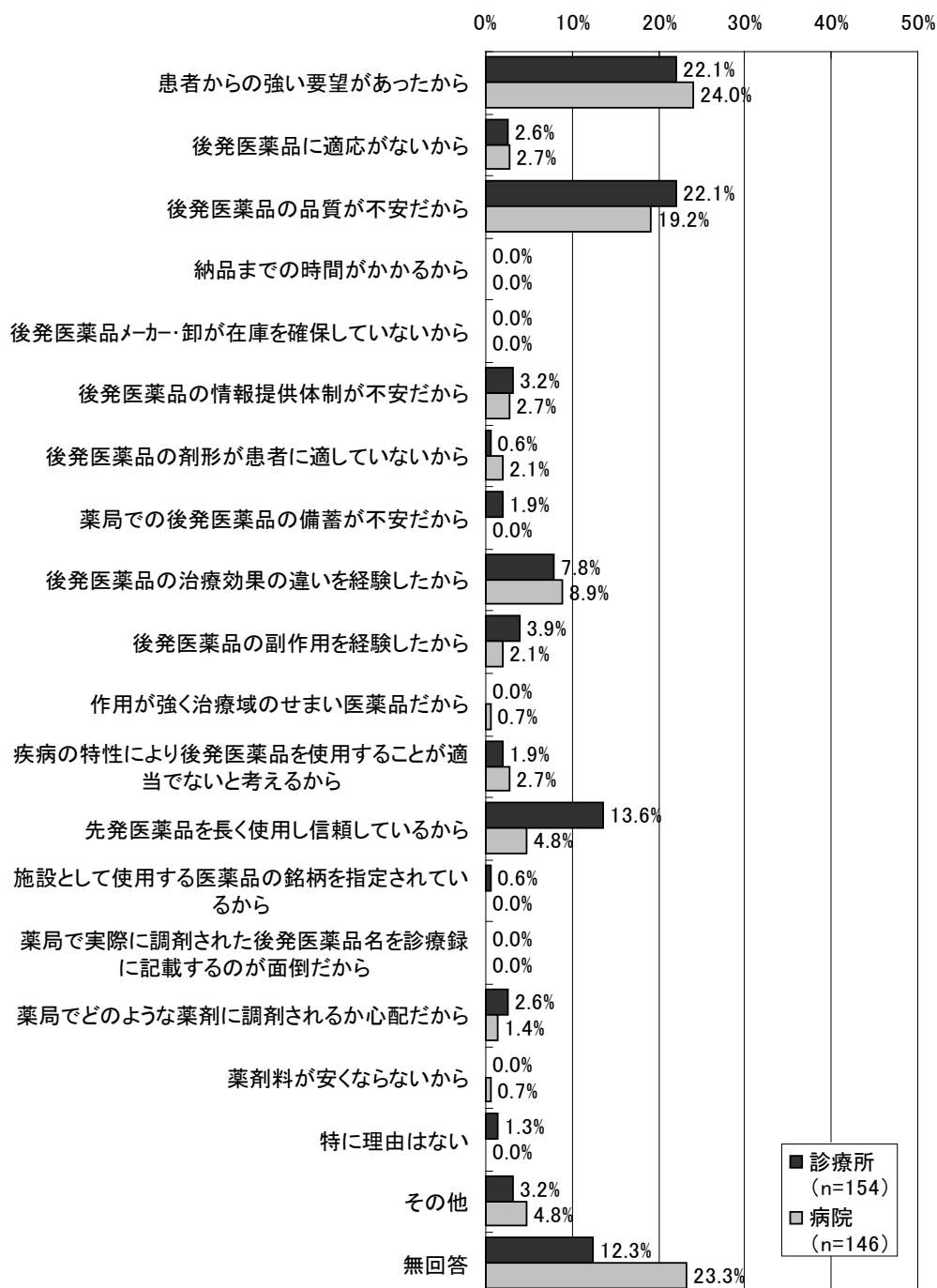
図表 117 一部の医薬品について「変更不可」とするケースとして最も多いもの
（平成 24 年 4 月以降、医師ベース）



図表 118 一部の医薬品について「変更不可」とする理由（医師ベース、複数回答）



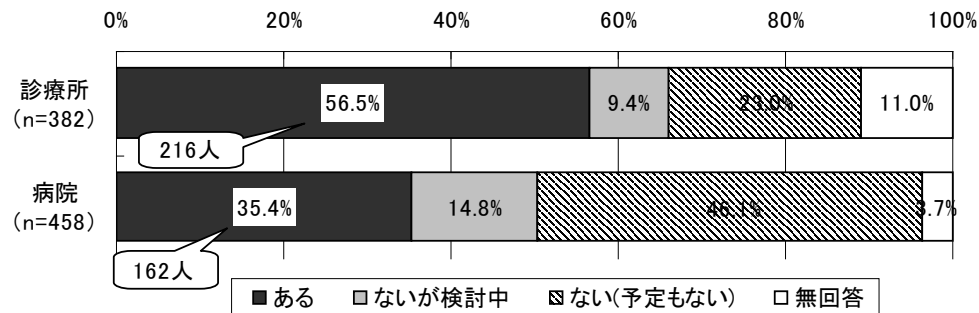
図表 119 一部の医薬品について「変更不可」とする最も多い理由
(医師ベース、単数回答)



④一般名処方による処方せん発行の経験等（平成 24 年 4 月以降）

1) 一般名処方による処方せん発行の経験の有無（平成 24 年 4 月以降、医師ベース）

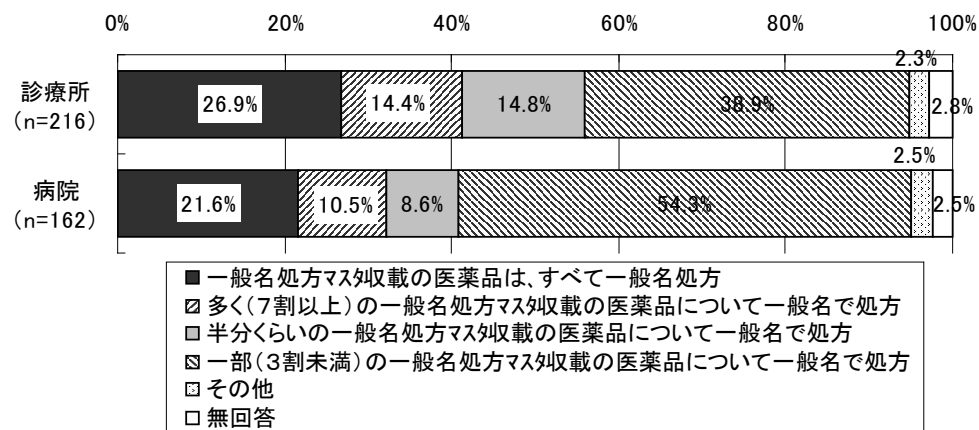
図表 120 一般名処方による処方せん発行の経験の有無（平成 24 年 4 月以降、医師ベース）



2) 一般名処方による処方せんの発行状況（平成 24 年 4 月以降、医師ベース）

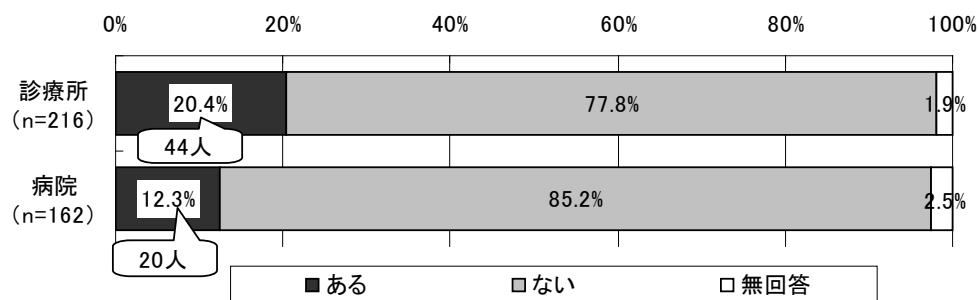
図表 121 一般名処方による処方せんの発行状況

（平成 24 年 4 月以降、一般名処方による処方せんの発行の経験のある医師、医師ベース）



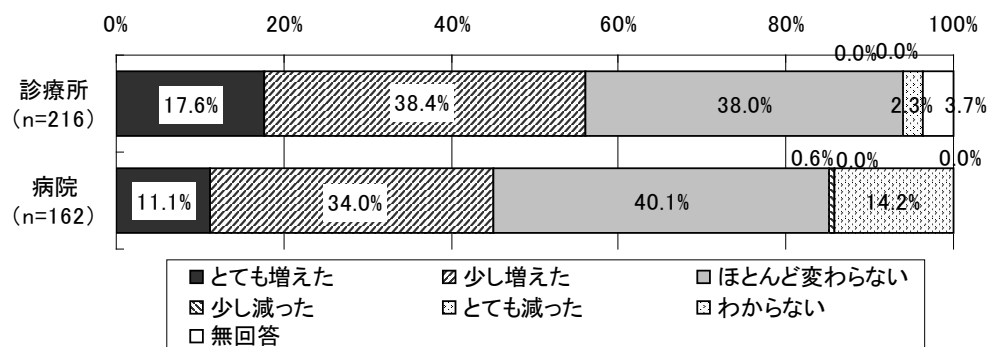
3) 一般名処方の処方せん発行による、患者からの相談や問い合わせを受けた経験の有無
(平成 24 年 4 月以降、医師ベース)

図表 122 一般名処方の処方せん発行による、患者からの相談や問い合わせを受けた経験の有無 (平成 24 年 4 月以降、医師ベース)



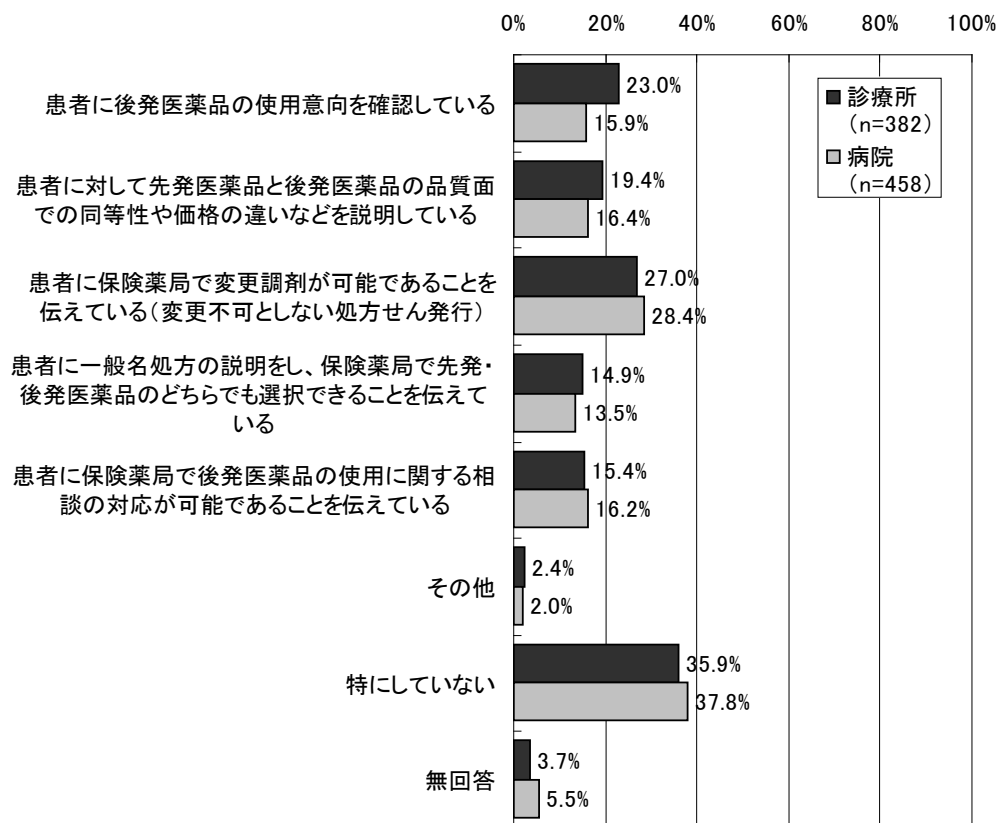
4) 一般名処方の処方せん発行による事務的な負担の変化 (平成 24 年 4 月以降、医師ベース)

図表 123 一般名処方の処方せん発行による事務的な負担の変化 (平成 24 年 4 月以降、医師ベース)



5) 投薬または処方せんの交付を行う際、患者が後発医薬品を選択しやすくするためにどのような対応をしているか

図表 124 投薬または処方せんの交付を行う際、患者が後発医薬品を選択しやすくするためにどのような対応をしているか（複数回答、医師ベース）

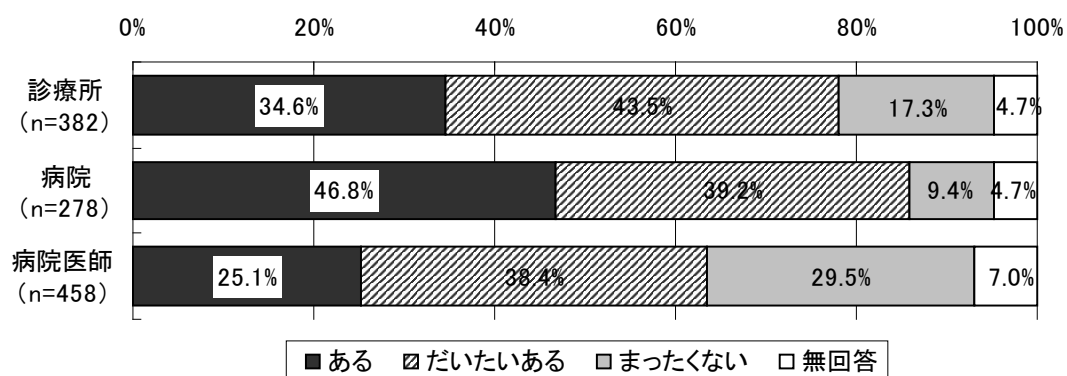


(9) 保険薬局からの情報提供の状況と意向

①変更調剤時の保険薬局からの情報提供等

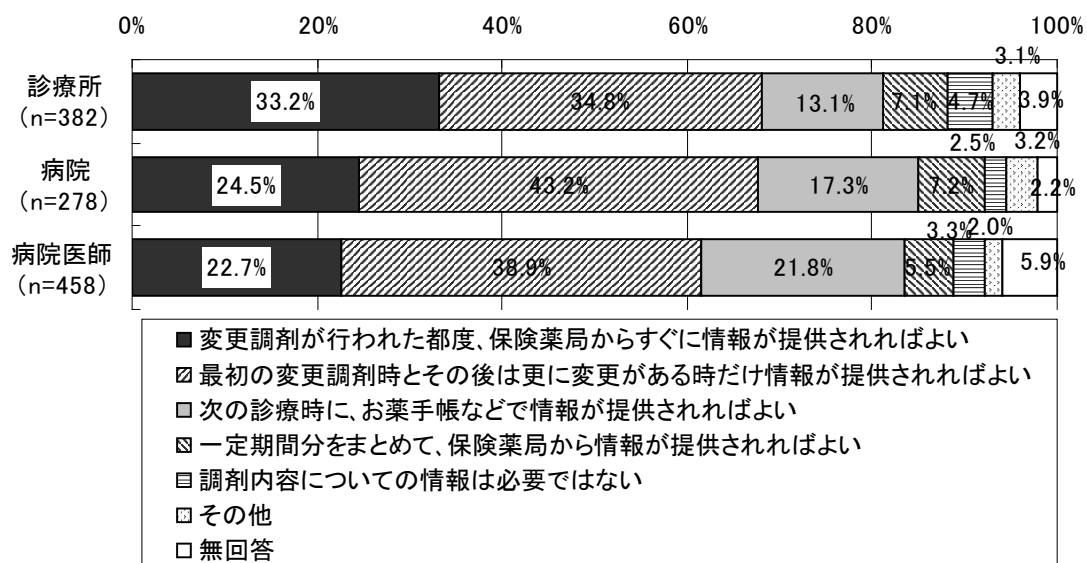
- 1) 保険薬局で先発医薬品を後発医薬品に変更した場合の、変更された銘柄等についての情報提供の有無

図表 125 保険薬局で先発医薬品を後発医薬品に変更した場合の、変更された銘柄等についての情報提供の有無



- 2) 保険薬局で後発医薬品に変更した場合の望ましい情報提供のあり方

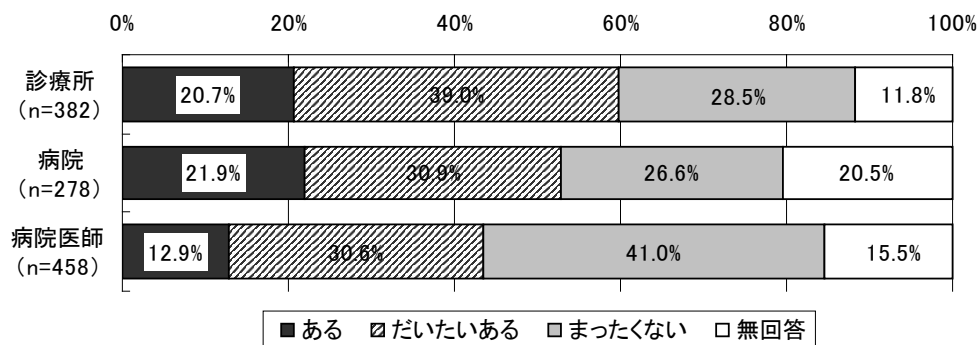
図表 126 保険薬局で後発医薬品に変更した場合の望ましい情報提供のあり方



②一般名処方に対する保険薬局からの情報提供等

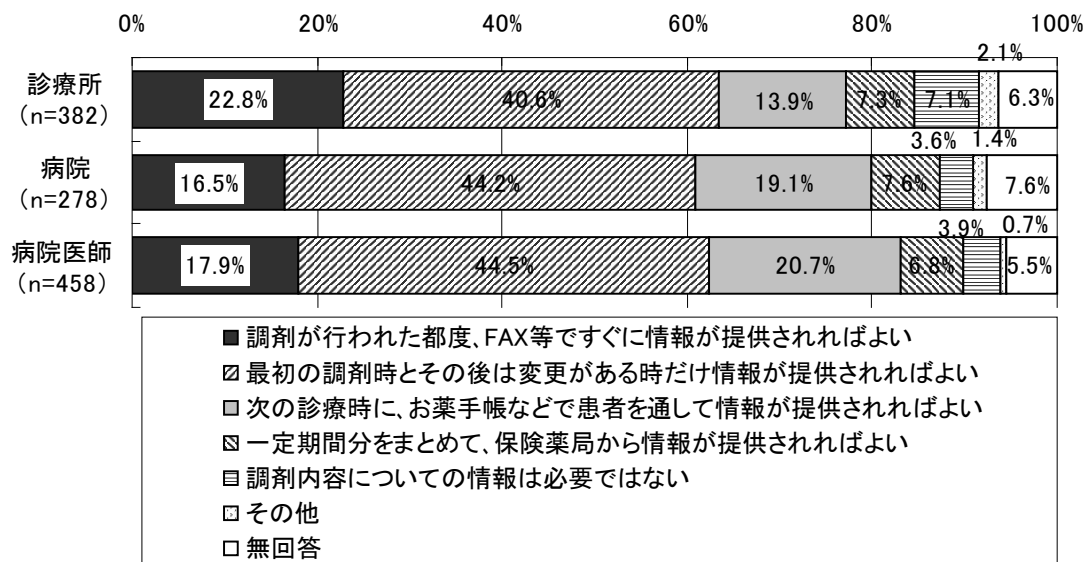
1) 一般名処方について医薬品の銘柄等に関する保険薬局からの情報提供等

図表 127 一般名処方について医薬品の銘柄等に関する保険薬局からの情報提供の有無



2) 一般名処方について、望ましいと思う保険薬局からの情報提供のあり方

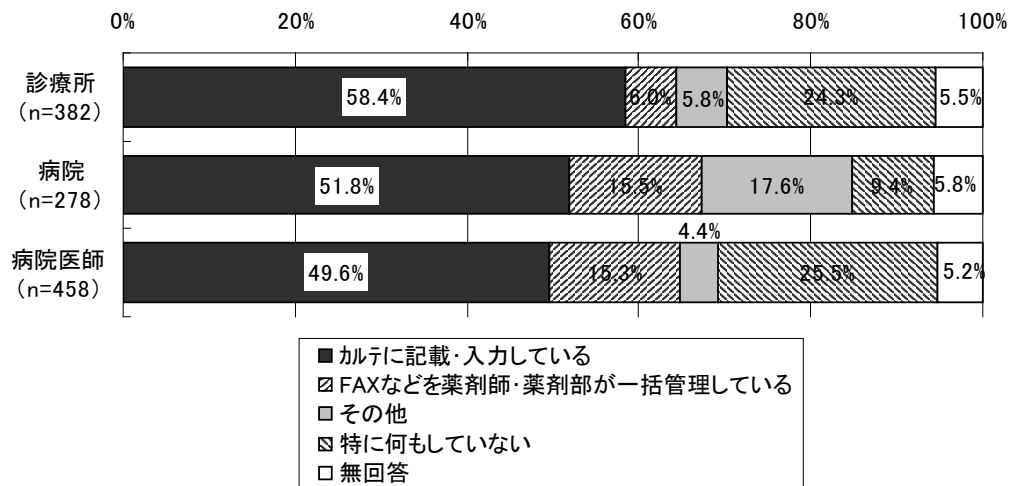
図表 128 一般名処方について、望ましいと思う保険薬局からの情報提供のあり方



③保険薬局からフィードバックされた情報の管理方法と活用状況

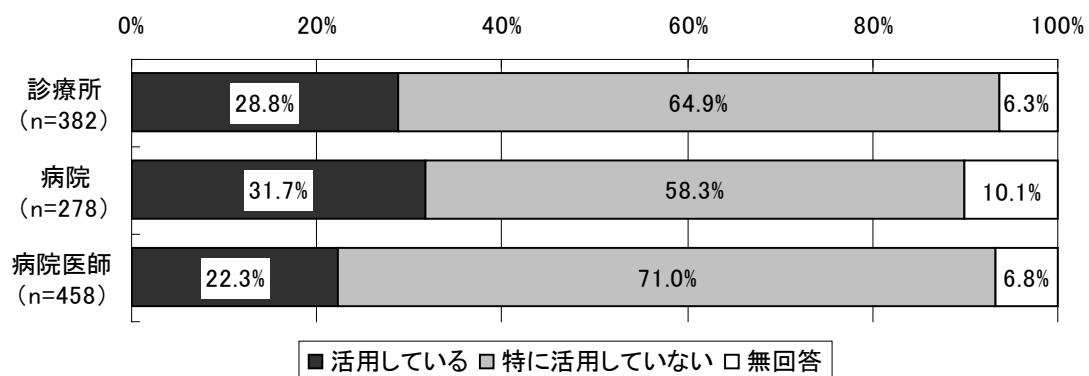
1) 保険薬局からフィードバックされた情報の管理方法

図表 129 保険薬局からフィードバックされた情報の管理方法



2) 保険薬局からフィードバックされた情報の活用状況

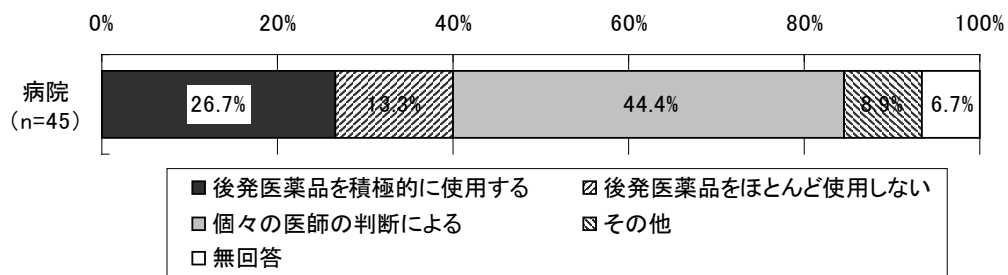
図表 130 保険薬局からフィードバックされた情報の活用状況



(10) 院外処方せんを発行していない施設における、外来患者に対する院内投薬の状況や後発医薬品の使用に関する考え

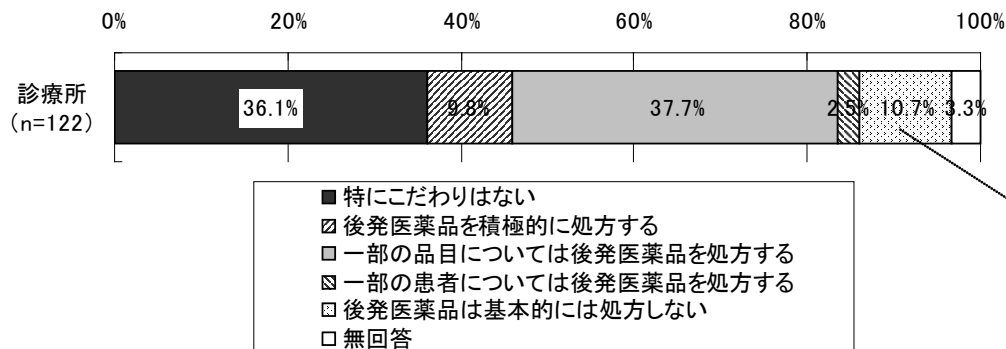
①院外処方せんを発行していない病院における、外来患者に院内投薬する際の後発医薬品の処方に関する考え

図表 131 院外処方せんを発行していない病院における、外来患者に院内投薬する際の後発医薬品の処方に関する考え

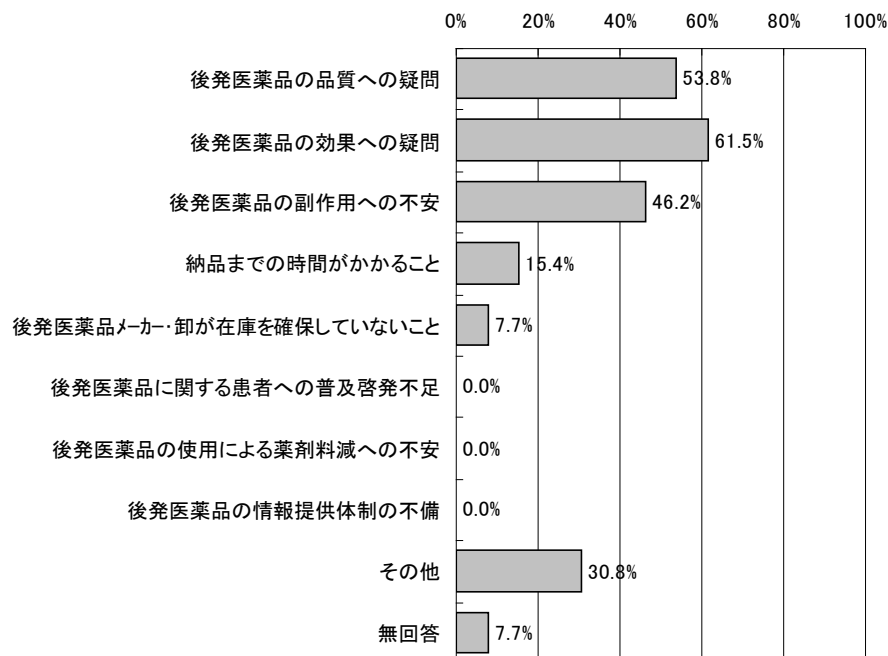


②院外処方せんを発行していない診療所における、外来患者に院内投薬する際の後発医薬品の処方に関する考え

図表 132 院外処方せんを発行していない診療所における、外来患者に院内投薬する際の後発医薬品の処方に関する考え

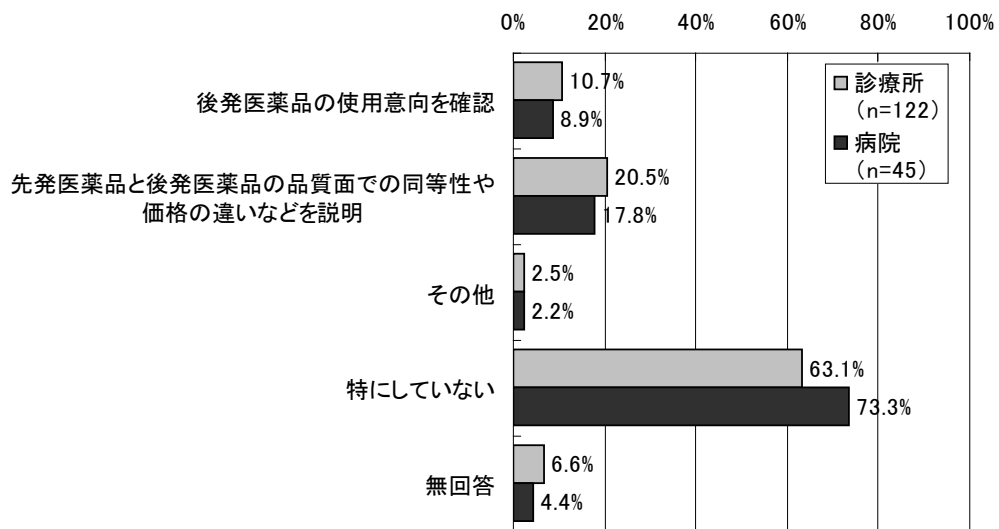


図表 133 後発医薬品を基本的には処方しない理由
(「後発医薬品は基本的には処方しない」と回答した施設、複数回答、n=13)



③院外処方せんを発行していない施設における、患者が後発医薬品を選択しやすくするために行っている対応

図表 134 院外処方せんを発行していない施設における、患者が後発医薬品を選択しやすくするために行っている対応（複数回答）

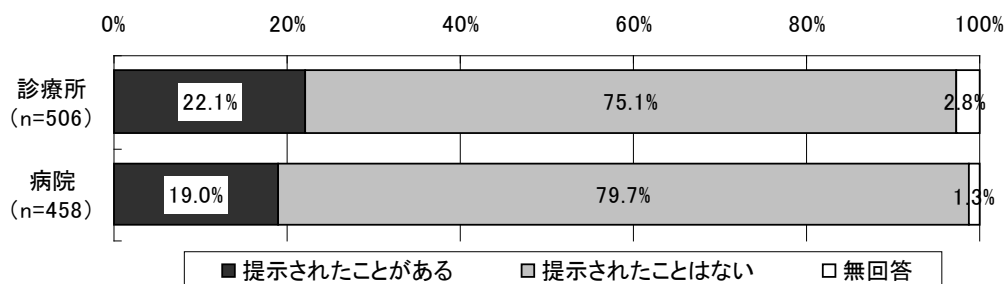


(11) 患者からの意思表示等の状況

①「薬剤情報提供文書」を患者から提示された経験等（平成 24 年 4 月以降）

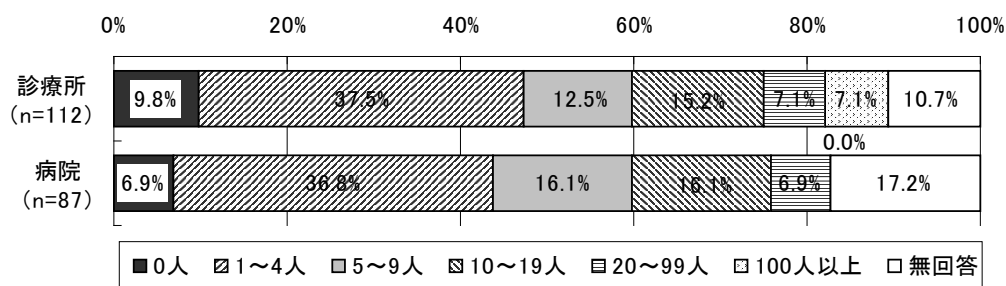
1)「薬剤情報提供文書」を患者から提示された経験の有無（平成 24 年 4 月以降）

図表 135 「薬剤情報提供文書」を患者から提示された経験の有無
（平成 24 年 4 月以降、医師ベース）



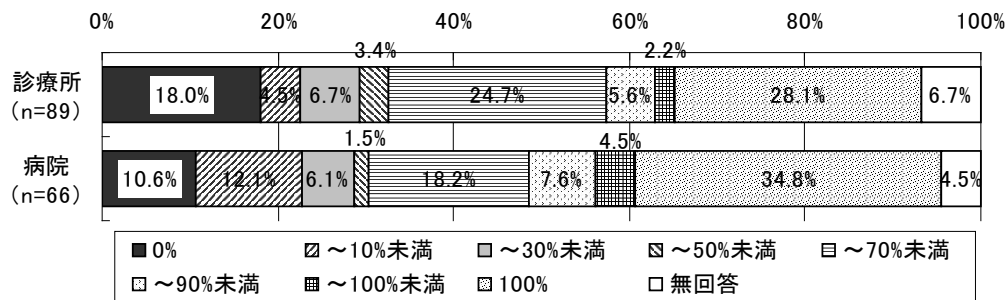
2)「薬剤情報提供文書」を提示した患者数（平成 24 年 8 月 1 か月間）

図表 136 「薬剤情報提供文書」を提示した患者数
（平成 24 年 8 月 1 か月間、「提示されたことがある」と回答した医師、医師ベース）



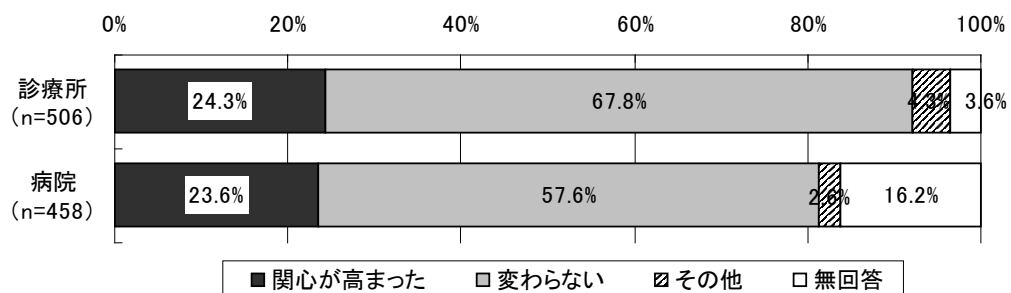
- 3)「薬剤情報提供文書」を提示した患者のうち後発医薬品を実際に処方（一般名処方を含む）した患者の割合

図表 137 「薬剤情報提供文書」を提示した患者のうち後発医薬品を実際に処方（一般名処方を含む）した患者の割合（平成 24 年 8 月 1 か月間、「薬剤情報提供文書」を提示した患者がいた場合、医師ベース）



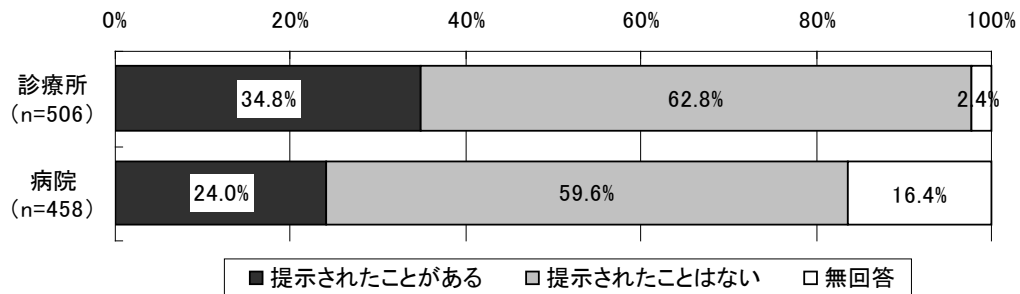
- 4)「薬剤情報提供文書」に後発医薬品に関する情報を掲載することとなったことにより、患者の後発医薬品に対する関心が高まったか

図表 138 「薬剤情報提供文書」に後発医薬品に関する情報を掲載することとなったことにより、患者の後発医薬品に対する関心が高まったか（医師ベース）



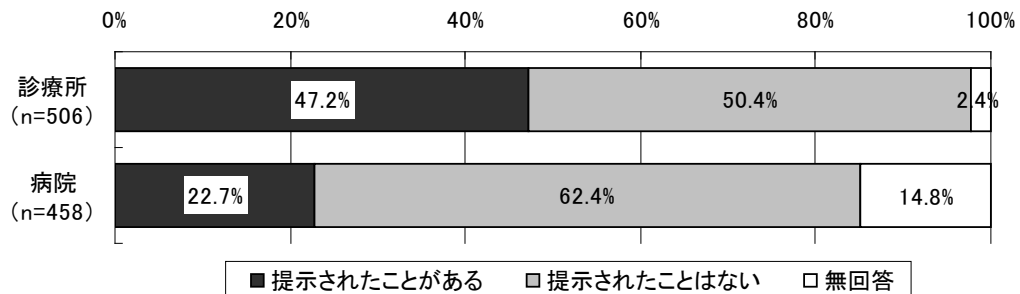
②「ジェネリック医薬品軽減額通知」などを患者から提示された経験

図表 139 「ジェネリック医薬品軽減額通知」などを患者から提示された経験
(医師ベース)



③「ジェネリック医薬品希望カード」を患者から提示された経験

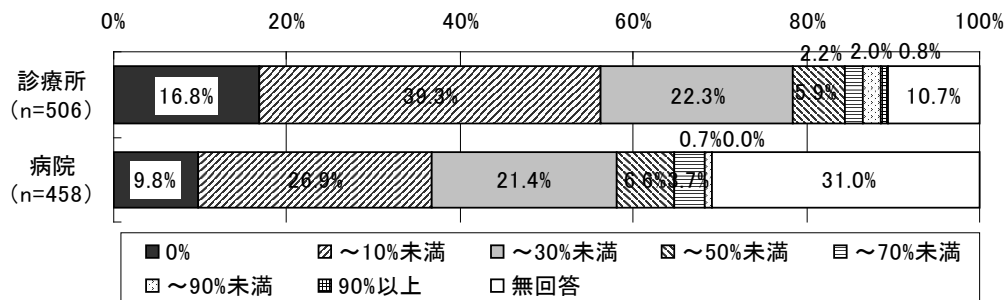
図表 140 「ジェネリック医薬品希望カード」を患者から提示された経験 (医師ベース)



④後発医薬品について関心がある患者の状況等（平成 24 年 4 月以降）

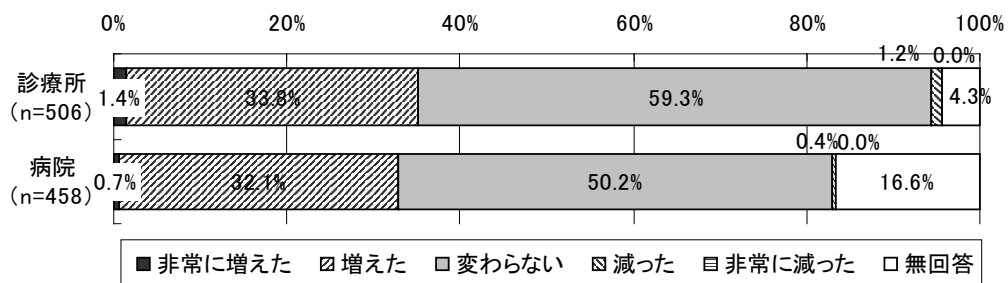
1) 後発医薬品について関心がある患者の割合（平成 24 年 4 月以降）

図表 141 後発医薬品について関心がある患者の割合（平成 24 年 4 月以降）
（医師ベース）



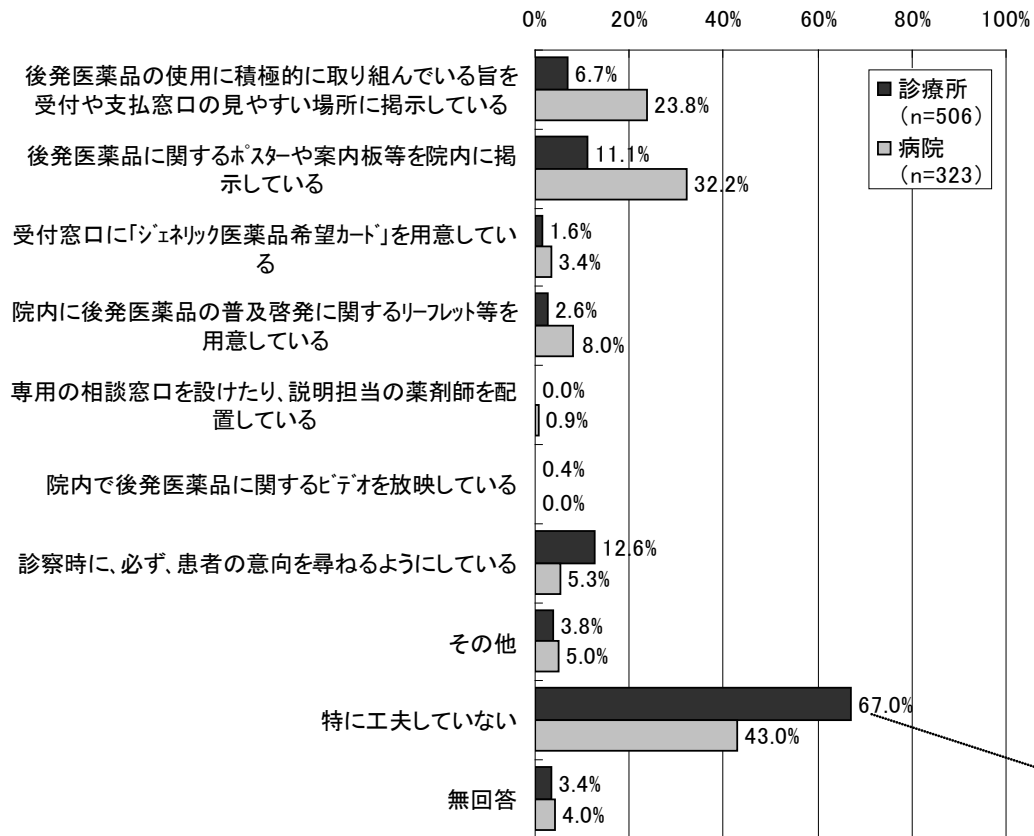
2) 後発医薬品について関心がある患者数の変化（1 年前と比較して）

図表 142 後発医薬品について関心がある患者数の変化（1 年前と比較して）
（医師ベース）

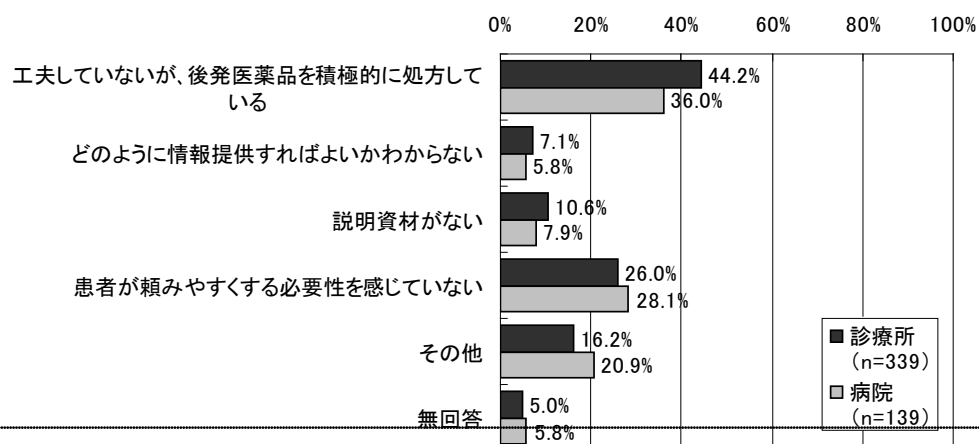


⑤患者が後発医薬品を頼みやすくするための施設としての工夫

図表 143 患者が後発医薬品を頼みやすくするための施設としての工夫（複数回答）



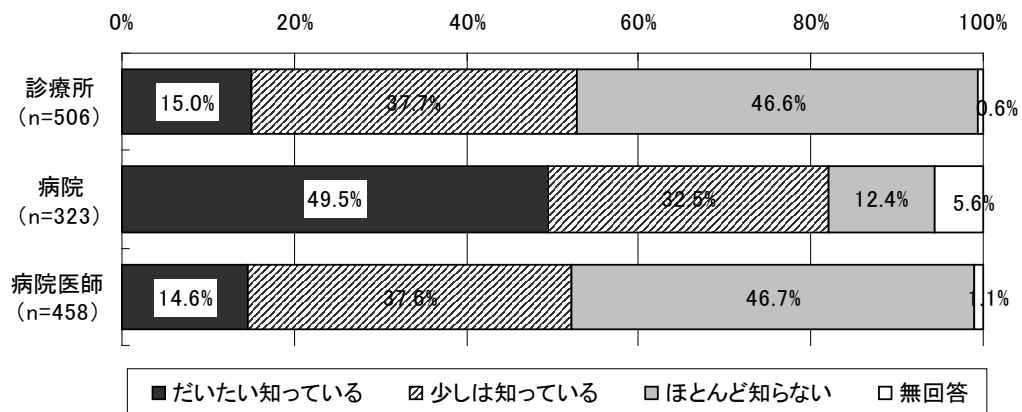
図表 144 患者が後発医薬品を頼みやすくするために工夫していない理由（「特に工夫していない」と回答した施設、複数回答）



(12) 医療機関・医師における後発医薬品使用に関する意識等

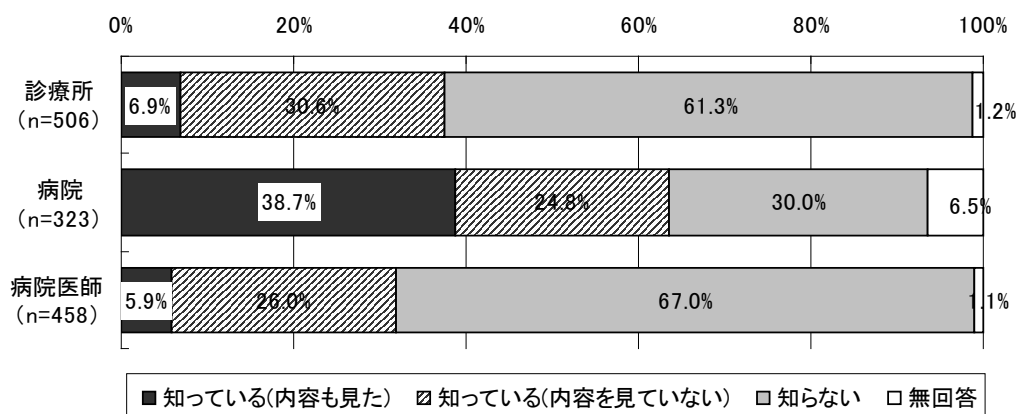
①医療機関・医師における、後発医薬品が薬事法に基づく厚生労働大臣の承認を得るために必要なデータの内容に関する認知状況

図表 145 医療機関・医師における、後発医薬品が薬事法に基づく厚生労働大臣の承認を得るために必要なデータの内容に関する認知状況



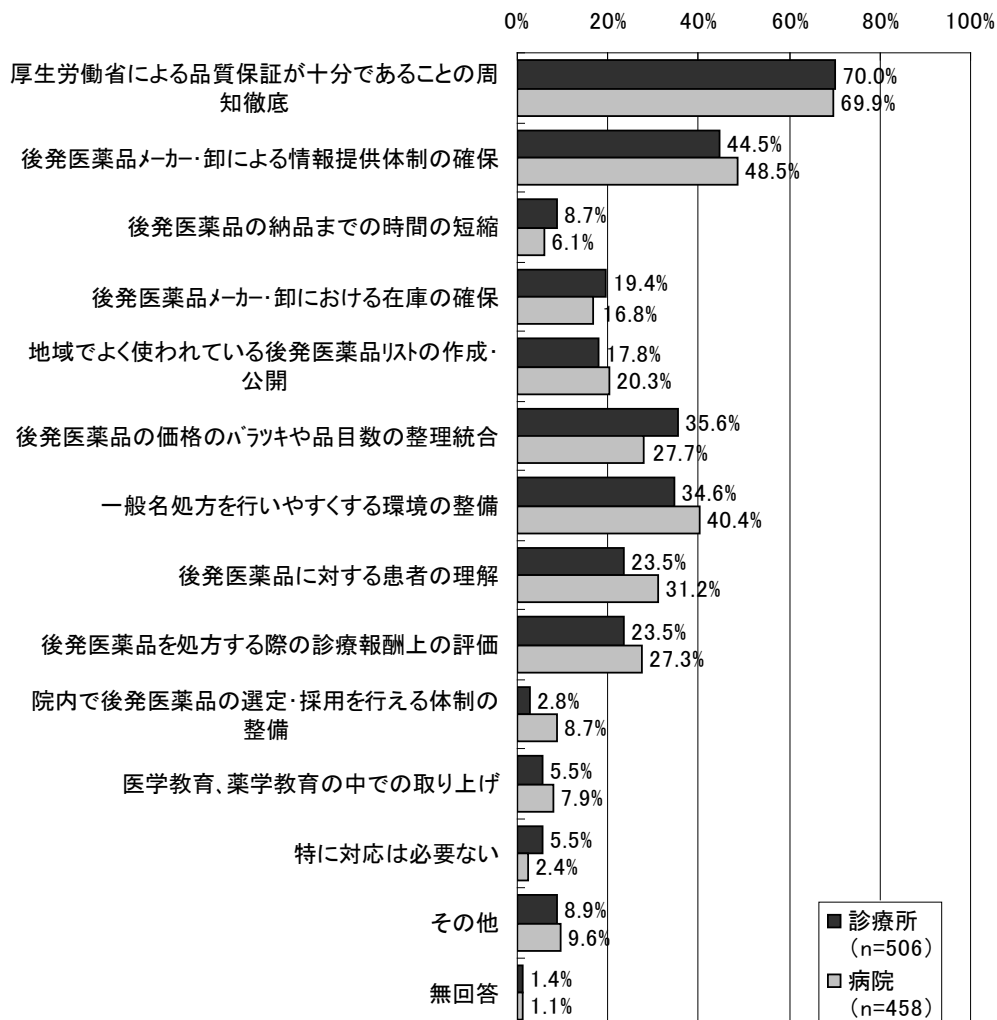
②医療機関・医師における、『ジェネリック医薬品への疑問に答えます～ジェネリック医薬品 Q & A～』に関する認知状況

図表 146 医療機関・医師における、『ジェネリック医薬品への疑問に答えます～ジェネリック医薬品 Q & A～』に関する認知状況

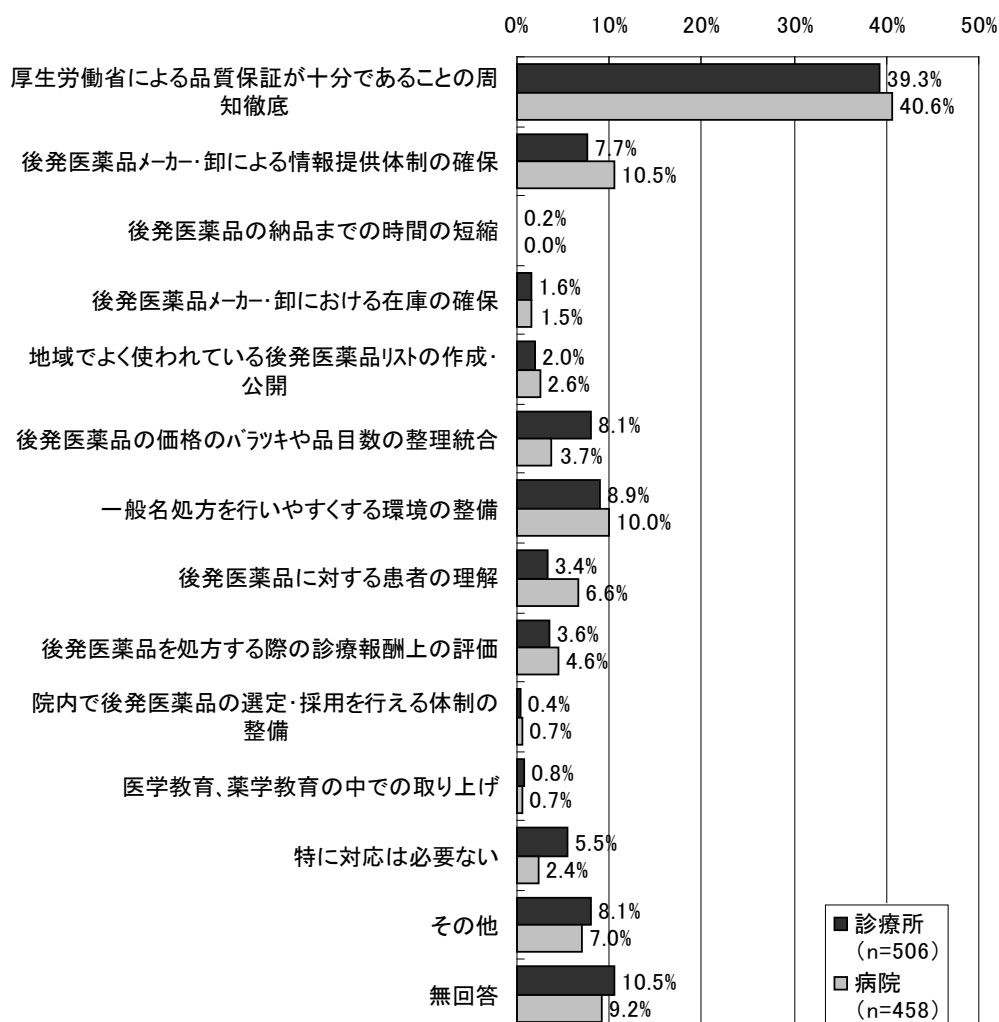


③後発医薬品の処方を進めるための環境

図表 147 どのような対応がなされれば、医師の立場として後発医薬品の処方を進めても良いか（医師ベース、複数回答）



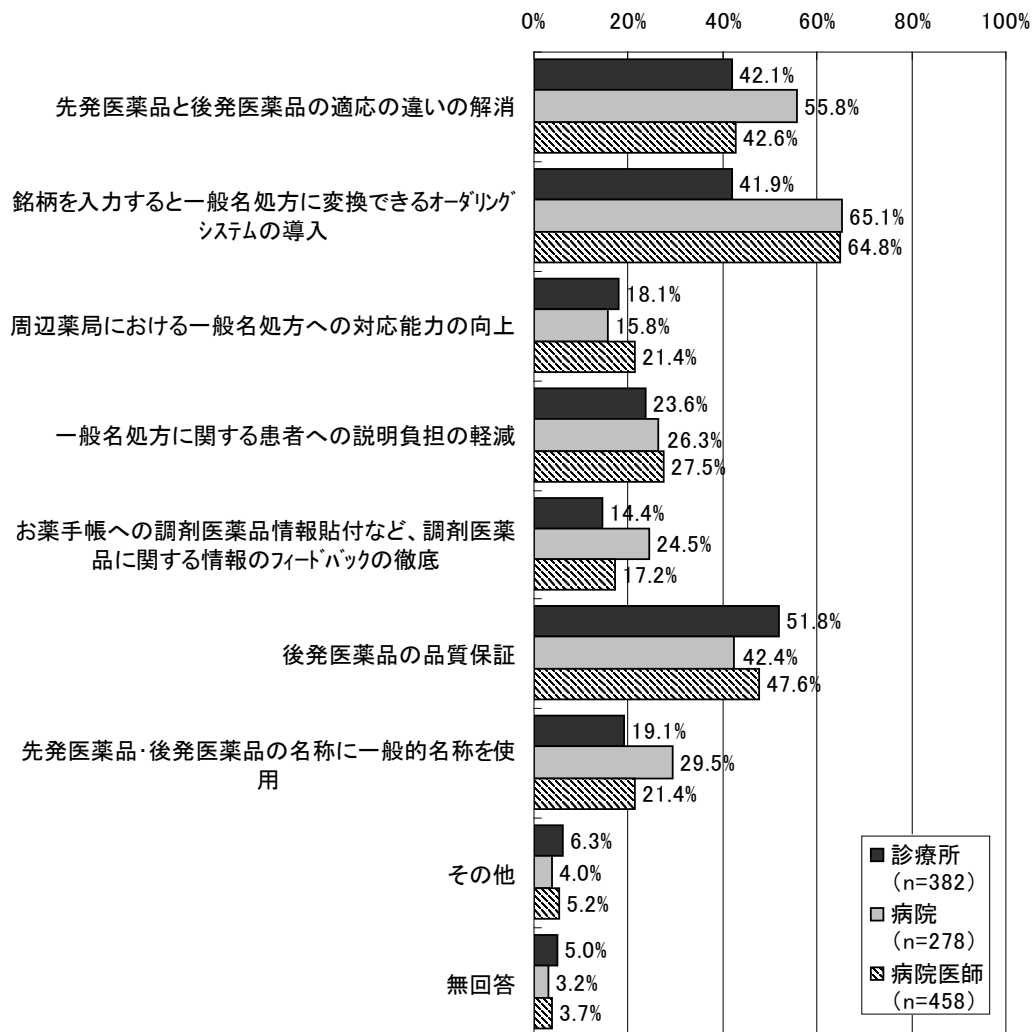
図表 148 どのような対応がなされれば、医師の立場として後発医薬品の処方を進めても良いか（最も重要なもの、医師ベース、単数回答）



(13) 後発医薬品の使用を進める上で望むこと

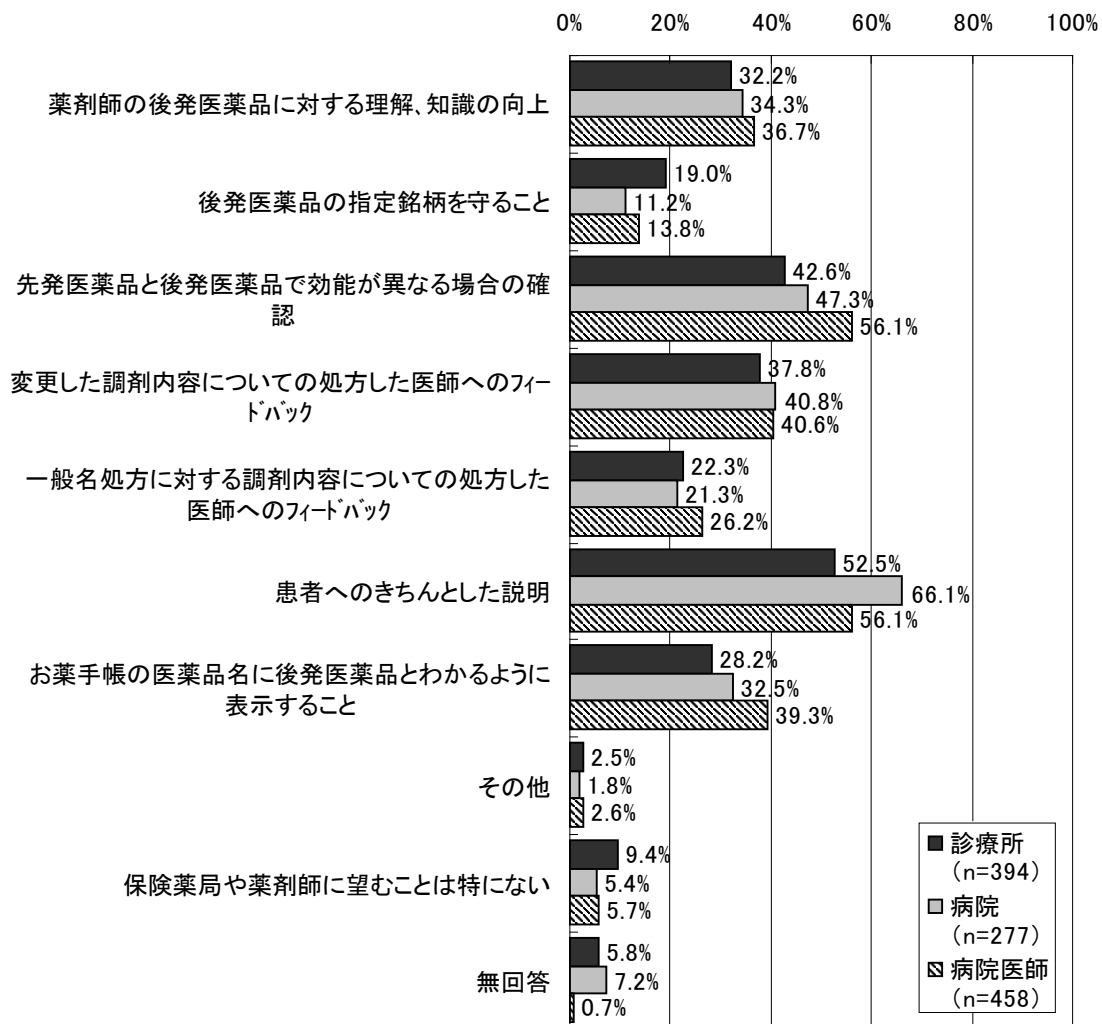
①一般名処方による処方せんを発行しやすくする方法

図表 149 一般名処方による処方せんを発行しやすくする方法（複数回答）

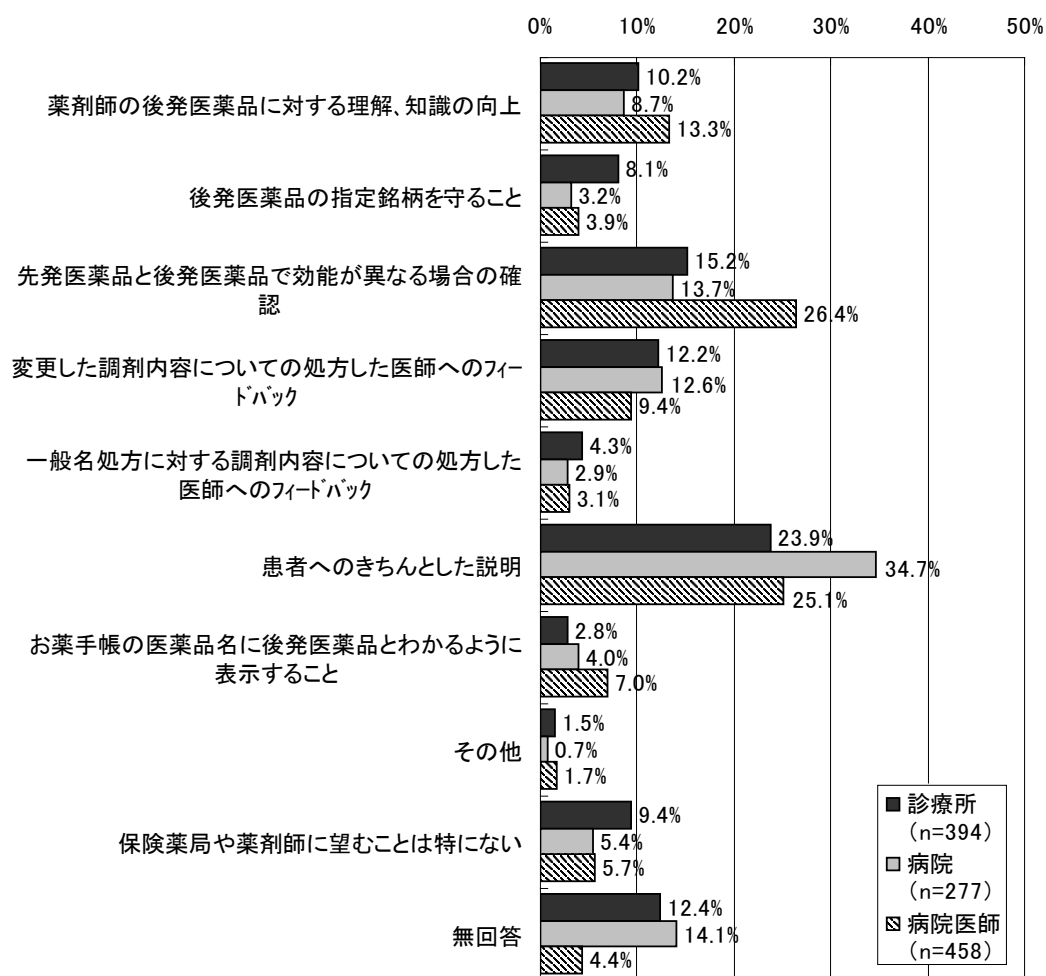


②後発医薬品の使用を進める上で保険薬局や薬剤師に望むこと

図表 150 後発医薬品の使用を進める上で保険薬局や薬剤師に望むこと（複数回答）

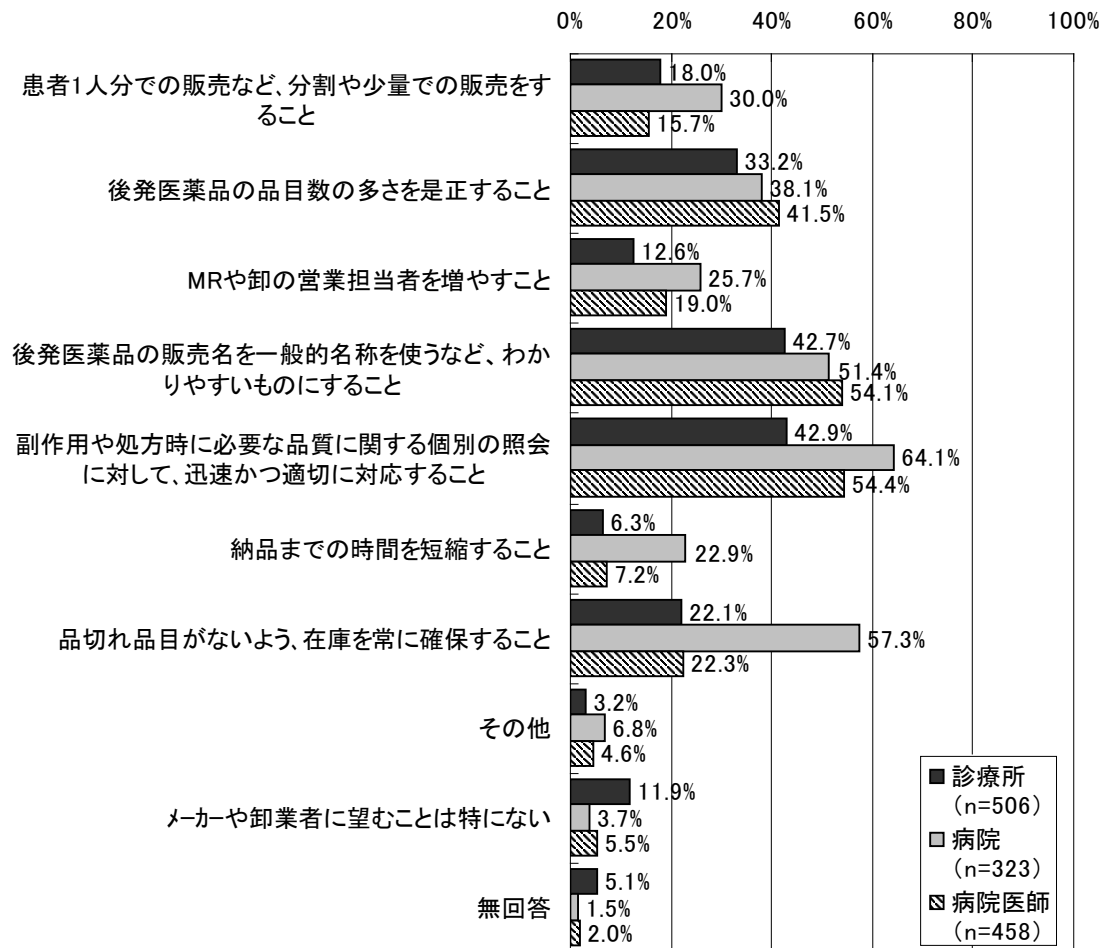


図表 151 後発医薬品の使用を進める上で保険薬局や薬剤師に最も望むこと（単数回答）

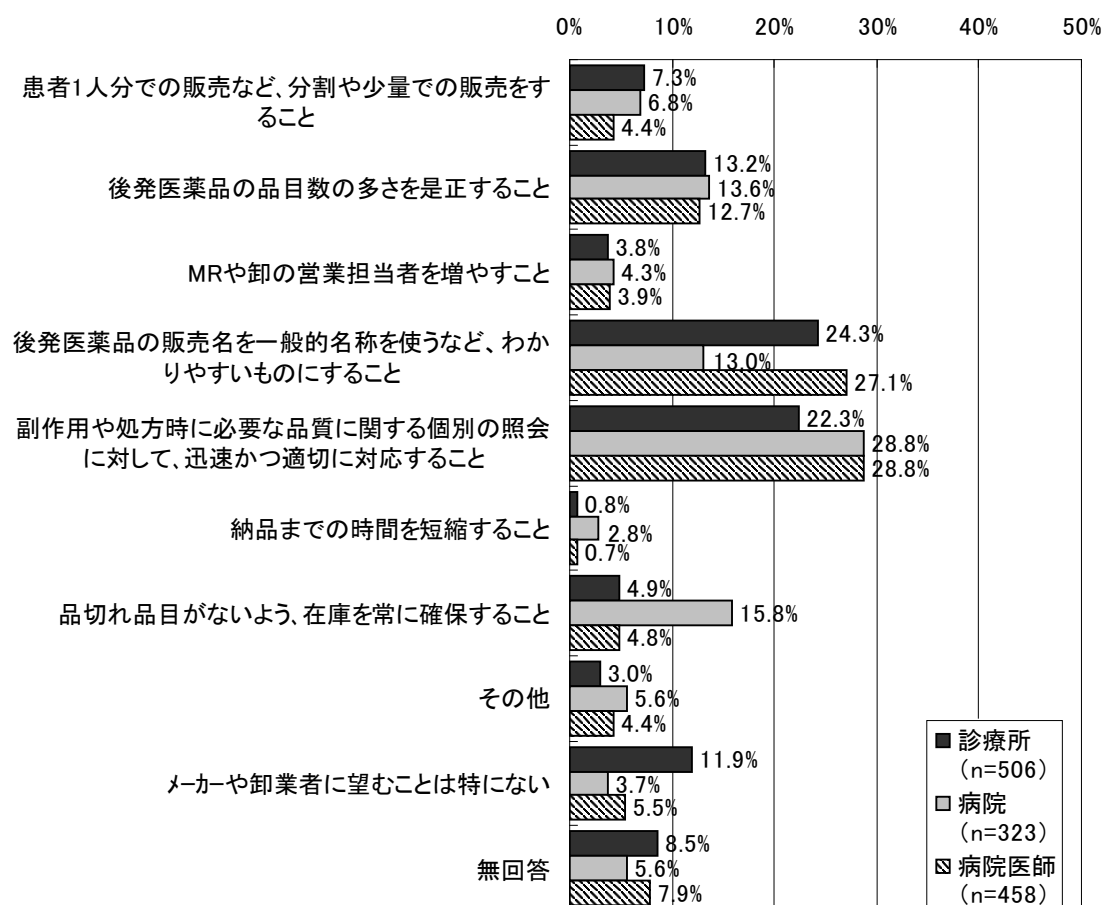


③後発医薬品の使用を進める上でメーカーや卸業者に望むこと

図表 152 後発医薬品の使用を進める上でメーカーや卸業者に望むこと（複数回答）



図表 153 後発医薬品の使用を進める上でメーカーや卸業者に最も望むこと（単数回答）



4. 患者調査の結果

【調査対象等】

調査対象：「保険薬局調査」の対象施設に調査日に処方せんを持って来局した患者。

ただし、1施設につき最大2名の患者を対象とした。

回 答 数：1,332 人

回 答 者：患者本人または家族

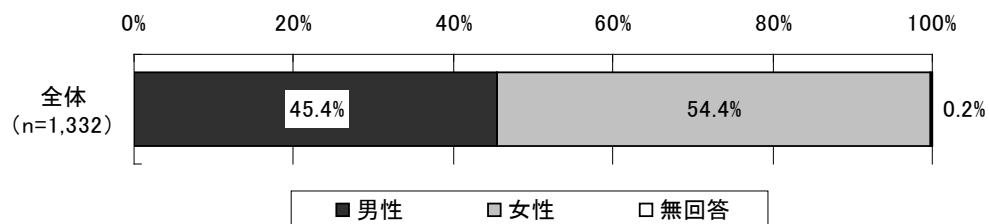
調査方法：調査対象薬局を通じて配布。回収は各患者から調査事務局宛の返信用封筒にて直接回収

(1) 患者の属性等

①患者の基本属性

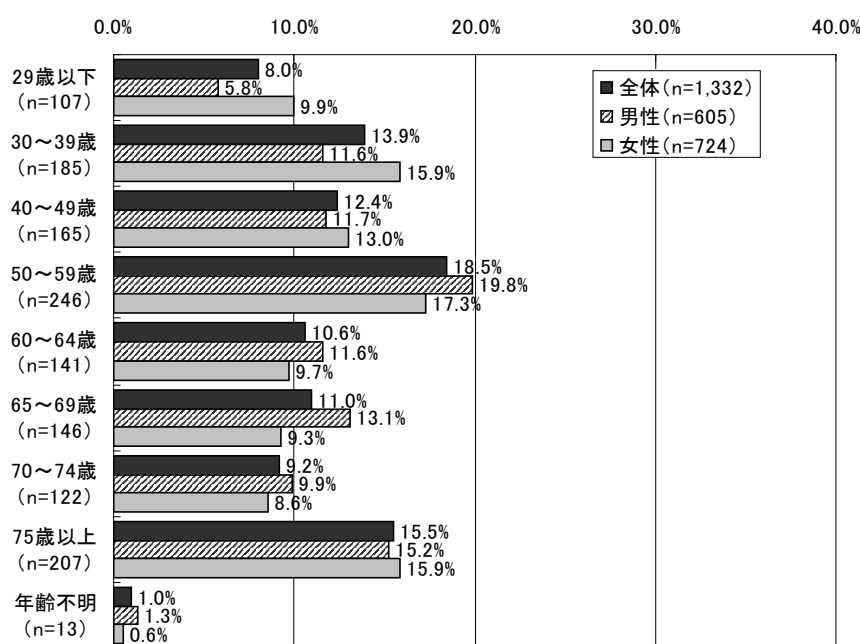
1) 性別

図表 154 性別



2) 年齢

図表 155 男女別 年齢分布



図表 156 平均年齢

(単位：歳)

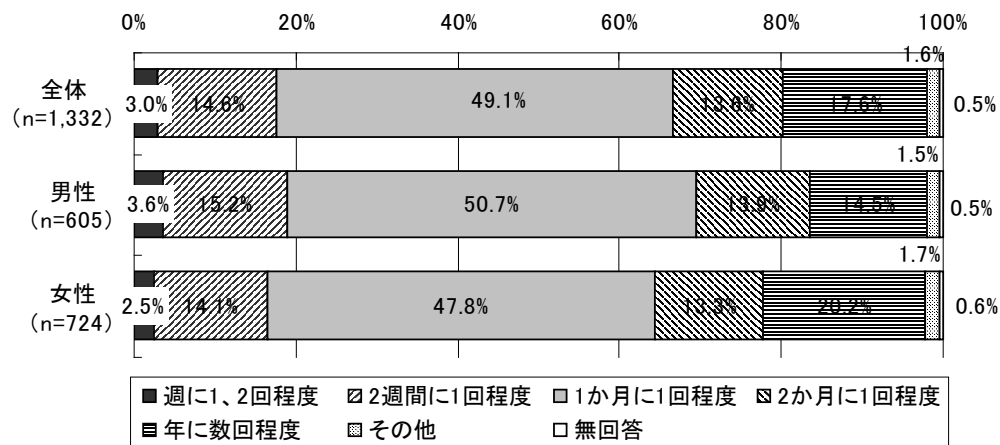
	人数(人)	平均値	標準偏差	中央値
全体	1,319	55.5	17.8	58
男性	597	57.0	16.9	60
女性	720	54.3	18.5	56

(注)「全体」には、「性別」について無回答の2人が含まれる。

②薬局の来局頻度等

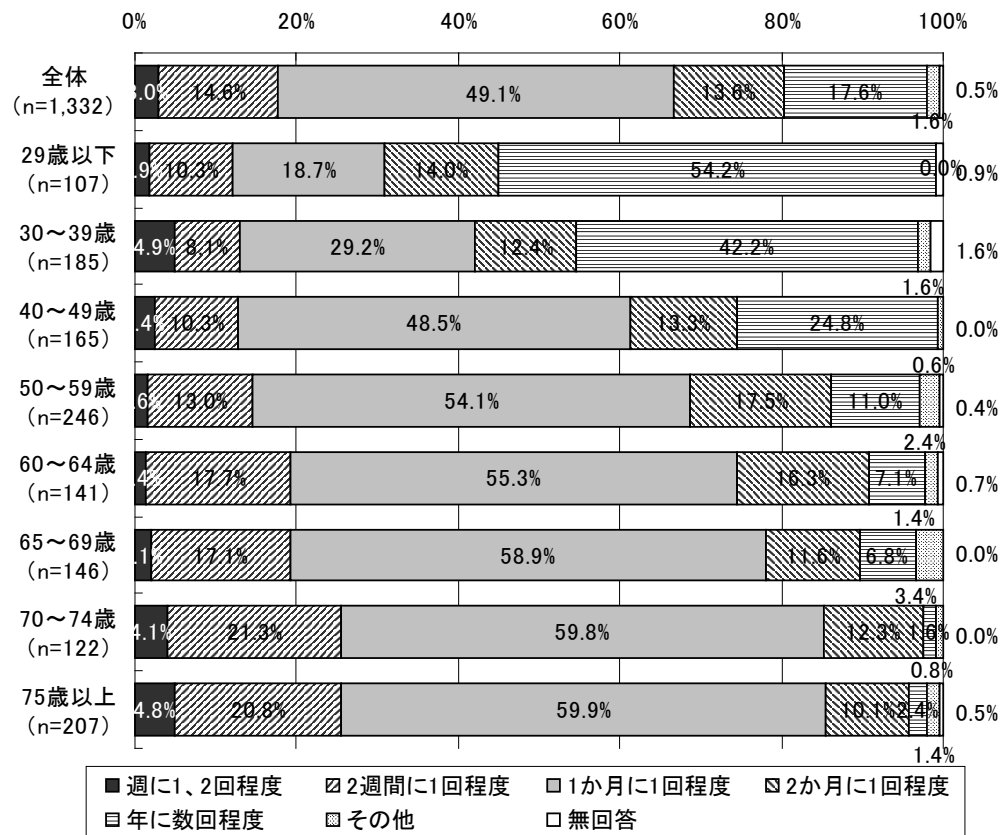
1) 薬局への来局頻度

図表 157 薬局への来局頻度（男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

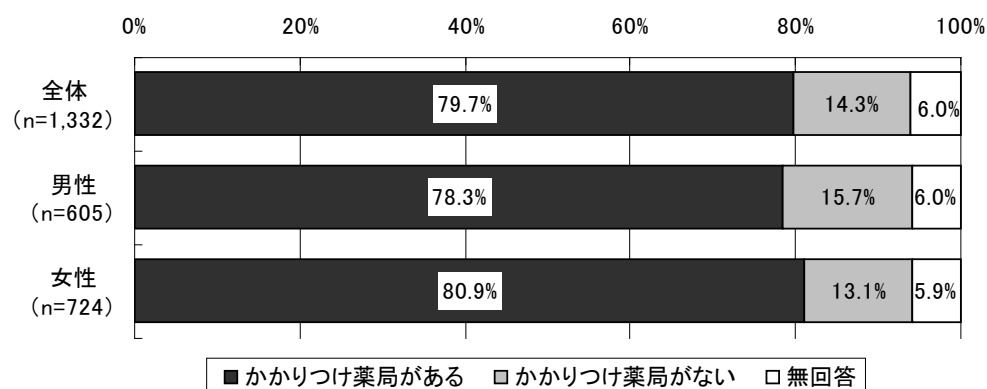
図表 158 薬局への来局頻度（年齢階級別）



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

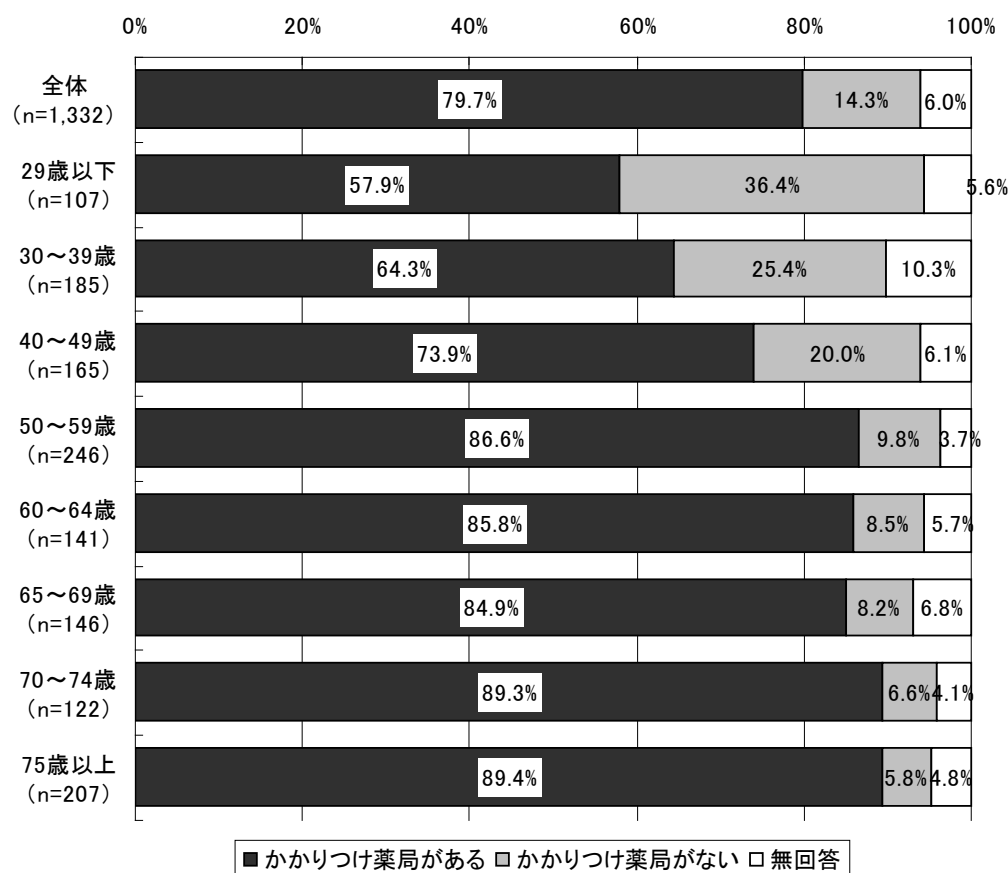
2) かかりつけの薬局の有無

図表 159 かかりつけの薬局の有無（男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

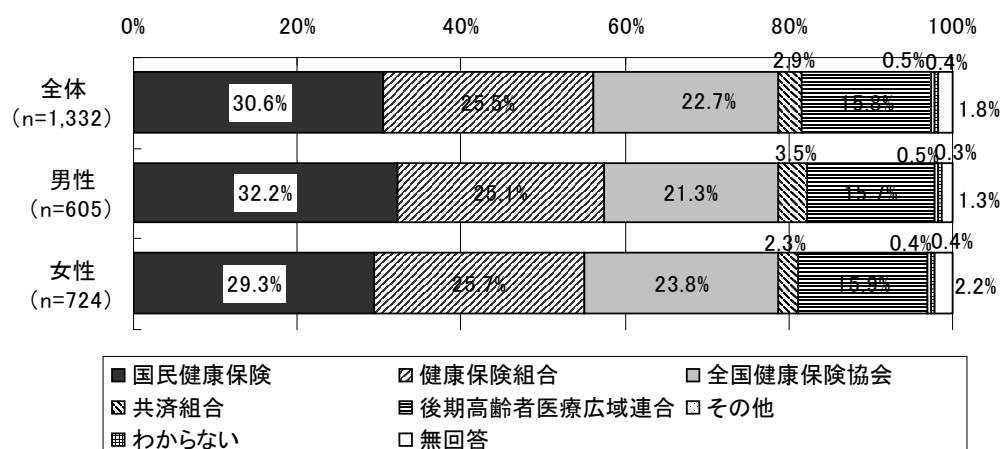
図表 160 かかりつけの薬局の有無（年齢階級別）



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

3) 公的医療保険の種類

図表 161 公的医療保険の種類（男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の2人が含まれる。

図表 162 公的医療保険の種類（年齢階級別）

(単位：上段「人」／下段「%」)

	総数	国民健康保険	健康保険組合	全国健康保険協会	共済組合	後期高齢者医療広域連合	その他	わからない	無回答
全体	1,332 100.0	407 30.6	340 25.5	302 22.7	38 2.9	210 15.8	6 0.5	5 0.4	24 1.8
29 歳以下	107 100.0	16 15.0	45 42.1	37 34.6	5 4.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 3.7
30～39 歳	185 100.0	30 16.2	72 38.9	75 40.5	4 2.2	0 0.0	0 0.0	1 0.5	3 1.6
40～49 歳	165 100.0	28 17.0	64 38.8	63 38.2	7 4.2	0 0.0	1 0.6	0 0.0	2 1.2
50～59 歳	246 100.0	60 24.4	87 35.4	73 29.7	19 7.7	0 0.0	3 1.2	1 0.4	3 1.2
60～64 歳	141 100.0	67 47.5	38 27.0	29 20.6	3 2.1	0 0.0	0 0.0	2 1.4	2 1.4
65～69 歳	146 100.0	108 74.0	16 11.0	13 8.9	0 0.0	1 0.7	1 0.7	1 0.7	6 4.1
70～74 歳	122 100.0	97 79.5	11 9.0	9 7.4	0 0.0	0 0.0	1 0.8	0 0.0	4 3.3
75 歳以上	207 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	207 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

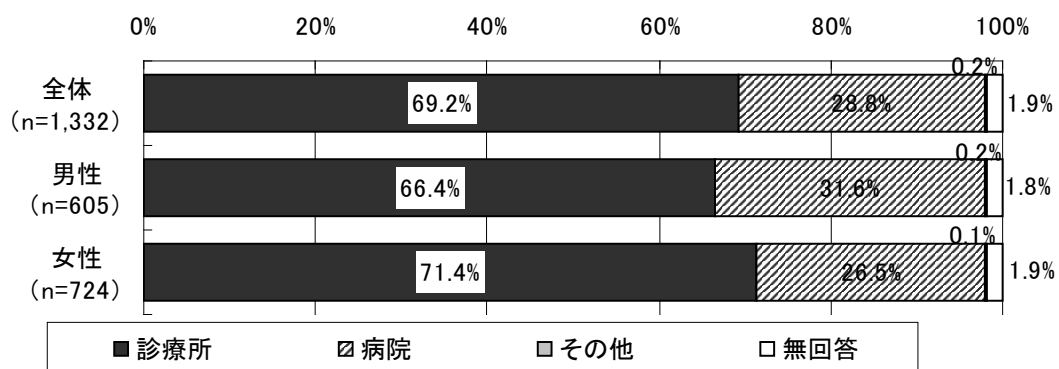
(注)「全体」には、「年齢」について無回答の 13 人が含まれる。

(2) 調査日における受診・調剤状況等

①受診した医療機関の種類等

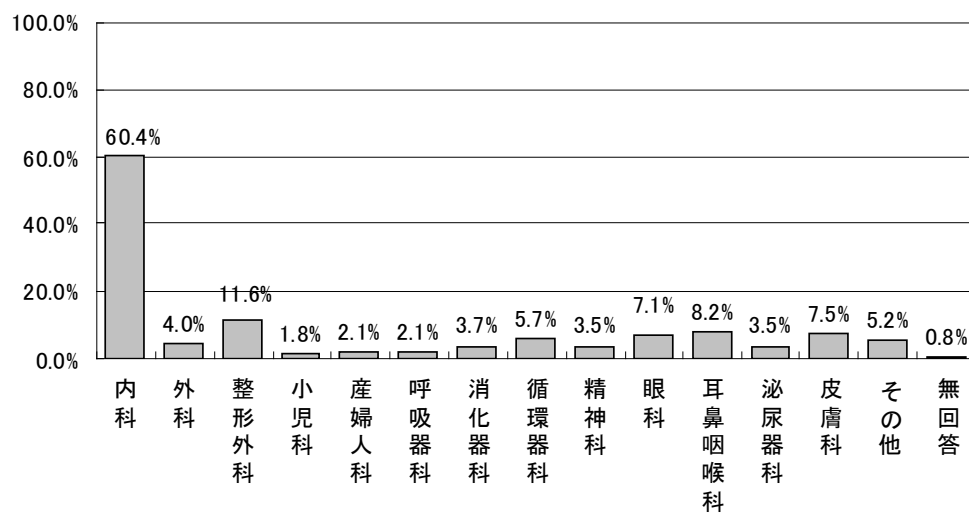
1) 受診した医療機関の種類

図表 163 受診した医療機関の種類



2) 受診した診療科

図表 164 受診した診療科（複数回答、n=1,332）



②処方状況等

1) 薬局窓口での自己負担額

図表 165 薬局窓口での自己負担額（男女別）

（単位：円）

	人数(人)	平均値	標準偏差	中央値
全体	1,278	2,196.7	2,591.8	1,410
男性	585	2,447.9	2,872.2	1,550
女性	691	1,981.5	2,310.1	1,300

（注）・「全体」には、「性別」について無回答の2人が含まれる。

・自己負担額について記入のあったものを集計対象とした。

図表 166 薬局窓口での自己負担額（年齢階級別）

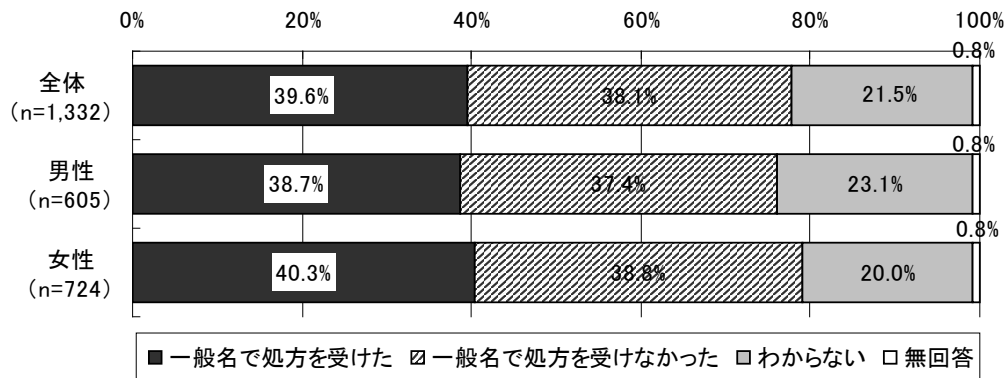
（単位：円）

	人数(人)	平均値	標準偏差	中央値
全体	1,278	2,196.7	2,591.8	1,410
29歳以下	105	1,076.5	1,325.6	890
30～39歳	171	1,543.8	2,071.8	980
40～49歳	157	2,236.3	2,123.7	1,690
50～59歳	236	2,649.1	2,575.8	1,960
60～64歳	139	2,908.2	3,280.2	1,670
65～69歳	142	3,367.4	3,880.3	2,055
70～74歳	117	1,807.0	2,208.6	950
75歳以上	203	1,689.8	1,754.1	1,230

（注）「全体」には、「年齢」について無回答の8人が含まれる。

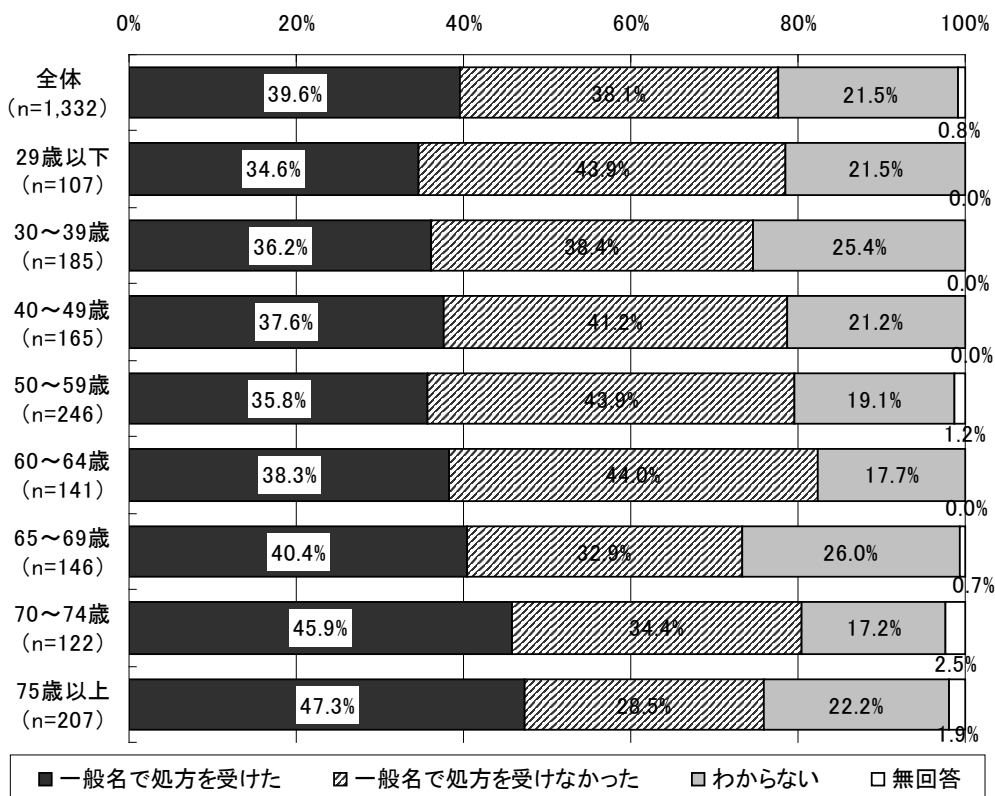
2) 一般名処方の有無

図表 167 一般名処方の有無（男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

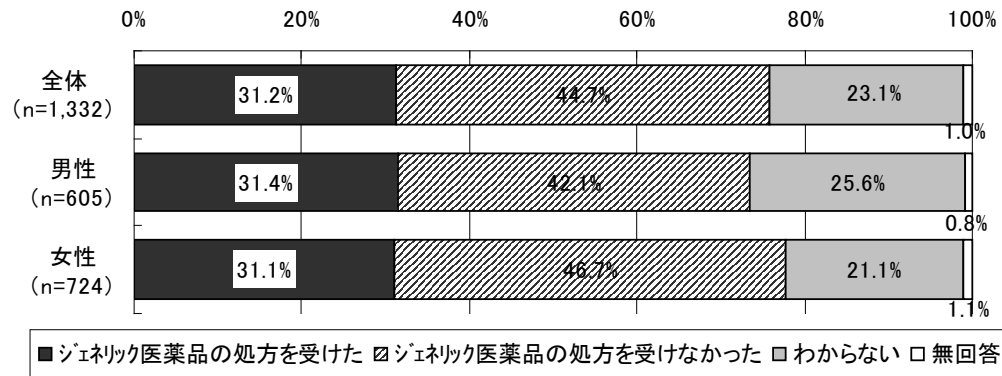
図表 168 一般名処方の有無（年齢階級別）



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

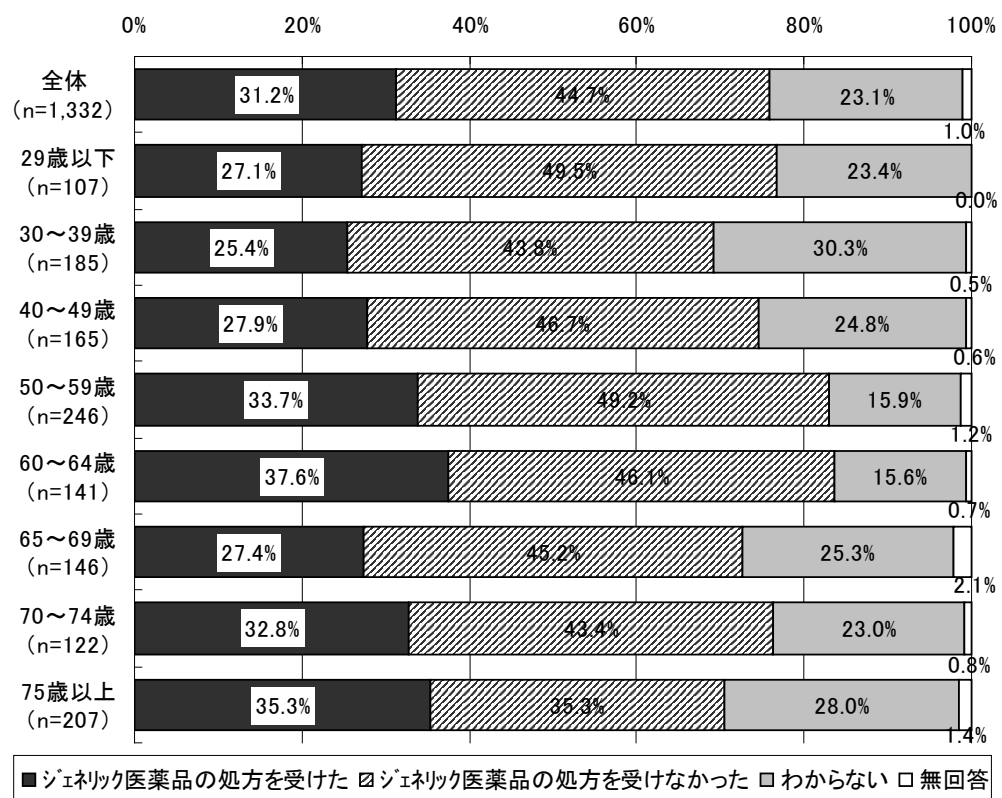
3) ジェネリック医薬品処方の有無

図表 169 ジェネリック医薬品処方の有無（男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

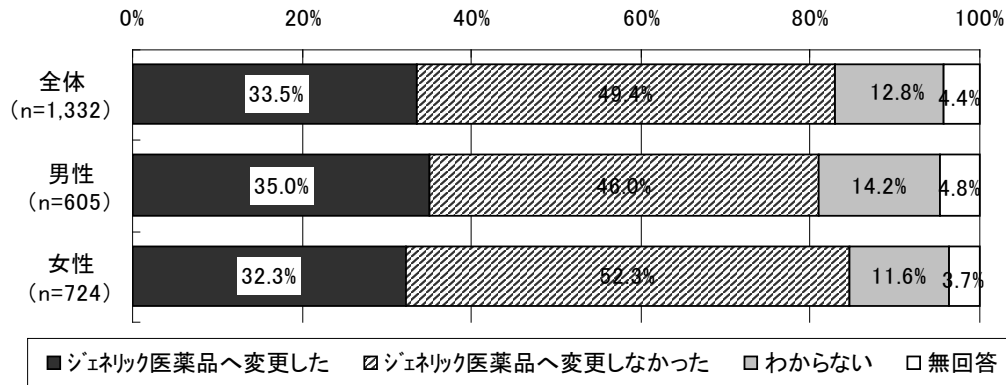
図表 170 ジェネリック医薬品の処方の有無（年齢階級別）



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

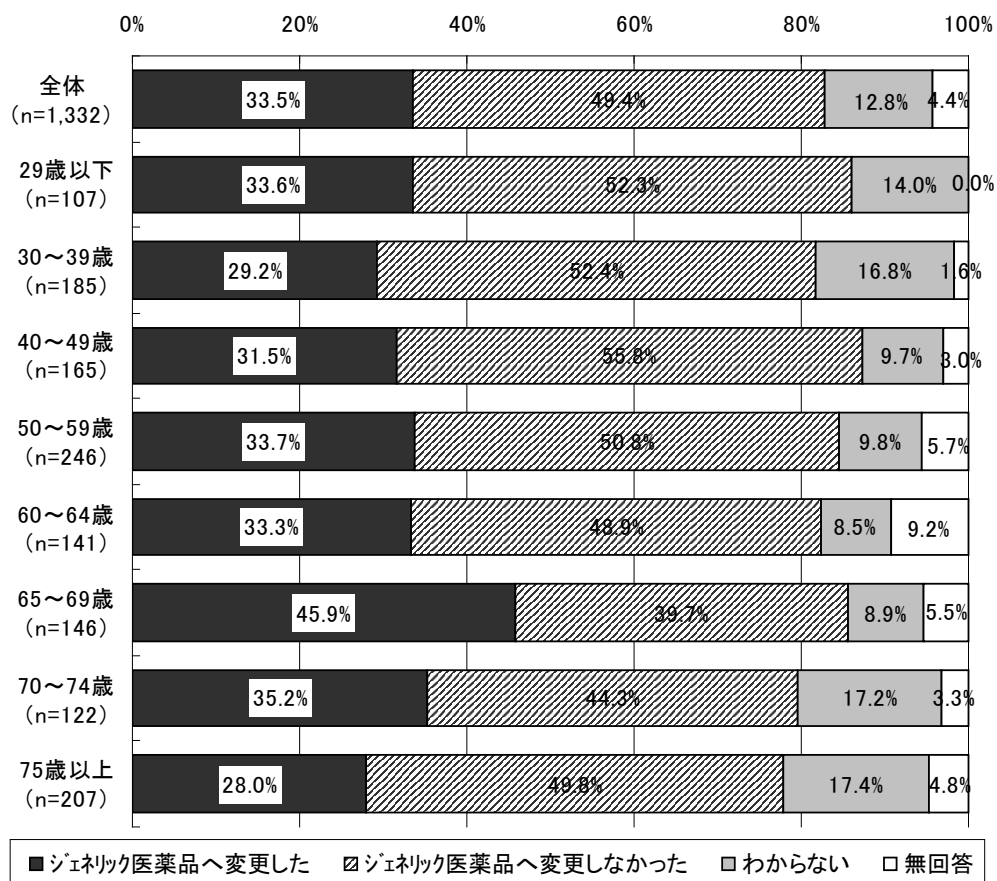
4) 薬局でのジェネリック医薬品への変更の有無

図表 171 薬局でのジェネリック医薬品への変更の有無（男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

図表 172 薬局でのジェネリック医薬品への変更の有無（年齢階級別）

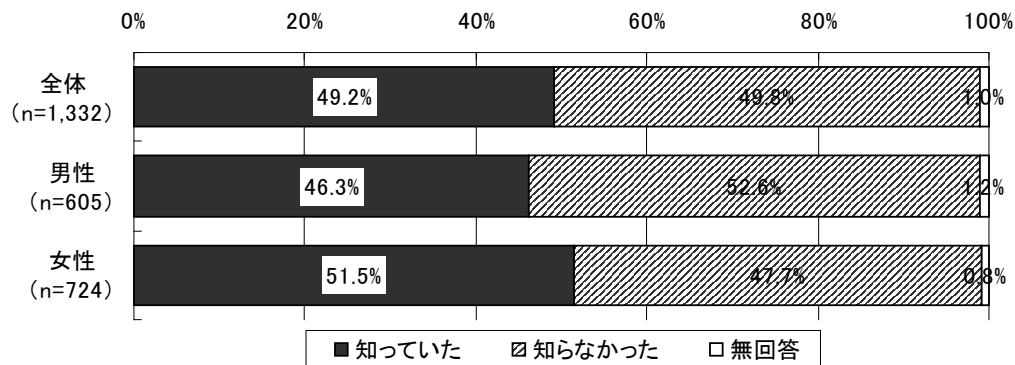


(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

(3) 一般名処方の処方せんの認知状況等

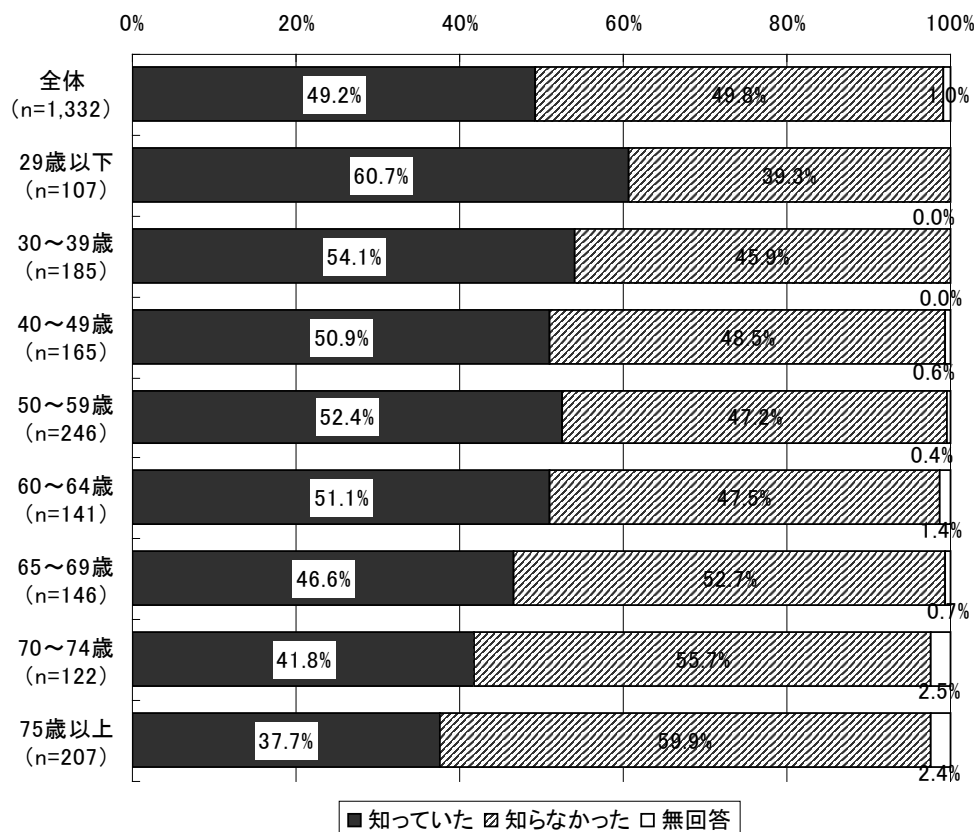
①一般名処方の処方せんの認知状況

図表 173 一般名処方の処方せんの認知状況（男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

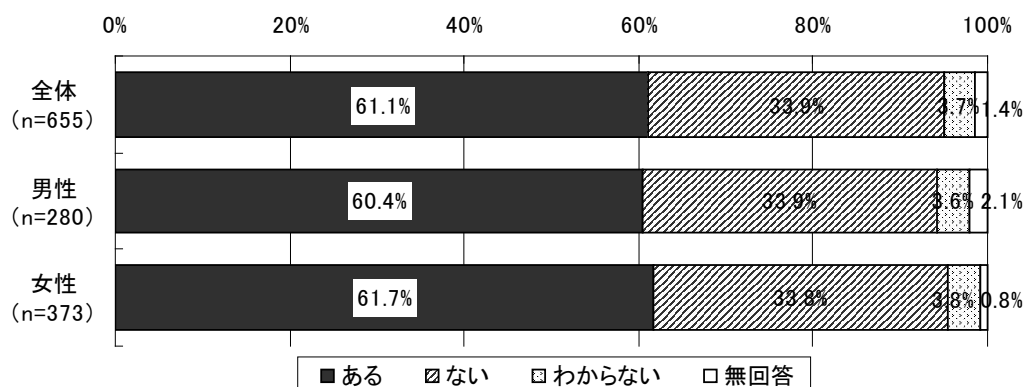
図表 174 一般名処方の処方せんの認知状況（年齢階級別）



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

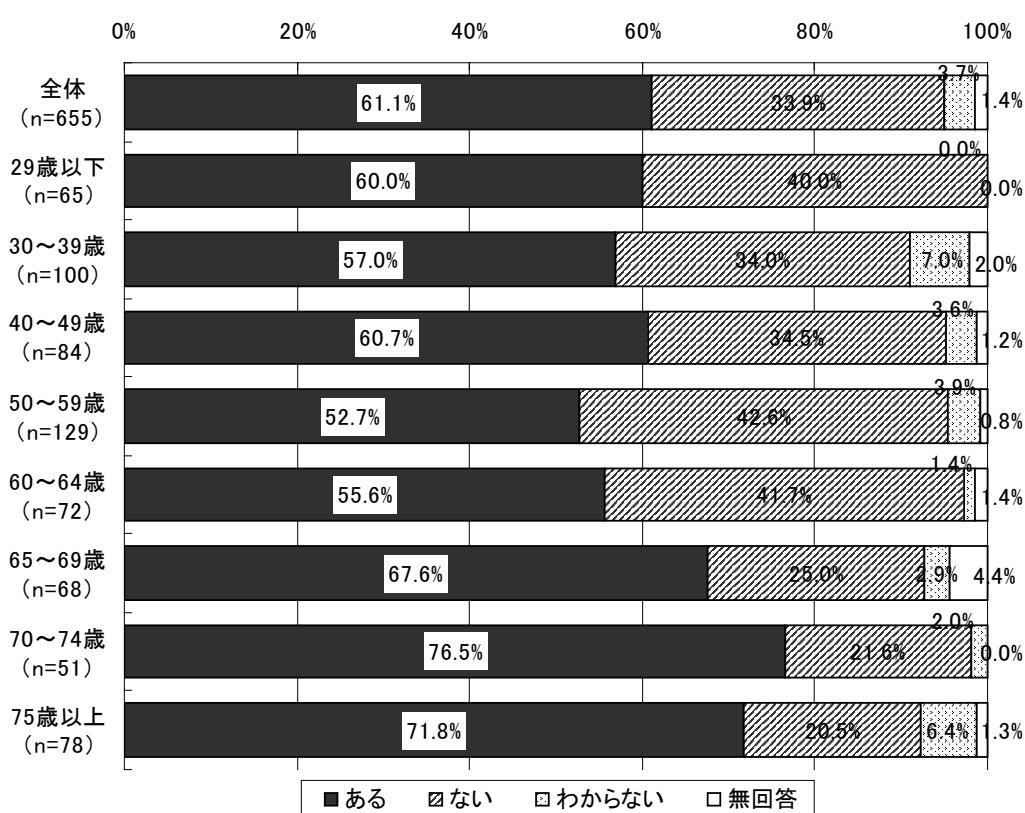
②一般名処方の処方せんを受け取った経験の有無

図表 175 一般名処方の処方せんを受け取った経験の有無
(一般名処方の処方せんを知っている人、男女別)



(注)「全体」には、「性別」について無回答の2人が含まれる。

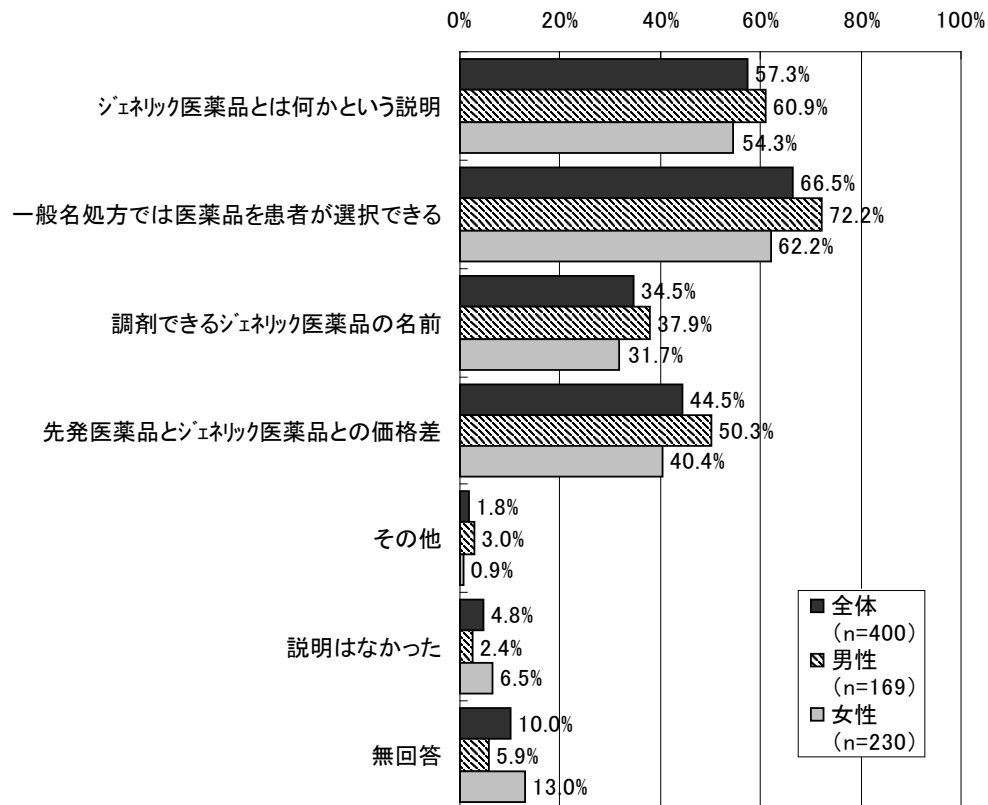
図表 176 一般名処方の処方せんを受け取った経験の有無
(一般名処方の処方せんを知っている人、年齢階級別)



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の8人が含まれる。

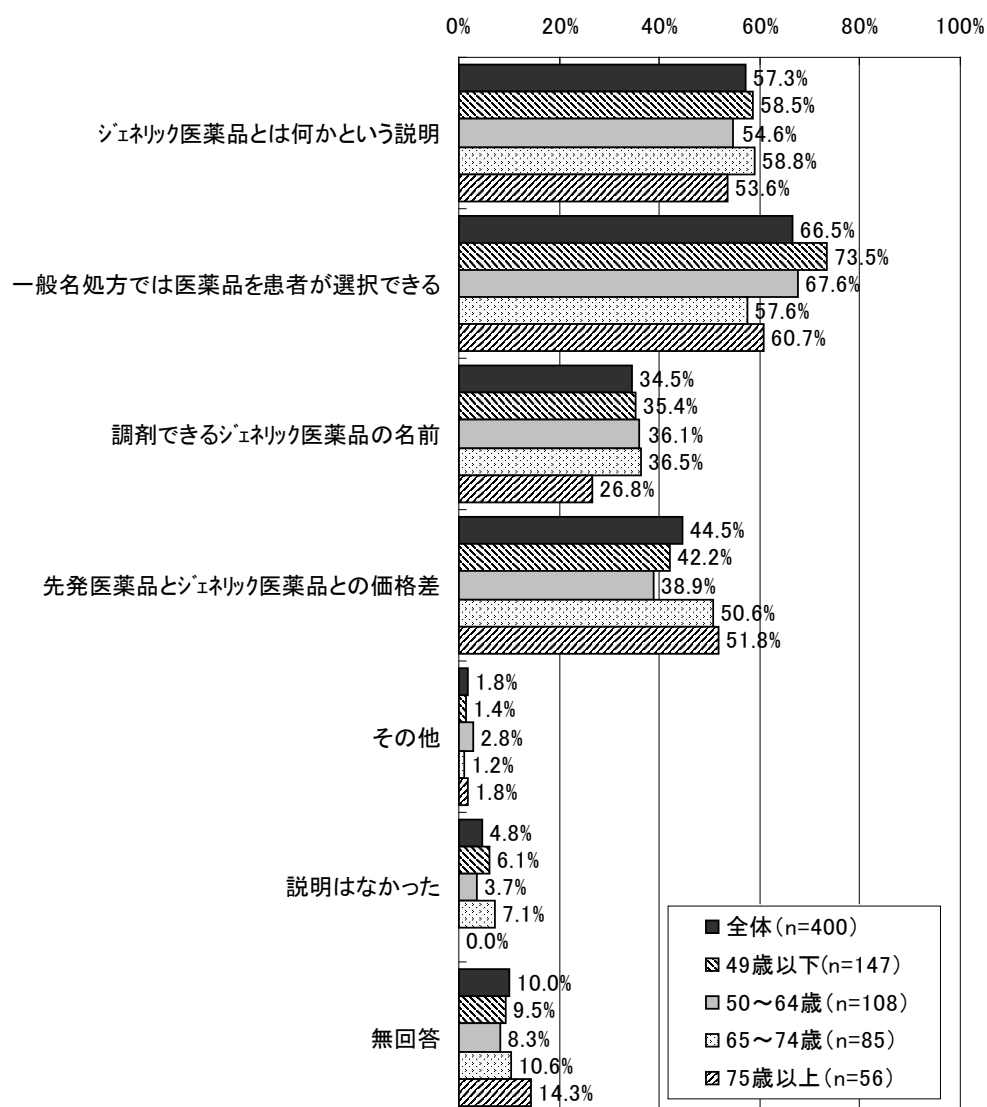
③一般名処方の処方せんについて薬局の薬剤師から受けた説明内容

図表 177 一般名処方の処方せんについて薬局の薬剤師から受けた説明内容
(一般名処方の処方せんを受け取った経験のある人、男女別、複数回答)



(注)「全体」には、「性別」について無回答の1人が含まれる。

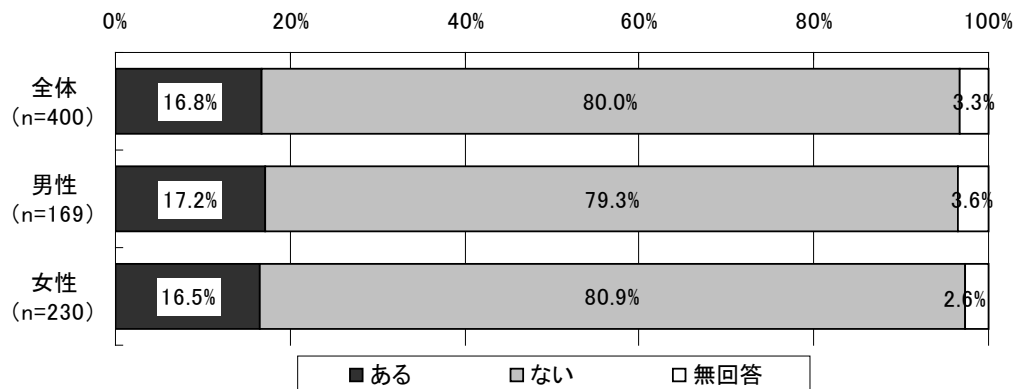
図表 178 一般名処方処方せんについて薬局の薬剤師から受けた説明内容
(一般名処方処方せんを受け取った経験のある人、年齢階級別、複数回答)



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の4人が含まれる。

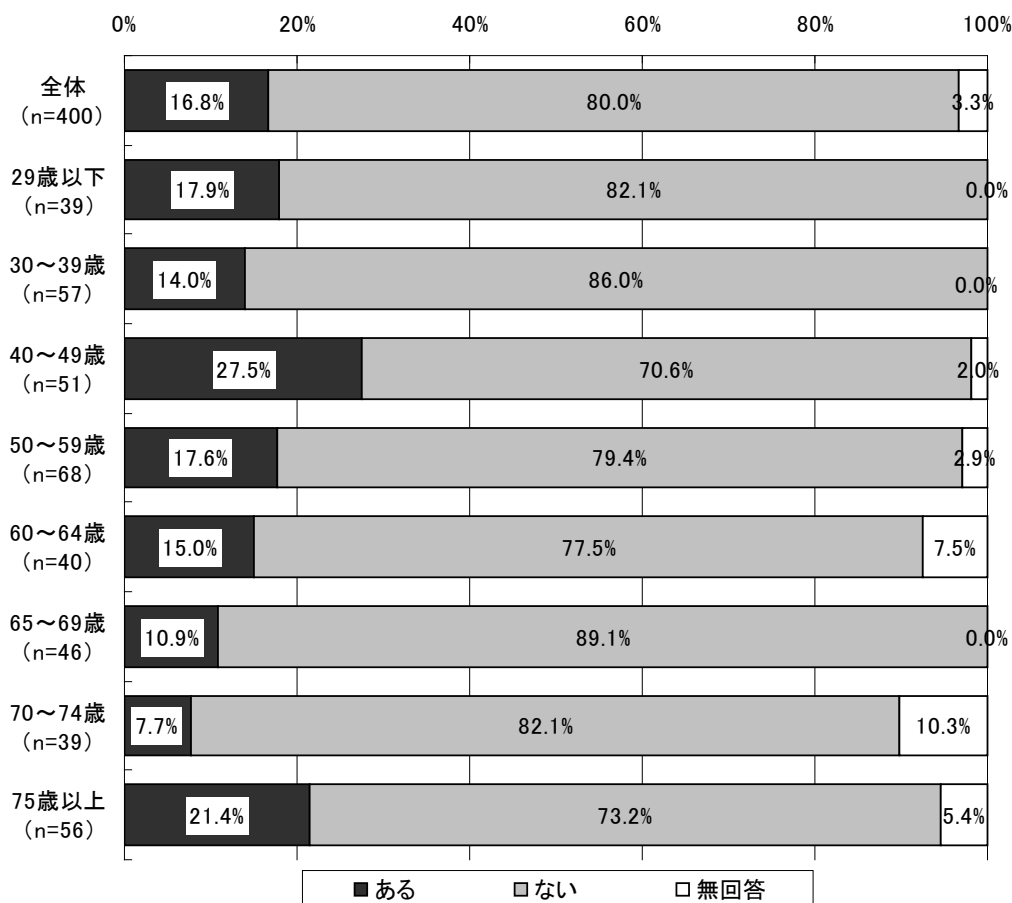
④一般名処方の処方せんを受け取って困った経験

図表 179 一般名処方の処方せんを受け取って困った経験の有無
(一般名処方の処方せんを受け取った経験のある人、男女別、複数回答)



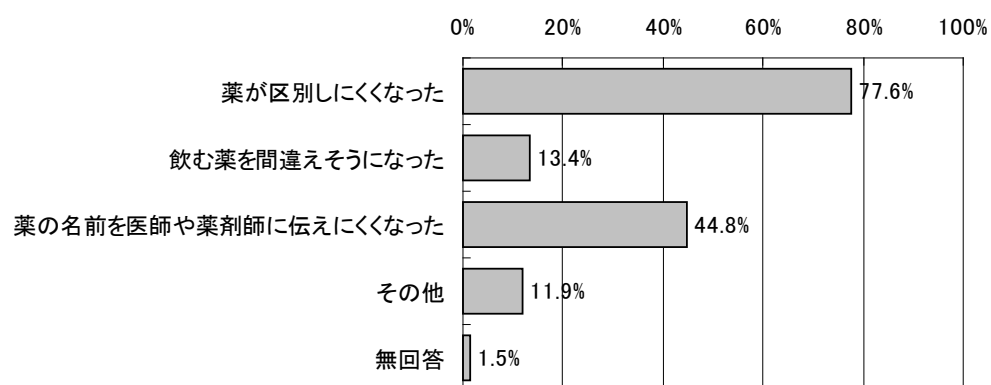
(注)「全体」には、「性別」について無回答の1人が含まれる。

図表 180 一般名処方の処方せんを受け取って困った経験の有無
(一般名処方の処方せんを受け取った経験のある人、年齢階級別、複数回答)



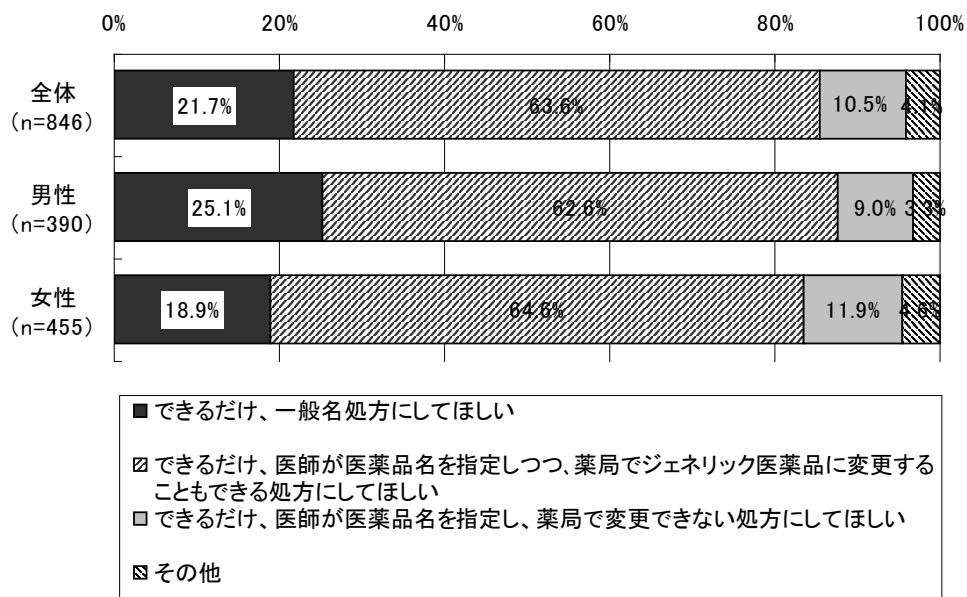
(注)「全体」には、「年齢」について無回答の4人が含まれる。

図表 181 一般名処方の処方せんを受け取って困った経験の内容
 (一般名処方の処方せんを受け取って困った経験のある人、複数回答、n=67)



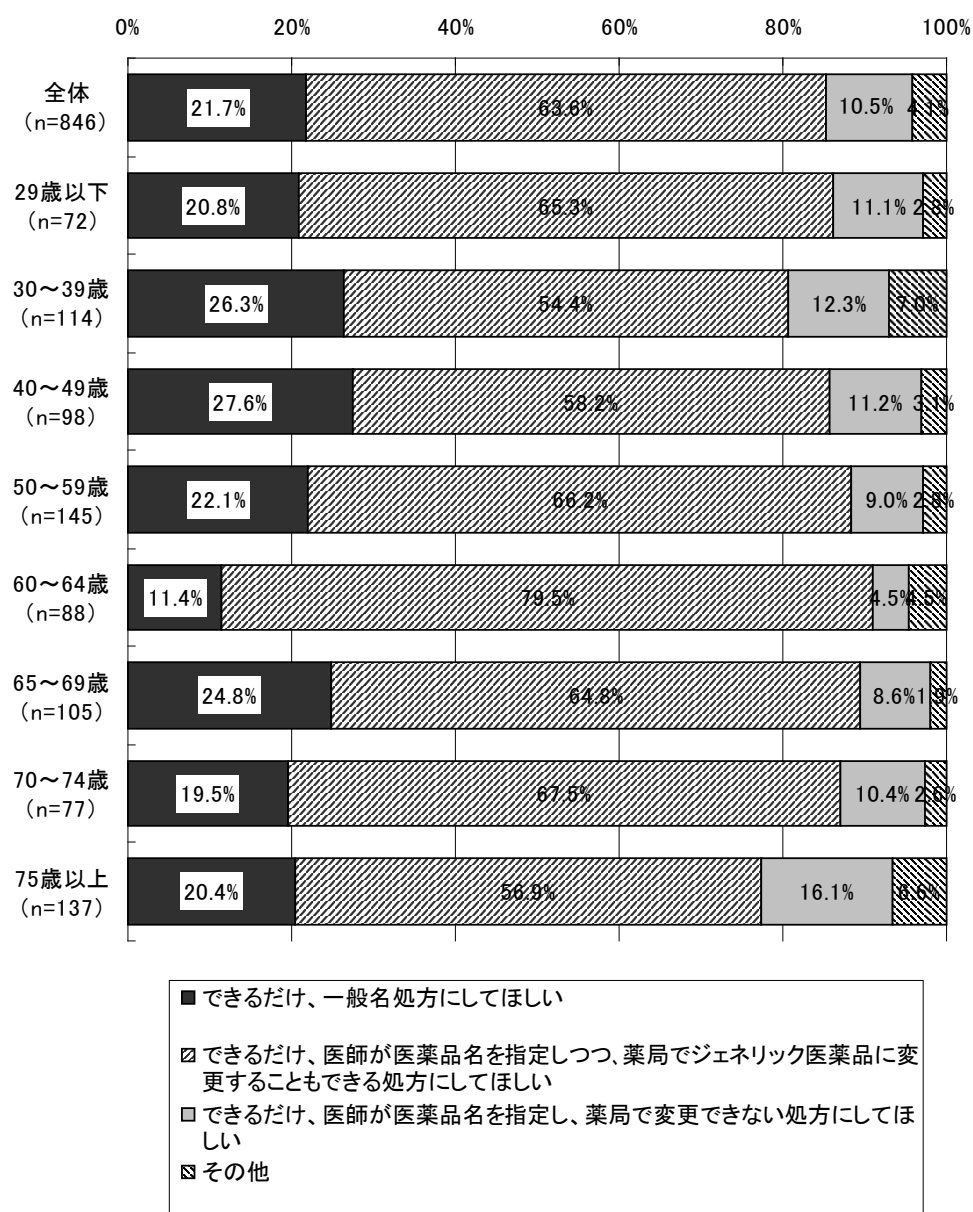
(4) 処方についての今後の意向

図表 182 処方についての今後の意向（男女別）



(注) 本調査項目について回答があった 846 人を集計対象とした。

図表 183 処方についての今後の意向（年齢階級別）

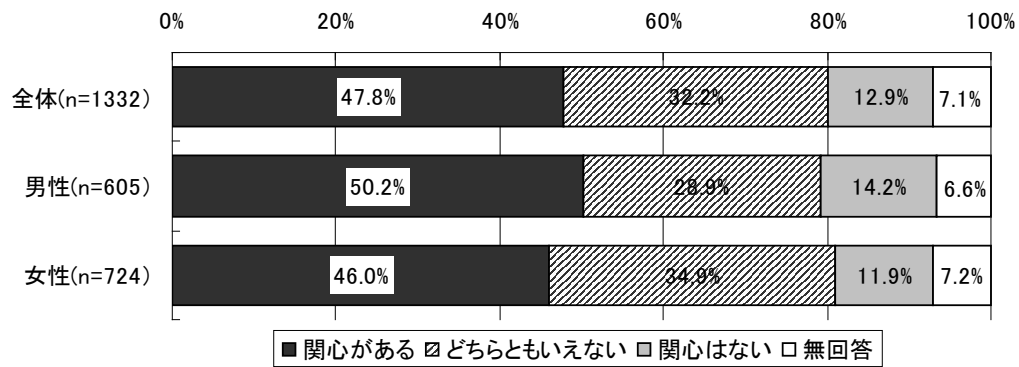


（注）本調査項目について回答があった 846 人を集計対象とした。

(5) 後発医薬品の使用状況等

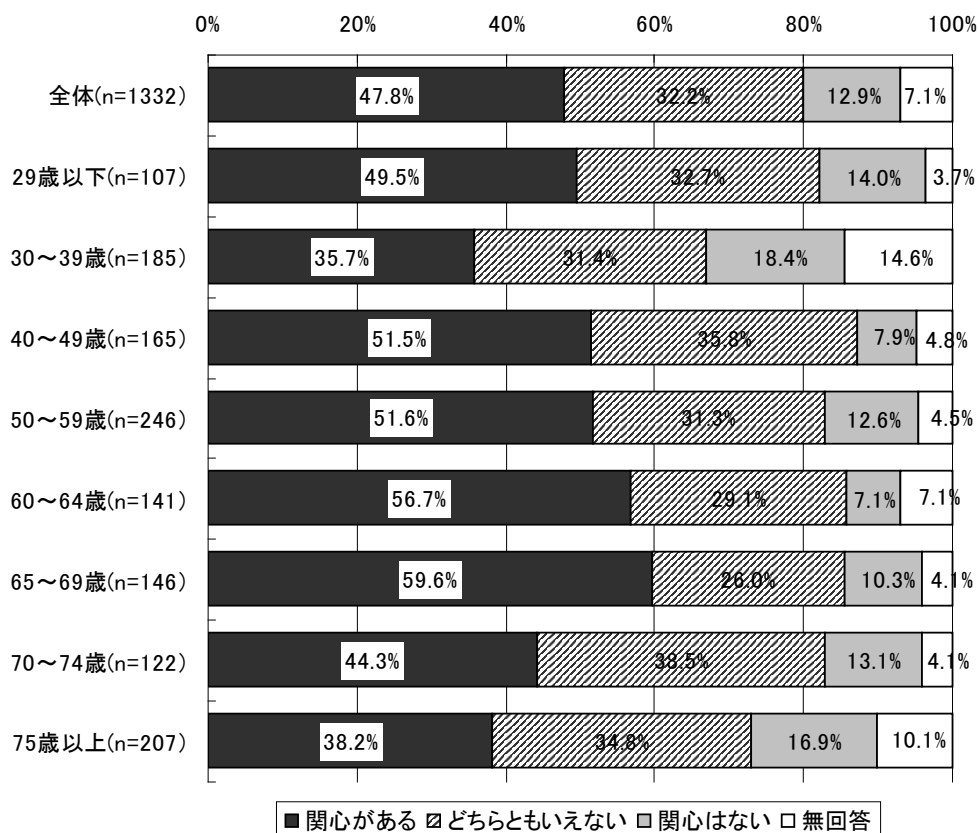
①後発医薬品に対する関心

図表 184 後発医薬品に対する関心（男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

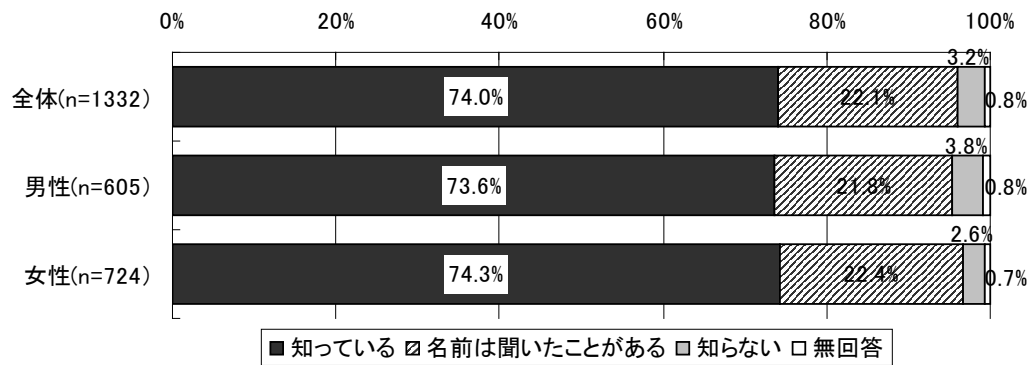
図表 185 後発医薬品に対する関心（年齢階級別）



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

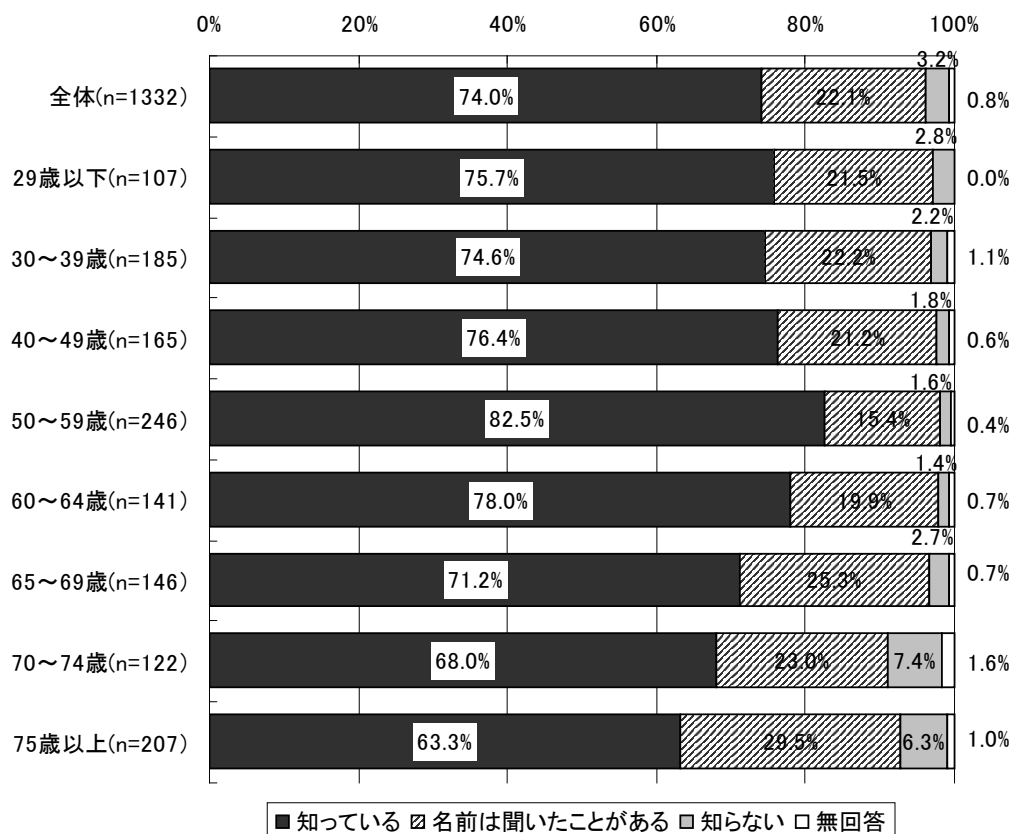
②後発医薬品の認知状況

図表 186 後発医薬品の認知状況（男女別）



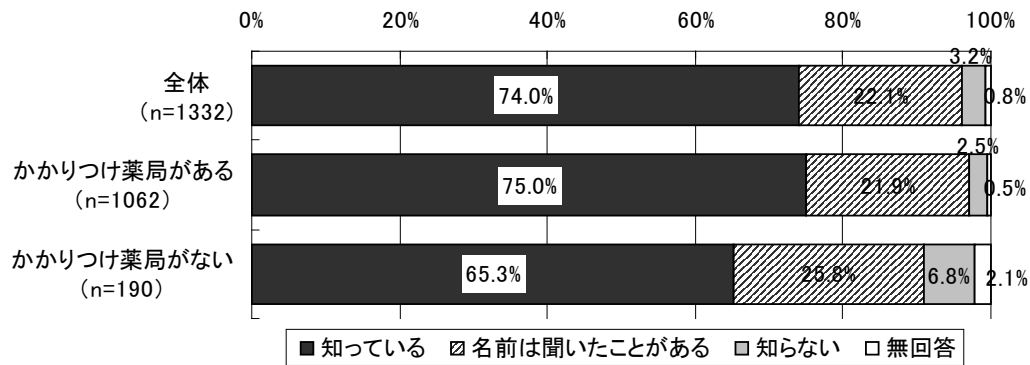
(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

図表 187 後発医薬品の認知状況（年齢階級別）



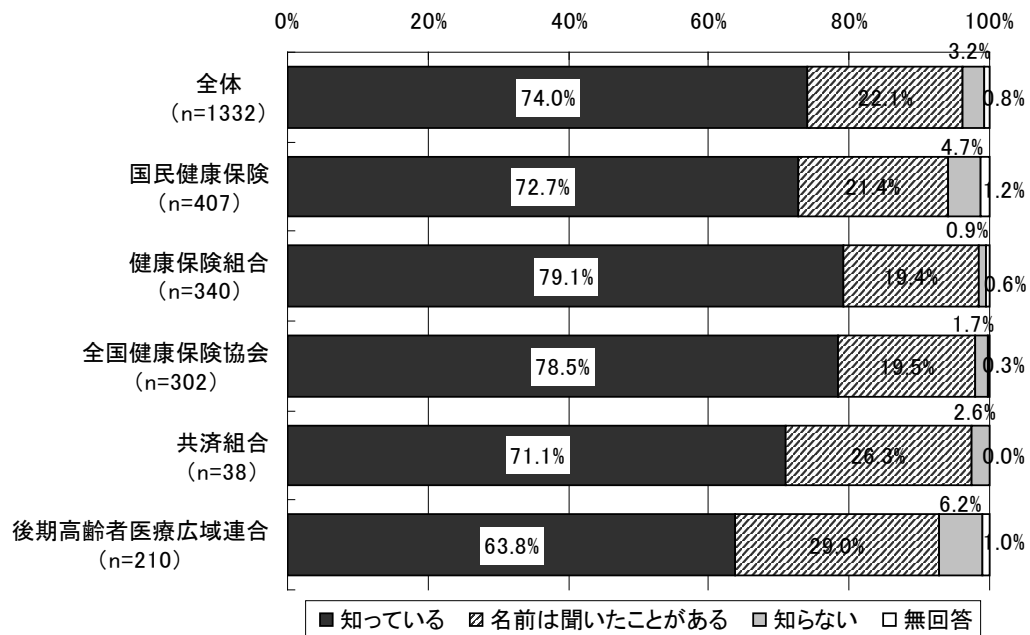
(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

図表 188 後発医薬品の認知状況（かかりつけ薬局の有無別）



(注)「全体」には、「かかりつけ薬局の有無」について無回答の 80 人が含まれる。

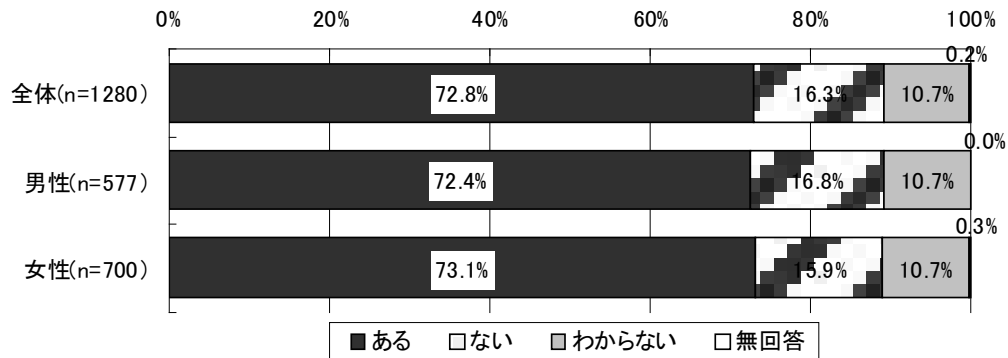
図表 189 後発医薬品の認知状況（公的医療保険の種類別）



(注)「全体」には、「公的医療保険の種類」について「その他」「わからない」、無回答の 35 人が含まれる。

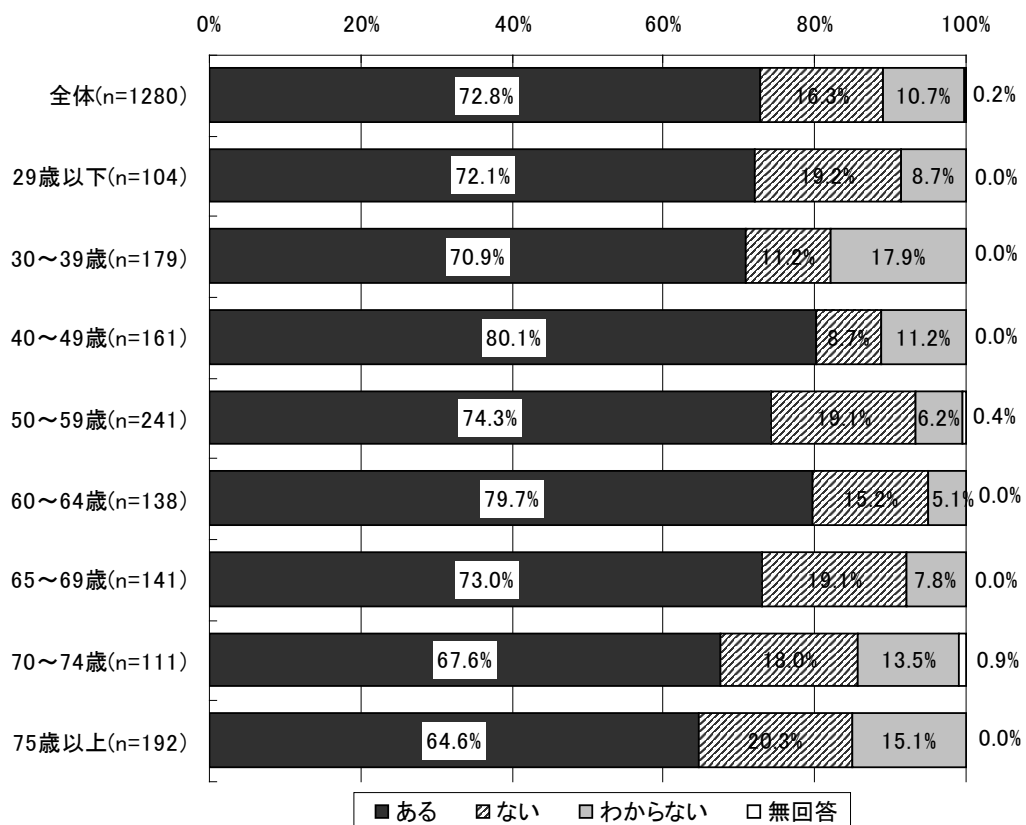
③後発医薬品の使用経験

図表 190 後発医薬品の使用経験（後発医薬品を知っている人、男女別）



（注）「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

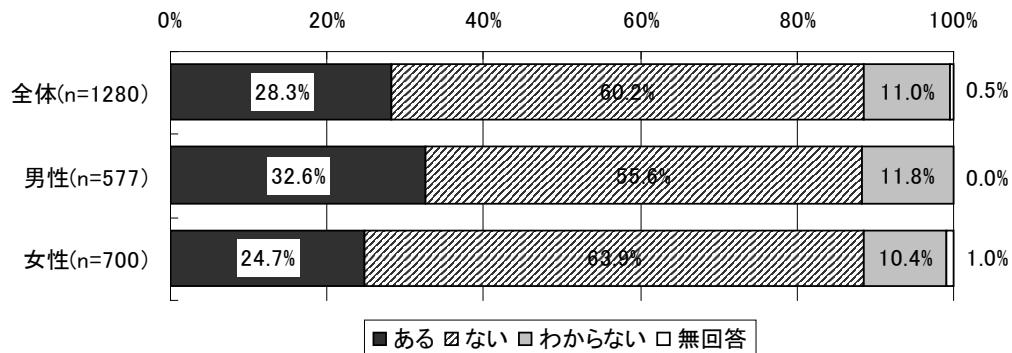
図表 191 後発医薬品の使用経験（後発医薬品を知っている人、年齢階級別）



（注）「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

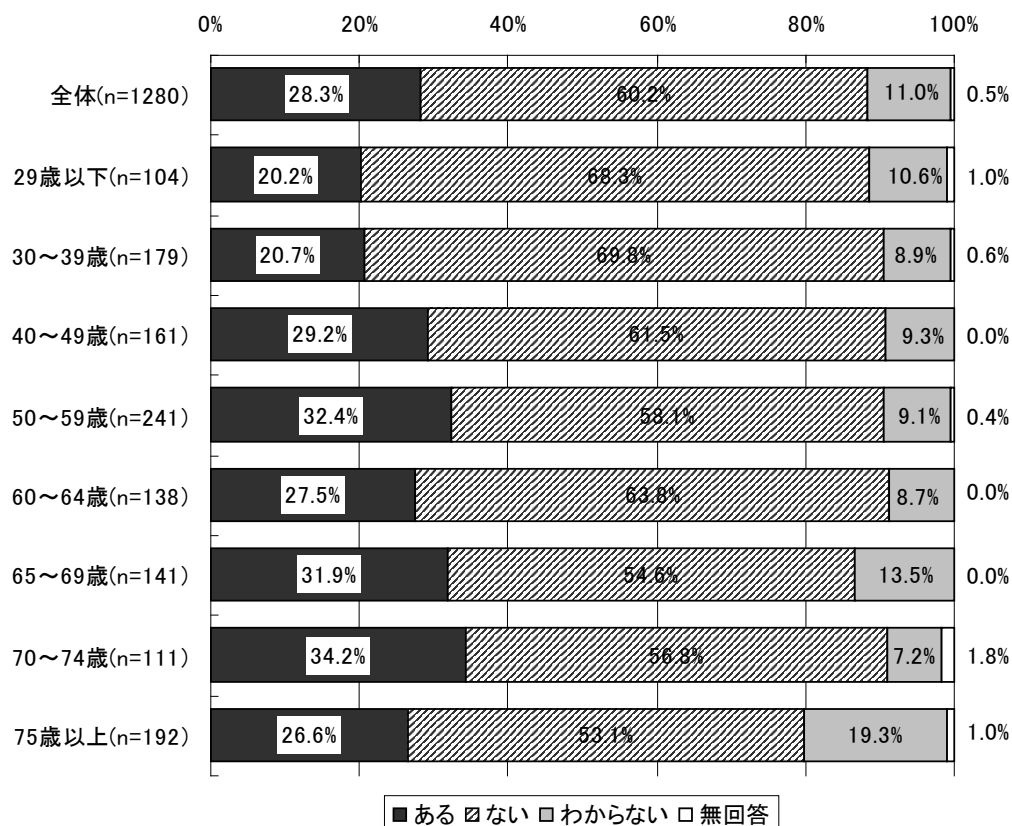
④医師から後発医薬品についての説明を受けた経験の有無

図表 192 医師から後発医薬品についての説明を受けた経験の有無
(後発医薬品を知っている人、男女別)



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

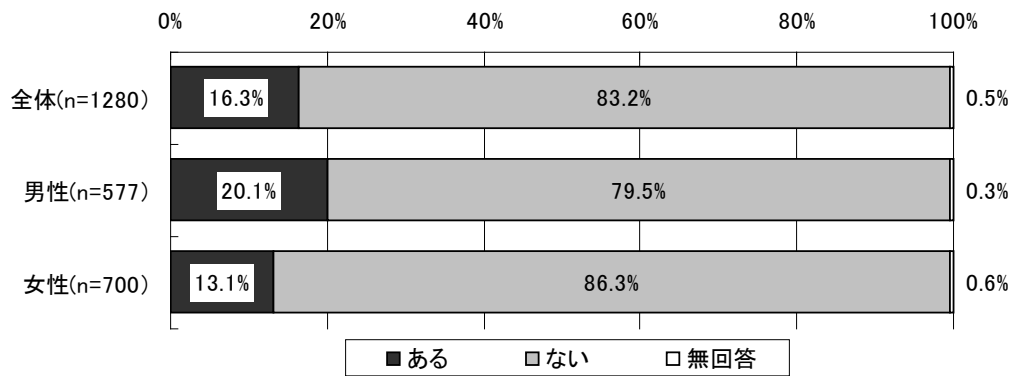
図表 193 医師から後発医薬品についての説明を受けた経験の有無
(後発医薬品を知っている人、年齢階級別)



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

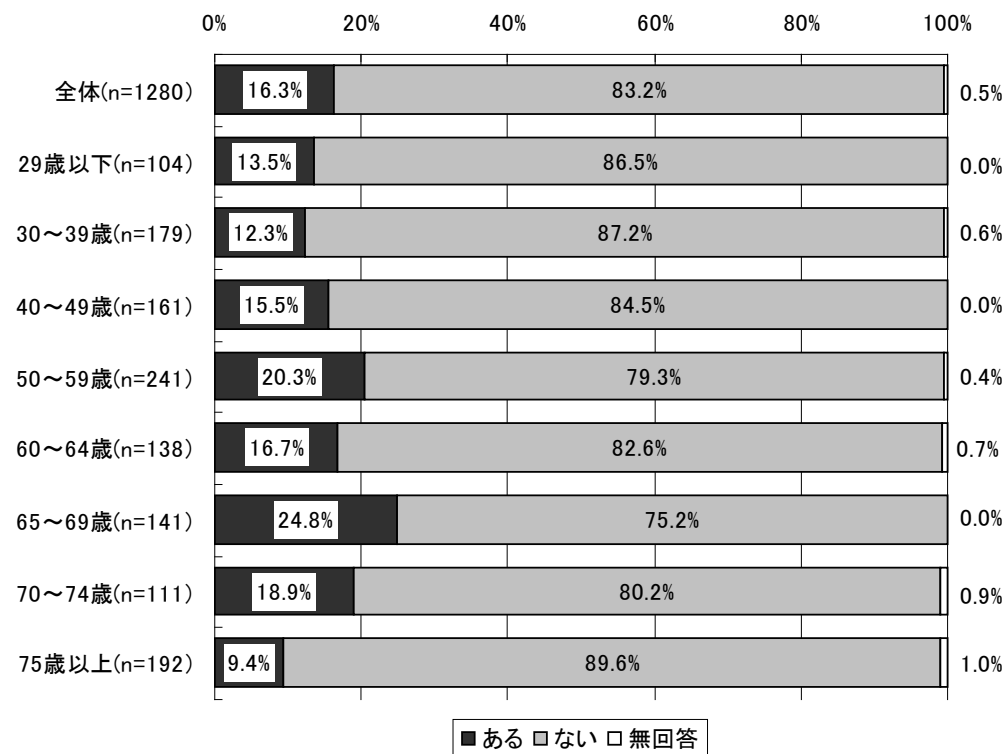
⑤医師に後発医薬品の処方をお願いした経験の有無等

図表 194 医師に後発医薬品の処方をお願いした経験の有無
(後発医薬品を知っている人、男女別)



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

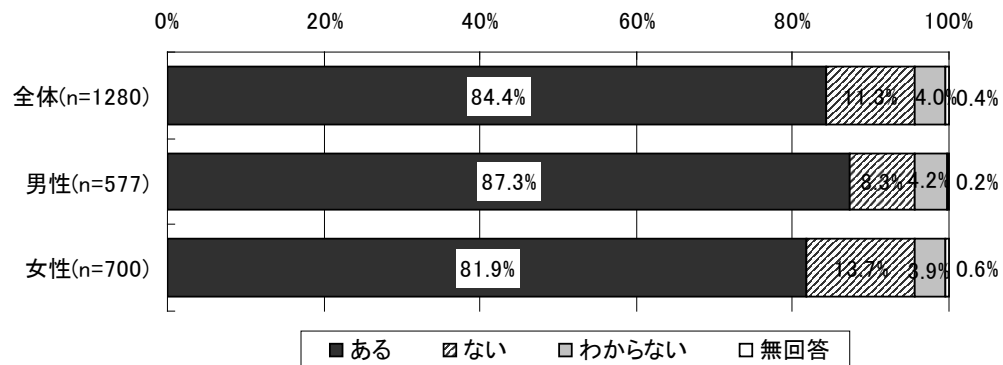
図表 195 医師に後発医薬品の処方をお願いした経験の有無
(後発医薬品を知っている人、年齢階級別)



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

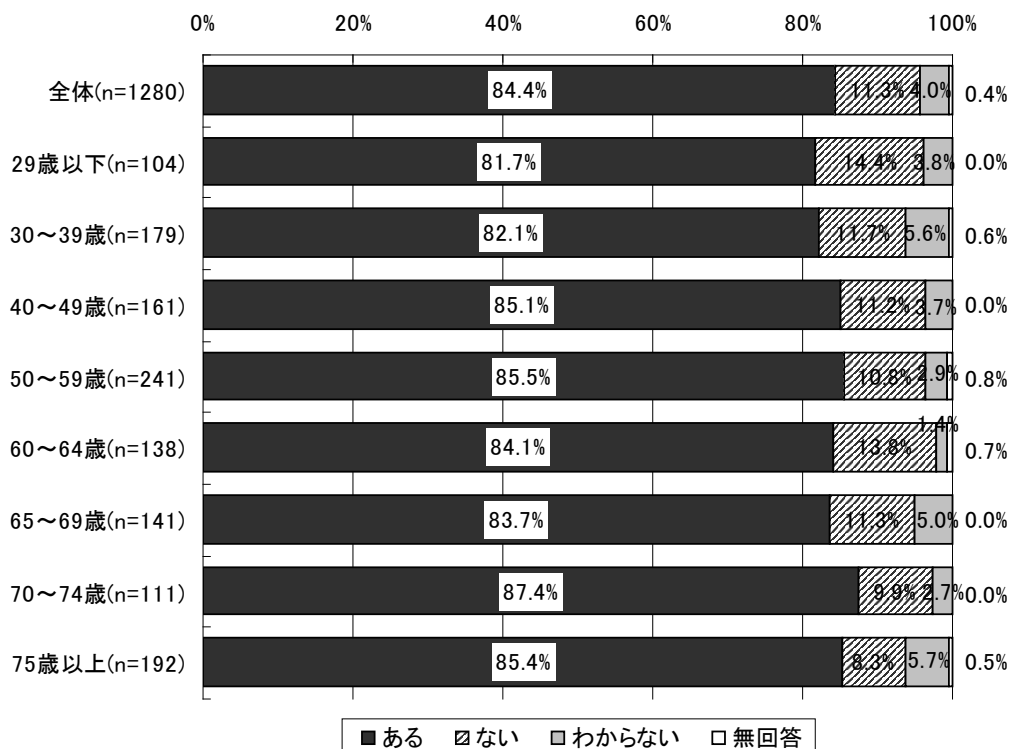
⑥薬局で薬剤師から後発医薬品についての説明を受けた経験の有無

図表 196 薬局で薬剤師から後発医薬品についての説明を受けた経験の有無
(後発医薬品を知っている人、男女別)



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

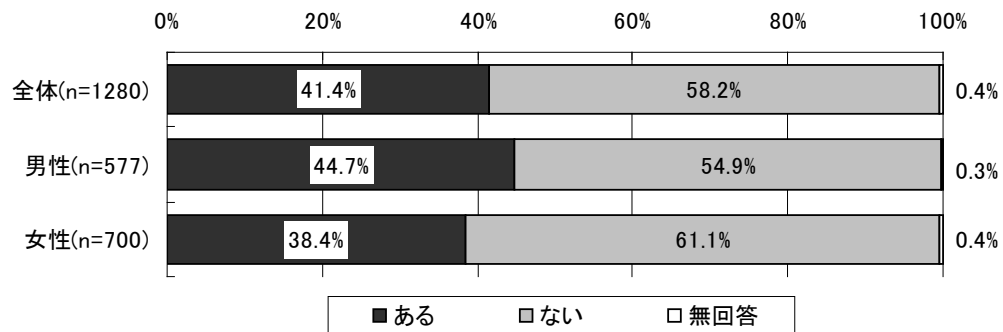
図表 197 薬局で薬剤師から後発医薬品についての説明を受けた経験の有無
(後発医薬品を知っている人、年齢階級別)



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

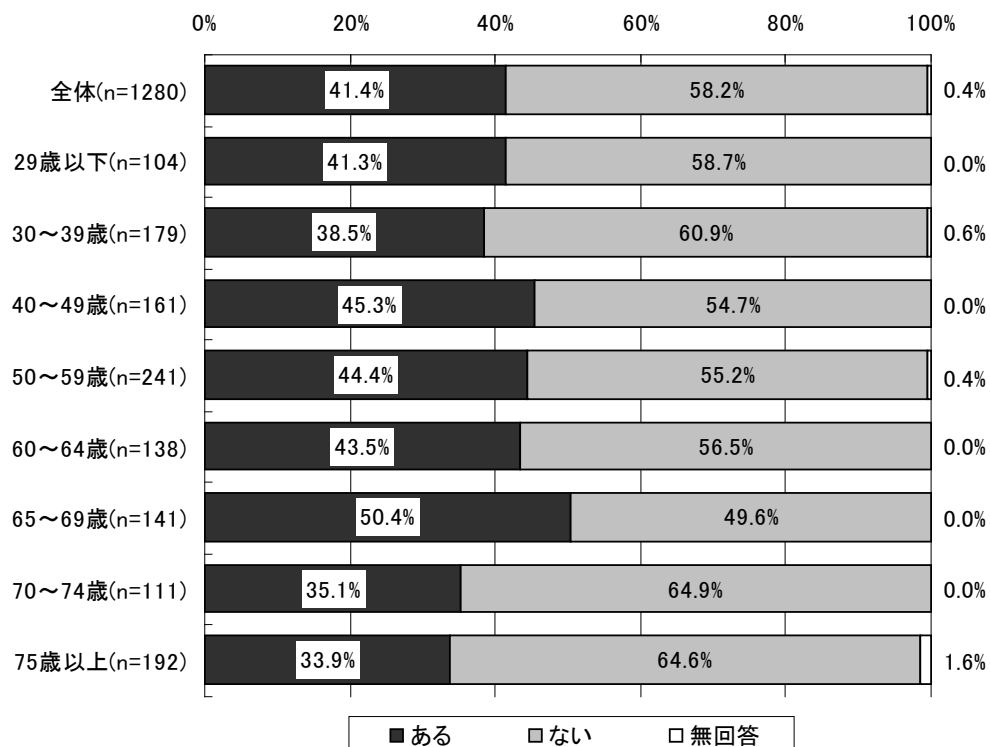
⑦薬局で薬剤師に後発医薬品の調剤をお願いした経験の有無等

図表 198 薬局で薬剤師に後発医薬品の調剤をお願いした経験の有無
(後発医薬品を知っている人、男女別)



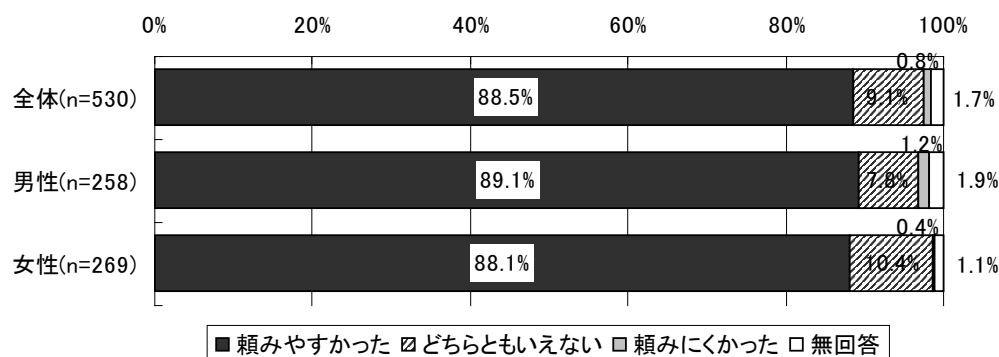
(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

図表 199 薬局で薬剤師に後発医薬品の調剤をお願いした経験の有無
(後発医薬品を知っている人、年齢階級別)



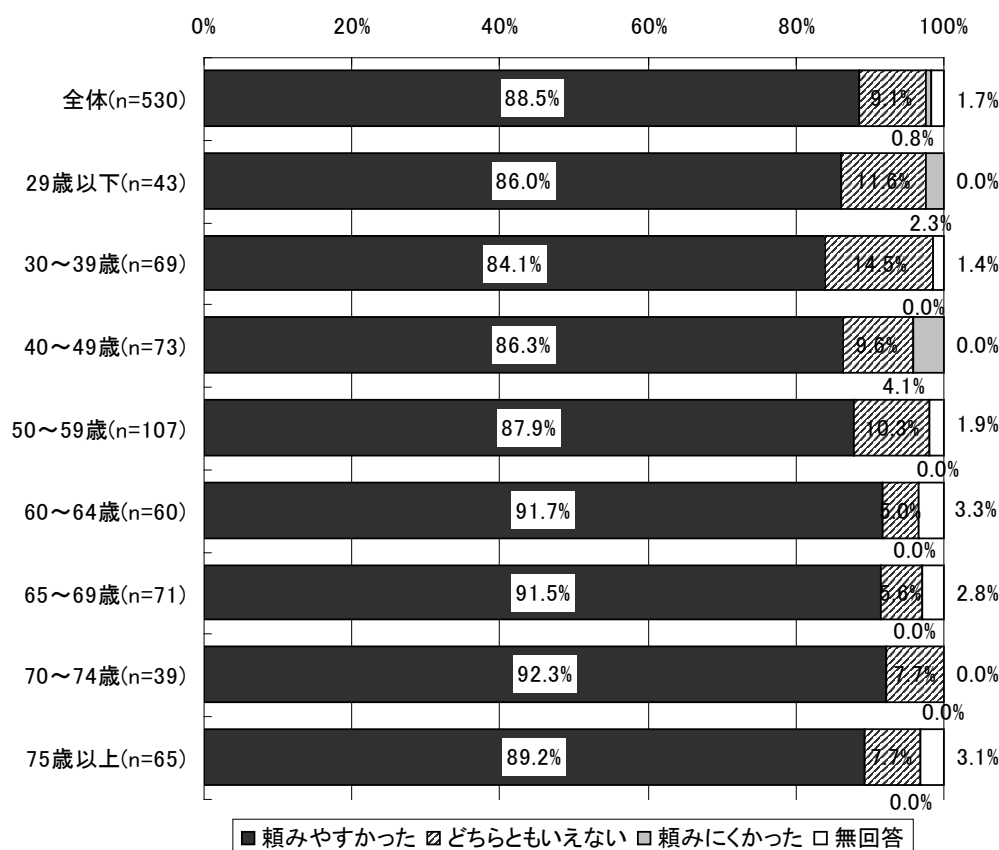
(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

図表 200 薬局で薬剤師に後発医薬品の調剤を頼みやすかったか
(調剤をお願いした経験のある人、男女別)



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

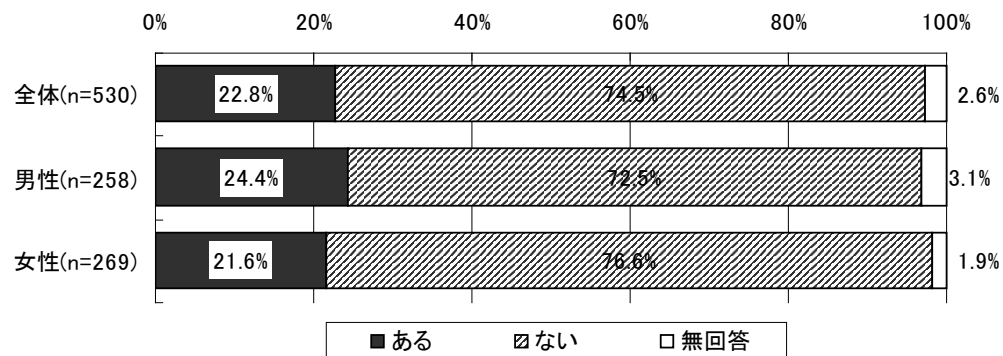
図表 201 薬局で薬剤師に後発医薬品の調剤を頼みやすかったか
(調剤をお願いした経験のある人、年齢階級別)



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の3人が含まれる。

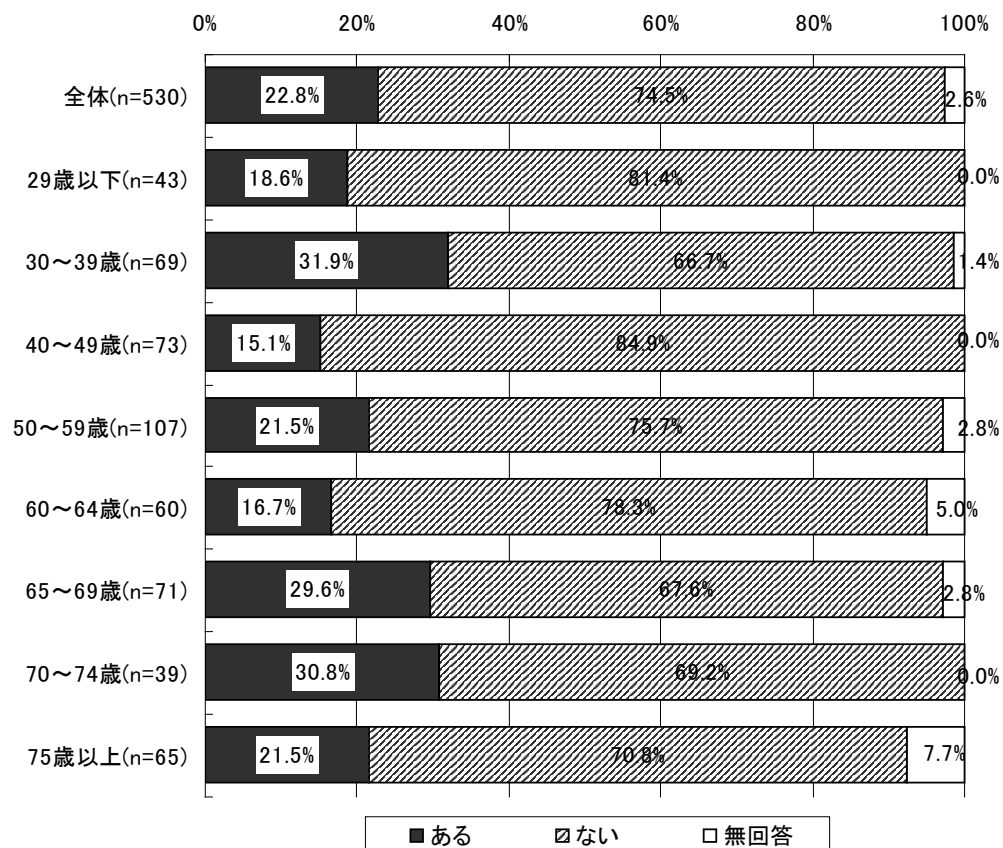
⑧薬局で後発医薬品に変更してもらえなかった経験の有無等（平成 24 年 4 月以降）

図表 202 薬局で後発医薬品に変更してもらえなかった経験の有無
（薬剤師に後発医薬品の調剤をお願いした経験のある人、男女別）



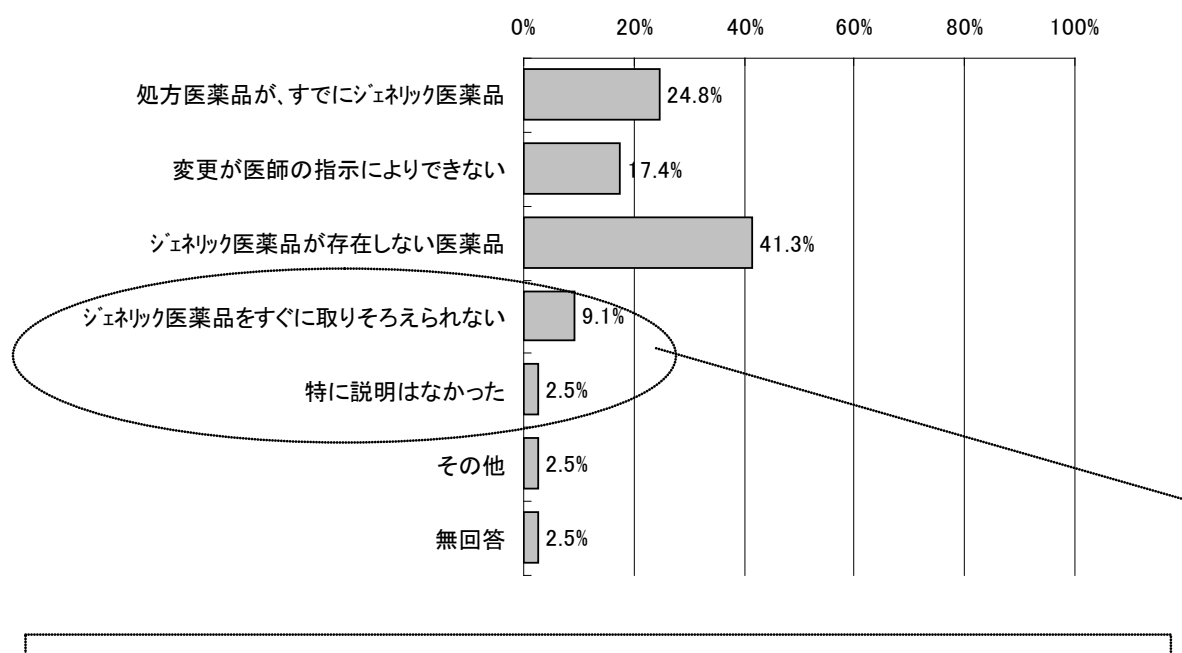
（注）「全体」には、「性別」について無回答の 3 人が含まれる。

図表 203 薬局で後発医薬品に変更してもらえなかった経験の有無
（薬剤師に後発医薬品の調剤をお願いした経験のある人、年齢階級別）

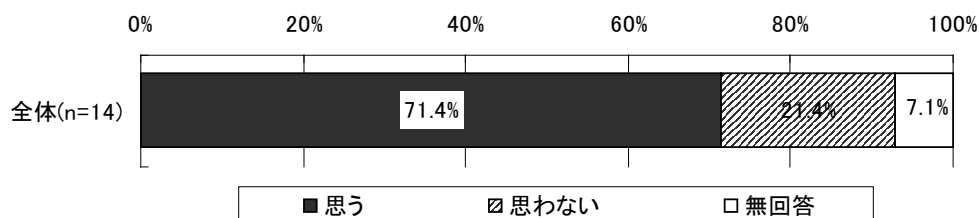


（注）「全体」には、「年齢」について無回答の 3 人が含まれる。

図表 204 後発医薬品に変更してもらえなかった際の薬局からの説明内容
(薬局で後発医薬品に変更してもらえなかった経験のある人、単数回答、n=121)

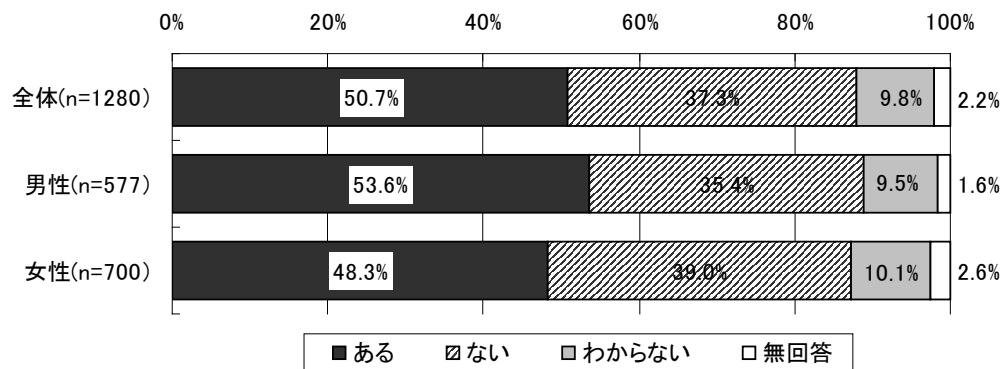


図表 205 後発医薬品を積極的に調剤している薬局が近くにある場合は、その薬局に
処方せんを持っていきたいと思うか
(上記で「ジェネリック医薬品をすぐに取り揃えられない」「特に説明はなかった」
と回答した人)



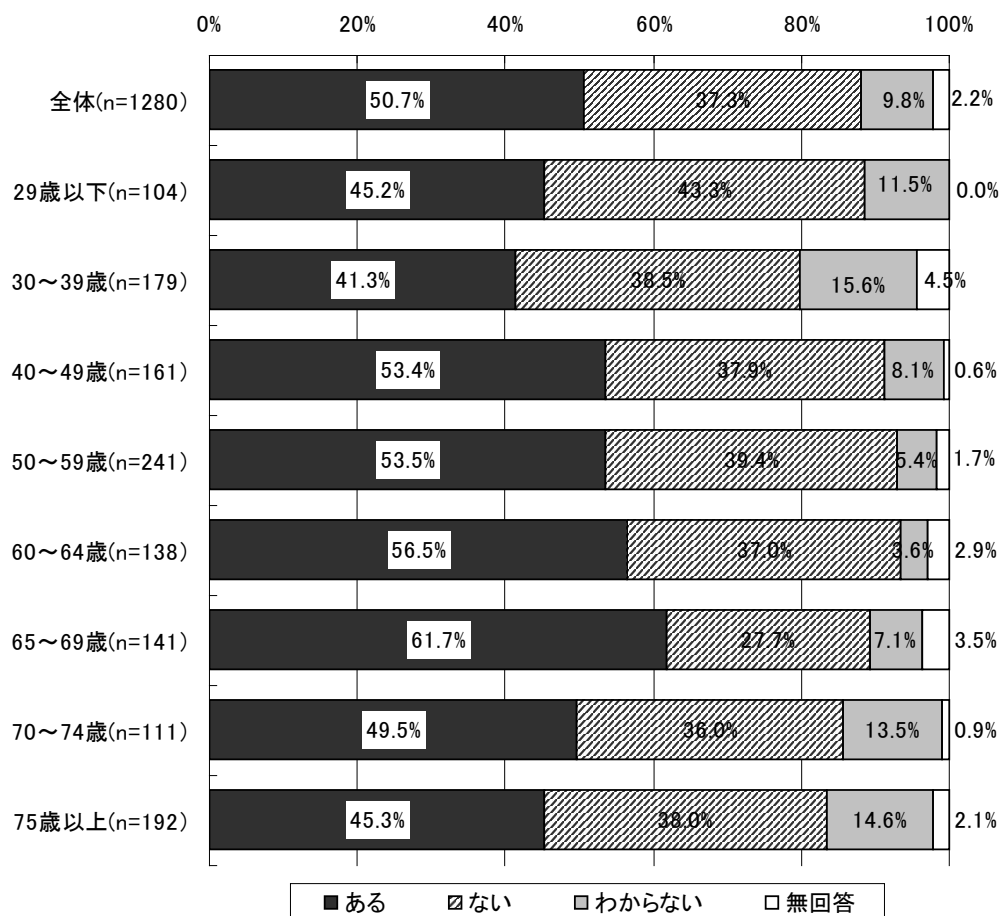
⑨先発医薬品から後発医薬品に変更した経験等

図表 206 先発医薬品から後発医薬品に変更した薬の有無
(後発医薬品を知っている人、男女別)



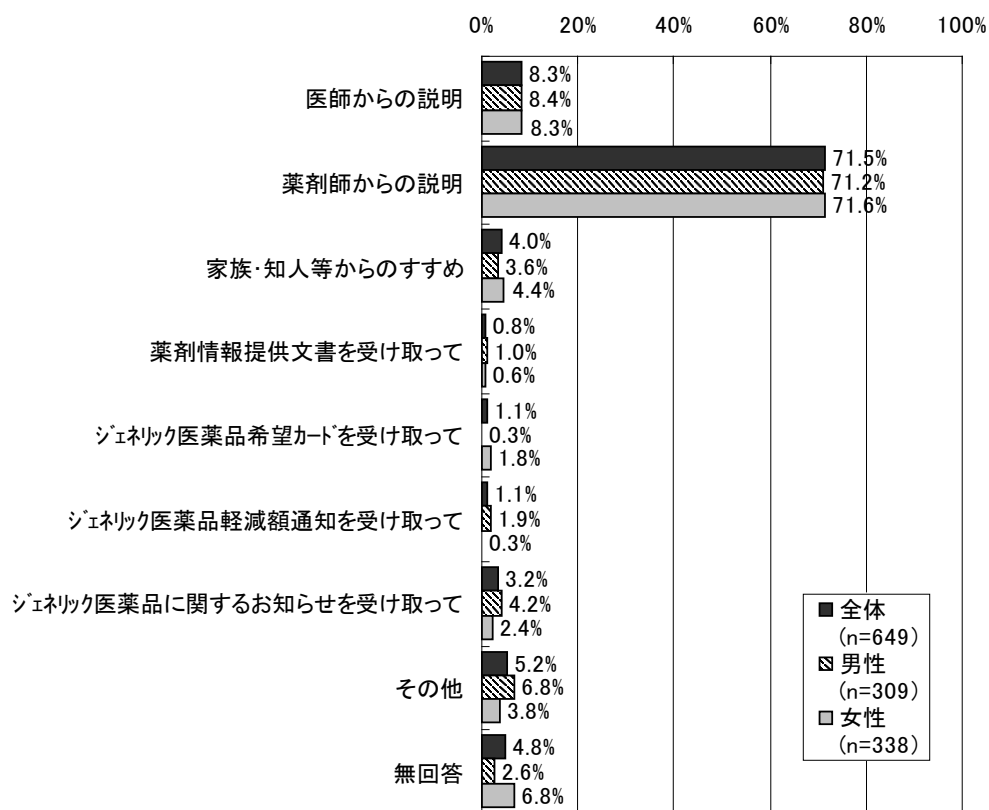
(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

図表 207 先発医薬品から後発医薬品に変更した薬の有無
(後発医薬品を知っている人、年齢階級別)



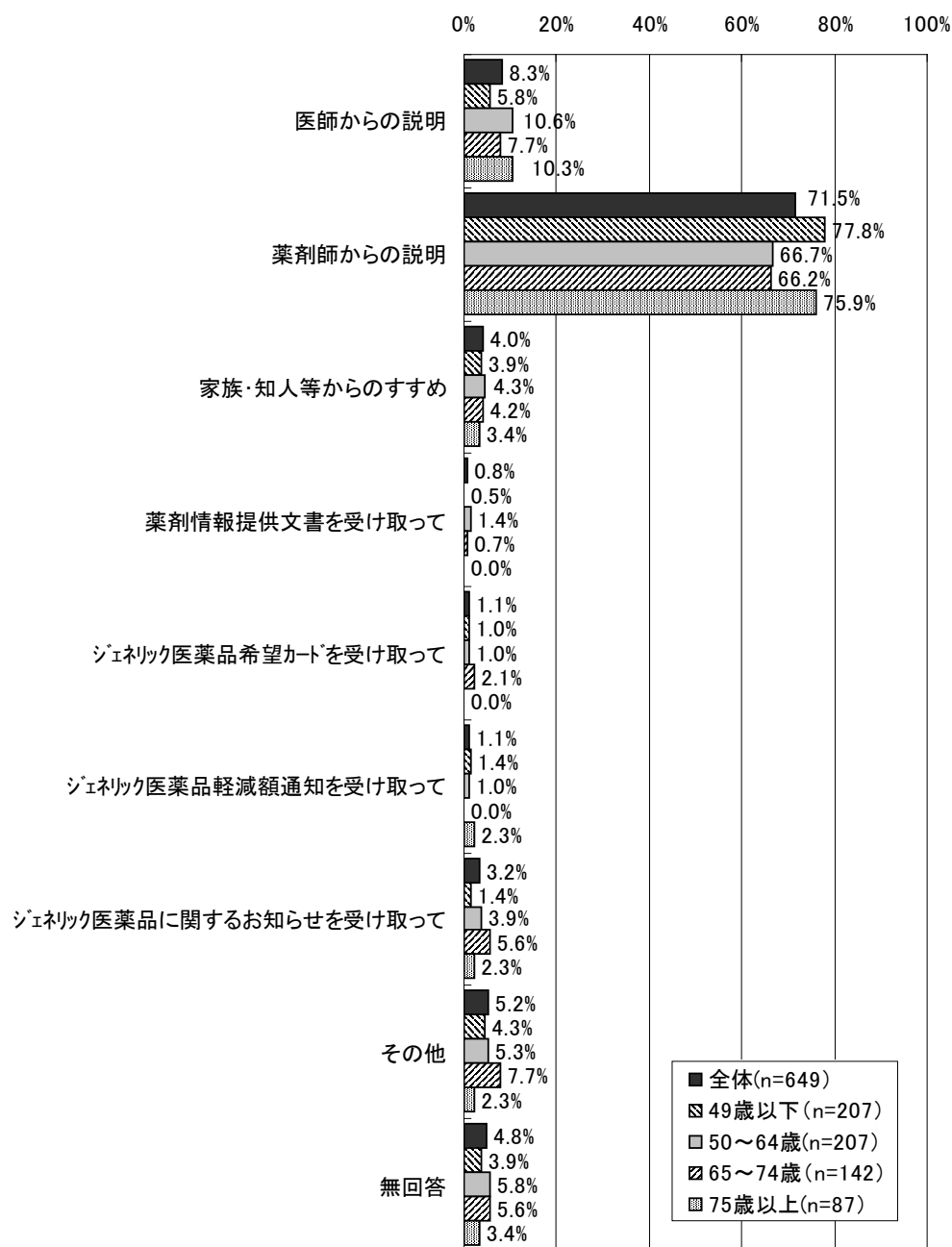
(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

図表 208 先発医薬品から後発医薬品に変更した最大のきっかけ
(先発医薬品から後発医薬品に変更した薬がある人、単数回答、男女別)



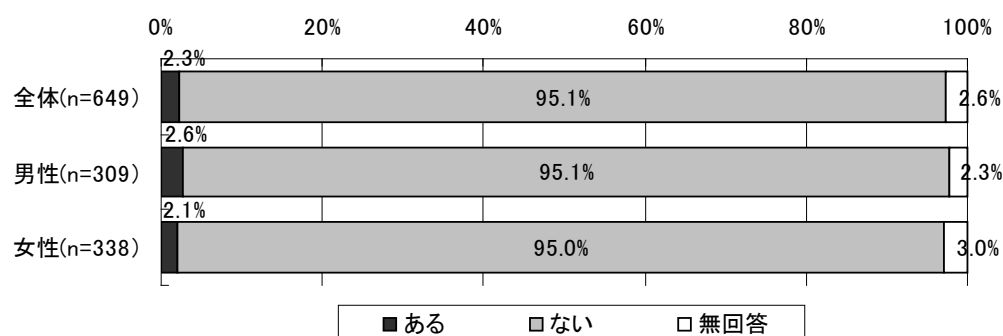
(注)「全体」には、「性別」について無回答の2人が含まれる。

図表 209 先発医薬品から後発医薬品に変更した最大のきっかけ
(先発医薬品から後発医薬品に変更した薬がある人、単数回答、年齢階級別)



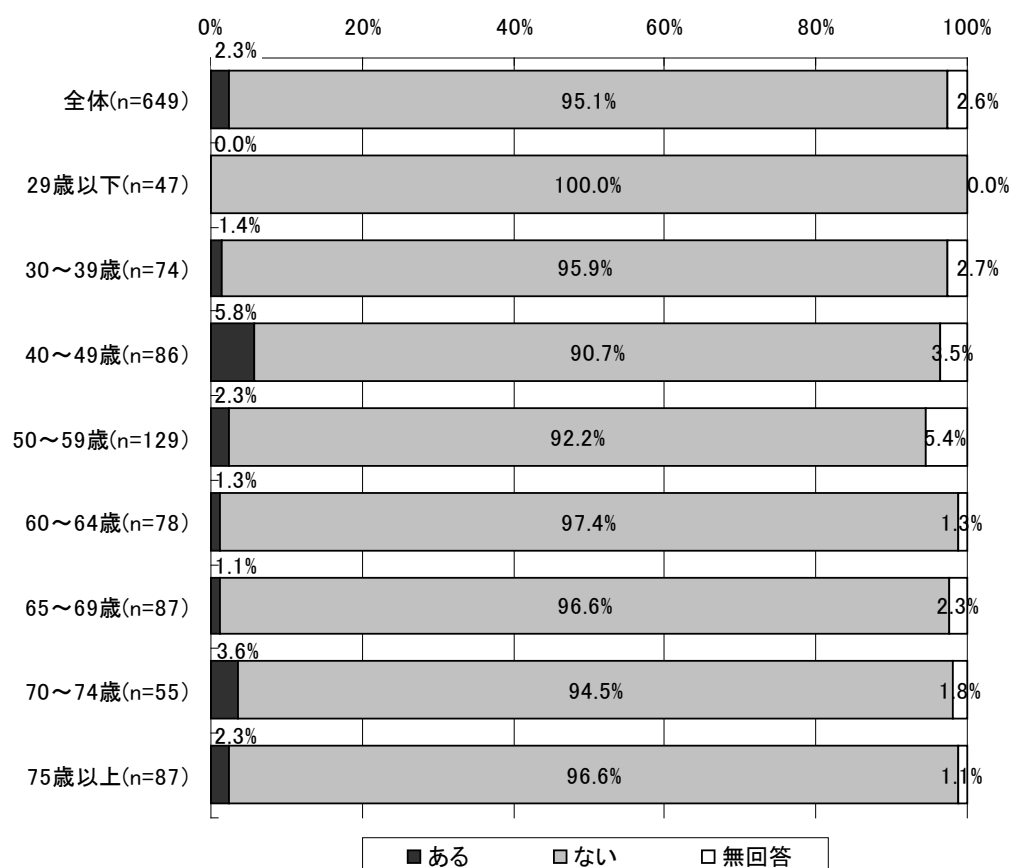
(注)「全体」には、「年齢」について無回答の6人が含まれる。

図表 210 後発医薬品変更時における、アレルギーなどの体調不良の経験の有無
(先発医薬品から後発医薬品に変更した薬がある人、男女別)



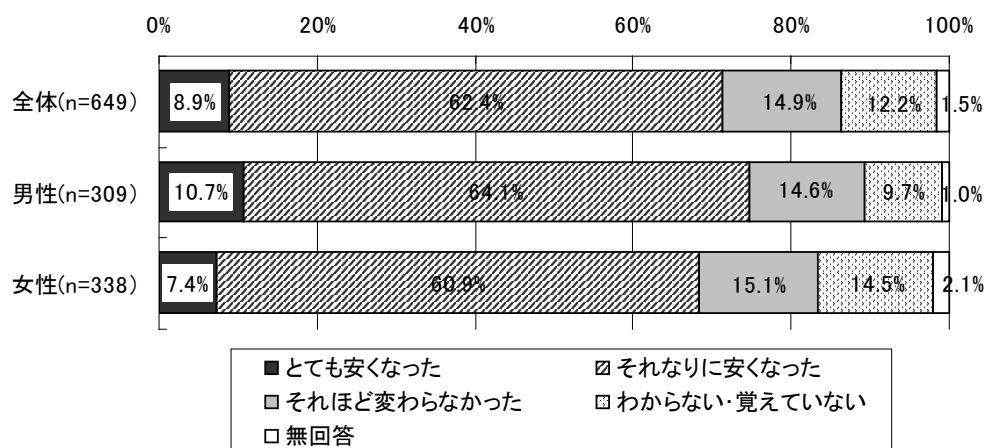
(注)「全体」には、「性別」について無回答の2人が含まれる。

図表 211 後発医薬品変更時における、アレルギーなどの体調不良の経験の有無
(先発医薬品から後発医薬品に変更した薬がある人、年齢階級別)



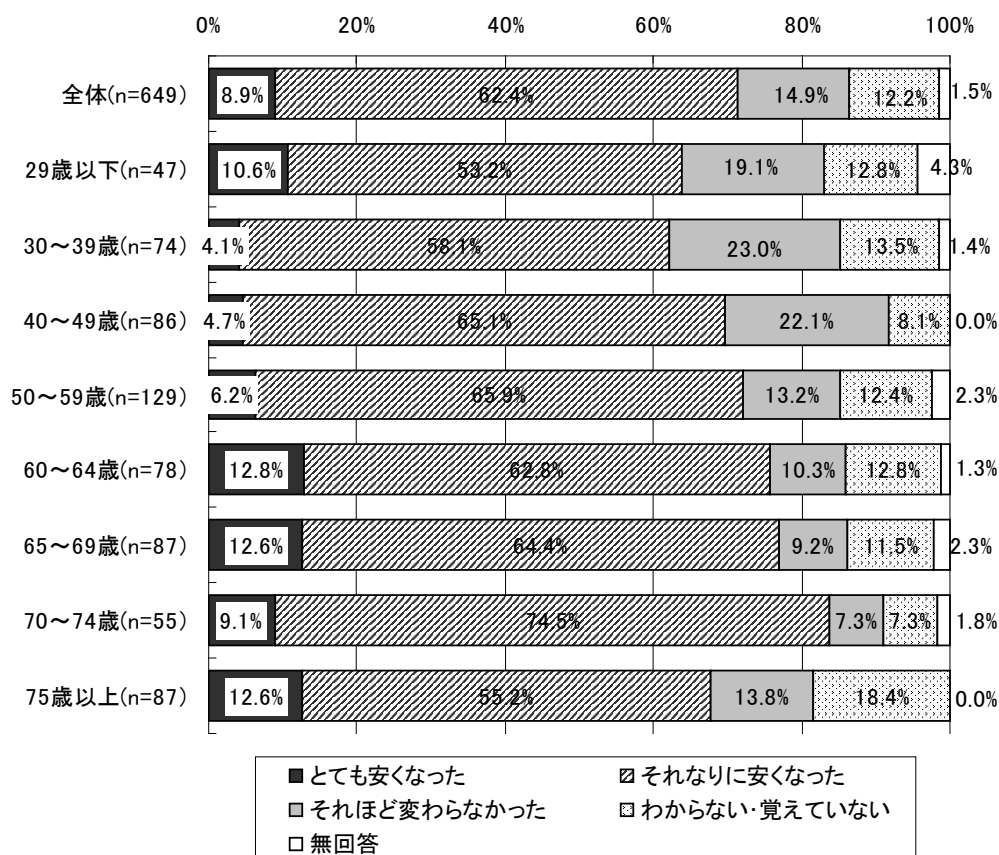
(注)「全体」には、「年齢」について無回答の6人が含まれる。

図表 212 後発医薬品変更時における、薬局窓口での薬代の負担感の変化
(先発医薬品から後発医薬品に変更した薬がある人、男女別)



(注)「全体」には、「性別」について無回答の2人が含まれる。

図表 213 後発医薬品変更時における、薬局窓口での薬代の負担感の変化
(先発医薬品から後発医薬品に変更した薬がある人、年齢階級別)



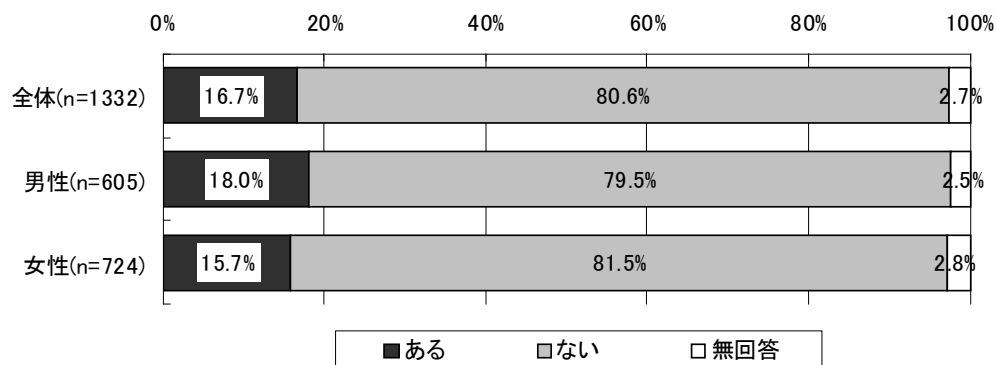
(注)「全体」には、「年齢」について無回答の6人が含まれる。

(6) ジェネリック医薬品軽減額通知の受取状況等

①ジェネリック医薬品軽減額通知の受取状況等

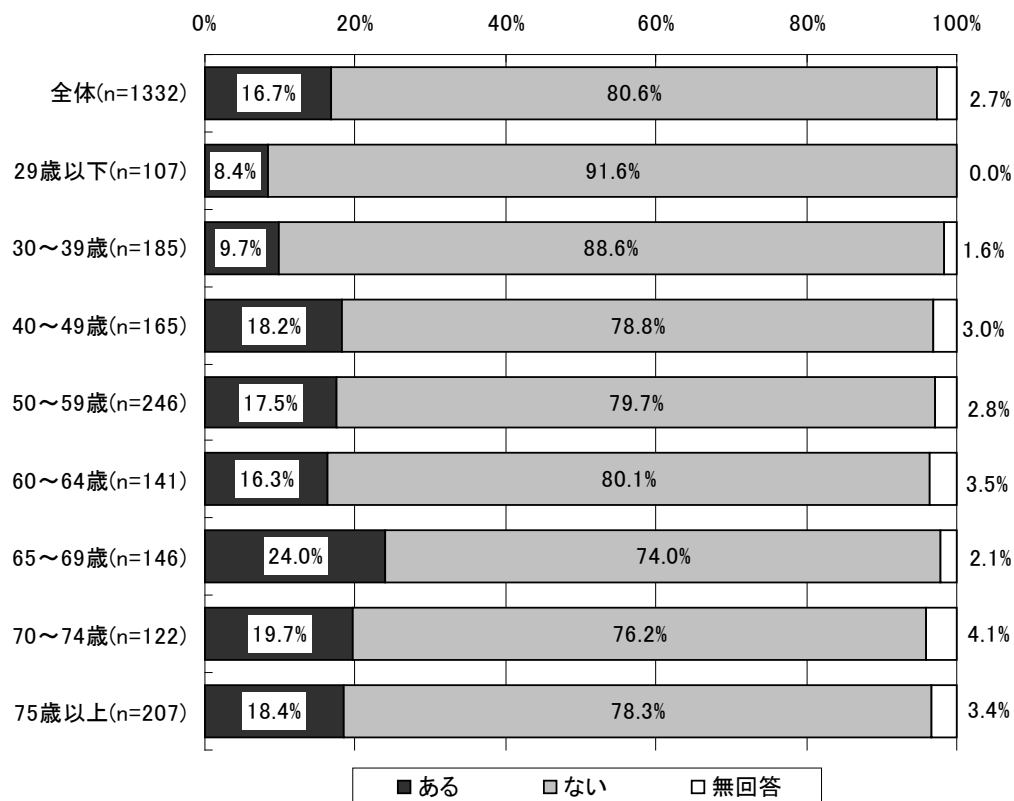
1) ジェネリック医薬品軽減額通知の受取経験の有無

図表 214 ジェネリック医薬品軽減額通知の受取経験の有無（男女別）



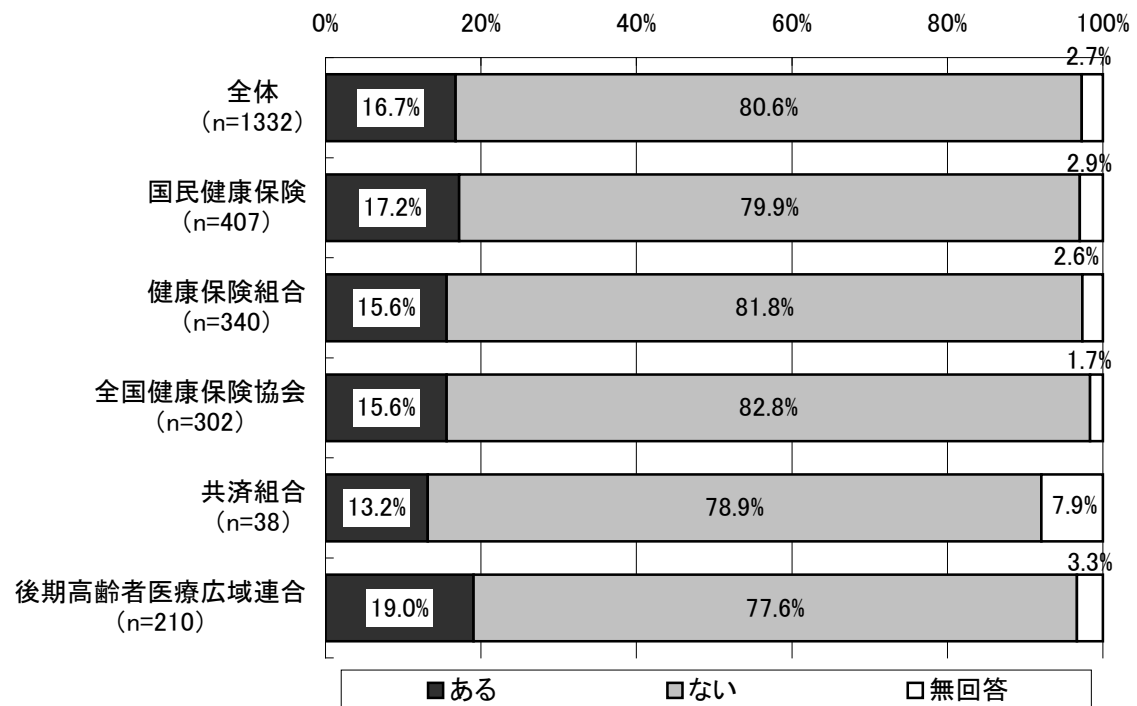
(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

図表 215 ジェネリック医薬品軽減額通知の受取経験の有無（年齢階級別）



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

図表 216 ジェネリック医薬品軽減額通知の受取経験の有無（公的医療保険の種類別）



(注)「全体」には、「公的医療保険の種類」について「その他」「わからない」、無回答の 35 人が含まれる。

2) ジェネリック医薬品軽減額通知に記載されていた軽減額

図表 217 ジェネリック医薬品軽減額通知に記載されていた軽減額
(ジェネリック医薬品軽減額通知を受け取った人、男女別)

(単位：円)

	人数	平均値	標準偏差	中央値
全体	77	1,779.4	5,849.0	500
男性	41	2,498.8	7,816.4	500
女性	36	960.1	1,779.2	485

(注) 軽減額について記載のあった 77 人を集計対象とした。

図表 218 ジェネリック医薬品軽減額通知に記載されていた軽減額
 (ジェネリック医薬品軽減額通知を受け取った人、年齢階級別)

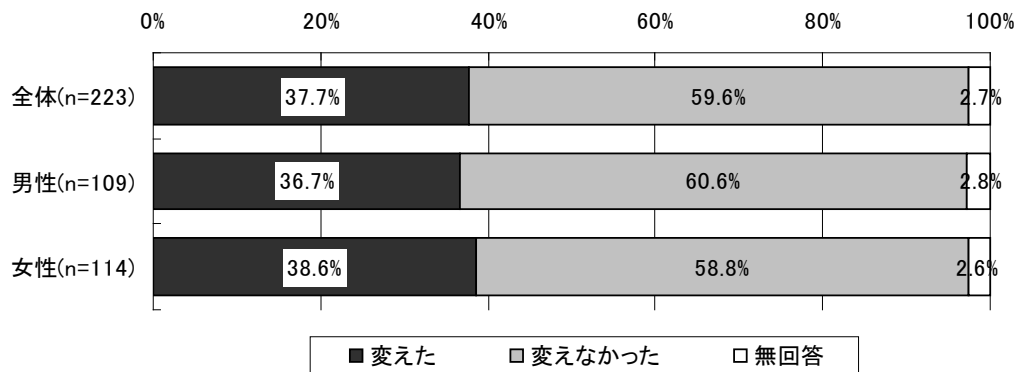
(単位：円)

	人数	平均値	標準偏差	中央値
全体	77	1,779.4	5,849.0	500
29 歳以下	3	233.3	230.9	100
30～39 歳	8	383.8	456.8	250
40～49 歳	14	2,252.1	2,989.3	1,000
50～59 歳	18	1,238.5	1,821.0	500
60～64 歳	9	938.9	795.3	1,000
65～69 歳	14	1,262.1	1,594.5	485
70～74 歳	3	266.7	57.7	300
75 歳以上	8	6,562.5	17,552.6	300

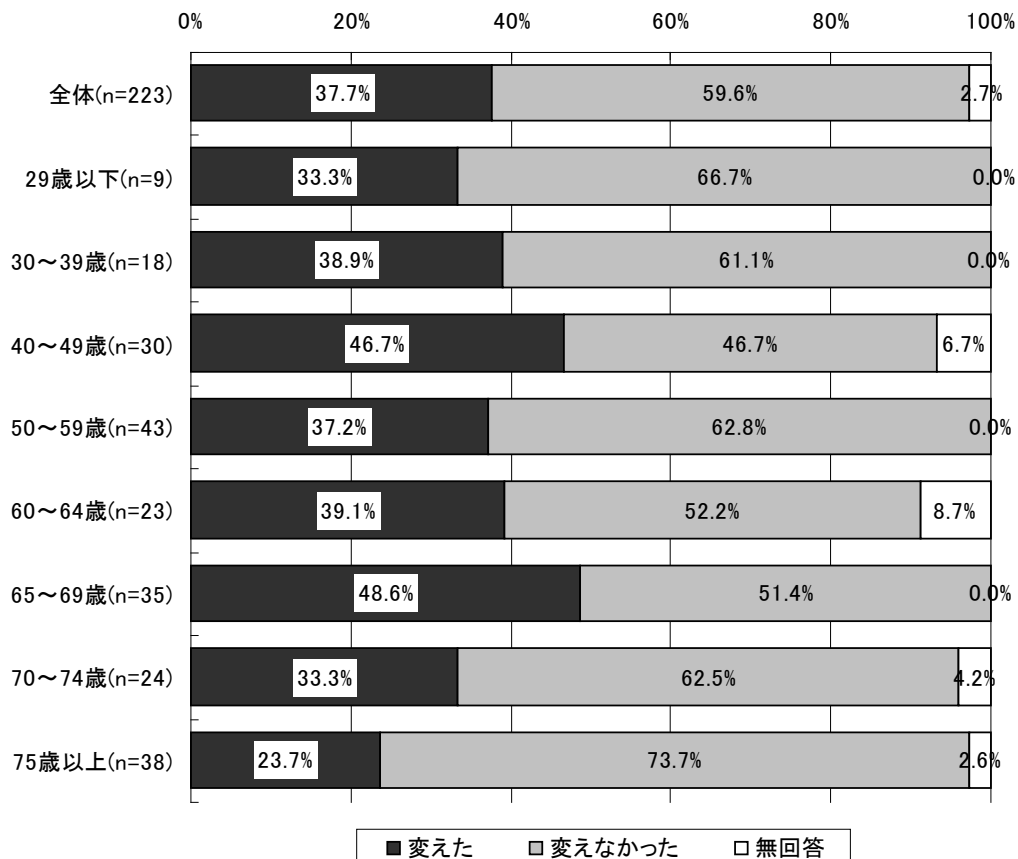
(注) 軽減額について記載のあった 77 人を集計対象とした。

②ジェネリック医薬品軽減額通知の受取により後発医薬品に変更したか

図表 219 ジェネリック医薬品軽減額通知の受取により後発医薬品に変更したか
(ジェネリック医薬品軽減額通知を受け取った人、男女別)

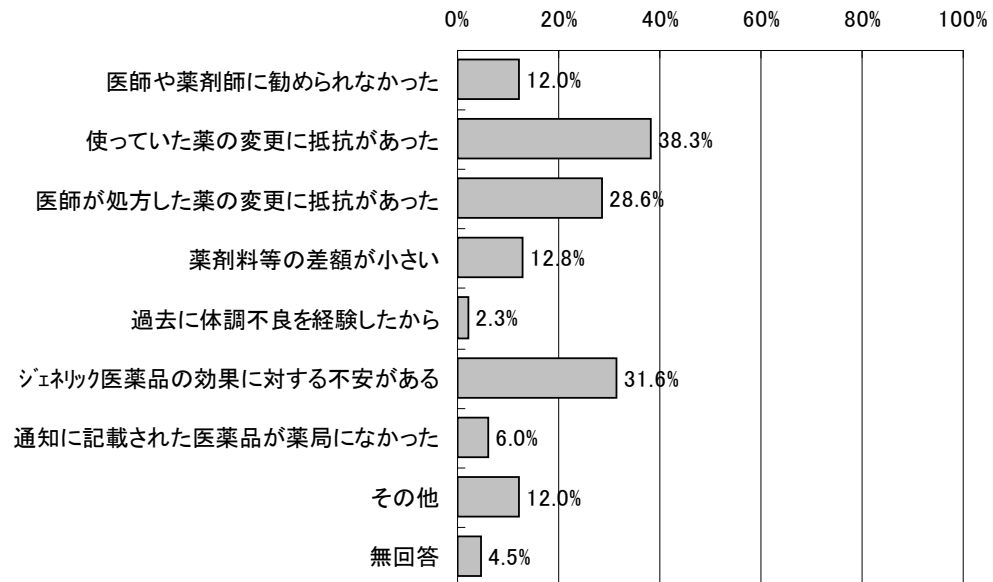


図表 220 ジェネリック医薬品軽減額通知の受取により後発医薬品に変更したか
(ジェネリック医薬品軽減額通知を受け取った人、年齢階級別)



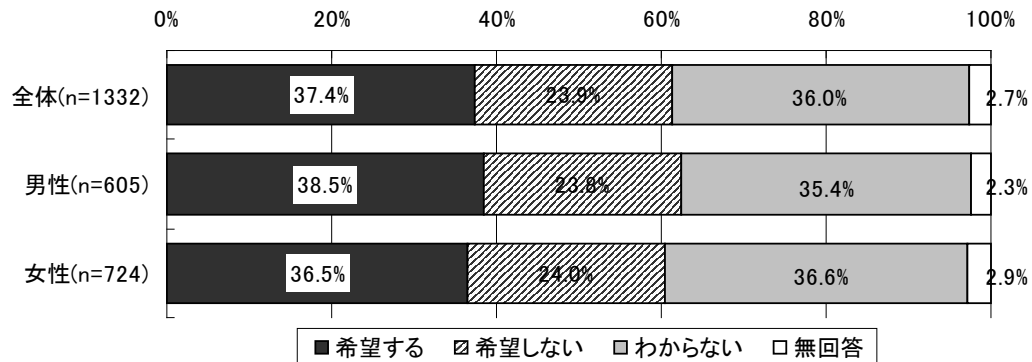
(注)「全体」には、「年齢」について無回答の3人が含まれる。

図表 221 ジェネリック医薬品軽減額通知を受け取ったが、後発医薬品に変更しなかった理由（ジェネリック軽減額通知を受け取ったが後発医薬品に変更しなかった人、複数回答、n=133）



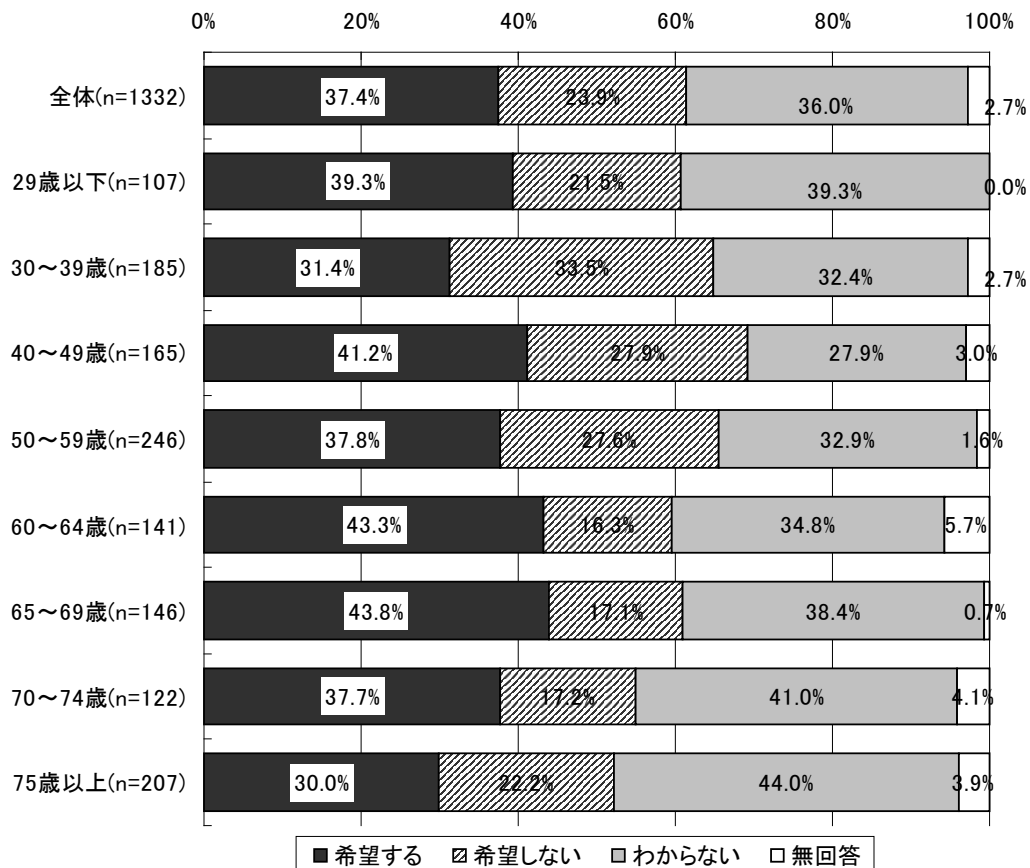
③ジェネリック医薬品軽減額通知の受取希望

図表 222 ジェネリック医薬品軽減額通知の受取希望（男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

図表 223 ジェネリック医薬品軽減額通知の受取希望（年齢階級別）

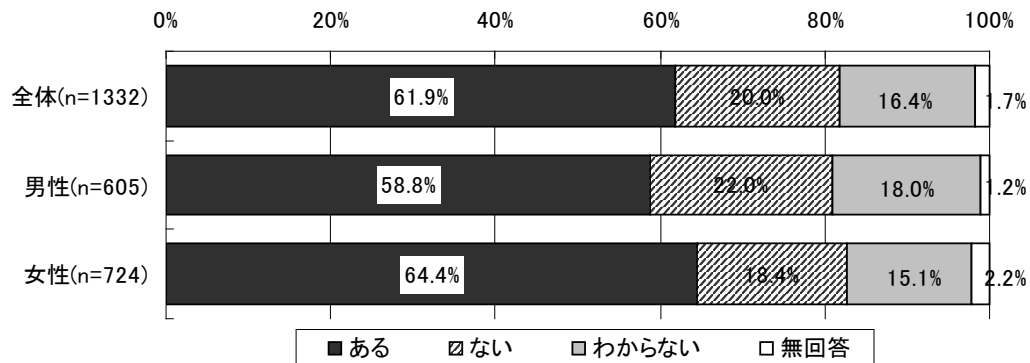


(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

(7) 薬剤情報提供文書に関する経験や考え等

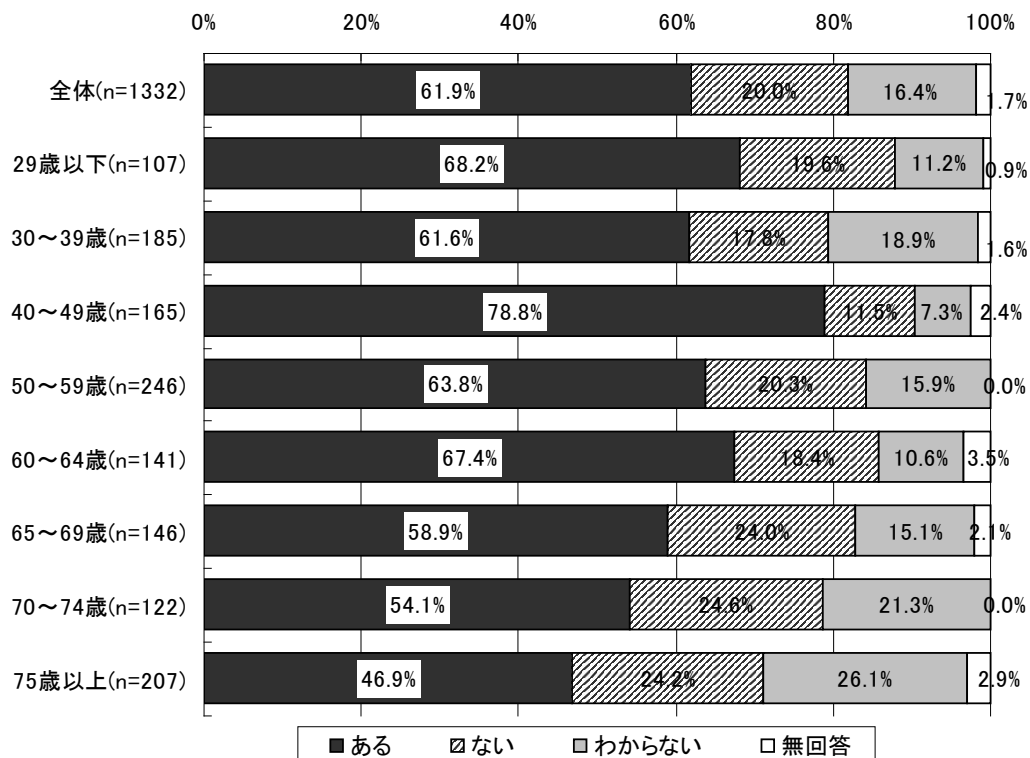
① 薬剤情報提供文書に記載の後発医薬品に関する情報を見た経験の有無

図表 224 薬剤情報提供文書に記載の後発医薬品に関する情報を見た経験の有無
(男女別)



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

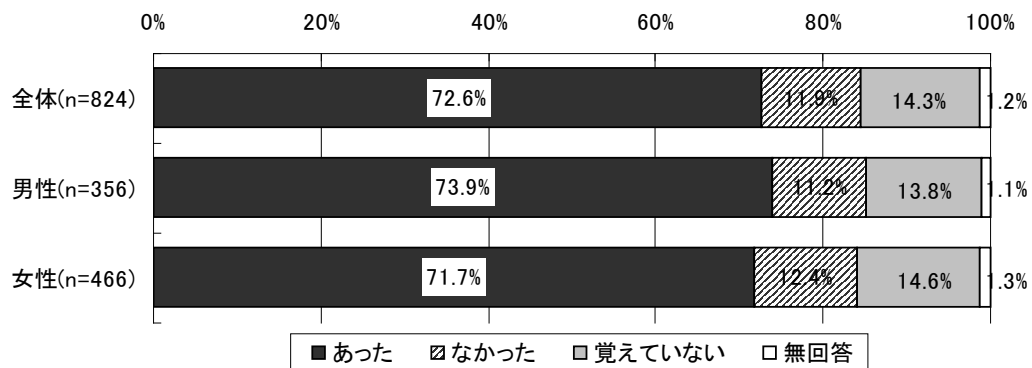
図表 225 薬剤情報提供文書に記載の後発医薬品に関する情報を見た経験の有無
(年齢階級別)



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

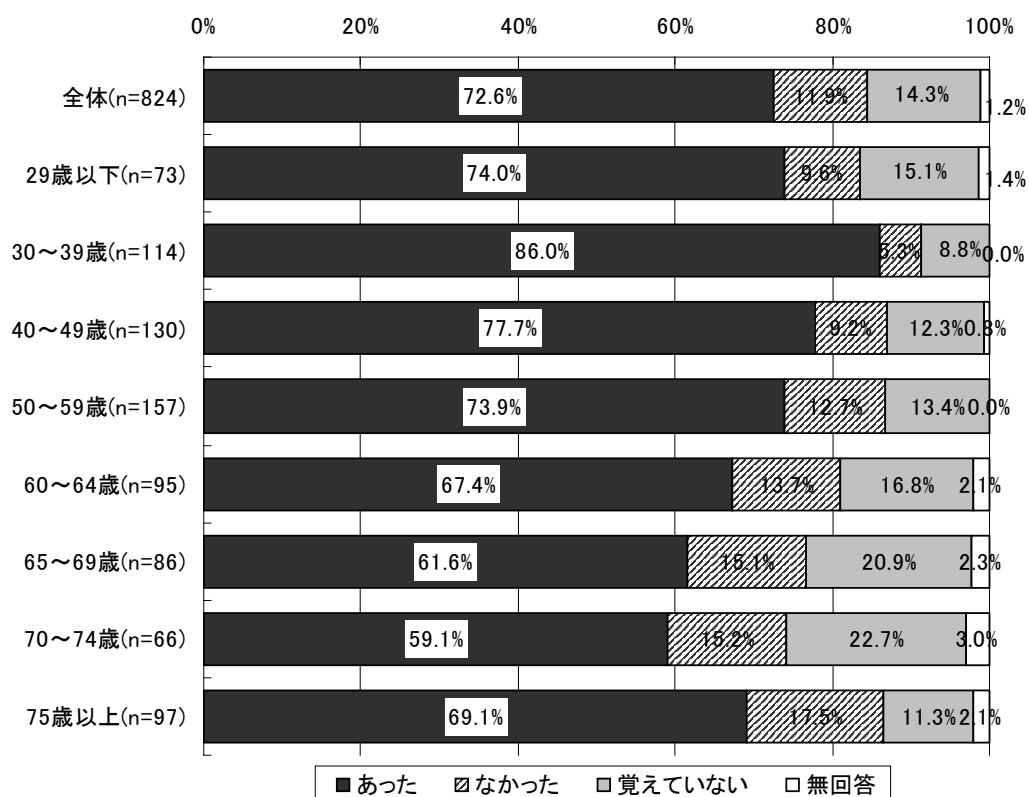
②薬剤情報提供文書における先発医薬品と後発医薬品の差額がわかる記載の有無

図表 226 薬剤情報提供文書における先発医薬品と後発医薬品の差額がわかる記載の有無（薬剤情報提供文書に記載の後発医薬品に関する情報を見た経験のある人、男女別）



（注）「全体」には、「性別」について無回答の2人が含まれる。

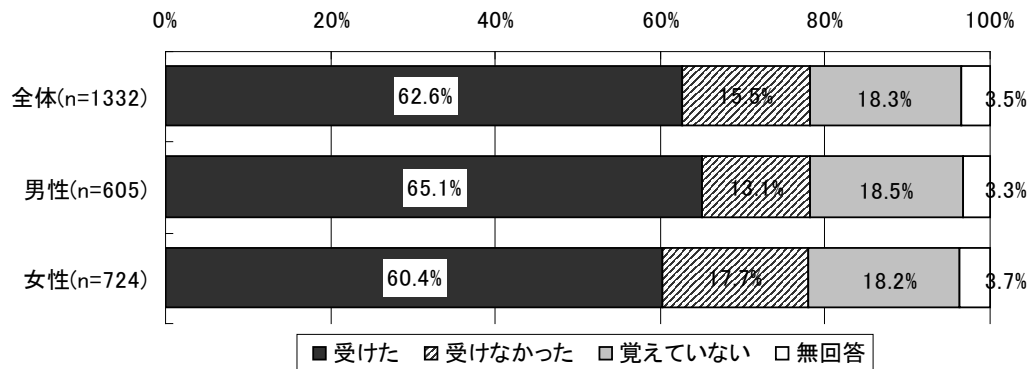
図表 227 薬剤情報提供文書における先発医薬品と後発医薬品の差額がわかる記載の有無（薬剤情報提供文書に記載の後発医薬品に関する情報を見た経験のある人、年齢階級別）



（注）「全体」には、「年齢」について無回答の6人が含まれる。

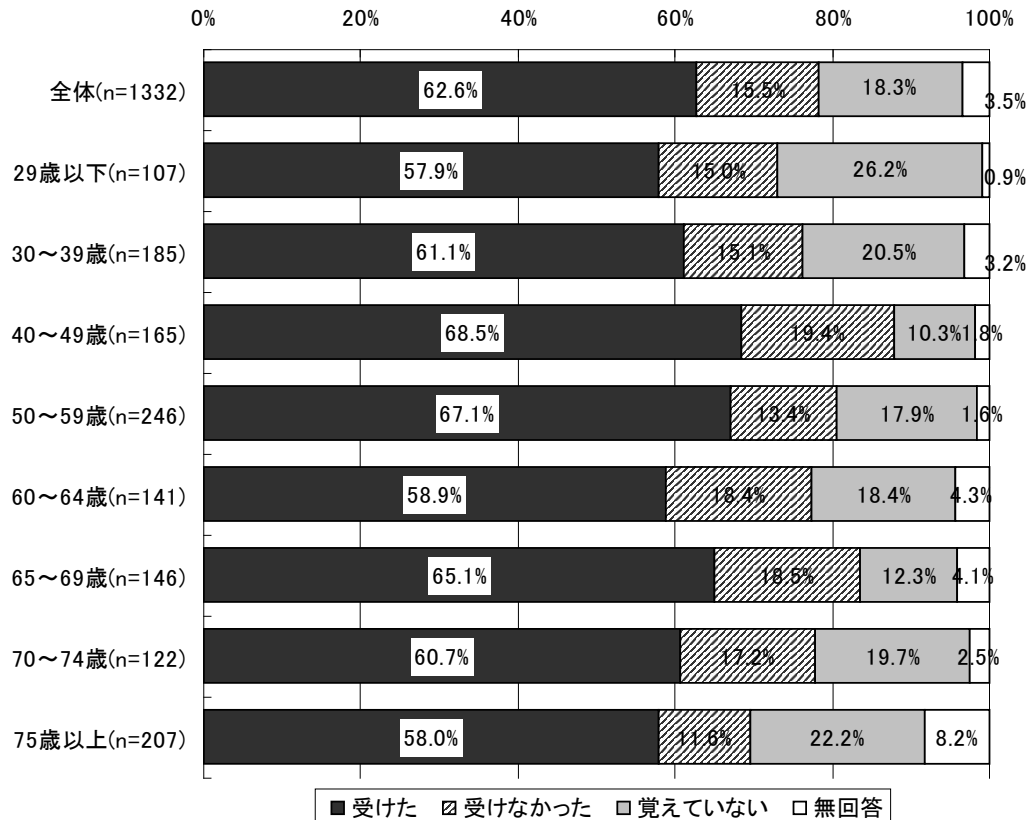
③薬剤情報提供文書を受け取った薬局で、薬剤師から後発医薬品について口頭で説明を受けたか

図表 228 薬剤情報提供文書を受け取った薬局で、薬剤師から後発医薬品について口頭で説明を受けたか（男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

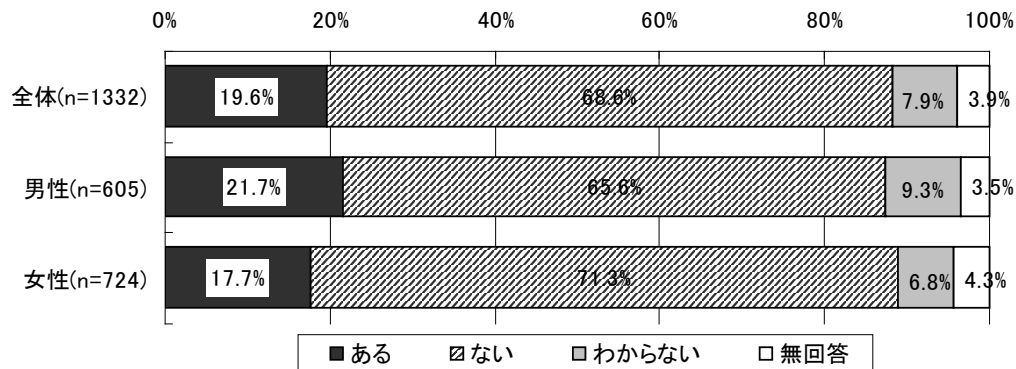
図表 229 薬剤情報提供文書を受け取った薬局で、薬剤師から後発医薬品について口頭で説明を受けたか（年齢階級別）



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

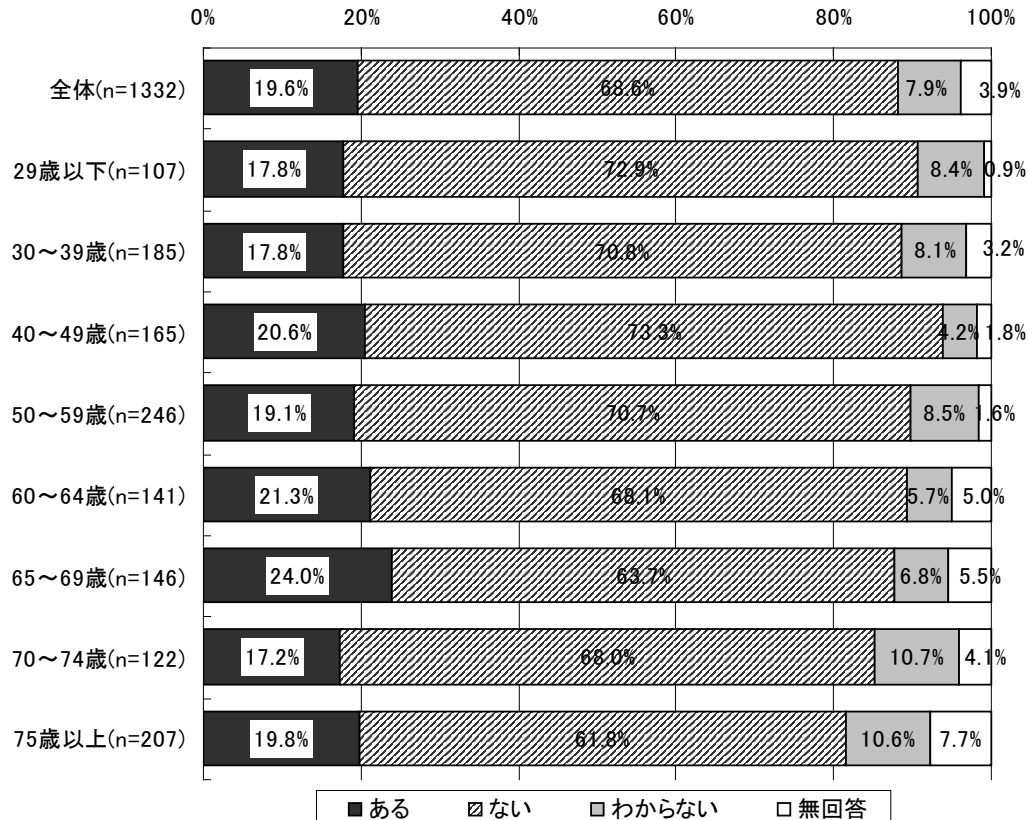
④薬剤情報提供文書の後発医薬品に関する情報を見て、医師や薬剤師に後発医薬品について処方・調剤をお願いしたことがあるか

図表 230 薬剤情報提供文書の後発医薬品に関する情報を見て、医師や薬剤師に後発医薬品について処方・調剤をお願いしたことがあるか（男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

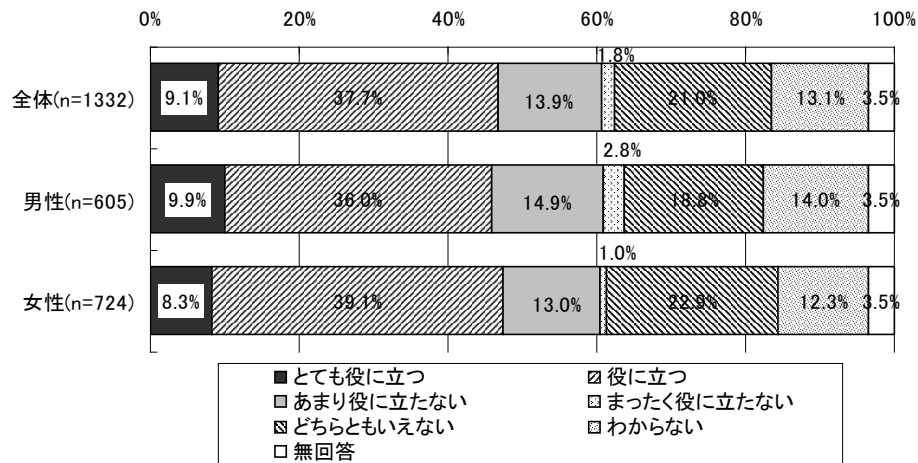
図表 231 薬剤情報提供文書の後発医薬品に関する情報を見て、医師や薬剤師に後発医薬品について処方・調剤をお願いしたことがあるか（年齢階級別）



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

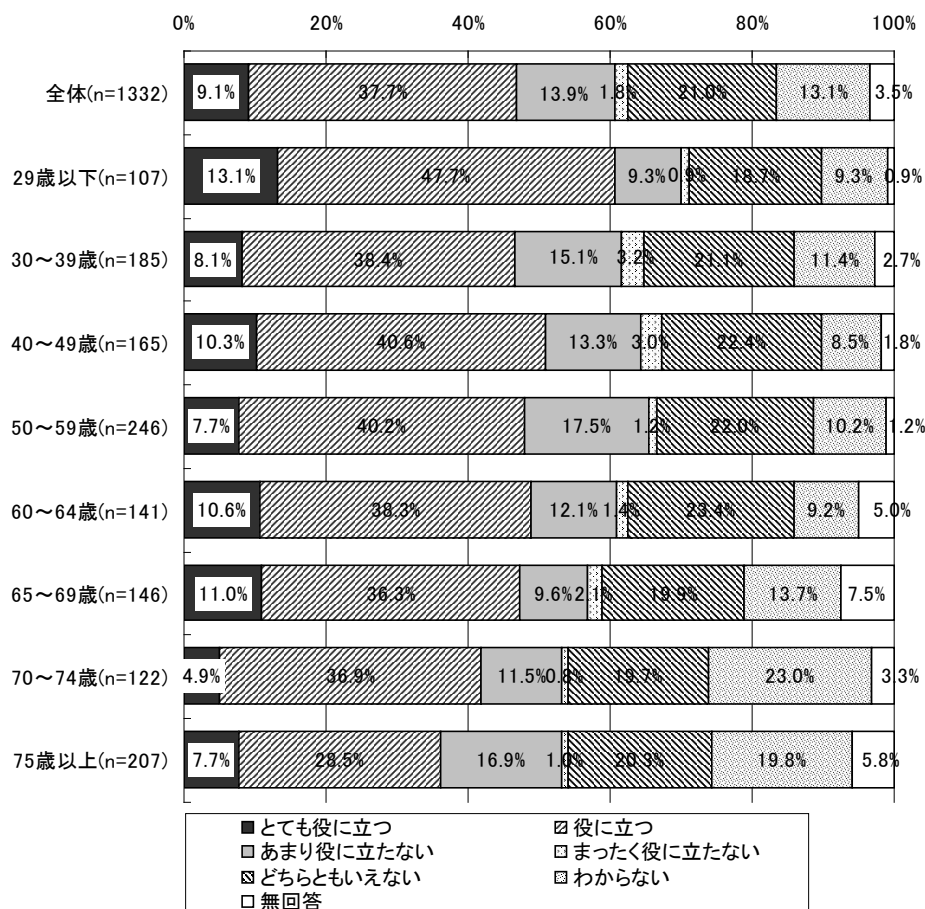
⑤薬剤情報提供文書による後発医薬品に関する情報提供は役に立つか

図表 232 薬剤情報提供文書による後発医薬品に関する情報提供は役に立つか（男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

図表 233 薬剤情報提供文書による後発医薬品に関する情報提供は役に立つか（年齢階級別）

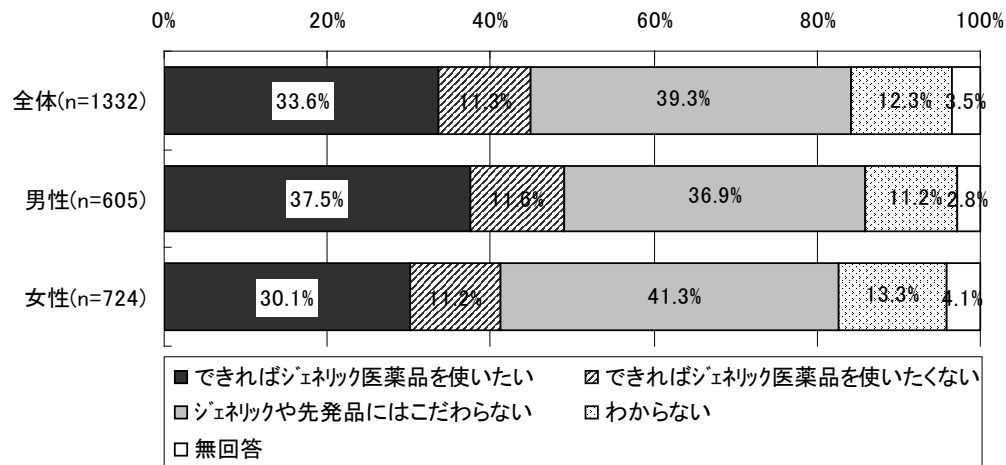


(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

(8) 後発医薬品の使用に関する考え等

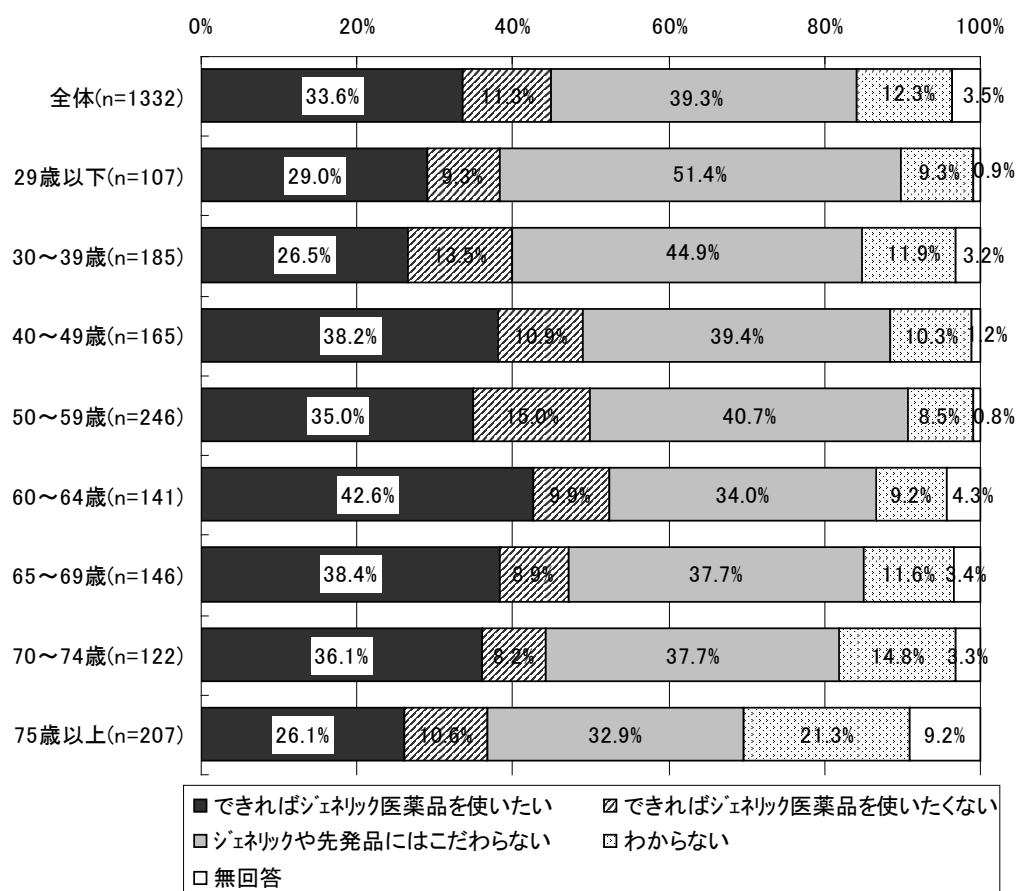
①後発医薬品の使用に関する考え等

図表 234 後発医薬品の使用に関する考え等（男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

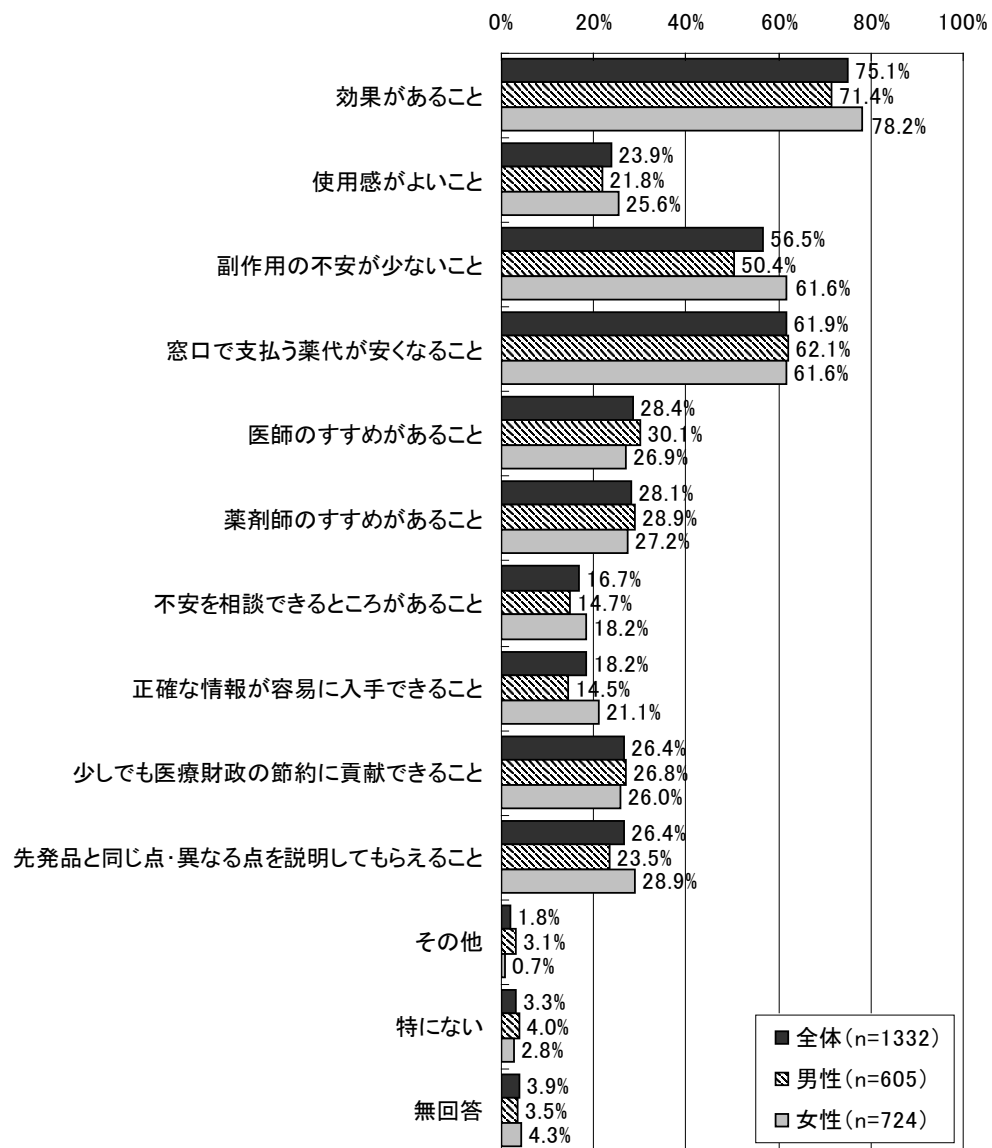
図表 235 後発医薬品の使用に関する考え等（年齢階級別）



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

②後発医薬品を使用するにあたって重要なこと

図表 236 後発医薬品を使用するにあたって重要なこと（男女別、複数回答）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

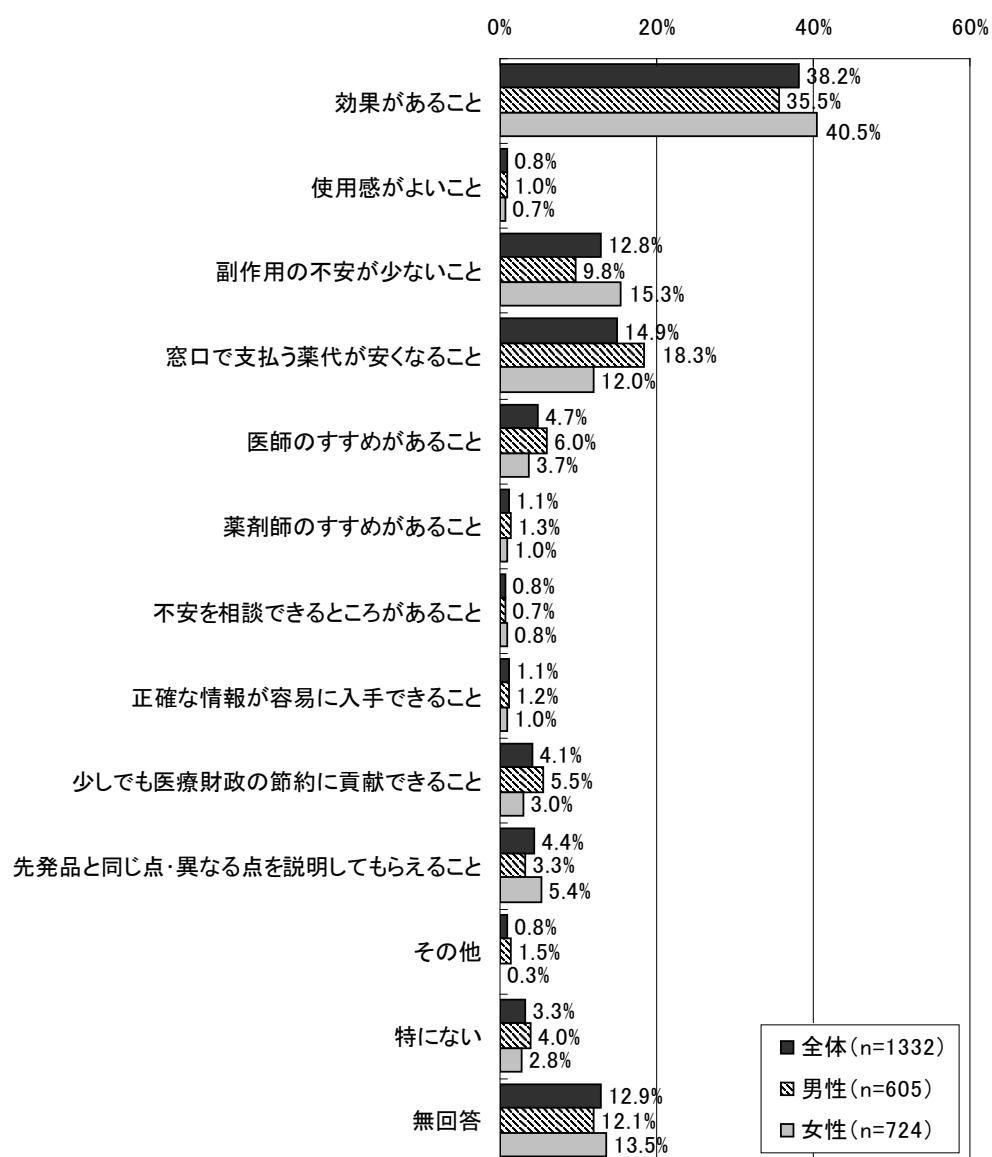
図表 237 後発医薬品を使用するにあたって重要なこと（年齢階級別、複数回答）

（上段：人、下段％）

	総数	効果があること	使用感がよいこと	副作用の不安が少ないこと	窓口で支払う薬代が安くなること	医師のすすめがあること	薬剤師のすすめがあること	不安を相談できるところがあること	正確な情報が容易に入手できること	少しでも医療財政の節約に貢献できること	先発品と同じ点・異なる点を説明してもらえること	その他	特にない	無回答
全体	1,332 100.0	1,000 75.1	318 23.9	753 56.5	824 61.9	378 28.4	374 28.1	222 16.7	242 18.2	352 26.4	352 26.4	24 1.8	44 3.3	52 3.9
29歳以下	107 100.0	81 75.7	25 23.4	62 57.9	72 67.3	29 27.1	30 28.0	21 19.6	25 23.4	25 23.4	31 29.0	1 0.9	5 4.7	3 2.8
30～39歳	185 100.0	148 80.0	57 30.8	101 54.6	119 64.3	41 22.2	37 20.0	21 11.4	27 14.6	35 18.9	46 24.9	2 1.1	5 2.7	8 4.3
40～49歳	165 100.0	140 84.8	55 33.3	107 64.8	111 67.3	50 30.3	41 24.8	22 13.3	25 15.2	36 21.8	38 23.0	1 0.6	2 1.2	2 1.2
50～59歳	246 100.0	204 82.9	67 27.2	154 62.6	166 67.5	60 24.4	64 26.0	48 19.5	54 22.0	64 26.0	73 29.7	7 2.8	5 2.0	7 2.8
60～64歳	141 100.0	101 71.6	29 20.6	81 57.4	90 63.8	36 25.5	31 22.0	27 19.1	28 19.9	42 29.8	32 22.7	4 2.8	2 1.4	8 5.7
65～69歳	146 100.0	103 70.5	27 18.5	77 52.7	93 63.7	46 31.5	55 37.7	34 23.3	28 19.2	49 33.6	44 30.1	4 2.7	4 2.7	7 4.8
70～74歳	122 100.0	85 69.7	21 17.2	66 54.1	71 58.2	44 36.1	42 34.4	20 16.4	22 18.0	42 34.4	36 29.5	0 0.0	2 1.6	6 4.9
75歳以上	207 100.0	127 61.4	35 16.9	100 48.3	96 46.4	69 33.3	71 34.3	28 13.5	29 14.0	56 27.1	48 23.2	5 2.4	19 9.2	10 4.8

（注）「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

図表 238 後発医薬品を使用するにあたって最も重要なこと（男女別、単数回答）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

図表 239 後発医薬品を使用するにあたって最も重要なこと（年齢階級別、単数回答）

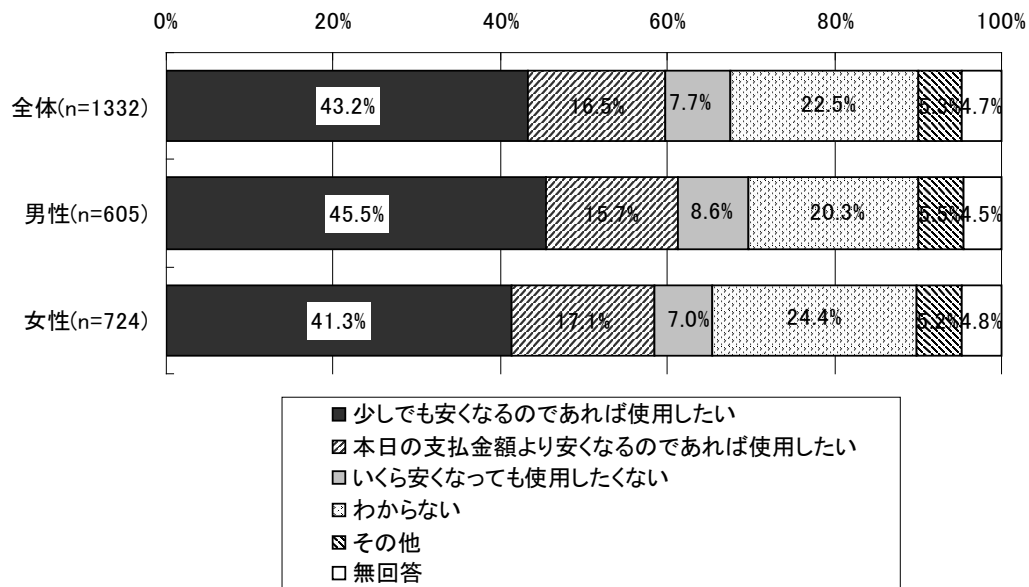
(上段：人、下段%)

	総数	効果があること	使用感がよいこと	副作用の不安が少ないこと	窓口で支払う薬代が安くなること	医師のすすめがあること	薬剤師のすすめがあること	不安を相談できるところがあること	正確な情報が容易に入手できること	少しでも医療財政の節約に貢献できること	先発品と同じ点・異なる点を説明してもらえること	その他	特にない	無回答
全体	1,332 100.0	509 38.2	11 0.8	171 12.8	198 14.9	63 4.7	15 1.1	10 0.8	14 1.1	55 4.1	59 4.4	11 0.8	44 3.3	172 12.9
29歳以下	107 100.0	46 43.0	0 0.0	13 12.1	20 18.7	6 5.6	0 0.0	0 0.0	1 0.9	1 0.9	5 4.7	0 0.0	5 4.7	10 9.3
30～39歳	185 100.0	81 43.8	5 2.7	16 8.6	23 12.4	3 1.6	3 1.6	2 1.1	2 1.1	7 3.8	9 4.9	2 1.1	5 2.7	27 14.6
40～49歳	165 100.0	78 47.3	0 0.0	24 14.5	27 16.4	7 4.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 3.6	5 3.0	0 0.0	2 1.2	16 9.7
50～59歳	246 100.0	114 46.3	2 0.8	36 14.6	34 13.8	5 2.0	1 0.4	2 0.8	3 1.2	6 2.4	12 4.9	1 0.4	5 2.0	25 10.2
60～64歳	141 100.0	41 29.1	1 0.7	25 17.7	26 18.4	8 5.7	0 0.0	2 1.4	3 2.1	4 2.8	4 2.8	4 2.8	2 1.4	21 14.9
65～69歳	146 100.0	50 34.2	1 0.7	14 9.6	28 19.2	5 3.4	3 2.1	1 0.7	3 2.1	9 6.2	8 5.5	2 1.4	4 2.7	18 12.3
70～74歳	122 100.0	40 32.8	0 0.0	14 11.5	20 16.4	7 5.7	1 0.8	2 1.6	0 0.0	8 6.6	6 4.9	0 0.0	2 1.6	22 18.0
75歳以上	207 100.0	56 27.1	2 1.0	27 13.0	18 8.7	21 10.1	7 3.4	1 0.5	1 0.5	14 6.8	10 4.8	2 1.0	19 9.2	29 14.0

(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

③後発医薬品の使用意向

図表 240 後発医薬品の使用意向（男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

図表 241 後発医薬品の使用を希望する際の差額

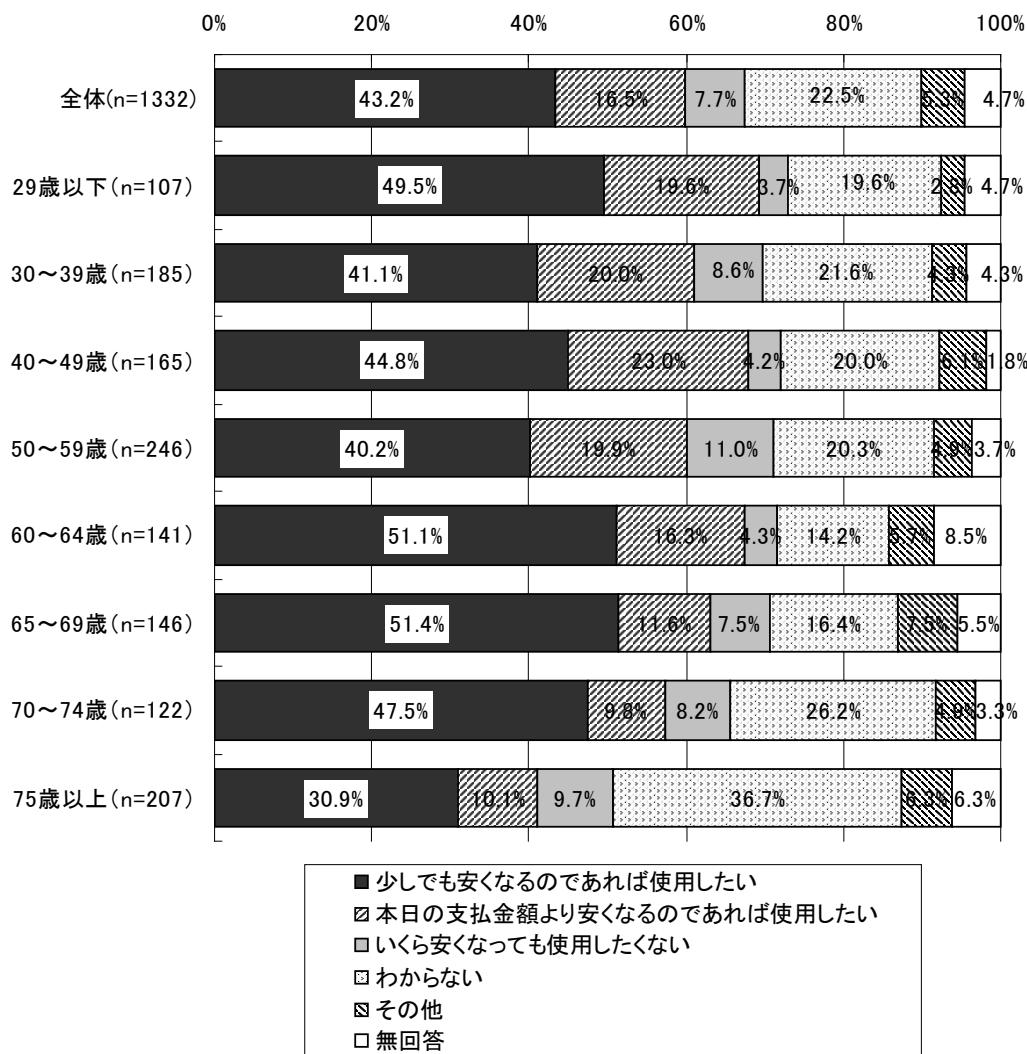
(「本日の支払金額より安くなるのであれば使用したい」と回答した人、男女別)

(単位：円)

	人数(人)	平均値	標準偏差	中央値
全体	220	769.8	991.8	500
男性	95	951.4	1,299.6	500
女性	124	648.0	688.4	500

(注)「全体」には、「性別」について無回答の1人が含まれる。

図表 242 後発医薬品の使用意向（年齢階級別）



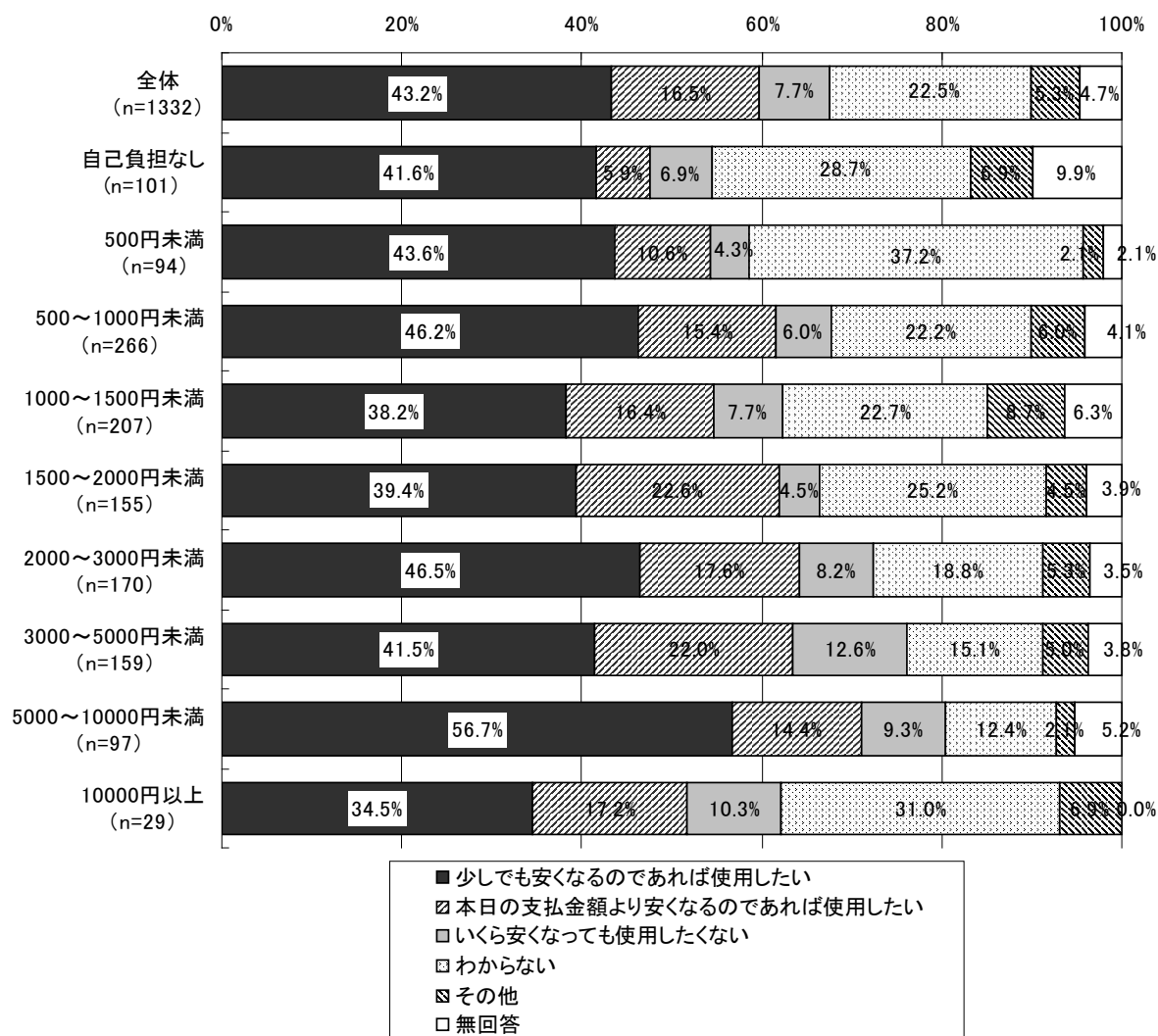
（注）「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

図表 243 後発医薬品の使用を希望する際の差額
 (「本日の支払金額より安くなるのであれば使用したい」と回答した人、年齢階級別)

	人数	平均値	標準偏差	中央値
全体	220	769.8	991.8	500
29 歳以下	21	414.2	318.6	300
30～39 歳	37	496.6	378.4	500
40～49 歳	38	716.7	496.7	500
50～59 歳	49	920.3	1,000.7	500
60～64 歳	23	769.7	431.9	650
65～69 歳	17	1,648.0	2,556.6	500
70～74 歳	12	746.7	823.8	500
75 歳以上	21	701.1	728.5	500

(注)「全体」には、「年齢」について無回答の 2 人が含まれる。

図表 244 後発医薬品の使用意向（本日の薬局窓口での自己負担額別）



（注）「全体」には、「本日の薬局窓口での自己負担額」について無回答の 54 人が含まれる。

図表 245 後発医薬品を使用したいと思う軽減額
 (「本日の支払金額より安くなるのであれば使用したい」と回答した人、
 本日の薬局窓口での自己負担額別)

(単位：円)

本日の自己負担額	人数(人)	軽減額		
		平均値	標準偏差	中央値
全体	220	769.8	991.8	500
500 円未満	10	195.0	75.8	200
500～1000 円未満	41	302.5	149.0	300
1000～1500 円未満	34	495.0	236.5	500
1500～2000 円未満	35	557.5	347.7	500
2000～3000 円未満	30	794.6	499.3	800
3000～5000 円未満	35	1,061.3	648.8	1,000
5000～10000 円未満	14	1,458.8	1,041.6	1,000
10000 円以上	5	5,375.0	3,351.0	4,750

(注)「全体」には、「本日の窓口負担額」について無回答の 16 人が含まれる。

目 次

I. 調査の概要	1
1. 目的	1
2. 調査対象	1
3. 調査方法	1
4. 調査項目	2
II. 調査の結果	7
1. 回収結果	7
2. 保険薬局調査の結果	8
(1) 薬局の属性	8
①組織形態	8
②職員数	9
(2) 調剤の状況等	10
①調剤基本料	10
②基準調剤加算	11
③後発医薬品調剤体制加算	11
④処方せんの応需状況	12
⑤後発医薬品調剤率	12
⑥後発医薬品調剤率別にみた薬局数の分布	13
⑦1 か月間の取扱い処方せん枚数	14
⑧営業日数（平成 24 年 8 月 1 か月間）	14
(3) 取扱い処方せんの状況【様式 1 が「処方せんベース」である 567 施設を対象】	15
①1 週間の取扱い処方せん枚数の内訳	15
②後発医薬品への変更割合（処方せん枚数ベース）	16
③すべてが変更不可となっている処方せんのうち、後発医薬品を銘柄指定している処方せんの割合（処方せん枚数ベース）	19
④後発医薬品への変更割合（薬局数ベース）	20
(4) 取扱い処方せんの状況【様式 1 が「品目ベース」である 546 施設を対象】	22
①1 週間の取扱い処方せん枚数の内訳	22
②後発医薬品への変更割合等（品目ベース）	23
(5) 後発医薬品への対応状況	26
①後発医薬品の調剤に関する考え	26
②後発医薬品使用に関する患者の意向確認	27
③後発医薬品についての患者への説明等の状況	28
④後発医薬品の調剤状況等	31

⑤医療機関への情報提供等	34
(6) 備蓄医薬品の状況等	36
①後発医薬品の採用基準	36
②医薬品の備蓄品目数	37
③医薬品の在庫金額及び廃棄額	37
(7) 患者からの意思表示の状況等	38
①「ジェネリック医薬品軽減額通知」などを患者から提示された経験の有無	38
②「ジェネリック医薬品希望カード」を患者から提示された経験の有無	38
③「薬剤情報提供文書」を患者から提示され、後発医薬品についての説明を行った経験の有無	38
④患者が後発医薬品を頼みやすくなるための工夫	39
(8) 後発医薬品への変更を進めるための要件	40
①薬局の立場として後発医薬品への変更を進めるための要件	40
②後発医薬品の使用を進める上で医師に望むこと	41
③後発医薬品の使用を進める上で後発医薬品メーカーや卸業者に望むこと	42
(9) 後発医薬品に変更して調剤した処方せんに係る薬剤料の状況	43
3. 診療所・病院・医師調査の結果	44
(1) 施設の概要等	44
①診療所の施設属性	44
②病院の施設属性	45
③オーダリングシステムの導入状況等	47
(2) 医師の属性等	49
①医師の属性	49
②病院医師における1日当たり平均外来診察患者数	50
(3) 診療所・病院の診療体制	50
①診療所の診療体制	50
②病院の診療体制	50
(4) 診療所・病院における医薬品の備蓄状況等	51
①医薬品の備蓄状況等	51
②診療所・病院における後発医薬品備蓄品目数の今後の予定	55
③後発医薬品の供給体制（1年前と比較して）	56
(5) 診療所・病院における後発医薬品の採用状況等	57
①後発医薬品に関する情報の収集源	57
②後発医薬品を採用する際に重視すること	59
③後発医薬品の導入・切替の際に苦労したこと（病院のみ）	61
④後発医薬品リストの近隣薬局・地域薬剤師会等への提供状況	62
(6) 入院患者に対する後発医薬品の使用状況等	63
①入院患者に対する後発医薬品の使用状況	63

②入院患者に対して後発医薬品を使用して問題が生じた経験の有無（平成 24 年 4 月以降）	65
③後発医薬品使用体制加算の状況	66
④今後どのような対応が進めば施設として入院患者等*に後発医薬品の使用を進めてもよいと思うか	68
(7) 外来患者に対する後発医薬品の使用状況等（施設ベース）	70
①院外処方せん発行状況（平成 24 年 4 月以降）	70
②外来診療の状況	70
③病院における後発医薬品の使用について、外来患者に院外処方する場合の施設としての対応方針	71
④病院における一般名処方による処方せん発行への対応状況等	71
(8) 外来診療における院外処方せん発行時や後発医薬品の処方に関する医師の考え等（医師ベース）	73
①外来診療における後発医薬品の処方に関する考え	73
②外来診療における後発医薬品の処方の変化（1 年前と比較して）	74
③後発医薬品への「変更不可」欄にチェックした処方せんの発行経験等（平成 24 年 4 月以降）	75
④一般名処方による処方せん発行の経験等（平成 24 年 4 月以降）	78
(9) 保険薬局からの情報提供の状況と意向	81
①変更調剤時の保険薬局からの情報提供等	81
②一般名処方に対する保険薬局からの情報提供等	82
③保険薬局からフィードバックされた情報の管理方法と活用状況	83
(10) 院外処方せんを発行していない施設における、外来患者に対する院内投薬の状況や後発医薬品の使用に関する考え	84
①院外処方せんを発行していない病院における、外来患者に院内投薬する際の後発医薬品の処方に関する考え	84
②院外処方せんを発行していない診療所における、外来患者に院内投薬する際の後発医薬品の処方に関する考え	85
③院外処方せんを発行していない施設における、患者が後発医薬品を選択しやすくするためにしている対応	86
(11) 患者からの意思表示等の状況	87
①「薬剤情報提供文書」を患者から提示された経験等（平成 24 年 4 月以降）	87
②「ジェネリック医薬品軽減額通知」などを患者から提示された経験	89
③「ジェネリック医薬品希望カード」を患者から提示された経験	89
④後発医薬品について関心がある患者の状況等（平成 24 年 4 月以降）	90
⑤患者が後発医薬品を頼みやすくするための施設としての工夫	91
(12) 医療機関・医師における後発医薬品使用に関する意識等	92
①医療機関・医師における、後発医薬品が薬事法に基づく厚生労働大臣の承認を得る	

ために必要なデータの内容に関する認知状況.....	92
②医療機関・医師における、『ジェネリック医薬品への疑問に答えます～ジェネリック 医薬品Q & A～』に関する認知状況	92
③後発医薬品の処方を進めるための環境	93
(13) 後発医薬品の使用を進める上で望むこと	95
①一般名処方による処方せんを発行しやすくする方法	95
②後発医薬品の使用を進める上で保険薬局や薬剤師に望むこと	96
③後発医薬品の使用を進める上でメーカーや卸業者に望むこと	98
4. 患者調査の結果	100
(1) 患者の属性等	100
①患者の基本属性	100
②薬局の来局頻度等	101
(2) 調査日における受診・調剤状況等	105
①受診した医療機関の種類等	105
②処方の状況等	106
(3) 一般名処方の処方せんの認知状況等	110
①一般名処方の処方せんの認知状況	110
②一般名処方の処方せんを受け取った経験の有無	111
③一般名処方の処方せんについて薬局の薬剤師から受けた説明内容	112
④一般名処方の処方せんを受け取って困った経験	114
(4) 処方についての今後の意向	116
(5) 後発医薬品の使用状況等	118
①後発医薬品に対する関心	118
②後発医薬品の認知状況	119
③後発医薬品の使用経験	121
④医師から後発医薬品についての説明を受けた経験の有無	122
⑤医師に後発医薬品の処方をお願いした経験の有無等	123
⑥薬局で薬剤師から後発医薬品についての説明を受けた経験の有無	124
⑦薬局で薬剤師に後発医薬品の調剤をお願いした経験の有無等	125
⑧薬局で後発医薬品に変更してもらえなかった経験の有無等（平成 24 年 4 月以降）	127
⑨先発医薬品から後発医薬品に変更した経験等	129
(6) ジェネリック医薬品軽減額通知の受取状況等	134
①ジェネリック医薬品軽減額通知の受取状況等	134
②ジェネリック医薬品軽減額通知の受取により後発医薬品に変更したか	137
③ジェネリック医薬品軽減額通知の受取希望	139
(7) 薬剤情報提供文書に関する経験や考え等	140
①薬剤情報提供文書に記載の後発医薬品に関する情報を見た経験の有無	140

②薬剤情報提供文書における先発医薬品と後発医薬品の差額がわかる記載の有無	141
③薬剤情報提供文書を受け取った薬局で、薬剤師から後発医薬品について口頭で説明を受けたか.....	142
④薬剤情報提供文書の後発医薬品に関する情報を見て、医師や薬剤師に後発医薬品について処方・調剤をお願いしたことがあるか.....	143
⑤薬剤情報提供文書による後発医薬品に関する情報提供は役に立つか.....	144
(8) 後発医薬品の使用に関する考え等.....	145
①後発医薬品の使用に関する考え等	145
②後発医薬品を使用するにあたって重要なこと	146
③後発医薬品の使用意向.....	150